

載の事項も、單に必要な丈に止め、決して廣告めいた事や引換の手續などを記したのはよくない、殊に金額の外に分量を示したり、有効期限を表はしたりするは、甚だ思慮の足らぬ仕方と言はねばならない。

第二項 酒醬油商の切手

引換上の便利なら是非共、共通切手と連續切手とが今少しく流行して欲しい。然るに酒醬油類にあつては、此の理想が最も實現し易い、尤も現に共通切手は、己に行はれて居る所もあるが、本支店の間とか極く狭い間柄丈しか通らぬのだから、未だ便利とは言はれない。又、例へば茲に十圓の切手を贈られたとし、其の人は一升一圓の酒が欲しい場合、切手に依つて酒屋から一升酒を取つた時、丁度勸業債券の利札のやうに五十錢宛、或は一圓宛、切り取るやうな風にして置いたら、體裁もよし、至極便利であり、殊に酒類商に於て行はれ易く、且つ最も適當な方法であらうと思ふ。

第三項 便利なる切手交換所

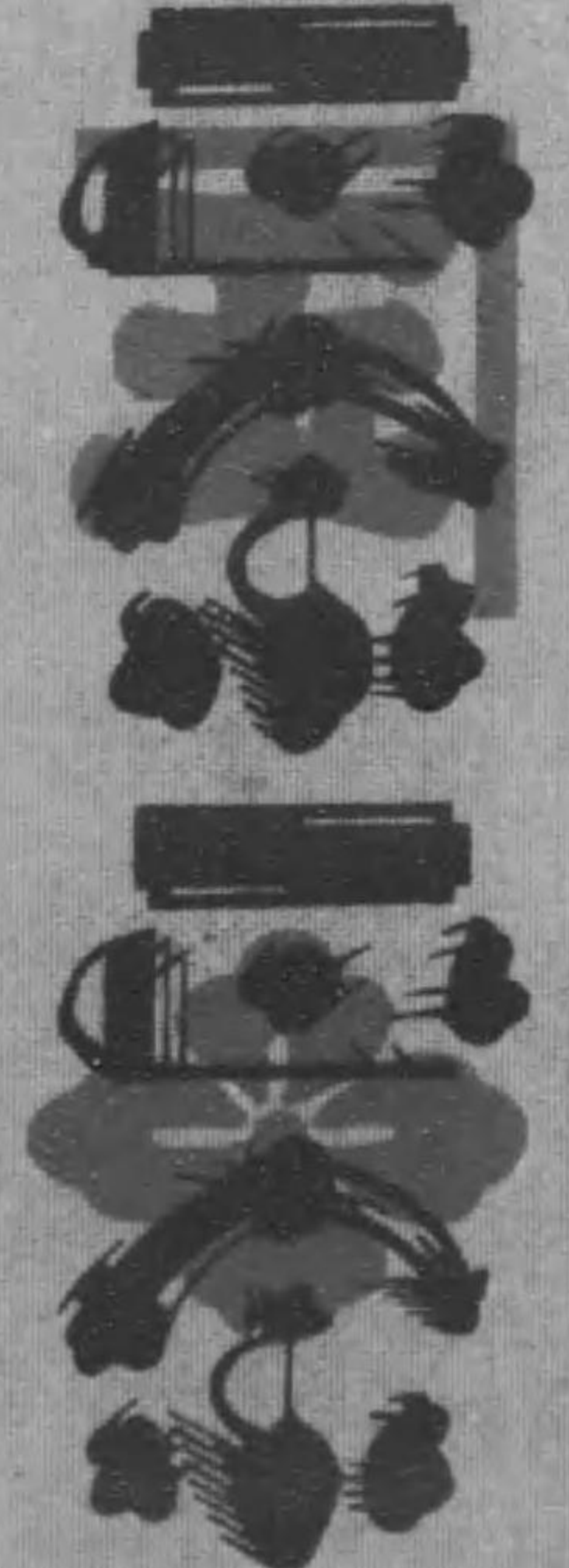
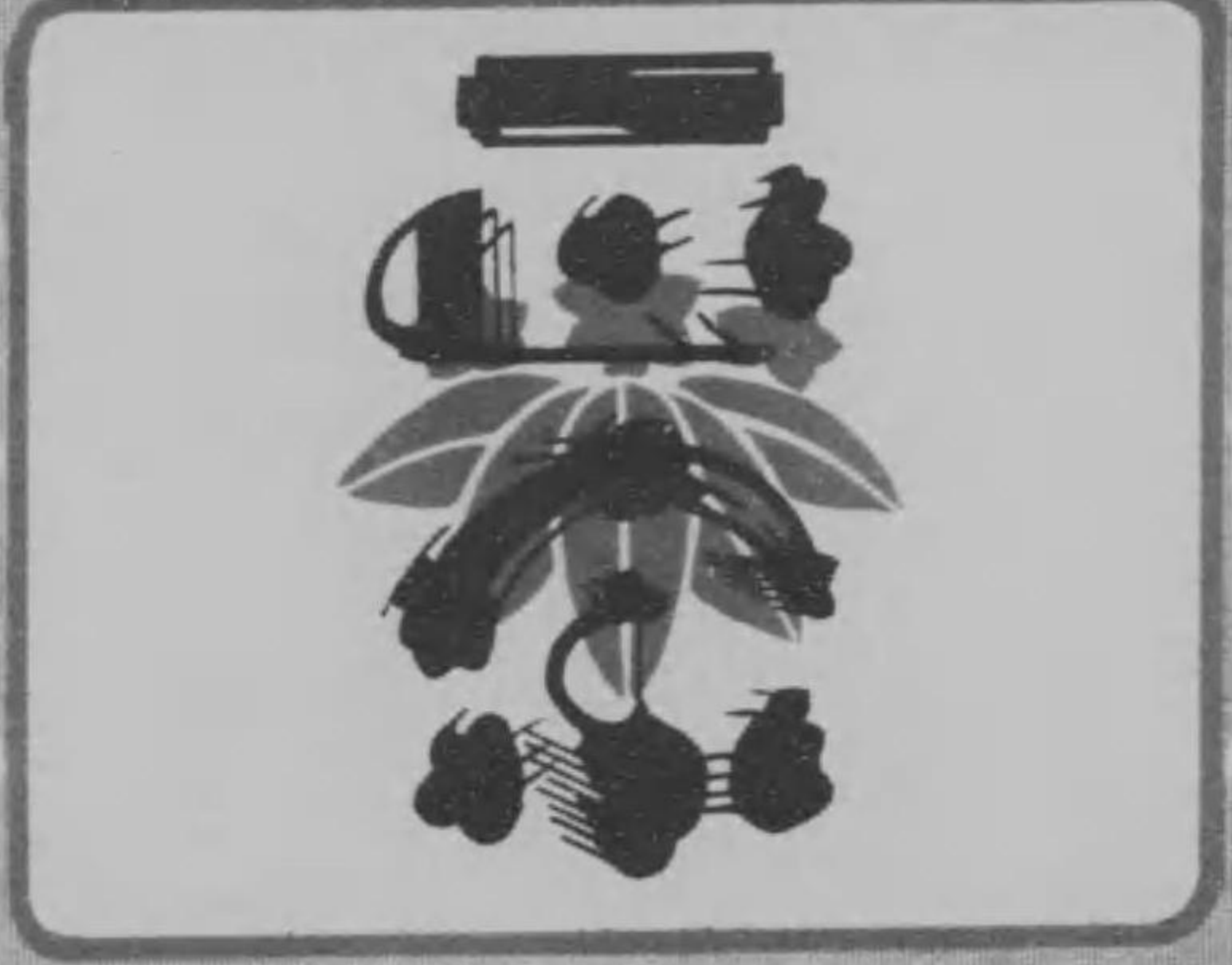
切手交換所とは、字の如く商品切手の交換を爲し、賣買をする所で、便利な、而して將來充分發展すべき營業である。即ち上戸が菓子切手を貰つた。所が、些しも欲しくない。此の場合持つて行けば、交換所は相當の割引をして、引取つて呉れる。又、菓子切手はあるが、先方が上戸だから、酒の切手を贈り度いと思ふ時、或は拾圓の切手を五つに分割して

贈り度い場合、交換所は、水引、紙、印紙代等の實費と、多少の手續料とを收めて、大きい切手の分割や、甲切手と乙切手との交換などもし、猶ほ或酒(醬油)店の切手が欲しいと思ふ場合、交換所へ行けば、元々何割か割引して買取つた切手があるから、直接其の店から、買ふよりも、多少安く買へると云ふ便宜もある、併し今日實際は、割引の率が少しく高過ぎるので、最と發展すべき事業が發展せずに居る。割引を澤山して買つて置けば、從つて賣る時に安く賣れるから、或はお客の便宜だと言ふか知らぬが、交換所は、買つて呉れる人よりも、賣つて呉れる人が大切である、例へばイ偏の鯉節山本の茶の切手が二割五分引と云ふ如き、賣る方では一寸考へる。中に商品に依りては一旦商品を取つて、之れを賣却した方が割がよいものもある。之れでは折角の便利機關も、充分利用することが出来ない。何とか改良したいものである。

第三章 顧客應接術

店飾りをして注目を惹き、廣告をして商品を知らせるも、共に間接に商賣をする事にはなれど、直接商品を買付けるのは、全く其の商品を取扱つて居る所の店員の手腕である。而して此の店員の手腕とは、お客を外らさぬ巧みな應接に外ならない。然らば如何にせば、能くお客を外らさず、最も多く商品販賣の成績を挙げ得べきか、それも、扱ひ悪い神經質

大日本優等清酒



五王酒

牧原仁兵衛專賣

坂上島太郎專賣

中澤彦吉本店專賣

平野太郎兵衛專賣

甲州東八代一宮郷
金子本家釀造

酒清等優

標商錄登

富士
娘

廣島縣賀茂郡仁方町
釀造元金子吉之助

金子第一支店

京橋區新榮町二ノ一

金子第二支店

神田區新銀町二

金子第三支店

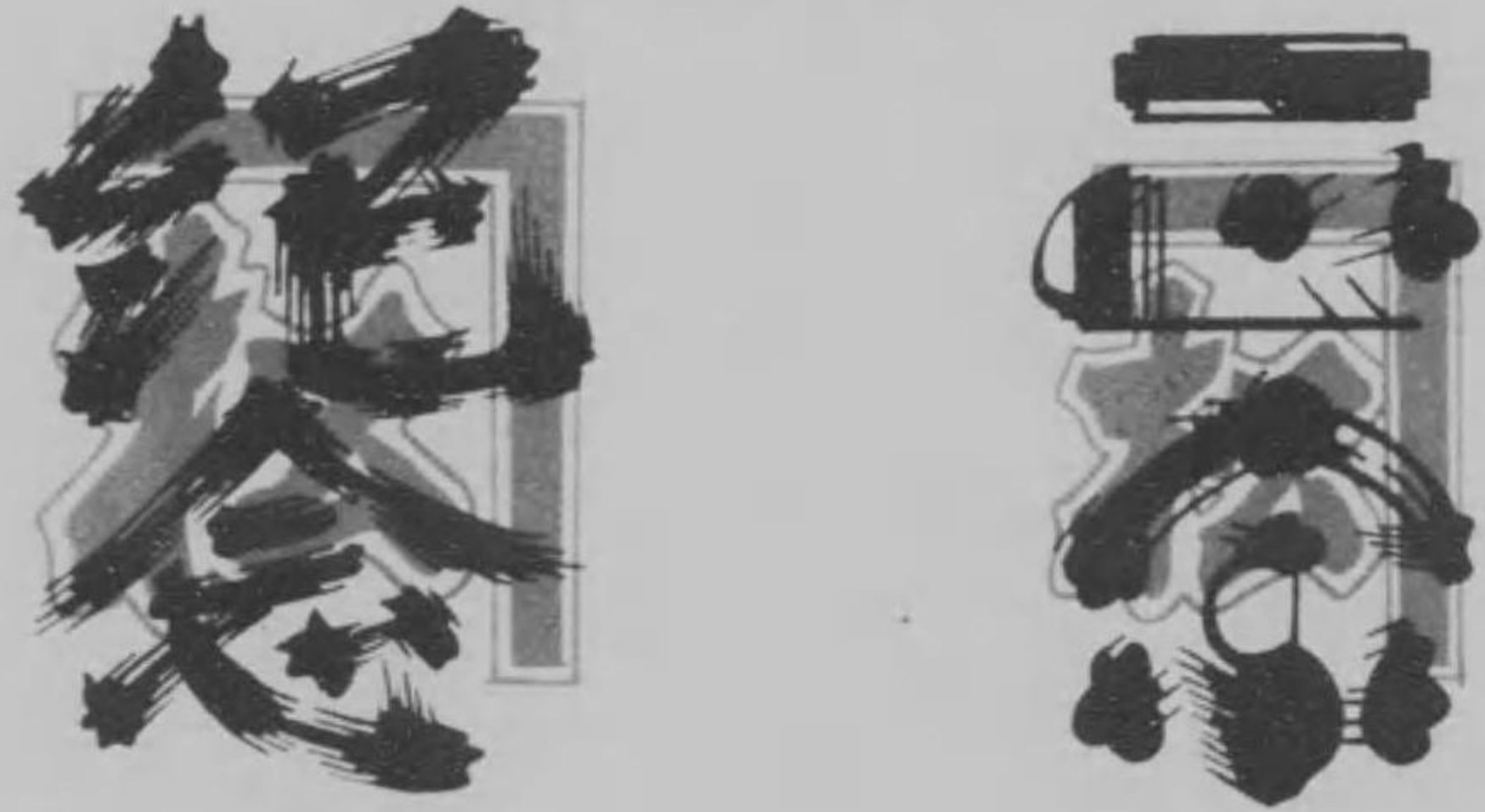
淺草區千束町二ノ三ノ八

金子第四支店

淺草區左衛門町一
(電話下谷一八〇二番)

酒清良醇本日大

標商錄登



山梨縣東八代郡歸村
河野本家鑑釀

正宗發賣元
鈴木新兵衛
牧原仁兵衛
平野太郎兵衛

紀念發賣元
外本喜兵衛
外本喜衛門

のお客、又、賣れ口の遠い商品などを、最も巧みに應接し、且つ賣抜す事が出来るか。實に是れ商賣繁昌策中の一重大問題と言はねばならない。以下之れに就て、少しく述べて見やう。

第一節 お客様の種類

十人十色で、其の顔の各々異なるが如く、其の性質が皆違つて居る、従つて一々應接に手心を變へねばならない。誠に商賣たる難い哉の嘆聲も洩し度くなるが、併しそこに却つて研究上、實際上幾多の興味があるではないか。

第一項 研究上の標準客

先づ種々のお客の中で、最も應接上注意を要すべきは、彼の神経質の人間であつて、一度怒らせたり、嫌氣をさへせたりすれば、永久其の店のお得意とする事の出来ないのみか、其の人は、其の店の事を世間に悪しざまに吹聴して歩く、店に取つては非常な、即ち二重三重の損害であるが、若し反對に其の人の氣に入り、又は信用を受ければ、飽迄も店の利益を保護して呉れる上得意となつて了ふ。では、ドウ云ふ人が神経質かと云ふに、一寸店へ初めて来た人を見て、判然それと目星の附くものでない。先づ、研究の便宜上、若い婦人客を以て標準にするがよからう。若い婦人客は随分何かを氣にし、且つ氣を配るもので、入口の戸の音、通路の水溜り、「入

東京南新堀
發賣元 中澤本店

横濱住吉町
發賣元 八木本店



酒
富士
初日

村見士富在和石州甲
造釀家本内河

つしやい」の聲、店員の顔付き、其の衣服の塵、手の先、歩き方、商品に附いて居る塵埃、返事の遅い、言葉尻りの不明瞭なの、お世辭の好過ぎるの、威張つたやうな態度などを一々氣にする。即ち好個の神経質の標本と言ふて可い、猶ほ此の外に

第二項 憐むべきお客とは

何かと云ふに、即ち多いお客の中には、極く正直な、又極めて小心な性質なのがあつて、店員が「好い品物」だと言へば、譯もなく感心し、「是れはお爲めになりませぬ」と云へばア、そうかと断念める、謂はゞ店員から威壓を蒙つて其の言ふがまゝになるのである。是等は其の應接も洵に簡單なやうであつて、實は煩雜なのである、と云ふのは、其の感心や断念めやが、心底から出たのでなくて、一寸とした輕い心的作用故、絶えず店を迂路々々して、モツと深く感心し、ヨリ能く諦めようと悶えて居る。此の場合店員は先方の弱いのを奇貨として無理押付け等してはならない。氣永く親切に助言を與へて、遂に心から感心して買物をさせるやうにすべきである。

第三項 愛すべきお客とは

神経質なの、已惚れ強い、煽てに乗るのお客である。此の種のお客は、店員の手腕次第、應接次第で、ドウにでもなる。最も利用し易い種類に屬し、お客は、亦店員を見る事全

く自分と對等であるから、若し間違つて之れを利用し損ふが最後、元來、其の性質の率直であり、神經的である所から、直ぐ喧嘩腰で喰つて掛らぬとも限らない、故に之れを利用するに當つても、大いに注意して、縦令、お客が自分達を對等に見て居ると云ふたとて、唯お客自身丈けの、而も胸中に於ての考へに過ぎず、決して形に現しての事でないことを了解し、必ず其のお客に狎れたやうな態度は慎むべきである。即ち敬して居るに如くはない。従つて居るに如くはない。猶ほ茲に

第四項 恐るべきお客とは

何かと云ふに。即ち店員を殆んど人間視しないお客と、輕卒に物を信用して直ぐ何事にも好意を持つのとである。前者は、應接振りが氣に入らぬからとて、買ひ掛けた物を中止することもない代り、如何に愛嬌よく應接に努めて見た所で、満足らしい貌一つしない、實に張合ひのない事夥しく、買物をするに恰も預けて置いたものを、持つて行くかの如き態度である。故に餘りペコ／＼頭を下げるも控え、空世辭も抜きにして、店員は店員らしく、只可憐な態度を失はぬやうにして應接して居ればそれでよい。併し乍ら此の種のお客は努力の如何に依り、將來店の爲めに案外頼母しいお得意となるのが、先づ通例であるから、大切にせねばならない。

第五項 理想のお客とは

せて呉れ」と云ふ淡白なの「是れては逆も問題にならぬ」と急に廢めて了ふ小心なの等、人々の性質の異なるより、實に其の解釋は種々様々となる。蓋し生きた人間を相手にする應接の六ヶしい點で、従つて之れに使用すべき言葉や、挨拶の如きも、却々周到の注意が要る次第である。

第一項 先づ第一に誠意

百偏のお世辭も、千度の叩頭も、底に誠意が籠つて居なければ、却つて空々しく滑稽となるのみか、往々お客に嫌氣をさしせる虞れがある。例へば初めてのにお客に「毎度有難う」も、習慣なればこそ別に不思議でなければ、理屈を言へば不條理だし、「おかみさん」と言ふべきを、「奥さん」などと言ひ、「奥さん」なるべきを、「御新造さん」や「おかみさん」と呼ぶもよくない。主人だから、奥様だから、下女だから、小供だからとて、其の挨拶語で現す敬意の度を二三にするも考へものである、要するに上つたりのする空世辭や、心にもない愛嬌は、其の愛想笑ひにも、下げた頭のドコかにも、輕率な態度が現はれて、何となく氣障な感じがする。忘れてならぬのはお客に對する誠意であつて、之れあるに於て初めて、其の世辭や愛嬌が生彩を帯びて來るのである。

第二項 説明には充分な智識

商品に就て上手に説明するには、ドウしても胡魔化しては駄目である。全く其の産地は勿論、學術と普通の名稱、用

即ち敬すべきお客で、所謂ザツク、パ、ハ、ンの性質を持つて居る。店員を店員らしく觀察して、店へ來れば直ぐ相談相手とし、相當の助言も求めれば、又氣付いた缺點は、之れをドシ／＼指摘する。是れ畢竟其の店を愛し、店員を愛するから従つて此の種のお客に對しては、見え透くやうな世辭、空笑ひなど一切無駄、それよりも、思つて居る事を腹藏なく打明けるに限る。少し位言ひ過ぎたとて、大した咎めを受けざるやうの事はない、兎に角「是れ丈けの金で、是れ／＼の買物がしたい」と、何も彼も打明けて來るお客だから、全く取扱ひ好いので、猶ほ前述の種々の性質あるお客をして、此の理想のお客に化せしめるは相當の骨折りに違ひないが、最も必要なことであつて、而も決して絶望すべきではない。

第二節 應接と注意

お客に對する應接上、單に一つの言葉なれど、例へばワツトソンのオールドウキスキーを買はうと思ふ人に、和製の劣等品を見せて、「此の邊なら、大變御恰好で」などと、やつたとして、「成程」と感心する正直なのも、「フン、馬鹿にするな」と怒る神經質なもの、又「好い加減間に合せを言ふ」と最初から、高を括る寛大なものもある。然るに之れと反對に、望めるよりも優等な品を示され、「ドウしても自分の人柄が好いからだ」と己惚れるの「少し好過ぎるから、モツと下のを見

法、要素、さては酒なら燗の仕方から、手置きの方法などの微點までも、所謂痒い所に手の届く様に詳しく知つて居て、それを巧みに、決して知つてると云ふ如き態度を見せず、又議論に互らず、若しお客が灘の産を東北の産だと誤解して、店員の説明に反對する事はあつても、長い物には巻かれて、必ず自説を飽造主張するは能くない。後でお客の感情を害せぬ様な機會を發見して、徐ろに辯解すると云ふ如く、商ひの呼吸は凡て如才ない點に存する。要するに、商品を賣るに其の説明の標準とすべきは、「如何にして賣残り、又は賣遠い品未だ廣告のしない商品を賣るべきか」である。

第三項 永久の得意を作れ

商賣の原則としては、高い品をヨリ多く賣る事、お客の豫算を超過させる事にあるが、事實は決してそう單純でなく、折角餘計賣付けた努力が、或は一時的の成功で、永遠に失敗して居る例も少なくない、即ち單に商品を多く賣付けるのみが商賣上手と言ひ得ない場合も多い。例へば「彼處の店へ行く」と途餘計な買物をさせられるから」とて、二の足を踏むやうになつたら、既に失敗である、實用品を供給する酒醬油商には、多く起らぬ問題ながら、お客の精通しない。且つ贅澤品に屬する洋酒類には、或は時々起る現象ではあるまいか。殊に呉服商などにあつては、特に注意すべき重大事件とされて居る。要するに、眞に應接上手と言ふは、お客の性格を考へ

且つ其の都合をも察し、總て親切を專一にするが、懸て永久の得意を作る所以である。

第四項 素見客を利用せよ

素見客と云ふても、眞に買ふ氣で來ても、氣に入つた品の無い爲め買はぬ者、他日の參考に見て置く者、見た上で買はうと考へてる者、唯何となく店に入る者、面白半分に見る者等、種々あつて決して一樣でない、枯木も山の賑ひて、縱令、今日十錢の買物をせぬからとて、他日一圓の買物をするかも知れない。買ふのも買はぬのも、總てお客の都合に在る事だに買はずに歸るお客の心は、人情で、何となく肩身の狭いやうに考へる。之れをどう考へさせず、最も愉快に素見さしてやるが、文明流の商賣の仕方、且つ將來の得策となるのである。假りに今、素見客が歸らうとする場合、店員が挨拶をするものとしたら、決して言葉に忌味があつてはならない。快よく店を出してやる工夫を考へ、而して『又何卒御来店を願ひます』を、最も婉曲に述べて、此の際引札など渡して歸すがよい、決して無理強いをしたり、嫌な貌などしてはならない。婦人の素見客などは殊に注意すべきである。

第三節 應接と暗示

最近心理學の發達と共に、教育上感化上其の他に催眠術の

應用が、盛んになつて來た、而して歐米の商店では、今や眞

面目に之れを顧客應接上に應用する工夫を研究するやうになつた。一體、此の暗示なる語は、催眠術を施す者が、施される者に與ふる感念の謂ひで、催眠術を施された者は、施した者の心のまゝとなつて了つて、妙齡の婦人でも「貴嬢は夫になつたと云ふ暗示を與へられると、四ッ這ひになつて吠える冷たい火箸を握らせられて「それは焼け火箸だ」と云へば、見る間に掌が爛れて了ふ。「立て」と言へば立ち「座れ」と言へば座る。全く命令のまゝとなる。假りに店員が、お客に催眠術を施し得るものとせば、此の位都合のよい話はないが、今日のお客は、そんな間抜けは一人も居ない。

所が、實際に於て右の催眠術は、店員がお客に對して、施し得るものではないけれども、極めて低度の催眠術、即ち暗示を與へて、催眠状態に誘ふ事は、自分の言ふ事を信ぜしめ少しも反抗心、疑惑心がなくなるから、商賣上非常な好都合で、店員の手腕が此の域迄進んで來れば、最早や成功と言ふて可い。

第一項 先づ信用を得よ

信用さへあれば「良い酒」と言ふても疑はれず、「廉い醬油」と言ふても反抗心を起さない。暗示を與へんとするには先づ店員なり、其の店なりは、お客から信用を得ねばならぬ

ぬ」とか、「イヤ先刻も外のお客様からお買めを頂きました」とか、最も確かな人間を引合に出すがよい。お客が初めて「成程左様かも知らぬ」と、疑念、反抗心を晴すやうにするは、是れが最も効果あるとして可い。

第三項 機先を制せよ

既に起つた疑念を解き、反抗心を抑ふる事も、暗示を與ふる上に必要ではあれど、同時に之れを未然に防ぐのも、更に肝要である。例へば機先を制してお客の決定を確める如き、即ちお客が見捨て、他店に行きそうなる氣配を見たら、「彼店に御出店になつて御覽なさいまし、中々良い品も澤山あります」と出られて、お客は「そうか」と出て行く氣にはなれない。案外な挨拶に毒氣を抜かれて、却つて他店行きを見合せる。又、價切りそうだと見たらば、「貴方様のやうに能くお解りの方は、最初から本當の價段を申し上げた方がよろしく、お價切りになるお客様は、直ぐ解りますから」など、先廻りをしたる。併し忌味などを含ませてはならない。それから、お客に商品を見せての挨拶に、「此の邊では如何でせう」位では薄弱である。是非「孰れに致しませう」と、兎に角、お客が買ふ事だけは、決定して居ると言はぬ許りにやれば、決して迷ひを生ずるのが少い。従つて暗示も容易に與へられるけれども、無理に買はせるやうの語調があつてはよくない。「お白酒ばかりでは、何うせベルモットやラズベリーなども

い、此の信用を基礎として、臨機應變の巧妙な應接振りを發揮し、お客をして「如何にも」との念を起させるが好い。併し、お客は決して催眠的に眠つて居るのでなく、覺めて居て理性や感情が働いて居るのだから、「只お買ひなさい」と言つても買ふものでなく、「未だ良い品もあらう」、「此の外廉いのもあらう」と迷つて居る。若し本當に催眠術に罹つて居るお客なら、「本品が一番好いのです」、「本品より廉いのはありません」と決定的に言切るもよからうが、茲ではそんなへまをやつてはならない。必ず「此の頃は皆様が大好き」と言つてお求めになります」とか、「誰様方でも徳用向だと仰せられます」とやうに、圓滑に突込んで行かねばならない。

第二項 注意を集中せしめよ

例へば或店で洋酒一瓶を求めんとするに際し、「他店のと比べて御覽なさいまし」と言ふ如きは、折角お客が自分の店の商店に對し、注意を集中して居るのを、態々散らさせるやうなもので、此の際お客は「それは他店の方がよいのではなにか」など、突差に考へて了ふのが常である、最も拙劣な挨拶と云はねばならない。暗示を與へんとするには、先づ其の商品に就て、お客に注意を集中させねばならないが、右の挨拶では打ち壞してある。此の場合にはドウしても他に有力な證明法、例へば「本品は皆様非常な御評判で、昨今では地方からも大分注文があります、逆も市内丈で間に合ひませ

御入用で御座いませう』と出られて、遂初手は白酒ばかりの積りが、他の品まで買はせられて了ふ、而も少しの不快感を感じない。是等を巧みな暗示と言ふて可い。

要するに應接上暗示を與ふるは、最も有効なことであつてそれには既に起つた疑念を解き、反抗心を抑へ、且つ常に機先を制し、他に注意の散らぬやうにし、時々必要に應じて適當の證明などせねばならない。

第四章 裝飾廣告術

廣告は、産業競争の進化で、其の進化から胚胎したものが廣告術であるが、所謂、廣告術なるもの意義には、碎いて言ふと、裝飾窓の裝飾の仕方、新聞雜誌掲示、ピラ其の他の廣告機關に對する、廣告文句と意匠などは勿論、時機を捉ふる事、場所や機關を選定する事を含み、畢竟、如何にせば能く廣告能率をして増進せしむべきか、怎したら費用少くして効果の多くあるやうになるかを、主眼として研究すべき一つの技術であると言ふて可い。

所で、廣告は浅く廣うすべきか、狭く深くすべきかと云ふに、好いのは無論、深く且つ廣きにあるのだが、廣告は只は出來ない。一方には非常な費用が要るし、又、商品の性質に依つては、必ずしも之れを必要とせず、深淺廣狭の孰れか一方を採るの優る場合もある。例へば酒油の如き日用品にあ

つては、浅く廣きを適當とし、贅澤品で且つ競争の激しいものは、怎しても深く狭くしなければならぬ。又、同じく新聞雜誌でも効果のあるのと、ないのとがあり、料金のみ高くても、讀者の種類に依り、其の廣告せんと思ふ商品の向かぬのもあるから、實際に當り各自に工夫を凝らす必要がある。

第一節 スローガン

スローガンは、元來サクソン語から來たもので、鯨波とか吶喊とか云ふ意味で、或る目的に向つて追窮し、之れに全力を注ぐやうな場合に用ゐられる奨勵辭と言ふべく、今日早稲田や慶應やて、野球の應援歌としてスローガンを最も能く應用して居る。即ち繰り返し繰り返し、緩より急に、急より切に、段々と調子を強め、最後の瞬間に其の目的を達せずには置かぬと云ふ概を示す。之れを廣告文に應用するのは、讀む人をして其の廣告文を永く記憶せしむるに、最も有力なものである。

第一項 スローガンと惹句

廣告文は、型に倣つた美文を歓迎しない。スローガンも單に平易で、句調好く、人に反覆に誦せしめ得るのを主眼とし俗語は勿論よくないが、面倒な語源などの穿鑿は二の次として、普通に惹句(警句とも標題とも譯すべきだが假りに此の譯字を充つ)を選び同じ考へて、之れを選びがよい。併

し。惹句は只讀者の目を惹き、感興を起し易きを貴ぶから、最も刺戟的な文句を必要とするが、スローガンは反覆誦唱される間に、自然に其の働きを現すのだから、最初から直ぐ人の目を惹かずとも、將た感興を起さずともよい。刺戟的な文句よりも、感化的なのがよい、奇警な文句よりも、調子の好いのが優つて居る。而もスローガンは、是非其の店名なり品名なりを現す必要がある。是れ惹句と似て非なる點と云ふべきである。要するに、文字で綴つた商標とも見られるスローガンは、簡單に、明瞭に、適切に、讀んで句調好く、忌味の無いと云ふのでなければならぬ。

第二項 スローガンの注意

幾ら廣告にスローガンが新奇で、効果が多いとて、之れを濫用するは考へ物である、此の特長として、何偏も同じ文句を繰返す裡に、自然人の記憶を確かにして行くのだから、辭句や句調は、小供に物を教える様なのが好い。而して知識階級の人よりも、感情階級、即ち婦女子や子供などに對し、利き目があるのだから、其の心算で應用し、且つ反覆する度數の多いほど、累進的に効果が現はれて來るもの故、苟くも機會のある毎に何にでも應用するがよい。即ち一、好い文句を得たらば、單に字體の大小に依り、目先を變へる位にして、永くそれを廣告に使ふがよい。若し繼續的にやるやうなら、寧ろ毎度變化のある惹句の方が利益である。

第三項 巧みなスローガン

スローガンと云ふ言葉こそ新しけれ、我が國でも大分古くから應用されて居た。例へば『池田は劍菱七ツ梅』と云ふのは、酒屋の廣告に應用されたスローガンの最も古いもので、文化文政頃盛んに人口に膾炙されたものである、併し、當時は廣告の機關として、元より新聞雜誌も窓飾りもポスターもなかつた頃故、直接流行歌として誦はしたものである。序だから此の俗語全體を紹介する。即ち所謂『尻取り』と稱するもので、『池田は劍菱七ツ梅』梅松櫻は菅原で、葉で東ねた投げ島田、島田金谷は川の合』とやうに誦つたものである、今日ではコンな長たらしい文句を廣告にする事も出來まいが當時にあつては全く適切な、而して最も成功した方法と言ふべきである。今日では、『山なれば富士白酒なれば豊島屋』だの『顔もホンノリ櫻正宗』だの、『酒は上野で價は下谷』『上野廣小路の某酒店の例』などが、酒類商として應用したスローガンの巧妙なものであらう。

第二節 廣告の文句

直接お客に對しての應接には、相手の目付き、貌付き、口付き、などを見聞して、自由に勸誘したり、忠告したりすることも出来るから、難しいと言ふても始末がよい、所が、廣告となると、漠として捉へ所がない丈け、厄介な點がある。

多くの讀者をして、餘計注目せしめ、延いて購買心を起さしめるやうにするには、實に大なる努力が要る、苦心が要る。而して最も努力を要すべきは、何よりも廣告の文句である。廣告の死活は文句の巧拙である。

第一項 惹句の驚くべき力

ヘッドライン又はキャッチフレーズは、惹句警句及び標題等と譯すべき事は前述したが、普通に『見出し』と言ふ事で、之れは廣告の本文と相俟つて、其の骨子生命となるべきもの他の意匠や活字の配列や場面やは、必ずしも目的ではなくて囿である。手段である。若し他の從屬的要素のみ完備して、幸ひ讀者の目を惹き付けても、見出しの力が、内容を説明し得るものでなかつたならば、讀者の目は外方へ逸れて了ふ。茲が難しい點で、之れを作るには、丁度記事の見出しのやうに、一見して其の内容を説明して居らねばならず、即ち廣告全體の縮圖で、意匠や本文とも能く聯絡を保ち、平凡に失せず、奇抜に過ぎず、能く真面目の裡に滑稽趣味などを含み、一目能く人の心を奪ふ底の所謂花も實もある名文句でなければならぬ。

第二項 惹句と種々の語調

先づ命令と歎願の語調、即ち『酒は〇〇を御求めあれ』と、『醬油は〇〇の御求めを乞ふ』との二様式がある。緒論にも述べた通り、人間は理性の動物でなくて、暗示的に動くもの

故、命令を命令と思はせず、『此の酒の〇〇は求めて利益である』とやうに、強い意味の命令的相談でなければならぬ。是れは一種の催眠術的暗示で、人の自然性を能く利用した巧妙な廣告法である。只注意すべきは、相手方をして命令を其の儘に感じさせては、失敗であつて、親切な相談のやうに思はせねばならない。それには廣告する商店なり、商品なりの地位や信用やも必要である。さもないと得て反抗心を起させ易い、猶ほ利目のあるは、教育の少い下層階級にある人で、且つ其の文意が速決を促す場合に成功し、具體的立證を含む時に於て、益々成功は容易である。例へば『歐洲の戦線を突破して、〇〇新荷到着せり。賣切れぬうち即刻求めよ』とやうにやる。此の外『ありや』などを用いた疑問體や、滑稽で人を呼ぶのや、代價及び形體等を主とする標題などもある。是等も使用して善い場合と、善い場合でも仕方の拙い爲めに或は氣障なものとなり、或は新聞雜誌などにあつては、徒らに廣告料の奉公をして了ふ場合もあるから注意せねばならぬ。

第三項 至難な廣告文起草

意匠や惹句やが、如何に巧妙でも、直接購買心を喚ぶ力はない。それは内容、即ち廣告文に至つて、初めて購買を促し得るのである。蓋し廣告文起草の至難な點である。乃で、廣告文は、權威あり、信條あり、活氣ありて、徒らに揉み手的

追従、米搗磨の叩頭などで、廣告文が纏ると思ふは大間違ひ恣意な卑屈な態度は、進歩した商人に禁物なると共に、廣告文も是れでは物にならない。米國廣告學校で初學者に教ゆる注意書に曰く、『廣告文は、絶対に眞實を語らねばならぬ。事實其の儘を提供し得ぬ様な文字は慎むべきである。威力で脅したり、誇張で瞞したり、滑稽で茶化したり、するやうの眞似は極めて宜くない。只ありの儘をさへ告白すれば可い、公衆をして其の廣告文を信用せしむる事は、非常に肝要で、而も其の文句は、飽迄も平易に、『讀者のあらゆる階級に了解せしむべきである』と、併し、砂を噛むやうな無味な文句では、幾ら正直な告白でも、人が第一注意して讀まぬから、其の目的を達する事が出来ない。於茲乎、興味を惹く爲めに、多少の潤色も施し、好奇心も利用し、理屈を避けた立證も取り、讀んで面白く、成程と感心し、買入氣を起させるのが、廣告文の上乗である。

第三節 揭示的廣告

歐米で所謂ポスターは、吾々が能く見る浴場、床場、劇場、寄席、バー、料理店、汽車汽船内及び其の待合室、旅館等、主として室内に於ける『下げピラ』、電柱、鐵道沿線、屋上、山上、店頭、裝飾窓、電車等に於ける揭示的廣告を稱するので、要件としては人通りの激しい、最も目に附く場所、

人の落着いて能く見られる場所などを選び、意匠は奇抜で而も平易なのを求め、一目能く廣告全體の意味の分るやうに心掛を要する。緻密な繪畫や、諄い文句は絶対によくない。人目を惹く滑稽趣味もよい。意匠は兎に角目立つ力さへあればよく、後は文句の力で仕事をやる。

第一項 酒醬油のポスター

醬油は家庭的の商品故、電車内、電柱、浴場、女髪結床等で範圍も廣くないが、酒になると家庭向き以外、旅行にも遊山にも使用されるものだから、あらゆる場所を利用する事が出来る。而して今日までに作られて居る酒のポスターには中々優等なものがある、又、實際に於て意匠も好いのが出来る。文句も例のスローガンなど用ゐて、頗る氣の利いたのが得られる。中に好いと記憶して居るのは、漆喰細工の圓形の掛額で、ワイシャツ一枚に、盃を手にして、陶然たる老酒客の半身像である。これは櫻正宗であるが、意味がなくて好かつた。又有り觸れの嫌ひはあるが、人氣力士と酒樽とを配した意匠もよい。藝妓や雛妓の美形を以て、人目を惹くやうにしたのは、其の絢爛たる彩色と人物の表情などで、兎に角注目は惹くけれども、雄大などの感はない、男性的でないのは有難くない。

第二項 客の趣味と時機

決して單にポスターにのみ限つた譯ではないが、廣告の

意匠や文句には、巧みにお客の趣味を利用し、且つ其の時々の時機を捉ふるの用意を欠いてはならない。酒の廣告を巧みに書かうと云ふには、怎しても上戸でなければ旨く行かない自分が酒に興味を有つて居れば、自然酒呑み全般に共通する趣味も分るし、其の心理的狀態も分つて居るから、應接をするにも熱心と實力とが籠り、廣告にも酒呑みを動す考案が浮ぶ。それから、御大典とか、外國貴賓の來朝だとか、或る特別な時々の出來事を捉へて、巧みに廣告に利用するも必要である。又言ふまでもなく、特別の商品の特別に賣れる時機を旨く利用せねばならない。即ち三月前の白酒、正月前の味淋其の他細かく觀察すれば幾らもある。要するにお客の趣味を利用し、時機を逸さぬ用意は、廣告上の一大活機と言ふてよい。

第四節 引札と型録

飲食店小賣酒屋などにあつては、引札は廣告として一番利目がある。所が、今日普通に行はれて居る體裁、配り方、活用の程度、即ち新聞の端でも引つ切つたやうな引札、之れを無責任な人夫などが、門口から無暗に投げ込み、辻に立つて誰彼の差別なく手渡す配り方では、受取つた者は恐らく見向きもせず、其の儘捨て、了ふか、涕でも擦かど落である。更に考案せねばならない。

型録は所謂營業案内、商品目錄とても譯すべきもので、或る商人間では、此のカタログさへあれば、別に引札の必要はないとやうに考へて居るらしいが、決してそうでない。例へば和洋酒飲食物品、清凉飲料水醬油味噌等の總營業案内を、最初にお客に送つて置き、後から時期を見ては、其の内特種の商品即ち白酒とか味淋とか丈けを選み、之れを引札にして再送したとせば如何であらう、其の効果は必ずや著大なるのみならず、實に最初に送つたカタログは、後の引札に依つて初めて活かされたと言ふて可い。要するに、カタログが新聞ならば、引札は其の號外と見て可く、兩々相俟つて其の用を完らするのである。

第一項 引札有效利用法

如何に勞力と金錢とを費さぬ引札だからとて、人に見て貰ふべき目的で調製し、配布したものが、鼻紙や紙屑籠の運命に逢ふたのでは、全く骨折損で、最初から之れをやらぬ方が増してある。それでは怎したら斯う云ふ無駄がないか、先づ活字で『各位』とか『上様』とかを廢し、全文書簡體にし、宛名は一々之れを書し、立派に信書として通るやうにすべく、而して文字は、主人自ら版下を書いて木版なり、或は石版なりに印刷し、猶ほ字體は美事に、文章は垢抜けして居れば、之れを手にしたものは必ず先づ讀み、次いで再讀三讀し、或は買ふ氣のなかつたものも、『一つ買つて見ようか』な

どの欲望を起させる。次ぎは配布方であるが、宛名式のものには郵便に托するを便とする。又撒布式のものにあつても、踏跟人夫などは考へ物で、思ひ切つて立派なフロック出立の紳士とか、盛装の美婦人とかを利用せば、屹度人の注目を惹かうと思ふ。

第二項 引札で當てた實例

是れは其の意匠で成功したのであるが、即ち引札全體を極彩色のバック畫にし、片隅に小さく酒類醬油の廣告をしたもの。之れを配られた家の子供は、大勢一枚の引札を奪ひ合ふ騒ぎに、遂ひ大人が釣込まれて見ると、酒屋の廣告と云ふやうな、餘程思ひ切つた奇抜な行き方であつた。次ぎは敬語で活かした例、即ち某商店では從來引札に『各位』とか、『上様』など、縁遠い語を使用して居るのを改めて、『あなた』だの、『あなた方』だのと、特別な親しみ強い語を用いた結果、反動が餘程多かつたとの事。此の外種々成功した實例も澤山あるが、要するに、今日は何事も競争の世の中故、一枚の引札を配るにも、眞面目に研究して如何にせば、効果を擧ぐべきかを、實際に當つて工夫せねばならない。

第三項 型録の表装と内容

覺醒した商人は、近來、競つて此の型録を利用するやうになり、従つて其の體裁なども、殆んど間然する處ないやうになつた。けれども、孰れも内部の案内の記事が、少々親切を

缺いて居る嫌ひがある。一體、型録の表装は窓飾りて、内容は店内の設備である。先づ店頭の外郭で大いに景氣を見せ、店内に導いて更に設備の完全に感心せしむる遣方であらねばならない。而して意匠は餘り凝り過ぎたのよりも、俗受けのするのがよい。尙、内容の案内記事の編輯に就ても、苟くもお客の注文に當つて参考となるべき事柄は、細大洩さず網羅し、例へば送金方の注意、品切れの場合の注意の如き、判り切つた事までも載せ、記事は齒切れの好い、如才のない書き方で、讀者をして快感を與へ得るものでなければならぬ。

第五節 窓裝飾法

前の商店經營術中に述べたが、將來商店の構造は、總て歐米式即ち特別な客の出入口を設け、兎に角一度は店内に入つて、買物をするやうになるは明かて、其の結果競うて飾窓を設ける事となる、實際、お客の感興や注目を惹き、出入に便せしむるには最も有効な方法で、而も飾窓は一種偉大な廣告力を備へ、其の構造と裝飾とに巧妙を極めたならば、商賣の機關として非常な働きをする。

第一項 裝飾窓の構造と位地

裝飾窓は、其の構造も位置も共に道路からの見付きを第一に、店内光線の工合、其の廣狭の關係などに依り、自ら其の

構造も位置も定るものだが、要するに、其の家屋との釣合ひを考へて、高さや大きさや深さやなども加減し、又出入口の廣狹等に依り、窓の個數に依りても、亦自然制限される。尙其の位置は道路との關係即ち角店と普通の店、而して角店の角を潰した場合等に依り、種々工夫を運ばねばならぬが、窓の前に一列位人が立つても、別に道路妨害にならず、又、其の形狀なども、體裁好く、見付き好く、自然お客を店內に誘致するやうなのが理想的である。それから、窓の奥行の淺いのを深く見せるには、鏡若しくは背景に依つて活かすとか大きさ、高さなども、裝飾材料に依り、或る程度まで伸縮自在であるから、自由に活用するとか、兎に角實地に當つて工夫すべき事柄が多い。

第二項 裝飾に就ての注意

裝飾と大關係ある種々の設備中、最も注意すべきは窓硝子で、勿論一枚硝子の精良なのがよく、荷くも摺り傷、班點、氣泡、木框があつては、透して見る裝飾窓の硝子故、能く注意を要し、且つ下らぬ文字など書き立つる愚を爲さず、止むを得ずば金文字で店名位を現し、以て大いに美觀を助け、尙ほ、夜間の光線は瓦斯よりも電燈の正しきを取り、凹面鏡などを使用して、照り返しなどを濫りにやらぬやうにし、裝飾窓の生命とも謂ふべき背景の意匠は、専門家の技術を俟ち裝飾用器具の如きも、其の使用に當つては、斯術の進歩せる

今日、電氣應用で商品を回轉せしめ、前後腹背を自由に見せるなどの仕掛けもあり、少しく考へれば、如何様にも巧妙に裝飾することが出来るけれど、要は餘り珍奇に過ぎて、見る人の目が背景や仕掛けやに奪はれ、肝要な商品に注意が向かぬやうでは何にもならない。又商店に依り主として商品を以て裝飾する場合は、是非商品の傍に定價を附して置く必要がある。尙商品の説明札は、其の文句も、字體も、様式も前に廣告文の所に述べたやうな注意を要する。其の他天井や裝飾鏡や日除けや、等も夫々注意を要するが、問題は結局、「如何にせば美觀を増すべきか」にある。

第五章 店員操縦術

店員は、例へば機械の如きもの、而して店主は之れを運轉する所の技師である。熟練な技師は、同じ機械を運轉するにしても、燃料を元費せず、機械を損せず、而も其の工程は成績優良なるを常とする。店主が店員を使用するも其の通り、多くの店員をして、心から悦服し、業務に熱心、忠實ならしむるには、怎しても一つの技術が要る。是れ本章を特に設けた所以であつて、云ふまでもなく、店員操縦の宜きを得ると否とは、自己商賣の榮枯盛衰に關するや多大で、若し店員に所謂奉公人根性なく、熱誠事に當るならば、第一買物する客も快く、店にも何となく活氣あり、且つ陰陽がなければ、時

間や消耗品を無駄に空費されることなく、目に見えぬ利益は幾らあるか分らない。此の利益を以て商品を安く賣り、廣告裝飾其の他にそれだけ多くの費用を掛ければ、益々商賣繁昌の基ではないか。

第一節 採用と注意

能く運轉して損せず、多大の成績を擧ぐる機械は、之れを所有する工場は幸福であるが、是れは購入するに際して、完全無缺の出來の良いのを得たからである。店員も亦眞に店主の手足となり、商賣の機械となりて、能く働かしめ得べきものは、其の性質からして既に完全なものでなければならぬ。即ち養成したなら屹度モノになるべき見込みのあるものを得るのが肝要である。而して其の性質の完全か否かを撰擇するは、之れが採用の際に限るのであつて、此の際に若し其の撰擇を誤るやうの事があつたら、或は將來取返しの附かぬことが出来るかも知れない。今採用に際しての注意を擧げると、

第一項 同商賣無經驗者

店員として採用すべき適當の時は、義務教育を終へた許りて、未だ其の商賣に經驗のない者、即ち酒屋なら未だ曾つて酒屋の商賣を知らない少年がよい。之れを充分仕込めば、必ず店員としての適材を得るに違ひない。之れを店員子飼法と稱し我邦では昔から此の方法に依つて居たのだが、米國の

實業界でも近頃では、之れを店員養成法の唯一秘訣とされるやうになつた。

第二項 自筆履歷書の必要

是れは子飼にすべき年期小僧の場合よりも、寧ろ手代とか得意廻りとか、中途で雇入れる中僧の場合に、多く用うべき方法であるが、履歷書は、必ず自筆を以て書いたものでなければいけない。人の性情は、書に現れるもので、其筆蹟に依りて、筆者の性質、即ち敏捷か、遅鈍か、粗暴か、緻密か、未だ本人を見ぬうちから、略々見當の附くもの、殊に文章の綴り方で、學問や思想の程度も分り、文句の配置に依りて、其の人の頭腦の組織的か怎だか推測される。

第三項 履歷書は怎う書くか

未知未見の人の事だから、果して自店の店員たるべき資格があるか怎かは、未だ判らない。只畧々見當を附ける爲めに本人自筆の履歷書を徴するのであるが、之れに書くべき事柄は最も詳しいものほど好い、年齢、原籍、現住所、家族の數、家業、今の身分、手當の希望額、此の商賣に従事しようと思立つた動機（自分の家の商賣と同じだから、自分が好きだから、知人が此の商賣で出世したからとか云ふ如き）、極く幼少の時の經歷、又若し從來本人が他の同業者の店、或は同業ならぬ他の店に居て、暇を取つて來る場合には、其の原因、先づ右の如き項目を設けて、一々明瞭に記入せしめねばならな

50

第四項 應對試験と目見え

履歴書は第一の試験で、應對試験は第二の試験である。即ち第一試験を通過した者に對し、店主から面會日を通知してやるのだが、其の日に來ぬやうなのは、先づ無資格者と見做して可い。面會應對をするには店か應接間で爲し、最も自分の氣の落着いて居る時を選びがよい、感情等に支配されて見誤りをする憂ひがないからである。而して餘り突差に採用して了ふのはよくない。若し好さそうなどと思つたら、臨時雇員即ちお目見得なる名義の下に、商賣に従事させ其の間に態度や容貌や、兎に角一片の應對丈けて觀破する事の出來なかつた真相、即ち役に立つやうな人間は、中々猫を被る事が上手で、假令、目下其の店に採用される資格のない境遇に居るものでも、馬脚を包んで居て一寸分らないのもあるから、徐々之等の事情を調査し、且つ實際の技能、殊に將來店の爲めになるべき人物か怎だかを、研究せんとする方法であるが誠に店主にも店員にも都合の好い制度と言はねばならない。何となれば眞に誠意を以て従事せんとする店員の爲には、玉石を混濁される憂ひを免れるからである。

第五項 情實採用の得失

是れ封建制度の遺習とも見る事が出来る。即ち親戚や知己又は夫等の人の紹介した者などを、先廻しに採用し、殊に

第一項 店主自らが模範

世の青少年は凡て自分達の尊敬する人、長上の人の一舉一動に模倣する傾きがあるものだから、店員の指導者たり、教育者たる其の店主は、嚴格の上にも嚴格、善良の上にも善良でなければならぬ。若し反對に素行が常に修らぬやうであつたら、其の店の店員は凡て不品行なヤクザ者ばかりとなつて了ふ。「勇將の下に弱卒なし」とは正に此等を云ふのである。

第二項 掛取にやる場合

大抵な商店では掛賣りをする。殊に日用品たる酒、醬油、味噌の如きは、皆通帳に依つてお得意と取引する。即ち十四日とか晦日とか、盆とか暮とかには、此の掛を取りに行かねばならない。此の場合は大抵店主自ら行くのでなくて、店員に集めさせるのが普通であるけれど、非常に多額な金高などの場合には、餘程考へねばならない。例の血氣盛りの青少年故、持ち付けの大金でも手にすれば、不圖氣が變ると云ふやうな實例は、裁判所の法廷に行くとも幾らも聞かれる。罪は一時的出來心故、輕いやうに思ふは素人考へて、刑法では之れ

永動した店員の子孫などは殆んど義務的に採用して、相當の地位を與へて遣ると云ふのが、我が商業界に於ける大店向きの習慣になつて居るやうだが、其の特長とすべきは、善意に解釋すると、親戚たり知己たり恩主たるの關係上、他の店員に範を示すやうにせねばならぬと云ふ、自覺を起させることである、又缺點とすべきは、情實の纏綿せる結果、當人の能力も見ず、且つ使役監督するにも、情實が附いて廻り、少々不都合があつても、充分制裁を加へることが出來ないと云ふにある。是れは實際の事情を參酌して決するより外仕方がない。

要するに店員を採用するに當つては、直ぐ間に合はずとも成るべく無垢な少年を撰擇し、之れを養成して店主同様の技能や商賣の仕振り、等を、會得するやうに、少くとも五六年面倒を見る積りで掛らねばならない。中年者、殊に一二軒他店を渡つて來た者に、實驗上怎も成績が面白くなく、拐帶、使込み等も重もに此の連中に多いのであるから、若し事情が許すなら、純然たる子飼法を取るがよい。止むを得ない場合は、前項の注意をなして採用することを忘れてはならない。

第二節 店員の監督

店員と云へば大抵は皆血氣の若い者である。誘惑があれば溺れもしよう。年頃ともなれば店主の目を偷んで惡所に通ふを業務横領罪と稱し、一ヶ年以上の重罪とされて居るのである。處刑された、持逃げ店員の罪は憎むべく、元より自業自得と云ひ得ようが、店主が監督不行届きの責は、到底免れなす。兎に角若い者には成るべく現金(額にも依るが)を扱はせぬ方法を執るがよす。

第三項 外廻りをさせる場合

都會の附近には電話があり、又郵便もあつて、お客から申込まれると、店員に商品を持せてやると云ふ風が、近頃の流行になつて居る。此の場合にも餘程監督を嚴重にしないと、性質の好くない店員は、お客から代金を受取つても「未だ商品は預けてあつて、代金は受取りませぬ」などと、虚言をつき、一時其の金を融通し、更に次のお客が、買物するのを待つて其の穴埋をするのであるが、更に圖々しいのになると、お客に見せに行く體を装つて、他へ質入れするのさへある。是れも詐偽とか横領とか文書偽造とか云ふ罪名の下に、監獄にやられるべき行爲である。而も店主に取りては、斯う云ふ店員がある爲めに、單に物質上の損害のみならず、店の暖簾にも觸ると云ふ、二重の損失を負はされるのである。此の場合は商品を持つて行く店員と、代金を受取る店員とを別々にするがよいと思ふ。

第四項 帳簿と現金との分離

帳尻が割れてお拂箱になるのは、簿記方と出納方とを兼て

居るからあれを削り、これを殖し、此方を除き、彼方を加へる等、筆の先で自由に瞞着せる結果に外ならない。大商店は別だが、小店では普通之れを兼務にしてある、是非とも改良して各別々に擔當させるやうにするがよい。此の不正帳尻は法律では文書偽造と云ふて輕からぬ犯罪とされて居る。序だから最う一つ警告して置き度いのは、投機市場に近寄りしめぬことて人は元より利慾の強いもの、左のみ無分別でもない人が、運試しと云ふ冒險から一寸手を出し當れば缺點も出さず、に濟さうが、一朝外れたら最後、取り返さうとして、遂に店の金に手を附けたりし、全く取返し附かぬ事を仕出來す。

第五項 時間と消耗品の浪費

時は金である。最も經濟的に利用し、亦店員をしても陰陽なく、即ち時間を無駄に費させまいと思へば先づ營業時間其他を齊然と正確に規律正しくせねばならない。それから不心得の店員になると、店主の目を竊んで時間を空費するのみでなく。又實に消耗品の浪費をやることも多くある。近い例がお客の爲めに設けてある暖爐でも、お客の來ない時にメトルを加減するとか、或は瓦斯燈ならば、睡眠する際には早く消すとかすれば、店の經濟は却々尠からぬ影響を受けるもののであるが、態々手数を掛けて寒い思ひをしたり、暗い思ひをするよりも、店主から注意のあるまで、其の儘にして置いた方が徳だ。と云ふやうな、最も奉公人根性を發揮したのがある、是等の弊風を一掃するには、店員監督の宜きを得ねばならぬは無論であるが、尙ほ一方に獎勵法を設け、且つ能く教育訓練して「浪費は全く造物主の損失」なる理由を、心から覺らせるやうにするがよい。

第六項 不正になり易い倉番

酒店でも醬油商でも、凡そ倉番なるものは、最も不正を働き易い地位にあるのだから、之れが選任に當つては勿論、就任後と雖も能く監督注意が肝要である。其の普通の不正手段は例へば、不足の荷を承知で倉入りして帳面を瞞着し、又は賣手と共謀して、賣却した品が猶ほ在庫するかの如く裝ふ如きで中には、横着者も少くないから、成るべくなら、此の衝には店主自ら當るがよいけれど、それも出來難いならば、時々棚卸しをするか、或は又常に内偵を放つて其の不正手段を未然に防ぐ方法を講ずるがよい。

第三節 店員の待遇

機械をして能く運轉せしめんとせば、相當の手入と保護と修繕等の必要がある如く、店員をして機械に忠實に、我が商賣の爲めに役立たしめんとするには、相當の待遇をせねばならない。年中粗衣粗食に甘じ、致々營々として商賣に精を出す所以は、其の店に能く恩威が並び行はれるからである。

優等 清酒



釀造元

下野國下都賀郡栃木町
星野宗吉

釀造元

兼平友七

清酒 四海 皆兄弟

特等

名譽有功

精撰

極寒製衣

夷

AiYU

常陸國行方郡津知

油 醬

最 上

戎

スビエジフ

霽

イセウヤシ

元 造 釀

第二釀造場

電話三一番

戎屋本店

電話十番

群馬縣館林町



油 醬 最 上

町原佐郡取香 釀門衛左與井菅 國總下

第一項 同情を以て臨む

「雪の日やあれも人の子擲拾ひ」と云ふ句は、俳諧師が昔の酒店の店員に對する同情であるが、之れは今日の店主が常に店員に臨む座右銘とせねばならない、店員は店主の補助者であつて、決して奴隷ではない、少しでも遊ばして置くは無駄故、使へる丈け使ふと云ふ様な考へは、愚の最も甚しいもの其の身を粉にして働くは店員自らの意思からして、決して他から強いたものであつてはならない。一體、店員になるのは、少數の商賣見習者を除く外は、比較的貧困の爲め餘義なくされた者が多い、是等孰れは無味乾燥の生活に人と爲つたもの、若し臨むに春の如き愛情を以てしたならば、眞に家族の如く懐き、身を以て主家に奉ずるに違ひない。

第二項 過失のあつた場合

過失にも大小あれど、概して之れに對する處置は、嚴ならんよりも寧ろ寛なるが好い。昔、加藤嘉明は、秘藏の皿の一枚を小姓が壊し、切腹か手討ちかと命を待つて居る時、「形あるものは遂に亡ぶ。斯る無用物のあればこそ、人を難義さすれ」とて、残つた皿を悉く壊して了ひ、別に其の過失を咎めなかつた、此の寛大な處置に感激した小姓は、後日戰場に於て主人の馬前に、天晴れな戦死を遂げたと云ふ話がある。店主たり支配人たり、凡て人の上に立つ者は、此の名將の如き大度量があつて欲しい、若し自分の怒氣に任せて、盛んに罵

最 五 醬 油



EP井カナ

町葉千縣葉千 造釀衛兵仁田柴

習し、徒らに辱かしむるを以て、後日の警めなど、考へたならば、誠に大的違ひ、其の結果は徒らに復讐心、恐怖心等を抱かしむる外、別に何等の得る所もない。併し只寛大ばかりでも、過失を重ねたり、増長したり、他の店員の取締りも附かなくなるから、畢竟責むべき時には責めらるゝ者をして、何故に責めらるゝか成程責められても一言ないとのやうに、能く理を説いて、心から過失を悔い、以後注意させるやうにせねばならない。

第三項 悪事を行つた場合

帳尻瞞着の文書偽造行使や、掛先使込みの業務横領や、立派な刑法上の犯罪を發見した場合は、元より其の者の情状にも因るが店主なり支配人なりは、親の子に對する如き同情を以て、其の非を責め、若し之れが公沙汰になる時は、一生の致命傷になる理由を説き聞かせ、泣いて馬謖を斬る態度を以て内済解雇し、又其の筋の聞き込み所となつて、檢舉された場合にも、嘆願して貰下げ位してやれば、人間は感情の動物、店員として報恩しないまでも、必ず其の店の陰徳となる元より刑法上の罪人となしても、損害を取り返すことは出来ないのだから、人一人救済するの得策たるに如かない。

第四項 健康と休養日の増加

何事に従事するのでも、興味を以てさせねば、効果の擧るものではない。店員をして能く働かせようと思へば、先づ働

快に仕事をさせ、商賣に興味を有たしめねばならない。是れが第一の健康法で、其の他寝具衣類食物等に對し、店主は衛生的注意を與ふる必要がある。又、新式な商店などは、日曜大祭日を以て休日と定めてあるのもあれど、商賣の種類に依つては、却々人の休む時に、休む事の出来ない事情がある。昔は凡ての商店は盆と正月との二回、敷入りと稱して、店員に休みを與へて居たのであるが、是れは更に擴張して月に一回位のまでにしたら好いと思ふ。是れ亦健康増進の一方法である。

第五項 昇進及獎勵法

其の店の組織にも依るが、支配人、番頭、手代、小僧と云ふやうな階級を嚴重にし、店員の内の精勤者、年功者を以て漸次其の位置を向上させて行く方法である。即ち小僧は手代となつて、部下を率ゐんことを思ひ、手代は番頭となつて、一軒の家を構へて、通勤せんことを望み、通ひ番頭は早く支配人として、全店員を指揮せんことを欲する等、或は又五ヶ年忠勤すれば支店を出して貰へるとか、常に心に期待があれば其の行動も自ら活潑で、商賣にも熱心になれる譯である。又種々の精神的獎勵法もあるが、物質的の方面から見ると一定の手當の外に、賣上歩合等を給與する制度は、最も今日の時勢に適合したものと信ずる。而して其の賞與を出すに就ての標準を云ふと。

(a) 精勤日數。是れは印刷所や會社や銀行の如き、通勤制度の商賣でない、一寸當嵌らないが、參考として述べる。と出勤簿に依る一年或は半期の統計の外に、猶ほ本人の平素の働き振りを參酌する必要がある。

(b) 歩合。是れは酒、醬油の小賣商店に於て、行はれ易い方法であるが、例へば賣り手に廻つたものはよいが、帳場係などは詰らないと云ふ如き、不公平が伴はぬとも限らないが、又それ等に對しては特に獎勵法を設けねばならぬ。

(c) 利益配當。是れは賞與給與法中で、最も理想的な無理のない方法と云はねばならない。即ち年二期の決算、棚卸しに際し、利益の幾割を店主の所得となし、残りを店員一同で分配させるのである。此の方法は商店經營の上から見て、少しも不都合のないのみならず、店員一同に店の損益は即ち各自の損益であるとの考へを起させ、寧ろ好結果を擧げること勿論。而して茲に注意すべきは、矢張り平素の勤怠如何に依りて、配當率の加減をせねばならぬ事だが、是れは實務に當る人の考へに任すより外ない。但し配當金は凡てを包み金となし、各自の金額を秘密にする方が好い。

第四節 店員の教育

機械は精巧でなければ、以て優良の成績を擧ぐる能はざるが如く、店員も亦商賣的修養を缺いた者は、以て實地の活用

を期待することが出来ない。於茲乎、店員教育の必要は起るのである。

第一項 商賣學と及弟者

大學を卒業した者も、商賣に就ての實際的學問がなかつたら、商店に取りては小僧にも及ばぬ無能者に外ならない。一人前の商人として、押しも押されぬやうになるには、是非共商店と云ふ教場に於て、お客や商品を教科書に、店主上級店員を教師にして、活きた學問を受けねばならない。即ち店主は主任教師として、生徒なる各店員に商品の智識や、顧客の應接、商賣の呼吸等を指導訓練すると共に、絶えず其の成績試験を怠らぬやうに注意する必要がある。

佛蘭西の或酒商で、卸と小賣とを兼た店の主人は、一人の青年店員を雇入れ、別に何の役をも言付けずに、賣場に置いた。一日此の店の小僧とお客とが、店頭で議論を始め、既にお客は怒つて何物をも買はずに歸つて行かうとして居た。お客は常時買ふウキスキを、小僧が平素より高く賣ると云ふて、喧ましく怒り、小僧は賣物買物だ。嫌なら他店へ買へと云ふ意氣込みで争つて居るのである。此の光景を見た新參の店員は、早速お客の側へ寄つて来て「お客様、此のウキスキ「ですか」と云つた。お客は「そうだ。此の間迄壹圓に賣つたものを、今日は壹圓廿錢だと言ふのだ」

店員「それはお客様、此の間とはお品が違ひます」と最も町重に答へたらお客は一言もなす。

店員「エ、孰を御召になるも、お客様の御隨意ですが、安い口の壹圓のおよろしければ、其の方を差上げます。其の代りお品はズツと落ちます。併しお品のよろしい方になりませれば怎しても、お値段がはります。其の邊はお客様の方のお得意様にも依る事でありませす。労働者なら安い方、紳士や官員様方なら、お高くとも品のよろしい方が向きます」

お客「私の店のお得意は官員様が多い」

店員「では、この品の良いのに限りませす」

お客「成程お前さんの言ふのも道理だ、では品の良い方を貰つて行つて試して見ようか」

店員「それはモ一屹度お請合致します。官員様方はお口が奢つて居られますから、良い方をお用になるに定つて居ます、時にお客様、序にお安い方もお持ちになつては如何です。是れは亦お徳用向に一等です。労働者などは是れてなければなりません」

お客「ドウもお前さんは中々商賣が旨いネ、感心しましたヨ。では、其の方も少々持つて行きますせう」

到頭高いのと安いの迄仕入れさせ、先きに怒つて、既に品物を棄て、他店へ行かうとした、お客が此の店員の働き一つで機嫌を直し餘計な買物までして歸つて行つた。之れを見た店主は、お目見え中の此の店員を、及第者として採用した上、好い位置と俵

給とを興へた。此のお客に對する應接術が、商賣學中の大眼目で、凡て店員は此の呼吸を體得するやうに教育して行かねばならぬ。

第二項 商品に就ての智識

自分の店で販賣する所の商品が、如何にして製造されるか例へば酒は何を原料として如何にして醸造されるかと云ふ如き、之れを詳しく知つて居ることは、一寸必要ないやうだが商人としては是非知つて置かねばならない事項であつて、商品取扱上に於ても亦客に依つては、之を説明したるが爲めに、納得して買つて行く場合が往々ある。商業學校で商品學を教授する所以は此所にある。

第三項 夜學の餘暇と實物教授

夜間忙しい商賣もあり、又店の事情で學校へ通はせると云ふ事の不可能な場合も、實際に於て多いのだから、お客の杜絶する時間、又は閉店後睡眠までの時間に於て、作文、算術、習字、讀本などを稽古させる餘暇を興へる事が最も必要であつて、別に店務の差支えになる事でもないから、店主は大いに奨励してやらせねばならない。猶ほ店員の精神修養の爲めに、店主自らやるなり、或は一週に一回位、相當の講師を招いて、商業道德などの講話を聞かせ、又は商人として必要な講義をして聽かせるのも、頗る有益な方法と言はねばならぬ。

而も商賣は全く活きた學問であつて、逆も机の上の講義を聞いた丈で、直ちに之れを實地に應用することは出来ない。お客に對する心得、商品の仕入方、廣告の仕方、手紙の書き方、商品の陳列方、人の使ひ方等は、到底口や筆で教へられないから。店主や上級店員は、教師が生徒に實物教育を施す如き覺悟で、後進店員を指導せねばならない、理想的の店員と云ふのは、商賣上の技能や智識が店主と優劣なき、同資格者たる事を要するのだから、此の理想的店員を得んとするには、店主は幾多の面倒を忍び、最善の手段を盡さねばならない、即ち店主は其の一擧手一投足を以て、全店員を感化養成するの覺悟がなければならぬ。

第五節 店員の保護

「使ふ者には使はれよ」て、店員一人を白雲頭から立派な商人に仕上げる迄には、店主の方でも中々の費用と手数が掛る。彌々店の役に立つ時分になつて、暇を取つて行かれるやうでは、全く骨折損の疲勞儲け故、成るべく善良な店員をして永勤せしむる策を講ぜねばならない。併し乍ら店員の側から見ると、何時迄も人に使はれて居る事が決して致富の要道でもなければ、生涯の希望とも思ふまい。依つて店主は相當の年齢に達した店員には、家庭を作らせて通勤させるなり又は暖簾を分けて獨立の商賣をさせるなりするもよい。猶ほ年

第二項 支店との優劣比較

分店が支店に比較して、果して如何なる特長があるかと云ふに、

- (イ) 地方の状況に通じ易い事。
- (ロ) お得意を得るに便利なる事。
- (ハ) 監督の手数を省く事。
- (ニ) 共倒れを免れる事。

等を數へることが出来る。即ち支店長は本店から任命せられたもので、地方の状況に通じ易からず、且つ事毎に本店の干渉を受けて、行動常に機敏を缺く事多きに反し、分店は獨立したもの故、別に干渉も受けず、且つ行動自由であるから店主の技能に應じて思ふさま活動すれば、お客を呼ぶ事も容易であるし、支店は收支や營業方針等に就き、常に本店で之れを監督干渉せねばならず、然るに之れが分店であつたならば、此の手数を省くのみならず、若し不幸にして分店が潰れた場合にも、本店は道理上共倒れの難を免れるのである。

第三項 社會から見た分店制

即ち凡そ左の如き特長がある。

- (イ) 不遇の人を少くす。
- (ロ) 社會の良風を誘ふ。
- (ハ) 貧富の懸隔を防ぐ。

前にも屢々述べた如く、店員となるもの、多くは、事務見

一年に各店員の俸給を増して行くも必要で、兎に角、店員をして其の店にさへ勤務して居れば、生活の心配なく、且つ或は一商店の店主となる事も出来ること云ふ、希望と安心、即ち一種の保護法を設けることが、總て店員の奨励ともなり、永勤をもさせる條件となるのである。

第一項 分店制と種々な特長

古來、日本商業界の美風として行はれた分店制度は、利己主義にのみ傾いて來た今日、故らに資産を減じて行くやうな方法が、漸やく其の跡を絶たんとするに至つたのは、別に不思議とする所もないが、是れは飽迄も保存せねばならぬ良制度である。今、其の特點を擧げると

(イ) 店員の興奮劑。前途に何等希望の光りがない。即ち働き甲斐がないと思へば、店主の鞭の影さへ見えなければ、怠けると云ふのが人情である。併し平素忠勤に忠勤を勵み、永年實直に働く時は、一個の商店の主人となる事が出来ることの保證があれば、それで怠ける者は愚者である。要するに保護、奨励法中の最たるものと言はねばならない。

(ロ) 信用の廣告。商取引は言ふまでもなく信用が基礎である。市内及び地方に幾軒の支店並に分店を出してあると言ふ丈で、世間は如何に多大の信用を拂ふべきか。其の内實は兎もあれ、只外觀を標準にして、信用不信用を定めるのが多い。

習ひと云ふよりも、貧困とか孤兒とかの境遇から餘義なくされた者が多く、従つて彼等は人生の温みを解せず、前途亦曙光を認めずに彷徨定まりなき者である。若し之れに十年廿年の忠勤振りに依つては、獨立の商店主たるの恩惠特典を附與する事となつたら、忽ち其の前途は希望の光りに輝き、自然、克己心及び自制心を呼び起して、社會の良風を誘ふのみならず、從來資本家の利己主義から、富む者は益々富み、貧しき者は彌々貧しと云ふ、悲むべき現象をして、幾分融和せしむる事が出来ようと思ふ。何となれば資本家の資本を幾分でも減じて、勞働者たるべき店員が、一躍資本家となる譯であるからである。

第四項 分店を實行するには

先づ (イ) 信用のみを分ける法。即ち何々屋支店若くは分店或は販賣部と云ふ如き本店の屋號を與へ、且つ分店の販賣區域が、從來本店のものであつたらば、お得意に紹介状を出すに云ふやうなのを云ふ。但し店員は資本の調達を自分でせねばならない。此の方法は現金が出ないから、最も容易に行はれそうだが、餘程信用ある店員でないといけない。

(ロ) 財産のみを分ける法。店員の勤続年数と勤務振りとを參酌して、商品なり資本なりを與へ、獨立に商賣をさせるのである、是れは大資本を要する商賣では不便であるが、酒

醬油の小賣店等ならば、最も適當と言はねばならない。併し此の制度を取るのには、常に店員に給料や賞與金等の貯蓄をさせるやうに、豫め店主から指導してやらねばならない。

(ハ) 信用と現金とを與ふる法。例へば從來支店であつたものを、其の儘に分店として與へる如きを言ふのであるが、貴方方から言へば、此の位都合の好い事はない。併し遣る方では其の苦痛も大と言はねばならぬから、餘程功績拔群の店員でなければ行はれない。

新たに資本を分けて遣り、信用を割いて遣ると云ふ事は、店主に取つては一應苦痛には相違ないが、併し之れが爲めに其の幸福を奪はれ、利益を失ふ譯でもなく、却つて一方には大いに之れが爲めに利する所あり、他方には上述の大利益を數ふる事が出来るのだから、各店主は宜しく此所の理を明かにし、日本固有商業界の美風を維持して欲しい。風聞するに、店員を年期中使へる丈け旨い事を言ふて、酷使ひ、彌々年季が明ける頃には、態と陥穽を説いて墜落せしめ、故意に悪名を附して放逐するやうの仕打もあるとか。此の如き商店にして、眞に善良の店員を得んとするは、恰も木に縁つて魚を求むると選ぶ所はない。

第六章 掛賣の擴張策

附貸倒豫防法

商品を提供する毎に代金を受取れば、取引は其の時限り終了したもので、全く簡單で而も安全なものであるけれど、信用取引即ち掛賣になると、一々掛賣帳に記入し、名寄せに寫し上げ、請求書を出し、集金をし領收書を出し、時には先方の信用を調査したり、種々雑多な手数を掛け、且つ其の掛賣代金の回収までの期間中資金を固定させ、又往々貸倒れと云ふ危険まで見込まねばならぬから、従つて商品も現金で供給するよりは、多少割を高くせねば引合はぬこととなる。一面お客に對して不親切なやうでもあるが、今日月給で生活する人、作物を金に代へねば、現金のない農家其の他のお客の懐都合は、矢張り此の掛賣を要求して止まない。或は多少高い位は承知して居ても、止むを得ない場合が實際に於て多い又商人としても、『お代は末に一緒に頂きます』と云ふのが一つの愛嬌であり、且つ言はれた方でも自分を信用されて悪い感じのするものはない。即ち一種の商略となる場合も少くないし、殊に酒類の如き日用品は、通帳で取引をすると、自然現金買ひよりも餘計消費するのが常、若し商賣の繁昌が販路の擴張にありとすれば、相當安全な方法を講じて、此の

掛賣を擴張するが捷徑である。

第一節 問屋と掛賣

問屋で相手の信用を充分調査した上、或る期間の掛賣を行ふのは、小賣商が消費者に掛賣をして、其の賣上高を多くするの一般、矢張り荷を餘計捌く事になるが、若し相手が不確實なものだと、餘程警戒を要するのである。即ち得失あるを免れない、今、其の得失に就て論ずると

第一項 取引の承續と活潑

を期する事は容易である。即ち一時的の現金取引と異り、種々の密接なる關係を生ずるのみならず、荷を受けた者は其の支拂契約期間に荷を捌き、其の支拂をして更に次の仕入をするに云ふ風に、次から次へ融通を附けて行ける事になり、而して此の繰廻し法は同一の問屋でないと行へないから、勢ひ其の取引は承續するのである。

又金満家なら商品を掛買で仕入れる必要もない。孰れ掛賣を希望するやうな取引先は、餘り多からぬ資金を繰廻して居る人、即ち金満家の落付き拂つて、新に商賣を擴張するよりも、地所を買ひ家作を建てる方が、安全だなど、商賣に對して因循なのと違ひ、ドウしても活動して大資本家と對抗せねばならぬ關係上、短い時間に多くの商賣をせねばならぬ人、即ち商品を活潑にドン／＼捌く人であるから、商賣を擴張し

ようと思ふ間屋は、斯う云ふ敏腕な活動家を得意とせねばならない。而して之れは金満家の商人には求められない。ドゥしても掛賣を必要とする取引先である。

第二項 拂つてさへ呉れよば

と云ふ條件は、殊に右のやうな取引先に附けて置かねばならない。契約した支拂日に拂ひを滞るやうなら、次回の掛賣は大に警戒を要すべきなれど、得て斯う云ふ得意筋は、全然借倒さないまでも、取引の度数の進むに連れて、多少宛未拂勘定が出来るものである。此の點を大いに注意せねばならない。經濟組織が現今の様にならなかつた昔は、商賣の利潤の開きと云ふものが、大きかつたから、細い經濟などに拘泥するよりも、寧ろ生産増加即ち商品さへ餘計賣れ、ばよい。掛代金は早晚支拂ふだらうと云ふ、最も大マカな考へを以て居て、例へば酒商にあつては、醸造元でも間屋でも思ひ切つて荷を出したものが、現今では同業者も殖え、競争も激しくなり、従つて利潤の開きも狭くなつて來たので、經濟の點にも細心の注意を要し、從來の放漫な取引法の結果として、生ずる貸倒れの防禦と云ふ事にも、綿密な注意を拂はねばならぬこととなつた。是れ與信所の必要が起つた所以に外ならない。

第二節 小賣商と掛賣

小賣商が掛賣をするの得失は、本書の冒頭に於ても略述したが、今、之れを更に詳しく詳述すると、

第一項 一は愛嬌、一は便宜

「度々御求めを願ふのに、一々現金では御手数でせうから、お代は月末に御一緒でよろしうございます」と言はれて、悪い氣持のするお客のない事は勿論、悪い氣持がしなければ、其の店を最負にすることは自然の順序である。即ち或る確實なお客に對し、商人が信用して居る事を告げるのは、商略上一種の愛嬌と言ふて差支えない。

而も月給生活者の爲めには最も便利な方法と言はねばならない。假令、此の種類の消費者に立派な經濟思想があつて、商人から通帳で掛買する事が、日用品は別として、酒、麥酒、飲料水の如きものをして、豫定以上の消費をさせるから、誠に不經濟だと云ふ考へはあつても、其の収入の工合では、現金買ひを不便とする事あり。又は斯う云ふ經濟思想なくして、只便利なもの、自分の信用を以てすれば、商人が通帳で商品を置いて行くは、當然であると云ふやうな考へから、掛賣を要求して居る消費者もあるのて、殊に競争の一日激しくなる今日では、全然通帳を廢す事は不可能である。

第二項 便利な月賦販賣

安月給取りの生活法は中々苦しい所があつて、其の収入の少い割合に、表面の見得を飾らねばならない關係上、醬油の

第三節 信用の調査

掛賣が商品を多く捌く良法ではあれど、之れに伴ふ資金の固定、掛金の貸倒れ等の損失の爲め、何割かの高い商品を賣付けるのは、真にお客の爲めを思ひ、亦自分の商賣の將來を慮つたやり方とは言はれない。併し乍ら商賣が利益本位であつて、慈善事業でない限り、見す／＼損をして商賣する事は、全く不可能であるから、商人は此の掛賣に伴ふ損害、即ち貸倒れを防ぐ方法を講じて、其の損害を根絶するなり、それが不可能であるにしても、程度を減少せしむる事が肝要である。而して此の希望を充すには、集金の方法を研究するも必要だが、先づ掛賣を必要とするお客の信用を確め、確實な者とのみ信用取引するやうにせねばならない。

永年取引しつゝある間柄なら、別に改めて調査の必要はないが、新に商賣擴張を行ふに付き、未だ信用程度の分らぬお客に對して、信用取引即ち掛賣を行ふには、先づ豫め住所、身分、職業、収入、資産、負債の状態、銀行との取引關係、是迄の支拂振、素性、人格等に迄深く立入つて調べねばならない。今、其の歐米に於ける實例と、便利な機關の組織とに就て述べると、

第一項 歐米商店の掛賣係

歐米の少し大きな商店では、大抵此の掛賣専門の係りが特

一合買も出來ないが、そうかとして一樽現金で買入れることも許さない。於茲乎、先に一樽の醬油を預けて置いて毎月五十錢位づゝ取立てる月賦販賣法が歡迎されて來た。是れ亦一種の掛賣法と稱すべきである。

第三項 資金は固定する

掛賣にした代金が悉く完全に支拂はれるにしても、少くとも一ヶ月（或は十四日晦日の二回拂の契約なら半月）間は、資金が固定して居る譯であるから、其の循環の度数が少くなり、且つ其の金利をも損する事になる。従つて此の損失丈け商品を高くせねばならぬ事になるかも知らぬが、現金買のお客に對してまで、掛賣の爲めに固定する金利を負擔させるは甚だ面白くないと思ふ。

第四項 貸倒れも覺悟せよ

多數の掛賣客の中には、そう／＼几帳面の客ばかりもなく、随分借り倒すのが少くない。又、借り倒さないまでも、月末の支拂の常に綺麗にならぬのが少くない。或小賣酒屋の統計に依ると、約一割から一割五歩あるとの事、此の損失をドゥして埋めるかと云ふに、矢張一般のお客に轉嫁さすと云ふのは面白くない。商人は飽迄此の貸倒れを豫防して、掛賣から生ずる損害を少くし、商品は出來る丈け安く賣つて、お客の爲めを計らねばならない。

設されてある。而して掛賣係は掛賣すべきお客の信用と、其の代金の回収とを擔任するのであつて、若しお客が信用取引をして呉れと申込むと、直ちに之れを掛賣係の手に廻し、其の上で諾否を決する仕組になつて居る。而して此の掛賣係は常にお客筋の信用を調査し居り、誰は約束履行を確實にすとの世評あり、彼は千圓までの債務に堪ふべしと云ふやうな點を、悉く信用カードに記入して、絶えず貸倒れの危険を豫防しつゝある。

第二項 卸の客と小賣の客

掛賣係から見た卸の客は、其の着眼する所、一に價格と品質とにありて、待遇等は只迅速と正確とを望む外、別に世辭も愛嬌も問ふ所でないが、小賣の客は、品の高下善悪よりも、先づ其の店の待遇を氣にするのであつて、神經過敏と言ふてよい。又、卸の客は専門の商人であつて、商賣即ち資産故、掛代金の支拂停止は、以て商賣の不能を意味し、且つ資産の滅亡を示して居ると言ふてよく、必ず其の自衛上支拂をする事になれど、小賣のお客即ち消費者は、假令、一ヶ月の掛代金が滞つた爲めに、商品を供給せぬと言ふても、直ぐ他店から購求し得るから、一軒の店から信用されぬ事をそう重大視せぬ傾きがある。而も一方は仲間内故、其の不信用は忽ち同業者間に知れ亘つて、或はドコでも信用を拂はぬやうになりはしないかと云ふ虞もあれど、他方はそう云ふ心配は少し

もない。中には借り倒すだけ倒して、他へ移轉して了ふのさへある。故に信用調査は卸賣のそれよりも、寧ろ嚴重にせねばならない。

第三項 惡辣な消費者の毒計

場末の新聞地あたりでは、商人がお得意の都合ひをする勢ひ故、其所を附込んで思切つた手段を講ずる消費者も少くない。所謂山師の玄關を張つて、借り得るだけ借込んで、行衛を晦まして了ふのは未だしも、近頃は空屋に人間だけ入つて居て、蕎麥屋から蕎麥を取寄せ、酒屋から酒や麥酒を注文して持つて來させ、「是れから勉強さへすればお前の店へ御用を仰付ける」と云ふやうな大束を極め込み、「兎も角も今取込んで居るから、勘定は後で取りに來い」など、言ふ。何にせよ、引越の荷物が通れば、店員を付けてやつて運搬を手傳はせ、直ぐに通帳を預けて信用取引を開始しようと言ふ勢ひだから、一も二もなく商品を置いて、翌日にでも來て見ると、人の影も形もないと云ふやうな、宛然狐に魅されたやうな遣り口の激しいものもある。

第四項 詐欺が目的の商店

世界各国何處も同じであるが、都市は最も罪惡の醸され易い所、例へば内地の中でも東京の如きには、常人の思ひ及ばぬ惡計を運らして、好い鴨もがたと網を張つて居るのが澤山ある。彼等の巧妙な手段に乗つて、馬鹿を見ぬやうにするが

肝要である。彼等の好手段は凡て左の如くである。

(A) 店頭の空景氣。今や息を引取らんとする病人に、金の貸し手のない如く、問屋を喰はんとするには、豫め準備が肝要とばかり、店の奥には空箱空樽を積み飾り、年中左も多忙なるかの如く振舞ひ、用もなきに時に腕車を飛ばして、料理店や待合に遊び、他人をして敏腕の人のする事は違つたもの、大分金が儲るのだな、との誤解を抱かしめ、

(B) 何時の間にか抜け穴。若し輕忽な問屋又は仲買人が商品を買し、彌々取れないからとて差押でもする頃には、店から什器から商品から電話まで、悉皆抵當に入れてあるか、他人名義になつて居るか、或は特に架空な債權者を拵へて、危険と見たらドン／＼差押をして貰つて、他から手を付けさせぬやうにして了ふ。破産の宣告など、殆んど地蔵の頭に蠅の止つた位にしか感せぬ輩故、全く始末が悪いのである。

第五項 一つ穴の猪銀行

何にせよ。借り倒しを以て一種の商賣と心得た輩。其の謀む事に抜目はない。先づ小銀行に幾干かの預金をして置き、五圓十圓の小拂にも小切手を書き、以て取引先をして大分預金のあるかの如く思はしめ、猶ほ、ア、好くば銀行に信用させて、借り越しをさせようとの準備をもする。又、も一つは特に未だ世間に信用なき銀行を選んで取引し、漸次重役や支配人と懇意を結び、喰はずに利を以てして、遂に共謀の上、飛

んでもない不都合を働くのである。

(C) 銀行と共謀の一例。或辣腕の仲買商は、種々物色した末、或高利貸の銀行を見附出し、牡丹餅叩類の條件で金の借用をなし、最初は高い日歩と手数料とを奇麗に拂ひ、期日にはキチンと返済するので、銀行はスツカリ參つて了ふ。モ一好い時分と思ふ頃、重役や支配人と待合などで會し、本心を打明けて水を向ける。元より眼中金錢の外何物もなき重役支配人、且つ信用もして居る相手の儲け話故、茲に秘密條約成立して、商人は銀行拂の約手を發行し、又は小切手を書いて、盛んに商品を引出し、銀行は亦從來永く取引し、且つ預金も大分あるが如く吹聴するので、大抵信用して荷を貸す。期日に債權者が銀行へ行つて見ると、モ一預金は下げて了つたと濟したもの、それが取引の以前には、預金もあり信用もありとの調子を合し、甚しい時は支拂の保證までした奴だから大變。

第四節 掛賣係の職責

前節に述べた如く、掛賣係は常に自店と取引すべきお客筋の信用を調査し、貸倒れの出來ぬやう、相當の豫防方法を講ずると共に、集金取立の工夫を凝らし、且つ商人仲間のお得意と、消費者との應待の使ひ分けに苦心せねばならず、實に職責や重且つ大と言ふべきである。

故に歐米の各商店に於ても、多くは店主自ら信用調査の任に當り、以て掛賣係を統率して居る。掛賣が盛んに行はれば行はれる程、掛賣係の信用調査事務が擴張され、遂には掛賣係を超越した、専門の信用調査係（クレディット・マン）の特設を要するのである。我が國でも今少しく商取引が、科學的に行はれるやうになれば、特に掛賣係を設けねばならぬやうになるや明かである。併し未だ之れを設けざるにしても、事實に於て掛賣が行はれて居る以上、假令、店主が擔任するにせよ、支配人が當るにせよ、掛賣係としての職責を盡さねばならない。左に詳述しよう。

第一項 經濟狀態の接觸

若し問屋に於ける掛賣係であつたら、國內一般の經濟事情は、常に之れを明かにし置く必要あり。又小賣店に於ても其の地方の經濟狀態と接觸を保つて居ねばならない。例へば漁村なら漁不漁、農村なら農産物の收穫狀態、工業地なら大工場の營業狀態等、凡そ小賣店で掛賣を擴張すべきか、縮少すべきかを決する上に大切な關係ある事柄は、最も特殊的に狭く深く知つて居ねばならない。

第二項 取引開始に際し

或は「貴君はどの位の資産があるか、別に負債はないか。あるならドノ位で、今ドウなつて居るか、」權利義務の感念の頗る發達した歐米では、商人から取引開始に當つて、客に右

の如き質問を試みる事珍しくないと云ふが、我が國では逆も之れでは商賣にならない。殊に小賣店で對手にするお客などは、怒つて買物をせずに歸つて了ふのは勿論、故に新規に信用取引を始めるには、其のお客に就て間接に調査した報告を以て、信不信を決せねばならない。但し圓轉滑脱な應接術を以て婉曲に探りを入れ、又は客の口裏を引いて見て、大抵の見當を付ける手心は、此の際掛賣係の身上とする所である。

第三項 顧客の營業狀態

是れは問屋の掛賣係が信用原票に特筆すべき要項である。即ち、

- (A) 其の商店の位置の適否。例へば現今は新開地で住人少いとしても將來發展すべき運命を持つて居る、地の利を得て居るかドウかと云ふ如き。
- (B) 店主の手腕。例へば自店から幾千の商品を融通すれば、巧妙に之れを賣捌いで將來完全に繰廻して行けるか否かと云ふ如き。
- (C) 商賣の經營振り。例へば若し過去に失敗閉店した事があつたとしたら、それは不景氣の爲めか、過失の爲めか、又は無能力の爲めかと云ふ如き。
- (D) 毎日の賣上高。例へば毎日十圓の賣上高を有するものとせば、月に三百圓の商品を貸しても確實なれど、若し一時に五百圓乃至千圓の商品を注文して來た時に、決定を與ふる

参考資料として必要なる如き。

第四項 同業者を倒した事の有無

是れを知るは最も必要で、縱令、前述の如き詐欺を目的とせる商人ならずとも、従前仲間の問屋を借倒した事はないか。若しあつたとしたら、如何なる事情、如何なる経路、如何なる方法で借り倒し且つ問屋との結末を附けたか。例へば消費者から掛代金が集らず、他に流動資本の融通附かざりし爲めか、或は金銭調達の必要に迫つて、掛買の商品を安價に賣飛した結果か。と云ふ如き、其の觀察と調査とは、常に深刻でなければならぬ。

第五項 消費者の生活狀態

是れは小賣店の掛賣係の取扱事項である。月給取りなら其の額、他の職業なら其の收入程度、例へば五十圓の定収入ある者に対して五十圓の掛賣をするは己に危険のみならず、殊に酒と云ふ如き特別の商品なら凡そ他の米鹽薪炭家賃衣服費等を控除した豫想額、或は收入の割とすれば五圓以上は掛賣を警戒すると云ふ如き、猶ほ他の同業者を倒した事はないか、主人主婦の人格、世間の評判、支拂振り等を細大洩さず調査する必要がある。

第六項 掛賣限度と回収期間

小賣店にあつては、十四日、晦日の半月勘定を普通とすれど、問屋では三十日、六十日或は年二季と云ふやうになつて

居るが、それは貸す方の資本の程度と、當時の都合とを考へて定めねばならず、又金額は取引先の信用の程度と、自分の懐工合とを考へてせねばならない。無暗に商品ばかり動かしても、回収が順序よく行かねば何にもならぬからである。

第七項 信用調査の方法

掛賣係が信用調査の資料とすべきは、主として外部から報告、即ち興信的機關の手を経た調査報告を以て土臺とせねばならぬは勿論だが、常に炬の如き、慧眼を睜き、兎の如き耳を引立て、お客の動靜、甲のお客の口から出た乙客の噂、新聞雜誌の記事、世間話、冗談口等に就ても、意外の資料を得ることが少くない。即ち老練な辻侍の俣夫が、金を持てる客か、持たぬ客か、乗る客か、乗らぬ客か、ネギル客か、ネギラス客かを見分ると云ふ如く、お客の内心を透視する明を備ふるに至つて、初めて理想的掛賣係たることを得るのである。

第八項 平素の準備

掛賣係はお客に愛想を好くして商品を買はせる傍ら、人として誰も好かぬ私行、内幕の信用まで調査し、猶ほ掛代金まで集めねばならず、若し是れが完全に集金し得なかつた場合は、亦相當の手段を講じて、店の損害を防がねばならぬと云ふ、笑つてのみも居られず、又怒つてのみも居られぬ、随分と骨の折れた役目であつて、従つて平素の準備も亦大抵ではない。先づ、

- (A) 信用原票はイロハ別にすること、
 - (B) 帳簿を整理する事、
 - (C) 往復信書を保存する事、
 - (D) 萬一の場合を豫想した證據書類の整理、
 - (E) 集金の時季に關する注意、
 - (F) 取立に關する工夫と注意、
- 以上は、ホンの大要だけ擧げたに過ぎないが、先づ何事を措ても掛賣係として、せねばならぬ重要な事項である。

第五節 信用調査機關

掛賣係が信用原票に記入すべき外部からの報導は、其の頼む所主として興信所にあれど、反對に信用する所の興信所は、皆一般的であるから、(イ)其の報導が動もすると精確を缺いて居り、(ロ)假令事實は精確でも、其の報導機敏ならざる爲め、時々「後の祭り」たるの憾みあり。(ハ)又事情の推移を等閑に附し、常に其の資料に更新を加ふる事を怠るから、其の報導は得て古いものとなり易く、(ニ)等級を附けるに際し十分の理由を與へぬ等の非難が大分あるらしい。乃で、米國邊では、例へば酒醬油商は其の専門の調査機關と云ふ如きものを必要として、己に其の組織を見るやうになつた。今、其の組織と作用、種類などを見るに、

第一項 特殊的興信所

驗を交換所へ報告して置くと、交換所は相互で利用するやうに、是等の資料を分類整理して置くから、彼の詐欺を目的の商人があつて、過大な仕入をやらうとしても直ぐに此の淨玻璃的機關に看破され、又、不拂者は取引拒絶表に載せられて、忽ちに同業者に知れ亘つて了ふから、如何な奸商も策の施しやうなく、取引の安全は斯くして維持される。

(B) 小賣商で利用する場合、獨逸では各都市に商工業保護組合が設けてあり、主として小賣商と手工業者との協同組織で、其の勢力を以て支拂延滞者を督促し、不拂者を摘發し、更に中央聯合組合を立て、其の機能を統一して居る。又、米國其他の小賣商店が協同してやつて居る或信用組合は、相互に消費者の身元信用に就ての經驗を交換し、取引拒絶表を發行して、同業者に警戒を與ふると共に、無斷移轉者の搜索、賣掛代金の取立などをも行つて居る。

第三項 我が國にも必要

前に述べた各小賣商間の信用交換所は、彼の特種、地方的の興信所と似た者であるが、只彼は一個獨立した營業となつて居るのと、是れは相互的組織を採つて居るとの差はある。併し孰れにしても、自分の店丈けに專屬した信用調査部を設けるなどは、到底普通の商店には出來ないし、況して小規模の商人に於てをやで、單に一の理想に過ぎなくては何にもならない。而も掛賣を行つて、之れから生ずべき損害を少くし

是れは吳服商は吳服商、薪炭商は薪炭商、酒醬油商は酒醬油商と云ふ工合に、或一種の商賣丈けの信用調査機關であるが、一般的の興信所と異り、其の調査する範圍も狭いから、自然調査も能く行届いて、非常に精確であり、且つ其の料金も一般的のよりは、迥かに低廉であるから、誠に重寶とする場合が少くない。又、神田區とか下谷區とかの一小区域を限つて、主として小賣商店の爲めに、消費者の身元信用を調査する目的もあり。兎も角も普通一般的興信所の手の届かぬ處をやろうと云ふ興信機關である。

第二項 歐米の信用交換所

是れは各種の交換所と作用を同じくし、各同盟商人をして、其の掛賣先に對する經驗を互に交換せしめる組織で、結局掛賣係(或は信用調査係)の集會と稱すべく、即ち自分の店で取引する某取引先は斯々の不始末をしたとか、何處の誰は無斷移轉をしたとか云ふ經驗や事實を報告し、相互に經驗を比較し、智識を交換して、最も精確に取引先の信用及び動靜を知る爲めに外ならない。故に判然としなかつた各方面からの報告や風聞なども、茲に比較的精確な判斷が與へられよう云ふのである。

(A) 問屋で利用する場合、此の信用交換所は問屋と小賣商店とを問はず利用するべきものだが、之れを問屋で利用する場合には、各問屋は掛賣取引は勿論、一般お得意に對する經

よう云ふには、ドウしても完全に取引先の信用調査が出來ねばならない。於茲乎、其の目的を達する爲めに共同の力を藉りると云ふ事は、最も策の得たるものと言はねばならぬ。我が國でも彼の何々商同業組合などの仕事を一層擴張して信用交換所の如き組織を作り、常に信用取引の安全を期するやうにするが必要である。

第六節 現金賣の獎勵

「一、定め現金の事」と店に大きく掲示がしてあつても、顔馴染になつたり、又は新たにお得意を擴張しようと思ふ場合には、掛賣をするやうになるのが實際の有様であるが、掛賣になると、以上述べ來つた通りの危険と煩累とが伴ふから、縦令、掛賣ほどの販賣高にならずとも、亦多少賣價を安くしても、成るべくは現金取引にするがよい。是れは言ふまでもなく商人の常に齊しく望んで居る所で、殊に小賣商店などは最も掛賣を不得策とする幾多の事情がある。何となれば、其の取引する消費者の数は非常に多く、従つて財産状態なども千差萬別、一々其の真相を看破する事は難いからである。そうかとして、小賣商店に向つて特に専門の信用調査部を設けよと言ふて見た所で、全く出來ない相談、歐米の小賣商人は協同して、信用交換所の如きものを作つては居れど、是れとて多数多様のお客を控へた仕事だから、十分な成績を収めるの

は中々困難事である。従つて他の製造元や問屋などに比較して、其の貸倒れの率が常に大きいので、自然現金主義に傾いて来るのだが、他の同業者との競争とか販路擴張とかの爲め、遂々お客の好む掛賣になつて了ふのである。若し幾多の手段と忍耐とをしてお客が眞に掛賣の不経済で、現金買に限るとの自覺を起させたならば、小賣商人などは、ドノ位助るか知れないのである。今、歐米に於ける一二の例を擧げると、

第一項 正札割引同盟

と云ふのが獨逸の或地方の小賣商人に依つて組織されて居る。是れは一方現金奨励の爲めに出来たもので、此の同盟商店は商品に一一明瞭な正札を付ける義務を負はされ、現金で買物をしたお客に對し、其の都度買物金額を記した切手形の割引券を渡し置き、其の買物高が百十マークに達するを待つて、お客が之れを市の貯蓄銀行に提出して、五マークの割引を受ける仕組になつて居る。而して銀行の手を経てするやうにしたのは、お客に不安の念を抱かせぬ爲めと、各商店が手数を省く爲めとで、銀行は此の同盟の基本金を無利子で運用する代償として、無手数料で凡ての割引事務を執ることにしてある。

第二項 現金割引組合

と云ふのが米國にある。是れは商人とお客との團體で、其のお客が現金で買物をした場合、或は期間通りに掛代金を決

濟した時に、之れに對して特別割引又は割引を與へる仕組で、猶ほ信用交換所の役目をして居るものもある。

第三項 掛賣廢止同盟

是れは現金奨励でなくして、強制と言ふて可い。即ち酒商なり、醬油商なり、或地方の同業者が團結して、お客に一切通帳取引をしない。其の代り上品を安く賣ると云ふことを標榜した組織で、若し規約に背いた商人があると、問屋若しくは製造元は荷を送らぬと云ふ嚴重な制裁が出来て居るのである。成るべくなら現金で賣り度いと云ふのが、洋の東西を一貫した希望であるが、是れは單に希望に止まつて居て、實際に於て之れを實現させることは大いに困難である。併しお客の方から自覺して現金買をするなり、商人の方から奨励するなりして、相互に無用の手数と費用と厭な思ひや危険などを除いた安全な現金取引は他迄望ましい。若し夫れ萬止むを得ぬ要求よりして、なさねばならぬ場合にも問屋と言はず、小賣商人と言はず、先づ慎重に取引先の信用を確めた上、集金に安全な方法を立て、から、開始するやうにせねばならない。只お得意を殖やしたさ、深儲けがしたさ、と云ふやうな考へから、無暗なお客と無暗な信用取引をすることは餘程注意せねばならぬのである。

第七章 掛代金の取立術

飛雄の外海
な良醇の質品は
し明證をる

は展發の地内
適に求要の代現
るよにるせ

標商錄登

萬

元賣發

元造釀

最上醬油

千葉縣君津郡青堀村

宮川豊八

東京市南新川一丁目

鈴木新助

電話京橋一五三一

清 淋味白与最

酒

杉の井

玉光泉

千葉縣野田町

杉崎邦三郎吟醸

最

上

醬

油

富

下總國野田町

山下富三郎釀

最 五 醬 油

泉 榮



千葉縣君津郡湊町

夏目五郎兵衛吟醸

何も大仰に商品を貸して、其の代金を取立てるに、別に術などと言ふて騒ぐ事もなからうと言へばそれまでだが、多くのお客のうちでは、先づ拂ひ溢るお客、即ち之れを回収するに、相當の術の要るやうなお客が、十中八九を占めて居ると言ふてよい。愛嬌よくしたり、商品を吟味したり、種々な面倒や費用を掛けた結局に、其の貸した代金が旨く回収されなかつたら、掛賣をする商賣位馬鹿々々しいものはない。斯う云ふ馬鹿を見ぬ爲めに、米國では集金取立に關する通信學校が出来て居り、之れに關する技術者を養成して居る。尤も信用取引をするに當り、取引先の身元や信用を調査するのも、集金を完全にしようと思へばこそで、苟くも掛賣を許す商人は、第一に此の集金に最善最良の方法を竭さねばならぬのである。

第一節 御客の種類

約束通りキチンと支拂をして呉れば、別に問題はないのだが、往々拂ひ溢るお客が出て来るので、商人は中々油断がならぬのである。而して此の支拂の悪いお客にも、種類があつて、ザツと左の三つに分類されるやうである。

- (A) 拂ふ氣があつて拂へぬ客、
- (B) 故意に拂はぬ客、
- (C) 何とはなしに拂はぬ客、

以上の三種類のお客に對し、商人は如何なる方法を以て、之れに臨むべきかは大いに考慮せねばならぬ問題である。

第一項 拂へるやうにして拂はず

此種類に屬するお客のうちにも、急性的なものと、慢性的なものがある。

(A) 急性的不拂客。即ち火事や洪水や盗難、又は附近の大工場が潰れたとか、偶然の出来事の爲めに商品が平生の如く捌けず、常時几帳面のお客も、是れが爲めに支拂が遅れると云ふ如きは、其の急性的に屬し、實際氣の毒な事情であるから、先づ時機到來まで待つてやるがよい。但し油断して慢性的にしてふといけぬから、時機を見て敏捷に取立てねばならない。

(B) 慢性的不拂客。即ち商品が思はしく捌けぬと云ふやうな理由が附く。尤も一般不景氣の爲めなら據所ないが、そうでないのは其の商人の素人、或は商賣下手を意味して居るかも知れない。斯う云ふお客に對しては、問屋は餘程嚴重な監督と警戒を要する。又可なり利益を収めて居ながら、常時手許の逼迫した商人もある。之れは或は収益に伴はぬ多額の生活費を掛けて居るとか、或は無暗に消費者を信用して掛賣したのが回収出来ないとか、或は店員に不正漢があつて溜らぬ内に洩れて了ふとか云ふやうな理由に基くもので、是等は問屋は救済的に、相當の援助を與へて、徐に回収を計るが

よい。
 (C) 拂ふ見込のないお客。如何に厳しく催促しても、到底拂ひそうもないお客に對しては、矢張「短氣は損氣」の本文通り、寧ろ穏和な方法で、其の會計を看護し、ドウにか拂へるやうにして拂はせるがよい。法律に訴へてなどと云ふのは、商人としては最も慎重・熟慮の末でなければ、執るべき手段ではない。若し自分の智慧なり、或は資金なりを貸しても、其の商法の行立つやうにしてやれば、單に取引先のみの幸福でなく、實に問屋も商品を融通してやつた方の仕合である。

第二項 督促を嚴にして拂はす

此の方法を用ゐるのは、故意に拂はぬお客であつて、實に手の附けられぬ代物、最初幾ら信用調査をやつても元來騙そうと掛つて居るのだから、什麼しても一杯喰はされ易い。其の慣用手段としては、大抵最初は少額の註文を寄越し、支拂も期日通りに確然と片を附けるから、問屋の方も遂に信用して了ふと、徐々と大きな註文を始め、それが積り積り積つて、問屋でも少しく警戒を初めたなと思ふ頃、美士士俵際で背負投を喰はせると云ふ工合、而して甲の店からも乙の店からも融通してあるのだから、若し取立の手加減が緩慢であると、其の方へ拂ふべき金を他の嚴しい方へ、密と廻して了ふと云ふやうな場合がありが故、常に注意が肝要である。

第三項 根氣好くして拂はす

て、憶劫になると云ふ結果を生じ、相互に損害であるから、從來の商習慣と其の地方の習しとを無視せぬ範圍に於て成るべく短期間にして置くがよい。お客は大體我儘であつて、自分で勝手に借りて置いて、商人が餘り長く方圖なく貸すから勘定が嵩むのだとて不平を言ふものもある。兎に角商人としたらば、お客の便宜を第一として、其の支拂に付ても苦痛を感せしめぬやうに計るのが肝要である。

第二項 整理が常に行届く事

整理の附いて居ないのは掛賣から生ずべき損害をして、最も大ならしむる有力な原因であつて、従つて滞り貸し即ち貸し倒れを多く作る所以である。貸し倒れが最初取引前の信用調査の不完全な結果なら兎も角、それ以外の事情にあるのなら、整理の如何に依つて復活させることは容易である。而して掛賣の關係を明かにする爲め、カードがよいか帳簿がよいかと云ふに、それはお客の多寡にも依るけれど、お客に依つて特別に約束した支拂日にもあり、又臨時に取りに行く所もあり、請求書を出すにも都合の好い日取りが、お客の事情に依つて違ふのだから、少しく口が多くなつたら、カードが便利と思ふ。

第三項 請求書の出し方

賣掛代金の取立て、即ち集金の第一歩は請求であつて、其の行爲は先づ請求書の發送に依つて現はれる。之れを出す時

只何とはなしに拂はぬお客。是れなども随分厄介な難物で、殊に癪に觸るのは立派に拂へる身分であり乍ら、貸した方から、激しく追求しないと拂はぬ圖々しい連中である。而もそうかとして奇麗淡如片を附けるのではない。今月は是れ丈後は孰れ來月になどと客高な拂方をするのが常、併し何も商賣と觀念して、少しづつでも根氣よく取立てるより外に途はない。只惡意があつてするのでなく天性のツボラとか、拂汚いとか云ふ種類に屬するのだから、萬更捨てたものでもないけれど、新規に信用取引を始めようと云ふには、餘程注意して掛らねばならない。

第二節 取立の準備

以上は主として釀造元若くは問屋の立場から小賣商人をお客として見たのであるが、小賣商人から消費者を見たお客の種類別(拂ひ流る)と大體に於て大差ないと思ふ。

第一項 滞貸を防ぐ事

掛代金が期日通り回収されず、常に幾干宛滞つて居る事は、遂に貸倒れとなる原因であるから、餘程注意せねばならない。即ち掛賣期間を餘り長くして置くと、第一、資本の運轉流通を止めるのみならず、お客の方でも自然支拂額が積つて了つ

期はと云ふに、約束の期日の如何に依つて違ふは勿論だが、一體、請求書を出すのは、お客に支拂の用意をさせると共に、其の請求が決して不當でない事を知らせる目的であるから、例へば晦日に支拂を受ける爲めに、廿八日や廿九日に出す如きは、決して當を得たものではない。そうかとして餘り早く出し置くと、お客は却つて忘れて了ふ虞れもあり。且つ感情を害する場合があるから、種々の事情を綜合して見て、實地に當つて手加減をするが肝要なれど、先づ五日乃至十日前に出すがよい。

第四項 請求書の作成

即ち販賣の年月日、商品の名稱、種類、數量、代金等を記載し、猶ほ「特に委任状を附し候場合の外、本店代表者並に其の他の店員等へ御支拂の儀御無用に御座候」などの注意書きを添へ、更に其の裏面に委任状の雛形を示して置くが如きも極めて必要である。

第五項 小賣商の請求書

以上は問屋を主にして述べたもので、元より之れを小賣商に應用する事も自由であるが、普通日用品の掛賣代金請求には、極めて簡単に「書き出し」を配つて置き、何時何日に頂戴に行く意味の通知をするものと、モツと簡略して單に通帳に「〆」を書いて、支拂期日前にお得意へ示して置くのもあつて、誠に手輕なものであるが、併し取引が多額に、而して大き

くなつて来たならば、完全な請求書を作成するがよいと思ふ。

第三節 間接の取立

小賣商人が掛賣をするのは、直接店主なり、店員なりが出張して、取立て得べき近くの場合に限られて居るが、問屋若しくは醸造元から仲間（小賣商人）への取引は、出張して勘定をして貰へぬ遠距離の場合も多いから、其の掛金を取立てるには、先づ郵便に依り、前述の請求書に添へて何日に参上する旨の手紙を差出すが普通である。此の手紙が集金員以上の働きをするのだから、其の認め方は餘程注意せねばならない。

第一項 手紙に書く文句

幾ら貸金を取るのだとて、決して商人は権柄がましくてはいけない。若し直接お客に逢ふて、掛金を貰ふのであると、種々時々の挨拶もしたり、愛嬌も振播いたり、不景氣で金の寄りの悪い事や、「其故御催促にも上つたやうな次第で」など、同情を求める事や、種々と骨を折るのであるが、手紙ではお世辭笑ひをする事も出来ず、叩頭をする事も出来ないのだから、注意に注意して、お客の感情を害はぬやう、丁寧に認めてやらねばならない。決して當然の権利を執行するのだと云ふやうな態度を持つては不可ない。猶ほ書體の判然として意味の徹底した文章でないと、受取つた方で時に判讀に苦むのみならず、或は面倒を起して其の儘に投り込んで了つた

り、又は僅かな點から不快な感情を起させる等、意外な損害の多くあるもの故、お得意へ出す手紙は餘程確り書かぬと駄目である。

第二項 催促手紙の書方

一回の請求で措置が付けば、何の経緯もない譯だが、二回三回と手紙を出すやうになれば、そう／＼呑氣そうに笑つたり、女々しい泣言を並べたやうな、弱い態度もよくないから、催促を受ける方の心理状態を研究して、急所を突くやうな文句を書かねばならない。一體、人と云ふものは天性負債を好まぬもので、初手から借り倒そうと掛つた者は除外例として他は人に借金がある爲めに、常に頭の上らぬやうな氣のするものであるから、そこは旨く怒らせぬやう、馬鹿にする氣を起させぬやうに、認めて送るが最も肝要で、米國には掛金催促術を通信で教授する學校さへ出来て居る位のである。

第三項 書面は總て封緘

一層簡單なのは活版で葉書へ印刷して置いて、發信に際し所要の文字を記入すると云ふのもあれど、ドコの商店でも秘密を保たねばならぬ場合が多いのだから、葉書で一錢五厘で済む所を封緘にして、三錢掛れば之れに要する通信費が倍であるにしても、取引先の便宜と信用を重じ、感情を害はぬやうにしても云ふには什麼しても封書にして出す方がよい。但し二回三回四回と催促しても、一向埒の明かぬやうな場合

には、遂には葉書を出すも差支えないが、兎に角、商人が掛代金を取立てるのは、金貸しが貸金を取りに行くやうな考でやつてはならない。

第四項 氣を永くする必要

幾ら商賣だからとて、何回も督促しても返事一つ来ず、勿論送金もして呉れぬ場合には、誰しも癪に觸るもので、殊に東京の氣の早い商人は、金に熨斗を付けて了つても、一つ思切り言ふ丈け言つてやろうと云ふのがあれど、商人としては最も損な方法なるのみならず、此方で怒つて了つてから能く先方の事情を調べて、見ると實際止むを得ぬ場合や、不都合は寧ろ此方にあつて、改めて詫びをせねばならぬやうの場合等も少くない。即ち多く遭遇する經驗上から言ふと、

- (イ) 先方に不幸のあつた場合、
- (ロ) 店員の疎漏で放任してあつた場合、
- (ハ) 委託品の場合に商品に缺點がある場合、
- (ニ) 時期が遅れた爲めに販賣を中止した場合、

以上の事情の爲めに止むを得ず返事もせず、送金もしなかつた事が後日になつて分ることもあるから、商人は須く氣を永くして、決して此方から投げて掛つてはならない。

第五項 送金は何が便利か

送金する方から云ふと、最も安全で便利なのは、振替口座に依るにある。他に小爲替とか、銀行爲替とか云ふ送金方法

もあつて、其の位地に依り適宜の方法に依るを妨げぬけれど、商人がお得意先に請求をする場合は、請求書及び手紙に添へて、振替送金用紙を共に送るが先方への便宜である。

第四節 直接の取立

近くの取引、小賣商店から消費者への取引、又は手紙では交渉の纏らぬ場合等に於ける直接の取立方を述べようと思ふのである。

第一項 氣持の好い風彩と態度

理窟は種々あるけれども實際吾々がお客として經驗する所に依ると、何となく癪に觸るやうな面構へのや、氣障な態度の店員がやつて來ると、愛嬌のよいキビ／＼したのが來るとでは、第一來られた方の氣分も大變違ふので、自然拂ひ振りも違ふやうな譯であるから、此の衝に當る店員は須く其の風彩態度容貌等に注意せねばならない。

第二項 社交的才能が肝要

風彩態度も何となく上品だと云ふ條件の次に、最う一つお世辭が巧くなければならぬと云ふ註文がある。即ち商人は最も社交的才能を必要とするが、殊に闊慶顔して支拂ふべき掛先へ行つた時は、人を外らさぬ如才のない態度が必要である。世間話も旨く、お太鼓を叩く事も心得て、調子を合せる呼吸を呑み込み、且つ機を見て話を目的とする掛賣の本文へ引付

けて来る手腕と、猶ほ掛金をへ拂つて呉れ、ば、此方からは幾らでも荷を送ると云ふやうな意嚮を、それとなく仄めかす、而も態とらしからず、スラ／＼と軽く運ばれて行く入神の技がなければならぬ。

第三項 贈賄は考へ物

東京の商人中には、未だ幕政時代からの舊弊が残つて居て、贈賄及び御馳走政略を以て、商賣擴張の秘訣の如く誤解して居るのが多い。即ち地方の取引先から店主若くは店員が上京した時、割烹店や待合等へ招待し、人情の弱點を捉て自家の商品を買はせる遣り口、それから、此方から地方へ出張した場合も、莫大なお土産を持参するか、或は土地の料理店などで藝妓を揚げて馳走するなどの方法であるけれど、斯くの如きは最も卑劣な手段なるのみならず、其の費用は凡て商品に掛るとすれば、之れを消費するお客こそ好い面の皮である。何とか一つ改良して、待合や料理屋やお贈物に使ふ費用を以て商品を安くした方が、何位の氣が利いて居るか分らない、兎に角斯うして掛先の感情を擡にせねば、以て掛金が取れぬと云ふやうな不健全な考へは一掃して欲しい。

第四項 迂闊に馳走になるな

此方で費用を使ふて御馳走してやるのなら、單にそれだけ懐中が痛むのみに止るけれど、先方で御馳走をしようと思つた時には、須く眉毛に唾せねばならぬ。若い鯨のやうな店

で坐つて了ひ、色仕掛けて遂に掛金を棒引すべく丸め込むのである。現に著者の知人で、此の凄いの引つ掛つて飛んだ馬鹿を見たのがあつた。斯う云ふのは滅多にないが、兎に角警戒に如くはない。

第六項 百折不撓の根氣

掛金取立に行つて「待つて居ました」と拂つて呉れるお客ばかりはない。摺つた揉んだの末に拂ふのが十中八九と見て置かねばならない。一回で無駄なら二回、三回四回何十回でも何百回でも根氣よく足を運び、「ドウも實に店の方も不印でして困るのです」と云ふやうに、穩かに、努めて同情を惹くやうに持ち掛けると、「人の性は善なり」で、少許の勘定を度々氣の毒だと云ふ感じが起きて、竟には皆済する事になる。併し乍ら先方次第で、商人は心から小心翼々ではいけない。人を人とも思はぬ大膽と、怒氣を貌に現さず、且つ其の爲めに事を破らざる大度量とがなくてはならない。如何に迫害されても所信の爲めに驚かず、一旦取ろうと思ひ込んだ掛金は、斷々乎として飽迄も所信通りに實行する勇氣がなければならぬ。

第五節 掛取と催眠

近頃、歐米の實業社會では、商賣の上に心理學を應用する風、即ちお客が廣告や意匠や店の飾付や店員の應對やに就て

員が来たから、一つ酒で殺して猶豫させてやろうなどと云ふのがある。折角の御出張種々東京の御話も承り度いから、別宅の方へお出でを願ひます」と案内する所は別宅は即ち別宅、待合か料理店であつて、「サ、ドウぞ一つ」、「イヤ、手前は不調法でして」など、言つたつて押附かない。「一杯二杯と呑むほどに、大分樂の利いたなと思ふ潮時を量つて、「エ、實はお店の方へ差上げる御勘定でゲスが」などと、一寸頭を搖いて見たり、手を揉み始めたりした日には大變、最う斯うなつたら「それは困ります」と居直る譯にも行かず、「では何日までには間違なく」と云ふやうな事で、悄悄引退つて來ねばならない。又、中には調子に乗つて了つて「是れからの勘定は私の方で持ちますから一つお立替を願ひます」などと、言つて、土地の不見轉か何かを招んで貰つて騒いで了ふのがあつて、折角費用と時間を掛けて地方へ出張して、肝腎の掛金は一文も受取らず、遊興費は掛代金の内から差引かれ、甚しいのは更に新規に商品を掛貸して來るやうな、至極お目出度く出來上つたのもある。戒しむべき事と言はねばならない。

第五項 惡辣な問屋路倒策

序だから一寸言つて置くが、是れは茨城縣方面の養鶏組合の代表者が、東京の間屋へ荷を送つて置いて、其の掛金を受取りに來た時にやつた毒策で、即ち此の鶏卵問屋は二階に凄腕の別嬪を匿つてあり、椋鳥と見たら最後、酒で殺して毛

の心理状態、それから商品を賣り込む場合の呼吸や、掛金を取立てに行つた時の懸引などに、凡て此の心理學の法則を應用する傾向が流行つて來た。甚だ喜ぶべき現象と言ふべく、而して殊に販賣に就てよりも、掛金取立に當りて一層之れが必要と有効とを認むるものである。即ち俗に言ふ「借りる時の地蔵顔返す時の閻魔顔」で、人情は自分が承知で、更に頼むやうにして借りた商品の代金も、時間を経過して支拂ふ事になると、惜いやうな氣がして拂溢るのが普通である。殊に小賣商のお客に斯う云ふのが多い。誰しも生命を維持するになくてはならぬ金銭に就ては、神經が頗る過敏になつて居るもの、支拂ふ餘地があつて拂溢るやうのお客は澤山ないとして、兎に角、人は金銭を出すことを嫌がるのが十人の中八九人までもある。然るに商人は其の嫌がある金銭を出させねばならぬ難事業に従はねばならない。尤も商品を賣つて貸した掛金故、先方が嫌がらうとドウしようと思つた方は構はない。ミシ／＼取立てればよいと言ふのなら何でもないが、永くお客として愛顧を受けようと云ふには、忌々でなく金銭を出させるやう、即ち商人はお客が掛金を支拂ふに就て少しの苦痛も、將又不愉快をも感せぬやうに、仕向けねばならぬのであるから、中々骨が折れるのである。

第一項 催眠術的氣合

人間は如何に意志の強固なものでも、催眠術的暗示に動き

れぬ事なく、例へば一寸掛金を取りに来た店員の風彩や態度を見て愛憎の念を起したり、此奴は酒で殺せるなど思はせたりするのは、抑も暗示の第一歩であつて、進んでドウしても拂はねば濟まぬと云ふ感じや、最初都合があるから拂ふまいと思ふたのも、ドウも拂はずには居られなくなつたりするのも暗示である。而して此の暗示を掛けるには、充分催眠術的氣合を會得せねばならない。

第二項 立後れの氣味

立後れの相撲に勝てた例しなく、又「先ずれば人を制し、後るれば人に制せらる」と云ふ如く、掛取に行つた場合にも、先方に先手を越されると、ドウも後は旨く談判が附かない。例へば茲に百三十圓の掛金があるとして、取立に行く方では、少なくとも百圓は受取つて来る豫定の所、豈圖らん先方では、「全部支拂つて了ふと、問屋は後商品を掛賣にして呉れぬかも知れぬ。若しそうなたら資金の乏しい自分の店は直ぐ困つて了ふ」からとて、甚しいのは端數の三十圓丈けを支拂ふ積りで居るのがあり、又は事情止むを得ずして其の端數丈けしか拂はぬ考へのある。若し受取に行く店員の腦裡に一寸でもハ、アと思ふやうな閃きがあつたら、先方から切出されぬうちに「今日は店も閉暇で」とか、「弊店に非常な出費がありまして」とか、一本釘を指して置いて、先方をして「是れはドウあつても全部ならずとも半分以上は拂はずばなるま

いかとの念を起させるのが、暗示の巧妙なるものである。

第三項 此人に信用されたら

「將來必要な商品も融通して呉れやうと、又安くもして呉れやう、兎に角此の人の信用を得て置かねばウソだ」との念を、自然に先方の胸中に起させると云ふも頗る上策で、斯う云ふ技能が出来て来れば實に商賣の巧妙な人と謂ふべく、其の商賣は既に成功の域に達して居ると云ふてよい。若し是れが反對に行つて、「コンな人に義理立しても無駄である。それよりも他店へ支拂を奇麗にした方が得策だ」など、思はせたら、最う其の儘、貸し倒れで、遂に顔を赤め合つた末に、永久の絶交となつて了ふ。

第六節 爲替手段で請求

問屋若くは醸造元から地方の小賣商人又は仲買人への取引に於て、爲替手形を振出して、其の掛金を回収せんとする場合に行はれる方法で、云ふまでもなく、是れは掛賣取先所在地の銀行に托して取立て、貰ふ仕組になつて居るのであるが、其の取引先に常時金の廻りが好くて、銀行員の手形呈示と共に、支拂をして呉れ、ば差支えないが、そうでないのだと、取立を依頼する銀行に餘程確りして貰はねばならない。

第一項 銀行の選擇を誤るな

銀行は單に手数料を貰つて取立をする丈けの事、先方が、

「斯う云ふ理由で支拂が出来兼ねる」と言へば、「では、拒絶證書を書いて下さい」と言ふやうな譯で、別に厳しく責めるでもなく、先方の言ふがまゝに引退つて、其の手形を振出人へ突返して了ふのがある。是れでは甚だ心細い譯で、一體、取引をする本人同志が顔を突合しての談判だと、人情で止を得ず拂をする場合もあるが、他人の銀行員などが来たのでは、今都合が悪いからと拒絶するにも拒絶し易い。故に銀行は茲の不便を察して、飽迄依頼者の爲めに根氣よく取立てに努力し、萬止むを得ず匙を投げると云ふのが、商賣の責任でもあり、依頼者への親切と云ふものである。であるから依頼者は親切で責任を重んずる確實な銀行を選択する必要がある。

第二項 爲替手形發行の注意

若し好意を表さねばならぬ取引先であるならば、突然銀行から爲替手形を持参して支拂の請求に行き、狼狽させるのは感情上面白くない。又、商人は何處でも大抵は現金を遊ばせて置くものでないから、豫め取立に行く事を通知して、金圓調達の期間を與へるの必要である。それには先づ前以て手紙で、此方の事情止むを得ず、爲替手形を振出したからとの趣きを委曲申送つて置くがよい。

第三項 不拂者への制裁

若し度々支拂を拒絶するやうな取引先であつたならば、ドウしても一定の制裁を設けて置かねばならない。即ち今後の

掛取引を中止するとか、掛賣金額の据置限度を定め、萬一不拂の場合には今後荷を送らぬのみならず、賣掛代金の全部支拂を請求するとか、要するに不拂から生ずる不利益が、相互に大なる影響のある事を知らしめて置かねばならない。

第四項 荷爲替付の場合

是れは普通の掛賣取引とは違つて、商品は代金と引換でなければ渡さぬ事になつて居るのだから、別に集金の技術を要する譯でもないが、矢張り取引先の信用程度から調べて掛らねばならぬ點に於て、信用取引と見ることが出来るから、序に茲に述べるのである。一體、商品と代金と引換取引であるから、現金賣買も殆んど同じやうなものであるけれど、それは荷受主が完全に荷受けをした場合を豫想しての事で、即ち豫想は豫想に過ぎずして、往々にして豫想の外れると云ふのは、金の都合で荷を取らなかつた場合である。そうなる往復の運賃、荷造費、手数料、商品の破損、時期の關係する商品なら時期遅れ等、凡ての損害は荷主の負擔に歸して了ふのだから、信用の不確實な商人から、荷爲替付で荷を送れと申込んで来ても、迂濶に積出してはならない。

第五項 分割送荷の便宜

若し注文主の信用が千圓以上を超過するを許さぬのであつたら、其の人からの千圓以上の注文は、之れを分割して送るが安全な方法で、萬一七百圓の金は出来たが、後金が工面出

來ぬ爲めに荷受けが出来ぬとあつては、其の荷を手に入れぬ間は活動も出来ず、又一方は其の代金の回収も出来ぬ譯で相互に不利益此の上もないのであるから先づ豫め此方から、荷受主即ちお客の都合を察して、少しく注文が大きいなどと思ふならば、引取りよいやうに分割して送るがよい。

第七節 貸倒の豫防法

商人が掛賣をする爲めに、或期間内資金の固定に對する金利をも、一般商品の賣價に含ませる事は、甚だお客の爲めを思はぬ亂暴なやり方と言ふてよいが、掛賣代金の幾割乃至幾歩か貸倒れとなる爲めに、此の損害だけを掛賣する商品に負はせるものは實際に止むを得ないのである。併し乍ら此の貸倒れなるものが、商人の怠慢即ち取立に就て努力の足りなかつた爲めに、モツと減すべき損害も其の儘になつて居るやうな事情、例へばモツと骨折つて取立てれば一割の倒れも五歩で済む場合、其の商人の缺點から生じた損害をお客が背負ねばならぬと云ふのは、決して商賣繁昌を期すべき所以でなく、寧ろ其の希望とは大なる矛盾をなして居ると言ふべきである。之れを防がんとするには、信用取引の以前に遡つて先方の信用調査を充分にすべきは勿論、之れが掛金に就ては、全力を擧げて蒐らねばならない。

第一項 債務を忘れさすな

へぬやうにせねばならない。猶ほ此の「少し猶豫して」が、二回三回となつたらそれこそ慎重な態度と、周匝な注意が必要であるが、種々多忙なる關係もありて、モ少し突込んで取立てれば物になるべき所をも、足を遠退いたり何かして催促を緩めるやうになり易いから、此の少しの猶豫に就ては、少からず注意を拂はねばならない。

第三項 見切も亦肝要

一二次の集金で猶豫を申込まれたからとて、其の儘之れを倒貸れと見做すことは勿論出来ぬ。彌々駄目と云ふドン底まで突込んで行かねばならぬのは、今更喋々する必要もないが、併し相手の經濟状態や四圍の事情等が、逆も拂ふに拂へぬものと見たら、サツサと見切りを附けて了つた方が、手數だけでも助かる譯故、商人に此の見切りなるものも肝要だが、併し而倒を厭ふて、未だ解決の見込みあるものを「已に三回も四回も督促したが、支拂をせぬから逆も駄目だらう」と、集金に行つた度數で定めるのはよくない。必ず萬止むを得ぬと見込みの付いた場合のみに限つてすべきもので、實際に拂へぬのは一回の猶豫申込の際にも、己に見切の必要は分るのである。

第八章 貸倒復活術

附 商人の心得べき法律

商人の請求書が完全でなかつた爲めに、集金に行つた時「ソナ勘定があつたかしら」などと言はれるのは往々ある事で、此の場合には早速其の不完全な點を改訂し、次いで其のお詫びを述べ、お客の感情の和いだ頃、出直して再び集金を始めるがよい。所が「悪いのは私の方が悪いのですが、ドウせ頂戴するお勘定ですから」など、其の儘集金行爲を繼續するのは考へ物である。猶ほお客に依つては、僅かな勘定で四圍の事情の爲め全く忘れて居た者もあり、チャンと知つて居て、商人の方に請求書の不完全とか何とか云ふ、少しの缺點を附込んで、ワザとスツカリ忘れた風を粧ふのがある。是れ等に對する寛嚴の態度は、自ら違はねばならぬのであるが、餘り執拗く、八釜しくしてお客の感情を害する様でも困る。然し取り好い所からのみ取立て、少しく難澁な方を抛棄して置くのは更に好くない。お客が眞個に忘れて了ふやうでは逆も集金は完全に行へるものでない。

第二項 少しの猶豫が貸倒

少し都合が悪いから、此の次まで猶豫して呉れとは、良く遣遇する事で、勿論商人は「それはいけません」として無愛想に拒絶する譯には行かない。併し此の際は言葉巧みに、次回の支拂日を定めさせ、其の約束の日には必ず行き、狡猾いお客に對して「あの時は待つて居たが今日は又都合が悪い」など、體裁の好い、而も何とも言ふことの出来ない遁辭を與

一般の貸金でも亦賣掛代金でも、幾ら熱心に且つ手際好、取立つるに拘らず、其の折角の努力が、全然徒勞に歸して、一文も取れなかつたり、或は一部分取れても、猶ほ幾分滞つたりするのは、集金上實際に當つて、常に遭遇する所の現象で、之れが其の儘永久に取り得べからざる状態に在るもの、是れを稱して、貸倒れと言ふのであるが、此の貸倒れこそ實に商人に取つて、此の上もない苦痛で、或場合には遂に之れが致命傷となり、閉店廢業の悲運に到達せぬとも限らぬのであるから、商人としては此の貸倒れを多く作らない様にする事が、最も必要缺くべからざるは云ふ迄もない。併し乍ら實際は如何に掛賣に注意してお客の信用を嚴重に調査し、且つ取立集金に全力を盡しても、餘儀なく回収不可能の掛代金、即ち貸倒れが出来た事は、實際に於て防ぐべからざる事實であるから、之れが復活、即ち一時回収すべからざるものと諦めた貸倒を生かす術を研究するのは、最も大切な問題と云はねばならない。

既に貸倒れと云ふ、例へば人の一時氣を失つた者、或は已に息を引取つたものの如く、縱令、蘇生の見込みのあるにせよ、ないにせよ。最早素人の因循な手當を許さないのは勿論、之れを復活するには、元より望まぬ事ではあれど、法律の力を藉らねばならぬ場合が多い。尤も一々裁判沙汰にしてまで争ふ必要もなからうが、少くとも貸倒れを復活しようと思ふ

には、ドウしても法律的思想が充分なければならぬ。例へば法律上の時効などが、最も之れに影響を與ふるものであるが如き、即ち是れである。

第壹節 貸倒れの状態

所謂貸倒れなる名稱の下に一括し得べきものは、實に種々雑多であつて、決して一樣でないのは、即ち相手とすべきお客の種類の一様でないからである。要するに貸倒れの状態として數ふべきものは、大略左の如きである。

第一項 一時的の貸倒れ

即ち或約束の支拂日に支拂はれずして、多少の期間猶豫を承諾したるもの、或は先方の營業不振とか、不幸とかのあつた爲めに、此方から差控へたやうな場合がそれで、將來或時期さへ來れば、屹度取立て得べきものを言ふのである。

第二項 永久的の貸倒れ

即ち悪意にはあらねども、其の財産状態に急激な變化を來した場合や、死亡や、豫め借り倒すべく圖つた者やで、將來取立て得べからざるもの、回收不可能の見込みの附いたものを言ふのである。

第三項 請求權を失ふ場合

第一及び第二の場合には、猶ほ彌々となれば、法律に訴へても請求權を主張する事が出来るけれど、茲に所謂法律上の權

利を失はんとする場合、即ち時効に掛つて了つて、其の債權債務即ち貸し借りの關係は、最早法律上では認められなくなり、單に德義上借りた者が、貸した者に對して、返済の義務を認め居るに、過ぎない事になつて了ふのだから、全く主客は顛倒して、借りた者が強く、貸した者が弱くなつて了ふのである。即ち此の位の馬鹿々々しい事は多くないので、幾ら商人は、お客本位にして、裁判沙汰などは絶対に避けねばならぬと言ふても、何處までも馬鹿になつて居ねばならぬと云ふ弱身もないのだから、適當の手續きを施して、常に法律上の請求權を失はぬやうに注意すると同時に、之れを失はんとした場合には、亦適宜の方法を以て、之れを復活する事を工夫せねばならない。

本章に於て述ぶる所は、主として最後の第三の場合に重きを置いて、其の之れに對する適當手段を講じたものに外ならない。蓋し第一、第二の場合に對して處すべき方法及び注意は、大體之れを前章の集金取立術中に於て述べた積りである。尤も一時的の貸倒れでも、回收の見込みないものでも、此の法律上の權利までも失つて了つたのでは、到底復活に就ては絶望と言はねばならない。

第貳節 復活の呼吸

商人がお客に掛賣を承諾して商品を提供するのは、無論其

の信用にも依るけれど、一つにはお客に對する好意をも含んで居ねばならぬし、幾ら取るべき權利の當然の主張だと言ふて、お客の感情も考へずに、無暗に督促したり、或は露骨に自分の利益になる事、或は勝手な要求をのみするのは、其のお客をして彼の商店は酷薄であるとか、殘忍であるとか、猶ほそれに尾緒を附加へて、他のお客に吹聴せぬとも限らない。人は即ち「罪のある子は憎からで、繩掛けるお役人が恨めしい」と云ふ我儘者で、殊に又お客位商人に對して、我儘氣儘な者は澤山ないのである。

商人は決して三百代言ではない。お客は亦ドンなお客でも成るべく感情を害してはならない。即ち貸倒れを復活するにも、そこに目から鼻へ抜ける如才がなければならぬ。圓轉滑脱の呼吸、調子が必要なのである。

第一項 巧妙な時効中斷法

時効及び中斷の意義は、後節に於て詳しく述ぶるが、例へば假りに二年で時効となり、最早法律上貸借關係の消滅して了ふ場合、貸主が借主からホンの少額の内金を貰つても、此の時効なるものは、其の時から復活して了つて、更に二年間なり三年間なり有効になるのであるから、若し小賣商人が貸倒れの出來た場合、其の債務者即ちお客の所へ行き、店員であつたならば、「貴家から掛金が頂戴し得ぬ爲め、其の責任は自分が負はねばならず、甚だ申兼ねたが、幾價にても好いか

ら頂きたい」と哀願し、假令二十圓貸金のある所へ五十圓受取つても、將に掛らんとした時効、已に掛つた時効も、茲に立派に復活するが如き、是れ商人としては最も考へねばならぬ事柄である。但し此の場合、若しお客が「では、勘定の方は何れ済すとして、お前さんに氣の毒だから、少額だけれど使ひ貸に」など、言つて寄越したら、其の金を受取つた後、「ドウ致しまして、使ひ貸など頂戴する事は出来ません」と言ひ乍ら、通帳に金五拾錢也。右何代金何圓の内金として正に受取候也。と記してお預り申して置きます」第八節 參照と云ふ様に手際よくやらねばならない。是等の呼吸は御問屋からの掛賣の場合にも、移して以て應用する事が出来る。斯うして初めて法律上の貸倒れが法律的に復活して來るのである。

第二項 他人に取立の依頼

法律に據るにせよ、又據らぬにせよ。他人に依頼して取立させるのは、貸倒れ復活に取り比較的効果の多い場合がある。其の方法としては、他人に債權を譲渡した事にしても可し、又眞に譲渡して了つてもよい。すると依頼された者、譲受けた者は、別に債務者に對し情實的關係がないから、其の請求も従つて嚴重であるし、且つお客の方でも、斯うなつて來ると、純然たる債務者で、お客と云ふ影が自然薄くなつて來るから、我儘も出來ぬ事になる。

第三項 債權取立業者の注意

支拂はれざる掛代金を他人に取立てさせることは誠に便利
な事ではあるが、併し依頼する人間の信用などは常に能く注
意して掛るがよい。左もないと飛んだ馬鹿を見る事がある。
即ち之れを一種の請負事業として専門に營業する者が、近頃
大分澤山出来たやうだが、其の遣り口には古證文や貸借關係
帳簿等を預つて、債權の取立をなし、成効すると受取つた金
額の五割位を報酬として取る。尤も逆も取れぬと諦めた貸
倒れが生きて、假令半額でも手に入るのだから、商人として
も不利益と言ふ譯はない。只茲に一つ注意すべきは、イカサ
マ的の取立屋になると、受取つても受取らぬ振りをして着服
するがあり、又、地方へ出張する費用だとか、或は其の手附金
だとか、會員組織だから先づ會費を納めて會員になれ、など、
云つて金銭を捲上げて了ふものもあるから、餘程注意して萬止
むを得ぬ場合の外、債權取立の爲めに要する費用などは、之
れを前金で渡さぬやうにし、猶ほ成るべくは自分の知己に
も依頼するがよい。於茲乎、歐米に於ける信用交換所の如
きものを設立して、取引先の信用調査及び掛金回収完全を期
する事は、必要であると思ふ。

第參節 法律的觀念

法律と云へば辯護士か裁判官かでなければ必要のないもの、商人などは知らなくとも差支えない。否、寧ろ之れを知

はるのである。之れに反して買主が故なく商品の受取方を拒み、又は受取り得ない場合には、賣主は其の商品を供託し、或は相當の期間を定めて引受るやうに催告する。それでも猶ほ應じなければ、相當の手續を経て之れを競賣處分に附する事も出来る。但し此の場合には、一應買主に對しても彌競賣する旨の通知をせねばならないが、商品に依り催告等して居る間に腐敗するものもあるから、斯う云ふ場合は、構はず執行してよろしいのである。

第二項 契約解除の場合

賣買の性質上又は當事者(賣主と買主)間の相談づくに依つて、一定の日時又は期間内に履行せねば、契約の目的を達する事の出来ない場合、賣主なり買主なりが履行をしないで、其の時期を経過した時は、一方の相手方が直ちに其の履行の請求をしないと、最早契約は解除されたものと看做される。

第三項 注成品と違ふ場合

賣主から買主に引渡した商品が注文した品と違つた時、買主は其の旨を賣主に通知して、商品を取換へさせるか、値を引かせるか、契約を解除するか、何れにするなり早速手續をせねばならない。而して若し契約を解除すれば、買主に於て其の商品を保管又は供託し、若し永く置くに腐敗の虞があるならば、裁判所の許可を得て之れを競賣に附し、其の代金を保管するなり供託するなりして、其の由を直ちに賣主に通知

つて居るが爲めに、弊害があるかのやうに考へて居た商人も少くないやうだが、全く飛んでもない誤解で、凡て吾々の權利なるものは、其の國の法律に依つて保護され、且つ支配されるもので、之れを知らぬは非常なる不利益、不便利なるのみならず、亦國家の一員として、其の國の法律を知らぬと言ひ得ないのである。

國民として先づ知らざるべからざるは、民法であるが、商人として先づ必要な事は、商法及び掛賣代金其の他に關する諸法律である。併し乍ら之れを研究するは、他に自ら専門の書籍あり、且つ本書の目的外なれば、茲には序なれば單に「商人間の賣買手續に關する注意」を述ぶるに止り、餘は以下各節の下に於て、適當な箇所毎に適當な法律の解釋を試みようと思ふ。

第一項 商品の受取方拒絶の場合

買主は商品を受取ると、同時に遲滞なく之れを檢査し、若し瑕疵でもあるか、若くは其の數量に不足ある事を發見したら、賣主に對し直ちに其の旨を通知せねばならない。斯うして置けば契約の解除、又は代價の減額、若くは損害賠償を請求し得る權利がある。猶ほ商品の種類に依り受取つた當時に、發見し得ない瑕疵でもあつた場合、買主は之れを六ヶ月以内にさへ發見すれば、前同様の請求が出来る。又萬一賣主が其の惡意からやつたのだとすると、取引後五ヶ年間此の請求權

する。其の費用は一時買主が負擔せねばならぬが、後日之れを賣主から償還させることは無論出来る。

右は商法中九牛の一毛にも足らぬが、併し商法の註釋書は、他に完全なものが澤山あるから、是非それに就て研究するがよ、本節では只商人と法律的觀念を述ぶる序を以て、ホンの一小部分を紹介したに過ぎないのである。

第四節 利子と賠償

普通の金銭借用證書には、大抵利子の割合を記載するものなれど、一體、此の利子と云ふものは、獨り貸金のみならず、總て民法上の債權には利子が附くもので、別段の取極めがしなれば、民法の規定として年五朱の利子を附することになる、併し

第一項 賣掛代金、利子

商人が商品を賣買するに際し、其の代金の支拂の爲めに、幾らの利子を附すと豫め約束して取引するものは、恐らくなからうが、若し約束がしてあれば、勿論有效である。所で商法には、手形其の他の方法を以て商人が取引した債權の法定利率は年六朱としてあるから、賣掛代金は支拂期日後になる

と、年六朱の割合で利子を請求する事が出来る。

又損害賠償に就て一言せんに、其の之れを請求すべき場合は多數あれど、先づ金銭貸借關係(賣掛代金は無論金銭貸借關

係なり)に於て債務者が遅滞の責任を負ふべき時期と云ふは。

第一項 遅滞に依る責任

債務者が義務を果すべき時に、果す事が出来なかつた場合には、法律上の責任が生ずる。即ち損害賠償をせねばならぬ事になるのである。今左に其の場合を列挙すると、

(イ)借金の返済に就て何年何月何日と云ふ如き定つた期限があれば、債務者は其の期限の到来した時から遅滞の責任が生ずる。

(ロ)金を返済する場合に就て期限を定めなかつたならば、債務者は其の期限の到来した事を知つた時から、遅滞の責任を負はねばならない。

(ハ)金を返済する場合に就て別段期限を定めてなかつた時は、債務者は履行の請求を受けた時から遅滞の責任が生ずる。

故に債務者は遅滞した時から、利子も取らるれば、時として損害賠償も請求されることになるのである。

第三項 賠償額を定むる標準

金錢を目的とする債務、即ち賣代掛金や手形金などの債務の不履行に就ては、其の償額は前述の如く、法定利率の年六朱の利子しか取れない。併し特別の約定があれば別である。それからは等の場合には、別に損害を證明せずとも、當然請求し得るのであるが、猶ほ利息額の損害賠償以外の損害賠償

を主張せんとするには、債権者は相當の證據を以て其の損害を證明しなければならぬ。併し乍ら實際上之れを證明するは困難な事でもあり、又貸金や手形の如きは、利子以外別に損害のあるべき筈もないから、證據を以て争ふやうな損害は、多くは他の場合であると見てよい。

第五節 先取特權

商人から商品を借りて、其の支拂ひに困るやうな人(故意に借り倒したのは別なり)だから、屹度借りのあるは、其の商人丈けではあるまい。猶ほ外に幾軒かあるに違ひない。若し已むを得ずして、斯る人に對し財産差押までしても、貸金を取らねばならぬ場合、他から何人かの配當加入者の出た時を豫想して、果して自分は他の債権者よりも先きに債務者の財産から貸金を取る事が出来るか。否か。折角多くの費用を掛けて裁判には勝つても、思ひがけぬ横合から配當加入者が多勢出て、自分の取り前はホンの僅かしかなく、慙ふ云ふ事なら差押などするではなかつたものと云ふやうな場合が少くない。

第一項 一般の先取特權

電話浪花

長 二六二七
長 三八八〇
三 六六六
長 一二五九
特長 一七七七

サクラ
ビール

東京市日本橋區小網町三丁目

帝國麥酒株式會社東京出張所





意 匠 新 意
 印 刷 美 觀
 東 京 市 京 橋 區 靈 岸 島 町
 竹 內 金 次 郎 商 店

電話 京橋二六三七番 振替 東京一六一二一三番

飲料界の霸王

金線

サイダー

株式會社 販賣部

東京市南新堀一、一

電話 二八〇番
 京橋(特長) 二八一番
 振替東京一四二七二番

即ち先取特権の一種であつて、其の發生する場合は、一、共益費用、二、葬式費用、三、雇人の給料、四、日用品の供給等是れである。此の四種の原因から生じた債権は、先取特権として、債務者の總財産、即ち動産不動産は勿論、時としては有形ならざる財産権までも、所有財産の上に行はるるのである。

第二項 日用品供給の場合

法律上の日用品と云ふは、米、味噌、醤油、鹽、酢等、苟くも日常生活になくなくてはならぬものを指して言ふのであつて酒などは、贅澤品として此の内に含めてはない。法律が日常生活に缺くべからざる商品を供給した者に對し、先き取り特権を與へたのは、若し商人が現金でなければ、絶対に物資の供給をせぬ事になると、或は飢餓に迫るやうな場合のないとも限らない。すると頗る公益を害する事になるから、之れが保護の爲めに外ならないが、一方に無制限に許す時は、他方の債権者が迷惑を蒙る事になるので、法律は最後の六ヶ月分に限り先取特権を與へ、以て不公平のないやうに努めて居る譯である。

第三項 先取特権の順位

一般の先取特権と、他の特別なる先取特権とが、競合ふた場合には、特別の方が先きになり、又一般の先取特権が一時に競合ふた場合は、第一が共益費用、第二が葬式費用、第三

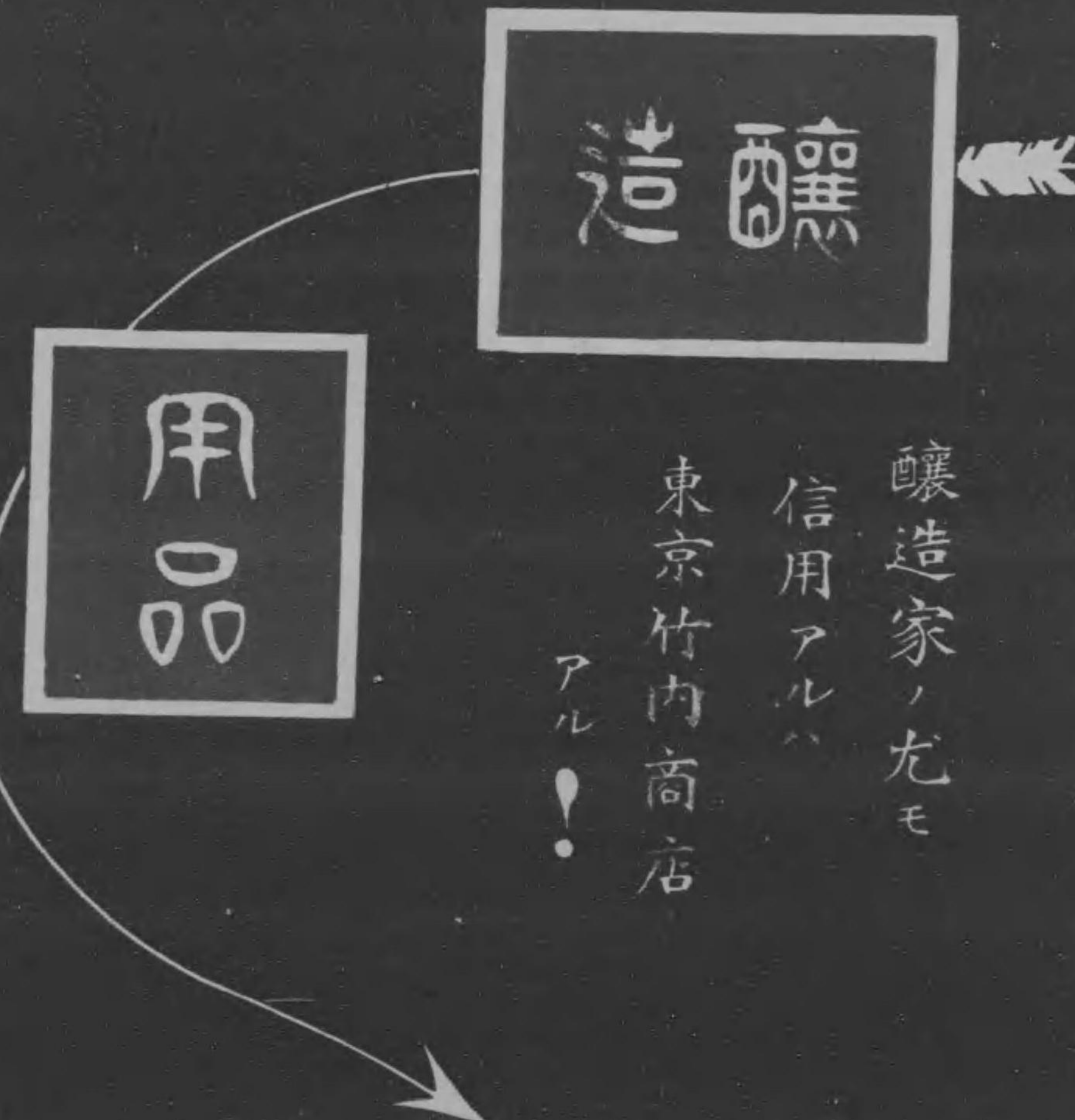
が雇人の給料、第四が日用品供給。と云ふ場合に日用品が一番後になる。是れは法律で定められた事で、どうとも致方はないが、普通の貸金に何等の特権のない事を考へると、まだしも増しであると言はねばならない。

第四項 先取特権の効力

例へば五百圓の負債に對し競賣價格三百圓の財産しかない場合、先取特権に屬する債権が二百圓あるとせば、先づ此の二百圓だけ天引し、後の殘額一百圓を三百圓の普通債権者が別ける事になるのだから、其の損益の差たるや、非常なものと言はねばならない。而して一般の先取特権者は、先づ不動産以外債務者の財産に就て、之れが辨濟を受け、不動産に對して辨濟を受ける場合は、不動産以外の財産で不足な場合でなければならぬ。尤も他の抵當権者等より不動産を競賣に附せられた場合、其の殘金があつたならば、無論此の際先取特権を行使する事が出来る。

法律は日用品を供給する小賣商人の爲めに、右様の大特権を附與してある。故に若し賣掛代金の滞つて居る得意先が、他の債権者の爲めに財産を競賣に附せられた場合には、之れを傍觀せず、遠慮なく配當加入をして、自分の權利を主張せねばならない。茲が即ち商人に法律思想の必要なる點である。

第六節 債権と時効



醸造

用品

釀造家ノ尤モ
信用アルハ
東京竹内商店
アル!

町島岸靈區橋京市京東
店商郎次全内竹
番三一二六一京東替振 番七三六二橋京話電

前節にも略述した通り、普通の貸金でも賣掛代金でも、一定の時期が来ると、時効と云ふものに罹つて、權利が自然消滅して了ふ事になる。故に債權の安全を計るにも、又貸倒れの復活を期するにも、是非此の時効に對しては、周到な注意を拂はねばならない。蓋し制度は公益上の必要から設けられたもので、例へば借金して已に數十年にもなれど、一回の催促もないから、最早債務はないものと安心して居る所へ、古證文を突附けられて、昔の借金を返せと迫られたらドウする。又、疾の昔一度返済した筈の借金を二度請求されたら、ドウする。

權利があるならば、早く請求して取立てねばならぬのに、何年間も其の儘にして置けば、孰かと言へば置く方がよくなる。又、借金を返しても、永くなると縦令再度請求されても、反證を擧げて駁する事が出来なくなる場合が多いから、茲に時効の制度を設けて、權利消滅の原因としたのであつて、斯くする時は自然債權者に於ても、債權の放任をしないやうになるからである。今、民法上の時効年限を擧げると、

第一項 時効年限とは何ぞ

- (A) 十年で消滅するもの、普通の貸金は、返済期限の日から十年経つと時効に罹つて消滅するのである。
- (B) 五年で消滅するもの、年又は之れよりも短い時期、即ち年月日週時等を以て時期と定め、其の時期毎に支拂ふべき債

意の中には、斯う云ふ辭でも藪蕪でも喰へぬのが少くないから、必ずしも人を見たら泥棒と思はぬ迄も、用心に如くはないのである。

第七節 債權を失はぬ方法

元より貸した金だから、先方で拂つて呉れなければ、何時まで催促したつて、差支えなく亦一方と雖も永久返済の義務はある。併し乍ら之れは單に徳義上の問題であつて、従つて徳義のある人同士でなければ、決して何の役にも立ぬのである。故にドウしても貸金に對しては、常に時効だけは注意して、之れに罹らぬやうにせねばならない。

時効にさへ罹らず、亦先方が一文無しにあらざる限りは、何時かは回収さるべきものがあるのだから、掛賣をする商人は、左記の手續を怠らずして、時効を中斷し、債權を永久に活かして置く事を忘れてはならない。

第一項 催告と支拂命令

時効期間の経過せぬ内に、執達吏役場に頼むか、或は内容證明の書留郵便かで、何日何時迄に返済すべしと云ふ催告状を送る。斯うして置けば催告をしたと云ふ確證になるのである。尙ほ一層有效なのは、支拂命令の送達方を區裁判所に申請するのである。此の送達を受けた債務者は、十四日間に異議の申立をせねばならない。若し此の申立をしなければ、

權、例へば月賦金、各種の利子、會社に於ける各期の配當金、借地料、借家料、雇人の給料並に小作米等の類がそれである。

- (C) 三年で消滅するもの、三年で時効に罹る債權は、醫師、産婆、藥劑師、工事請負人、公證人、辯護士、執達吏等の職務上の債權である。
- (D) 二年で消滅するもの、生産者問屋、又は小賣商人が賣却した産物、商品の代價、居職人及び製造人の仕事に關する債權。生徒及び習業者の教育衣類食料及び止宿料金に付き、校主及び教師の有する債權である。
- (E) 壹年で消滅するもの、月又は之れより短い時期を以て定めた雇人の給料、勞力者及び藝人の貸金並に其の供給した代價、運送賃、旅店、料理店、貸席及び娛樂場の宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並に立替金、動産の損料等である。

以上列擧したる如く、例へば酒の醸造元から問屋に、問屋から小賣商人又は仲買人等に賣つた商品の掛代金の如きは、貸した時から數へて二年間で、其の賣掛代金は取れなくなる。即ち眞個の貸倒れとなつて了ふ。社會には中々狡猾な債務者が少くない。最初は同情を買ふやうに持掛けて、モウ一週間とか一日とか、兎に角僅かな日限の延期をさせ、段々延期に延期を重ねて、遂に二ケ年に達すると、ガラリ態度が變つて了つて、矢でも鐵砲でも持つて来いと力み出す。多くのお得

債權者は假執行をする事が出来る即ち是れで時効は中斷されたのである。

第二項 差押と假差押

時として斯う云ふ荒療治もせねばならない。即ち差押とは債務者の財産を押へて處分を禁止、假差押とは債務者の動産又は不動産に對し、他日行ふべき強制執行保全の爲め、行ふ所の差押手續きである。而して此の申請をするに當つては、相當の保證金を積まねばならないのである。

第三項 債務者の承認

債務者をして債務を認めさせる方法で、只口の先き丈けで確かに自分は貴殿から借りがあると云ふだけでは不完全であるから、必ず書面に認めさせるなり、又は利子若くは内金として支拂ふとか、支拂つたとか云ふ旨を、通帳又は別の證書に認めさせ、捺印させねばならない。

此の第三の方法は前節「復活の呼吸」中にも略述したが、更に百尺竿頭一步を進めて、先方で何日に支拂ふとか言ふたら、手前は使の事ですから、主人に見せませうと云ふ、一寸通帳の端へでも書いて、認印を捺して頂き度い」と其所は調子よく頼んで、書かせるなり、若し先方が憶切がるならば此方で書いて一寸認印を捺させるやうにすれば可い。斯うして置く、立派に債權を認めた事になり、裏面から見ても時効の利益を受けぬと云ふ意思が發表されて居る事になるのである。

併しドウしても先方で認めぬと云ふのなら、止むを得ないから、先づ催告をなし、或は支拂命令や假差押なども行はねばならぬのである。

第八節 時効と注意

第一項 進行停止と其原因

時効の進行停止とは、即ち之れを中断せずして、一時其の進行を停止する事である。尤も進行した時の利益は消滅せぬも、其の代り中止の事由が発生した時から、一時其の進行を停める事を云ふので、或原因の爲め事實上其の権利を行使し得ぬ場合故、彼の権利の行使を怠つた場合とは違ふのである。今、其の原因なるものを見るに、

- (A) 時効の期間満了前六ヶ月内に、未成年者又は準禁治産者が、法定代理人を有して居なかつた時、其の者が能力者となるか、又は法定代理人が就任した時から六ヶ月、時効は進行しないのである。
- (B) 無能力者が其の財産を管理する人、母又は後見人に對して有する権利に付ては、其の者が能力者となるか、又は法定代理人が就任した時から六ヶ月内は、時効を止めて置き、六ヶ月を経過すると進行を始める故に此の間に何とか手續をせねばならない。
- (C) 妻が夫に對して有する権利に就ては、婚姻解消の時から

全と實行とを期するやう心掛けねばならない。

第九節 手形の債權時効

手形に關する詳細の事項は、後章に述べる積りであるが、茲には便宜上其の時効に就て、注意までに述べて置かうと思ふ。

第一項 約束手形の場合

約束手形の振出人は爲替手形の場合に對する債權は、満期日から三年、手形所持人の前者即ち裏書人に對する債權請求權は償還をした日から一ヶ年を経過する時は、時効に依つて權利を失つて了ふのだから、必ず其の期間内に相當の手續を盡すが肝要である。

第二項 期間經過後の約束手形

所で、約束手形が右の期間を経過して了へば、無論手形としての效力、權利は失はれたものであるが、併し民法上の債權は未だ消滅しないので、爲替訴訟法に依りて訴へを起さぬ代りに、不當利得取戻の訴へを提起する事が出来る。即ち其の手形は手形としての效力は失ふても、債權を取戻す上に於て立派な證據となるからである。

第三項 小切手の場合

小切手を所持する者は、其の振出の日附から十日内に、指定の銀行へ持參して支拂を求めねばならない。此の際若し支

六ヶ月、矢張り時効は進行しない。

(D) 相續權に關しては、相續人が確定し、管理人が選任され、又は破産の宣告のあつた時から、六ヶ月内は時効が停止されるのである。

第二項 中断の效力を失ふ場合

之れに就ては常に細心の注意を拂はねばならない。即ち折角時効に罹らぬ方法を講じた所で、若し爾後適當な手續を怠る時は、此の效力を失ふのである。例へば、

- (A) 裁判上の請求は訴を却下され、又は取下をすればそれで中断の效力は失ふべく、
 - (B) 支拂命令は先方が異議の中立をすれば、此方は一ヶ月内に本訴を起さねばならず、
 - (C) 和解の爲めにする呼出しは、相手方が出頭せぬか、又は和解が調はなかつた時は、一方は一ヶ月内に正式の訴を起さねばならず、
 - (D) 催告に就ては、催告後六ヶ月内裁判上の請求、破産手續参加、差押、假差押、假處分をせねばならず。又
 - (E) 差押、假差押及び假處分は時効の利益を受ける債務者に對して、之れを通知した後でなければ、時効中断の效力を生じない。
- と云ふ如く、容易に支拂はれざる所の掛賣代金又は貸金の人は、少しも油断なく常に適當の手段を講じて、權利の保拂を拒絶されたらば、其の旨を小切手の裏書に記入させる。すると、小切手所持人は其の小切手を呈示したことが明かになるので、其の結果時には、小切手振出人は刑事上の問題に觸れぬとも限らない。近頃、銀行に預金のないのを知りつ、或は少しはあつても不足なのを知りつ、一時の遣り繰りに不拂小切手を濫發する者が少くない。故に小切手で支拂を受けた者は、必ず此の十日以内に指定銀行へ持參して、其の支拂を求めらるやうにせねばならない。

第九章 手形の活用法

商取引の安全と簡便とを期する上に於て、誠に便利なものは手形である。故に商業の極めて發達せる所には、此の手形に依る取引が最も盛んに行はれ、最も有効に活用されて居る。蓋し、手形は金錢の授受を簡單にし、資金の運轉を圓滑にし、且つ法律上種々な特權が與へられてあるからで、其の最も近い例が、大金の授受をなす場合、小切手を使用すれば只一枚の紙片で済み、又、受取る方でも、其の金錢は銀行から支拂はれるのだから、計算に誤謬もなかるべく、偽造や變造の貨幣の混じ居らずやとの心配もなく、猶ほ、直ぐに現金の必要な場合は、小切手の儘自分の取引銀行へ預金する事も出来る。全く重寶なものであるから、苟くも商業に携はるほどの人にして、之れが活用の方法を知らないでは、

携はるほどの人にして、之れが活用の方法を知らないでは、

實際、現代の商業を語る資格のないものと言ふて可い。以下之れに就て少しく述べようと思ふ。

第壹節 活用の實例

小切手の重寶な點は、既に本章の冒頭に述べて置いたが、今、其の他の諸手形の重寶なる點、及び如何にして之れが活用されるかを見るに、例へば商品を掛賣した場合、来る何月何日には必ず代金を支拂ふと約束しても、萬一先方の都合で、期日に履行出来ぬからとて、別に何等の制裁がある譯ではない。所が、指定銀行の記載ある約束手形が取つてあると、其の掛賣の期間中、金銭の入用があれば、之れを取引銀行へ持参して割引いて貰ふ。すると、支拂期日迄の日歩を差引いた残額だけを使用し得るから、第一掛賣の爲めに固定する資金が流通されるのみならず、手形振出人は、期日に支拂ひが出来なければ銀行が首になると云ふ苦痛があるから、何を棄て置いて、手形の金丈は拂込む。普通の借用證書などは、全く譯が違ふのである。而も萬ヶ一之れが貸倒れとなつた曉にも、豈夫最初から金銭借用證書を入れさせて、商賣の取引をすることも出来まいが、商品を受取つた印に一寸約束手形をと云ふのは、別に鹿爪らしくなくて、お客の感情を害する事もないし、愈々先方が取引銀行から信用の首を斬られても、何構はぬと云ふやうな捨鉢になつたとしても、他に

何等かの手續きを踏んで、之れに制裁を與へんとするに、立派な證據があるから、大いに都合が好い譯である。

序だから銀行が首になる迄の徑路を述べんに、前述の場合、約束手形を割引いた銀行では、期日になると、手形面に記載してある指定銀行へ取付けに行く。滞りなく支拂はれれば、別に問題もないが、若し振出人から指定銀行に預金がないと、止むを得ず支拂を拒絶する。すると、割引いた銀行では、其の旨を一般の組合銀行に通知する。斯う不信用が公表されると、従來の取引銀行も以後振出人との取引を拒絶する。是れが所謂「首」である。凡そ信用を以て資本とし、生命とする商人が、信用の首を失ふときは、少くとも向ふ二ヶ年間、何處の銀行でも取引して呉れぬ、斯ふなつては、全く殺されて了つたも同じ事、鹹るとは能く言つたものである。

次に、地方へ商品を賣る場合、荷爲替付きで送れば、引換へに代金の支拂ひを受けられる。若し先方の都合で、支拂ひが出来なければ、品物を渡さぬから先方は差し問へる。仍でドンな算段をしても荷受けをする。即ち安全に取立てが出来て、大いに便利な方法である。

斯う重寶なる點が多いので、近頃手形流通の範圍が益々擴大され、金圓借用證書の代りに手形を振り出し、他人の手形に裏書して割引を求めると、商人は勿論 普通の人が手形で種々融通を試みる。一體、手形上の取引は、一つの商行爲

第一 爲替手形の例

一金壹千圓也			
番號	第何號	支拂人	乙 某
受取人	丙 某	日附	大正何年何月何日
期限	同	何年何月何日	

切取線

第何號
收入
印紙
(い)爲替手形

(に)一金壹千圓也

¥1,000—

(と)
右金額丙某殿又は同人指圖人へ此手形引換に御支拂可被成候也

(り)満期日 大正何年何月何日

(か)支拂地 大 阪 市

(わ)大正何年何月何日

東京市何區何町何番地

(ほ)甲

某

大阪市何區何町何番地

(ち)乙 某 殿

であるから、商人でも非商人でも、等しく手形に關しては商法の支配を受ける。而も流通の度の盛んになればなるほど、従つて弊害も生じ易い。故に此の便利な手形を活用せんとするには、先づ一般商法の規定は勿論、特に手形に關する諸規定に通じて居らねばならない。でないといふ、意外な損害を受けないとも限らない、假令は満期日後二日以内に振出人に對して拒證書作成の手續を怠つた爲めに裏書人に對する請求權を失つたり。又裏書人から手形を受取る際に手形の端へ「拒證書作成を免除す」と書いて序でに判を押して貰いさへすれば支拂を拒絶された際に前の様な面倒な手續をしないで済むのに、斯ふ云ふ簡便な方法を行はなかつたり。又振出地の記載して無い手形、假令は「東京市」「大阪市」と云ふ如な振出地に於ける獨立したる行政區劃の名稱を「振出地何々」と記載して無い手形は全然無効であつて、只不當利得金取戻より外に回復の途が無いから、餘程用心しなければならぬ。

第貳節 雛形と説明

法律上に於ける諸手形の規定、及び實際上に於ける諸注意等を述ぶるに先だち、茲には先づ手形の雛形に就て説明を試みようと思ふ。

第壹項 各種手形の雛形

茲には各種手形の雛形と、其の記載事項と、其の例とを示す。即ち左の如し。

第二 白地式裏書の例 (爲替手形裏面)

表面の金額 成候也	丁(る)	殿又は同人指圖人へ御支拂可被
大正何年何月何日	(ぬ)丙	東京市何區何町何番地 某印
表面の金額 成候也	殿又は同人指圖人へ御支拂可被	
大正何年何月何日	(ぬ)丁	東京市何區何町何番地 某印
表面の金額 成候也	殿又は同人指圖人へ御支拂可被	
大正何年何月何日	住所 (を)戊	某印

第三 約束手形の例

一金壹千圓也	番號	第何號
受取人	乙	某
日附	大正何年何月何日	
期限	同	何年何月何日

第何號

收入印紙 (る) 約束手形

(に) 一金壹千圓也

右金額貴殿又は貴殿指圖人に此手形引換に無相違支拂可申候也

(り) 満期日 大正何年何月何日

(よ) 振出地 東京市

(た) 支拂場所 東京市何區何町何番地 株式會社何銀行

(わ) 大正何年何月何日 東京市何區何町何番地 (ほ)甲 (へ)乙 某殿 (と)乙 某殿 某印

切取線

第四 指圖式裏書の例 (約束手形の裏面)

表面の金額 被成候也	丙(る)	某殿又は同人指圖人へ御支拂可被
大正何年何月何日	(ぬ)乙	東京市何區何町何番地 某印
表面の金額 被成候也	丁(る)	某殿又は同人指圖人へ御支拂可被
大正何年何月何日	(ぬ)丙	東京市何區何町何番地 某印
表面の金額 成候也	殿又は同人指圖人へ御支拂可被	
大正何年何月何日	住所 (を)丁	東京市何區何町何番地 某印

第五 小切手の例

第何號	渡	丙	某
一金五百六拾圓也	先		
大正何年何月何日			

第何號

(は) 當座小切手

(に) 一金五百六拾圓也

右金額 丙 殿又は此小切手持參人へ御拂渡被成度候也

(わ) 大正何年何月何日 (ほ)甲 某印

(か) 東京市何區何町何番地

(へ) 株式會社 乙 銀行御中

第六 小切手の裏書

表面の金額正に領收候也

大正何年何月何日 (を)丙 某印

切取線

第貳項 雛形に就ての説明

前項に示した各種手形の雛形に就き、何人も心得置かねばならぬ事柄や注意事項を左に述べる事とする。

- (一) 手形の種類 第一は爲替手形第二は其裏面の雛形である。第四は其裏面第五は小切手第六は其裏面の雛形である。
- (二) 稱へ方 (一)は手形金額(は)は振出人(へ)は支拂人(と)は受取人(ち)は引受人(り)は満期日(即ち支拂ふべき期日(ぬ))は裏書人(る)は被裏書人(を)は所持人(わ)は振出の年月日(か)支拂地(よ)は振出地(た)は支拂場所。
- (三) 記名式の例 手形金額の次へ左の通りに書いてあるのを記名式の手形と言ふ。
- (四) 無記名式の例 當座小切手とある下へ『持参人渡』と書き次に右金額の下へ捺を引いたもの。
- (五) 右金額——殿又は此小切手持参人へ御拂渡被成下度候也(小切手)
- (六) 特別の例 『右金額貴殿又は持参人へ此手形引換に無相違支拂可申候也(約束手形)』

因に記す此手形を裏書譲渡するには第一の債権者は指圖式と同一に裏書し第二以下は無記名式と同じく單に手形の引渡しのみで譲り渡しの効がある、第二雛形の例は之れに相當する。

- (七) 白地式裏書と指圖式裏書の例 雛形の第二は二番目の債権者より以後白地式とした例で雛形の第四は指圖式裏書の例を示したものの。
- (八) 有効なる署名の方法 署名とは本人自身に其名を記すものであるけれども、繁忙の時には之れを書いて居られぬこともあるから他人に名を書かせるか又はゴム判などで名を記して實印を押したのも効はある、併しなるべく本人に自署させた方が間違がない。
- (九) 有効なる爲替手形 爲替手形に記載する必要な事項は(一)爲替手形たることを示す文字(二)一定の金額(三)支拂人の氏名又は商號(四)受取人の氏名又は商號(五)單純なる支拂の委託(六)振出の年月日(七)一定の満期日(八)支拂地(九)振出の年月日(十)一定の金額(十一)支拂地の自署と収入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十の文字を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふる。
- (十) 有効なる約束手形 約束手形に記載する必要な事項は(一)約束手形たることを示す文字(二)一定の金額(三)一定の満期日(四)振出地(五)支拂地(六)支拂地の自署と収入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十の文字を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふる。

第九章 手形の活用法

- (一) 小切手たることを示す文字(二)一定の金額(三)支拂人の氏名又は商號(四)受取人の氏名又は商號又は所持人に支拂ふべきこと(五)單純なる支拂の委託(六)振出の年月日(七)支拂地(八)振出の年月日(九)振出の年月日(十)一定の金額(十一)支拂地の自署と収入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふる。
- (十二) 有効なる小切手 小切手に記載すべき必要の事項は(一)小切手たることを示す文字(二)一定の金額(三)支拂人の氏名又は商號(四)受取人の氏名又は商號又は所持人に支拂ふべきこと(五)單純なる支拂の委託(六)振出の年月日(七)支拂地(八)振出の年月日(九)振出の年月日(十)一定の金額(十一)支拂地の自署と収入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふる。

此外に振出人の自署と収入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふる。

(一) 小切手たることを示す文字(二)一定の金額(三)支拂人の氏名又は商號(四)受取人の氏名又は商號又は所持人に支拂ふべきこと(五)單純なる支拂の委託(六)振出の年月日(七)支拂地(八)振出の年月日(九)振出の年月日(十)一定の金額(十一)支拂地の自署と収入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふる。

(十二) 有効なる小切手 小切手に記載すべき必要の事項は(一)小切手たることを示す文字(二)一定の金額(三)支拂人の氏名又は商號(四)受取人の氏名又は商號又は所持人に支拂ふべきこと(五)單純なる支拂の委託(六)振出の年月日(七)支拂地(八)振出の年月日(九)振出の年月日(十)一定の金額(十一)支拂地の自署と収入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふる。

(十四) 慣例に依つて記載するもの 振出人、裏書人、支拂人等住所は法律に明文なければも實際取扱上の便利に依り記載する慣例となつて居る、併し是れは無くとも法律上の効力には變りはない。

(十五) 爲替手形引受の例 爲替手形の所持人は手形を支拂人又は支拂銀行に持参して呈示すると、引受人は手形に左の通り記載して署名して呉れる。

前記金額期日に至り正に支拂可申候也

大正何年何月何日

(一) 株式 何々銀行 印

(二) 約束手形支拂拒絶の例 振出人自宅拂の手形拒絶の例左に

此手形本日呈示相受け候處主人不在に付き支拂に應じ難く候也

大正何年何月何日

東京市何區何町何番地

甲某雇人 何の 誰印

右の符箋を手形に貼り付け、貼つた處へも印を押させること。符箋に署名する人は振出人たる本人、若し不在なれば家族、

店員雇人等苟くも家人なれば誰でも宜しい。
 (七)小切手支拂拒絶の例 小切手を銀行へ持参して若し拂つて呉れぬときは必ず左の様な符箋をして貰はねばならぬ。

此手形呈示相成候處預金不足に付き支拂に應じ難く候也

大正何年何月何日 株式何々銀行印

- (六)有効なる裏書 記名式及指圖式の場合に於て裏書が連続して居ること、裏書人の署名押印あることが必要である。
- (五)拒絶證書作成の期間と其方法 拒絶證書を作成する期間は満期日即拒絶された其當日と夫れから其後二日間の内に作らねばならぬ但し其間に休日があれば休日だけ延びる。拒絶證書を作成する人は公證人か執達吏で何方でも都合で成るだけ早く頼むがよい。
- (四)償還請求の期間 拒絶證書が出来たら其日又は其後二日内に其直接の前者即ち所持人に裏書して渡した人に對し償還請求の通知を發する。
- (三)此請求書を受つた裏書人は之を受つた日から三日内に其前者に對して償還請求を發するのである。
- (二)償還請求通知書の書き方

償還請求ノ通知書

約束手形

(表面) 第何號

收入印紙 約束手形

一金壹千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿指圖人へ此手形引換に無相違支拂可申候也

滿期日 大正何年何月何日

振出地 東京市

支拂場所 東京市何區何町何番地株式會社何々銀行

大正何年何月何日

東京市何區何町何番地

甲 某印

乙 某殿

(裏面)

表面の金額丙某殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

大正何年何月何日

住所 乙 某印

表面の金額丁某殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

大正何年何月何日 住所 丙 某印

請求の要旨

請求人は前記の約束手形を所持し満期日たる大正何年何月何日振出人甲某に手形を呈示し支拂を求めたるに主人不在の故を以て支拂を拒絶したるに因り同年同月何日執達吏をして拒絶證書を作成せしめたり依て之れが裏書人たる貴殿に於て手形金額及び満期日後の利子及び拒絶證書作成の手数料償還請求に關する費用を辨償相成度此段及請求候也

大正何年何月何日

東京市何區何町何番地

丁 某印

東京市何區何町何番地

丙 某殿

拒絶證書作成を免除す

(ぬ)乙 某印

(ぬ)丙 某印

同

此の請求書を發したと云ふ何か確とした證據を取つて置かねばならぬ執達吏に頼むと遣つて呉れるけれども一番輕便なのは郵便局へ頼んで内容證明郵便として送るのが宜しい内容證明郵便に托するには右の書面が二通入る。

(三)振出人の義務と拒絶證書作成を要せぬ方法 拒絶證書を作成しないでも振出人は何日迄も支拂の義務があるので、振出人に對しては呈示丈けして置けばよい、利息も呈示の日

(三)支拂期日を忘れぬ方法 手形用紙の控への方に期限とある下に「二ヶ月とか三ヶ月とか書かすに、何月何日と書いた方が支拂日が明確に分つて宜しい、多數手形を振出す人は、差込名簿に手形用紙の控へと同様の事項を記載し、支拂期日の順序に差込んで置くがよい、商人は此の期日を忘れると、銀行から電話で催促があつて大いに驚き、支拂資金準備に奔走するも、時間切迫の爲め意外の不始末を曝露することがあるから大いに注意せねばならない。

第參節 手形と心得

手形に關する法律問題は、随分専門家の間に於ても、頭腦を痛めるのが常であつて、況んや素人をやで、手形法の一一般を説いて、其の概念を明かにし、以て活用を自在ならしめる事は、却々六ヶしい仕事であるけれど、而も之れを活用せんと思ひ、又現に活用されつゝある今日、之れが一般の法規等を心得て居らねば、種々なる不都合が續出する。於茲乎、本書は多少の煩瑣を省みず、特に此の一節を設けて、讀者諸君の參考とするのである。蓋し著者の婆心に外ならない。

第一項 手形とは何ぞや

手形とは、法定の形式を具備した有價證券である。而して之れに二種類あつて、發行者自ら支拂を約束する約束手形、發行者が第三者に支拂を委託し、支拂を爲さしむる事を約する爲替手形及び小切手がそれである。是等孰れも一定金額の支拂を目的とするもの、即ち之れを手形金額と稱へ、必ず記載すべきものである。又、振出人とは發行者、支拂人とは支拂の委託を受けた者、受取人とは特に支拂を受くべく指定された者で、振出人は必ず手形に署名するを要し、且つ約束手形にあつては、振出人即ち支拂を爲すべき債務者であるが、爲替手形と小切手とは、振出人は他人をして支拂をさせる意思を表示し、決して自身支拂をしない。而して支拂人として

指定された者と雖も、單に手形に指定されたからとて、それだけで支拂の義務を生じはしない。仍て手形の所持人は、其の手形を支拂人に呈示して引受を求め、即ち引受要求の呈示をやる。若し支拂人が之れを引受ければ、今度は引受人と云ふ名稱になつて、手形上に於ける主たる債務者として、絶對に支拂の責に任すべく、又、引受の拒絶をした場合には、受取人は其の權利を確實にする爲め、振出人に對して擔保請求權の行使をすることが出来る。此の場合には公證人又は執達吏に引受拒絶證書を作らせ、擔保請求の通知を發せねばならない。

第二項 債權者に依る區別

満期日とは手形金額の支拂日で、此の期日には受取人は、支拂を求め、爲めに手形を呈示する。之れを支拂要求の呈示と言ふ。所が、支拂の拒絶をされた場合には、受取人は爲替手形及び小切手の振出人に對し、手形金額は勿論、利子及び費用等を請求し得る。之れを償還請求權と言ひ、其の行使に當つては法律に定められた期間内に、支拂拒絶を證明すべき特定の公正證書、即ち支拂拒絶證書を作らせ、償還請求の通知を行ふのである。

又は其指圖人云々と書いてある手形を發行するのを云ふ。此の種の手形を移轉するには、受取人は特定の行爲、即ち裏書を要する。而して手形を移轉する者を裏書人と稱し、之れに因つて手形を取得する者を被裏書人と言ひ、更に又裏書をする事も出来る。斯くして最後に被裏書人となつた者が所持人である。一體、裏書に依り證券の移轉を爲すには、指圖式を以て發行することが必要であるが、素より手形の性質上流通の圓滑を期するもの故、記名式を以て發行した場合と雖も、矢張指圖式と同様裏書に依りて移轉し得ること、なつて居る。此の裏書人は爲替手形の振出人と同一の債務を負擔し、引受拒絶の場合には擔保請求に應じ、支拂拒絶の場合には、償還請求に應せねばならない。其の三は無記名式で、即ち

第參項 手形上の權利に就て

手形は前にも述べた通り法定の形式を必要とする一種の有價證券であるが、抑も手形上の權利は、此の手形なる證券と寸時も離れる事の出來ぬ關係がある。故に手形が無ければ手形上の權利は成立しない。即ち手形を占有し、現に所持して居ねば之れを利用すべき途がない。於茲乎、所持人が支拂人に對して其の引受を求むるには、是非とも手形の呈示を必要とする。又、支拂を求むるには、必ず其の支拂と共に手形を交付すべく、償還金額の支拂も亦手形と引換でなければ、之れを請求する事が出来ない。被裏書人も手形を占有して居ねば、所持人として金額の請求をする事は出来ない。乃で、手形を紛失したものは、原則として權利が無くなる事となる。要するに、手形上の權利は手形と共に發生して手形と共に活動し、亦手形と共に消滅するのである。此の手形上の權利なるものは、手形行爲が無ければ發生しない。然らば如何なる

「右金額は此手形持參人に御支拂可申候」と云ふ如く、所持人若くは持參人に支拂ふ旨を記載し、債權者を指定してない。故に此の種の手形は裏書の方法に依らずとも、單に引渡しのみで移轉することが出来る。其の四は別に名稱はないが、「甲又は持參人」云々と書いてある手形で、此の種の手形を譲り渡すには、債權者として第一に指定された甲は、指圖式と同様裏書をなし、以後は無記名式と同じく、單に手形の引渡しのみで、甲から乙へ轉帳するのである。總て裏書は間斷なく繼續する事が肝要で、實に此の裏書の連續は、所持人が手形上の權利を行使するに必要缺くべからざる要件である。それ

事を手形行爲と言ふのかと言ふに、即ち手形に署名する事がそれで、實に署名は手形の要件で、手形上の債務者は署名者に限ると云ふのは、手形法上の一大原則である。

第四項 手形行爲と要領

手形行爲に關する要領を示す、

(一)手形行爲には特に法律に定められた形式を必要とするので、例へば振出なる手形行爲には即ち振出の形式、裏書なる手形行爲には裏書の形式、保證にも、引受にも参加引受にも、皆夫々一定の形式が必要であるが、所謂形式とは署名の事で、形式中最も重大なる要件に屬する。

(二)手形行爲者は手形上の債務を負ふ。即ち手形に署名した者は、之れに因り當然其の債務を負ふべきは明かで、尤も法律の明文がある。時に限り手形行爲をしても手形上の債務を負担せぬ場合がある。即ち裏書をすれば普通は擔保の責任あれど、若し無擔保の裏書、支拂拒絶證書作成期間經過後の裏書は、共に其の責任はないのである。一體、手形行爲者が手形上の債務を負担すと云ふ原則は、其の行爲が真正なる場合に行はれるので、縱令振出人、裏書人、引受人其他手形行爲者として署名の形式あるも實際其の者が手形行爲を爲さぬ以上は、善意の取得者に對しても、決して手形上の債務を負担する事はない。例へば代理權を有せぬ甲が、乙の代理人として手形行爲を爲すとも、乙は之れが爲めに手形上の債務者

たる事はない。是れは手形偽造の場合にも同様で、其の名義を冒用された者に責任のないは勿論である。又、變造手形に就ては、變造前に署名した者であると云ふ、不利益な推定は受けるけれど、實は一應の推定に外ならずして、其の然らざる理由さへ證明されるれば、無論其の手形に記載した本來の文に從つて責任を負ふ。

(三)手形行爲は獨立して効力を生ずる。手形は外觀上其の形式を具備すれば、縱令或行爲が法律上無効となつたからとて、他に手形行爲の成立及び効力に影響を及ぼさない。是れを之れ手形行爲の獨立と云ふ。例へば甲の裏書は無効又は取消となつても、それは單に甲のみの債務の無効又は取消で、乙又は丙の裏書の効力には何等の影響をも及ぼさない。從つて無能力者が其の行爲を取消すとも、他の行爲者は之れが爲めに手形上の權利義務に影響を受けない。但し手形としての効力を生じないのだから、他の手形行爲者も無論其の責任を負担すべき等はない。例へば手形振出人の署名を缺く場合には手形として有効に成立しないから、斯くの如き不完全なものに引受又は裏書等しても、固より手形上の効力を生ずる道理はない。

(四)詐欺、強迫、錯誤等の場合、手形行爲の取消に關して商法では無能力者の場合を規定し、右の如き場合の規定がないので、是れは一見取消の原因とならぬが如く考へられるけれ

ど、立派に法律上取消の原因となる。其の規定は民法に據るので、從つて詐欺の場合には、善意の第三取得者に對抗し得ないが、強迫の場合には之れに對抗し得る。又、手形行爲を爲す意思がなく、誤つて手形に署名した場合は、錯誤に關する一般法律行爲の原則に從つて全然無責任となる。併し彼の「手形に署名した者は其の手形の文言に從ひ責任を負ふ」と云へる原則と決して抵觸するものではない。何となれば茲の場合は、意思と手形の文言と符合せざる時は、其の手形の文言に從つて責任を負ふと云ふ意味で、即ち署名する意思は確かにあるので、決して彼の全然署名の意思のない錯誤とは違ふからで、此の邊は一寸誤解し易いから注意を要する。

第五項 不當利得償還請求權

手形から起つた債權が、時効若くは手續の缺陷に因つて消滅した時は、其の手形は決して手形として通用しない。所で、其の債權者の權利は、ドウなるか。這は單に手形上の權利を失ふのみで、不當利得をした振出人、引受人に對しては、其の受けた利益の限度に於て償還請求が出来る。例へば振出人が資金を提供せずして、對價を得て手形を振出すか、又は或債務を免れん爲めに手形を振出した時は、是れ不當に利益を得ることになる。それから、引受人が振出人から受取つた資金を其の儘保存する時は、是れ亦不當利得となる。斯うなつて來ると、獨り所持人が損失を蒙らねばならなくなる。乃ち所

持人を保護する法律が出来た譯であるが、其の償還請求權の範圍を振出人又は引受人の受けた利益の限度に於てとしたのは、所持人と雖も自分の權利を怠り乍ら、尙ほ充分の權利を揮はうと云ふのは不都合だからである。

第六項 手形債權の消滅時効

手形上の債權は普通よりも迅速に行はれるので、從つて時効の如きも其の期間は極めて早い。

(一)引受人又は約束手形の振出人に對する債權は、満期日から三年の間に支拂を請求せぬと時効に依つて其の債權は消滅してしふ。

(二)所持人が其の前者に對する償還請求權は、支拂拒絶證書作成の日から一ケ年で時効に罹る。

(三)裏書人の前書に對する償還請求權は、償還を爲した日から一年を経過すると、時効に罹つて消滅してしふのである。

第四節 爲替手形

本節には爲替手形を振出す場合、並に其の振出したる手形を裏書するに就ての手續と其の効果を説明しよう。

第一項 爲替手形の振出と裏書

- (A)爲替手形に記載すべき必要の事項を左に列挙する。
(一)振出人の署名。
(二)爲替手形たる事を示すべき文字の記載。

- (三) 一定の金額の記入。
- (四) 支拂人の氏名若しくは商號の表示。
- (五) 單純なる支拂の委託。
- (六) 受取人の氏名若しくは商號の表示。
- (七) 振出の年月日。
- (八) 一定の満期日。
- (九) 支拂地。

以上の諸要件を缺く時は手形の效力がない事になる。尤も變形手形と稱して、振出人が自ら受取人として振出人す手形、又は無記名式で振出す手形、或は白地手形（即ち振出人の補充する所に随つて、其の責任を負担する意思を表示した時）他處拂手形と言つて、支拂人でない者を以て支拂擔當者として、爲替手形に記載したるもの、是等の變形手形は、其の要件に於て多少缺くる所はあれど、例外として有効と認められて居る。

(B) 振出人の擔保義務、振出人が手形を振出した時は、其の手形は引受人又は支拂に就て、其の受取人及び被裏書人の總員に對して保證の位置に立つ。之れを振出人の擔保義務と言ふのである。

(一) 引受擔保義務。支拂人が引受をなす時は、其の手形の所持人は茲に主たる債務者を得て、其の權利は全く確實となる。故に引受の確實なると否とは、手形流通の上に大關係がある。

無効である。又、支拂拒絕證書作成期間を経過した後、所持人が他へ裏書をして渡したとすると、其の裏書人は手形上の債務を負はない。従つて擔保の責任も無いから、手形を讓受ける時は豫め是等の點を能く注意せねばならない。

(E) 期間の經過後に於ける裏書。支拂拒絕證書作成の期間即ち支拂期日到来の後二日以内に拒絕證書を作らぬ時は、其の手形は裏書人に對し效力を失ふて了ふ。従つて償還請求權がない。斯る手形を受取つた時は、たゞ振出人に對して請求し得るばかりで、手形の效力が薄弱い。之を支拂拒絕證書作成期間經過後に於ける裏書と言ふのである。尤も完全に保全の手續を済してある手形は期日前の手形と同様である。

第二項 爲替手形の引受と支拂

手形金額の支拂を引受させる手續と、引受を拒絕された場合に所持人の爲すべき方法と、支拂を求むるに就て盡すべき順序とは如何、左に説明しよう。

(一) 引受の呈示に就て、手形の所持人は其の支拂を引受させる爲めに、支拂人に手形を呈示すべきであるが、必ず斯うせねばならぬ譯ではない、只呈示して其の引受をさせて置けば、支拂人に支拂の義務が生ずるから、従つて債權は安全確實となる。但し一覽後定期拂の手形は、呈示をしないと期日が定らぬから、是れは怎してもする必要あり、又、他處拂（支拂人の住所地外を拂地とした）手形は、振出人が自由に呈示期

から、一時の苦境を免れんが爲めにする、即ち手形の濫發を防ぐにも、斯る引受擔保の義務を振出人に負はせる事は最も必要である。

(二) 支拂擔保義務。手形金額不渡の場合に、所持人が其の前者に對して償還請求權を行ふべきは、竟畢、裏書人に於て其の支拂擔保の義務があるからである。

(C) 裏書は如何にすべきか、裏書の方式上第一に裏書人の署名が必要で、之れは手形の原本若しくは其の補箋にするのが通例である。若し又所持人に於て引受を求むる爲め、原本を送つた間に裏書しようと言ふ場合には、先づ手形の謄本を作成して置いて、其の謄本に裏書しても有効であり、又原本の複製に裏書するのも勿論有効である。尤も數通に裏書して別々に流通せしめた場合は、裏書人は各裏書に就て當然責任を生ずる。而して讓渡裏書、取立裏書、質入裏書の如き、何れも皆裏書であるが、單に裏書と言へば讓渡裏書の事を言ふのである。裏書の形式は被裏書人の氏名商號及び裏書の年月日に記載して署名するのが通例である。併し裏書人が單に署名丈けするもの、之れを白地裏書、略式裏書又は無記名式裏書と稱して有効である。

(D) 效力ある裏書。裏書は連續して居ねば效力がない。例へば甲から乙、乙から丙と順々に渡るべきを、甲から乙、丙から丁へ渡る如きは、乙から丙へ裏書すべく署名してないから

間を定め得るから、若し所持人にして之れに依らぬ場合には、其の前者に對し手形上の權利を失はねばならない。

(二) 引受と其の效力。支拂人が支拂の義務を負担するは、單に爲替手形を振出され、而して支拂人と定められた丈けでは未だ發生しない。即ち之れを呈示され、而して之れを引受けした時に於て初めて債務が生ずる。併し乍ら幾ら支拂人が引受をしたからとて、振出人や裏書人の擔保義務を免れることはない。故に若し引受人が支拂を爲さぬ時は、所持人は更に其の前者たる裏書人や振出人に、償還請求をする事が出来る。若し此の場合に振出人が其の請求に應じたとせば、今度は振出人が引受の義務に背いた引受人に對して、手形上の債權者として權利を行ふ事が出来る。

(三) 支拂要求の爲めの呈示。是れは引受の際の呈示のやうに、所持人の自由にはゆかない。所持人が支拂を受けようとするには、必ず其の支拂を爲すべき者に對して手形を呈示することになつて居る。即ち満期日が來て所持人が手形を呈示し、履行を請求しても之れに應じない時、茲に初めて遲滞の責を生ずる。猶ほ此の支拂要求の呈示は、所持人が前者に對する償還請求權を失ふ事になるから、必ず怠らぬやうに、所持人に於て行ふべき重大なる義務の一つである。

(四) 支拂を爲すべき方法。前項の支拂要求の呈示があれば、支拂人は支拂を爲すべきは勿論なれど、若し引受をした手形

が、満期日に達しても支拂要求がない場合は、所持人に其の受取方を催告する。猶ほ満期後二日になつても請求のない時は支拂人は手形金額を供託して其の債務を免れる事が出来る。又支拂する時は、其の手形に受取の旨を記し、署名した上現金と引換にすべきであるが、一部支拂の場合は、賸本を作つて正本と両方同じく、一部支拂を受けた旨を記入且つ署名し、賸本だけ支拂人に渡すことになつて居る。

(五) 擔保請求の権利。所持人が引受を拒絶された時は勿論、引受人が破産をした時は、支拂に就て殆んど絶望と言はねばならぬから、前者に對し他日償還請求を爲す時の準備として所持人は擔保請求権を行ふ必要がある。で、(A) 引受拒絶の場合、には所持人は其の拒絶證書を作らせ、擔保請求の通知を發するのである。(B) 引受人破産せる時、所持人は先づ支拂の擔保を請求し、若し之れを得ぬ場合は、更に前者に對して擔保を請求する順序となる。

第參項 爲替手形の償還請求權

手形の所持人が手形金額の支拂を得ない時、其の前者に對して請求する権利と、其の償還を爲した者が、更に自己の前者に對して行ふ権利との謂ひである。今、其の必要事項を左に解説しよう。

(一) 償還請求をする前の手續、償還請求を行ふには、第一、支拂要求の呈示をした事、此の呈示は満期日又は其の後の二

日内にせねばならない。第二、支拂拒絶證書を作らせること、即ち所持人は其の直接の前者に對して、拒絶證書作成の日又は其の後の二日以内に償還請求の通知を發すべく、右の一を缺いても其の請求権は失はれて了ふ。それから、裏書人が其の後者から償還の請求を受けた時は、其の直接前者に對し、通知を受けた時又は其の後の二日以内に償還請求の通知を發することが肝腎である。

(二) 拒絶證書作成を免除した者。に對しては、支拂拒絶證書を作らせなくても、所持人から法定の期間内に償還請求の通知さへ發して置けば、決して手形上の権利を失ふ事はない。従つて手形所持人は、拒絶證書作成の期間内に支拂を求むる爲め、爲替手形を呈示したものと推定されるのである。

(三) 償還請求の金額。爲替手形の所持人が、償還請求を爲すべき金額と云ふは

(A) 支拂のなかつた手形金額と満期日以後の法定利息。

(B) 拒絶證書作成の手数料其の他の費用。

又償還の請求を受けた裏書人が、更に其前者に償還の請求を爲す場合は

(A) 其の支拂ふた金額と支拂日以後の法定利息。

(B) 其の支出した費用。

第四項 爲替手形の保證と參加

保證とは手形上の債務を保證する爲め、爲替手形、其の賸本又は補箋に署名する行爲で、參加とは手形の引受け又は支拂拒絶の場合に手形所持人が其の前者たる裏書人又は振出人に爲すべき擔保請求、若しくは償還請求を豫じめ拒む爲めに、參加引受けをすること、參加引受人として擔保請求に備ふる者と、參加支拂人とで償還請求に具ふるもの、とがある。

(一) 手形債務保證者の責任。手形債務を保證した者は、其の債務が無効である場合と雖も、主たる債務者と同様の責任がある。而して何人の爲めに保證したのか分らぬ時は、之れは受引人の爲めにした者と見做されるが、未だ引受人のない時は、振出人の爲めにしたものと見做される。即ち振出人の爲めにしたものと見做せば、手形債務者に非常に利益だからである。

(二) 保證人が債務を履行した時。保證人が債務を履行すれば、手形所持人が主たる債務者に對して有つて居た権利と、主たる債務者が其の前者に對して有すべき権利とを取得することとなる。

(三) 參加と參加人。一體、爲替手形は支拂人をして其の手形の支拂を爲さしむる目的で、發行するものであるが、(A) 支拂人の引受けなき時。

(B) 支拂人又は引受人が支拂はぬ時。

(C) 引受人が破産宣告を受けた時。

是等の場合に、支拂人以外の者が引受又は支拂をして、其の手形の信用を維持し、以て債務者の不名譽、不信用の豫防を爲すと共に、償還請求の手續を省かせる便法が制定されて居る。是れが所謂參加で、參加する者は參加人である。一體、參加は擔保請求權又は償還請求權の行使さるべき場合に、其の煩雜を省く爲めになすもの故、參加には自ら參加引受と參加支拂と二様に區別される。何れも參加人となるには被參加人に對し、其の手形上の債務を有せざる第三者でなければならぬ。而して參加の委託を受けた者を豫備支拂人と稱ふるのである。

(四) 參加引受人の義務。手形の支拂人が引受をせぬ時は、所持人は拒絶證書を作らせ、又若し豫備支拂人の有る時は、其の豫備支拂人に呈示して、引受を求むる。それでも引受られぬとあれば、前者に對し擔保請求権を行ふまでである。で、所持人は、參加引受人が數名居る時、其の中から隨意に選んで引受させ、且つ尙くも豫備支拂人でない者の參加引受は、之れを承諾すると拒絶するとは其の自由である。此の參加引受は參加引受人が署名するに依つて成立し、若し又何人の爲めに之れを爲したか不明の場合には、矢張振出人の爲めにしたものと見做される。又參加引受があれば、其の引受人は手形

金額と費用とを支拂ふ義務を負ひ、猶ほ、其の支拂は單純なる事を要し、若し單純でない場合には、所持人は引受無の場合と同一に見做して、前者に對し直ちに擔保の請求をする事が出来る。

(五) 参加支拂と其期日。参加支拂とは豫備支拂人、参加引受人、其の他の者の支拂を云ふので、所持人が支拂を求めようと云ふには、満期日以後の二日以内に於て手形を呈示する。若し支拂人が支拂をしない時は、拒絶證書を作らせて、前者に對し償還請求をする順序となる。但し其の手形に豫備支拂人があるか、参加引受人があるかすれば、右期間内に参加引受人に、若し又参加引受人のない時、参加引受人が支拂をせぬ時には、豫備支拂人に、孰れも手形を呈示して、支拂を請求した後でなければ、其の前者に對し償還の請求は出来ない。それから、参加引受人又は豫備支拂人が支拂をせぬ時は、所持人は其の旨を支拂拒絶證書に記入させ、且つ参加支拂人が數名ある時は、其の最も多數の手形債務者の爲めに、其の債務を免れさせる方の支拂を受ける義務がある。

第五項 爲替手形と拒絶證書

拒絶證書の作成を必要とする場合は、既に前に述べてある。今は其の作成に當つての注意を述べよう。

- (一) 拒絶證書に記載する事項、即ち拒絶證書には (A) 拒絶者及び被拒絶者の氏名又は商號。

(B) 拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者が其の請求に應じなかつた事。即ち拒絶者に面會出来なかつた理由、又は營業所住所及び居所が知れなかつた事等。

(C) 支拂の請求を爲し又は之れを爲し能はなかつた地及び年月日。

(D) 法定の場所以外にて拒絶證書を作る時は、拒絶者が之れを承知した事。

(E) 参加引受又は参加支拂ある時は参加の種類及び参加人並に被参加人の氏名若しくは商號。

(F) 拒絶證書作成の場所及び年月日。

(G) 公證人又は執達吏の署名捺印、是等が其の重要な事項である。

(二) 贖本の添付請求。公證人又は執達吏が、拒絶證書を作つた時は、贖本に手形金額、振出人、支拂人、受取人の氏名若しくは商號、振出の年月日、支拂擔當者、豫備支拂人、参加引受人ある時は其の氏名又は商號を記載し、之れを役場に備へて置く。故に若し拒絶證書が無くなつた時には、利害關係人は其の贖本の交付を請求する事が出来る。而して此の贖本は原本と同一の効力があるのである。

第五節 約束手形と小切手

約束手形とは、振出人自ら支拂を約束し、専ら裏

ふ。さて彌々約束手形を取る段取となつたと假定し、聊か注意を書いて見よう。

(一) 支拂期限。即ち永くて三月、短いものでは二十日、殊に甚しいのは十日で可いからと言ふのがある。是等は先づ危険性の伴へるものと見てよい。普通六十日間が適當で、三月などと言ふ長時間は、從來取引のある商人等に限定する。

(二) 署名捺印。振出人や裏書人には是非とも本人自身に署名させるが可く、決して代書させぬやうにせねばならない。後日『斯んな手形に自分は署名した覚えがない』などと、空とぼける狡猾な者もあるからである。

(三) 保證と支拂先。支拂は自宅又は營業所とするよりも銀行がよいとされて居る。銀行ならば豫め振出人の預金の有無、信用程度なども調査するに便宜があるし、殊に支拂保證でもすれば全く安全である。尤も近頃は随分イカサマ銀行があつて、一概に信用する譯に行かぬ事もある、相當の銀行なら先づ信用して間違ひないものと見て可い。

(四) 手形の書き替へ。満期日が経過しても支拂がなければ、所持人は書替の請求をするが當然である。而して從來の裏書人が信用ないと見て取つたら、他の信用あるものと替えさせる又此の際は書替の手数料と今迄の利子とを納めさせて、再び新しく返済期日を作るのである。尤も書替しても、債務者の財産状態が迎も將來義務を全うする見込みないと思つた

書流通を主眼とするものを言ひ、其の手續方法や効力等に就ては、多く爲替手形の規定を適用されて居る。仍つて茲には實際之れを取扱ふ上に於ての注意事項に重きを置いて述べ、猶ほ併せて小切手に關する商法上の諸規定と實際上の注意とを説明し、以て此の編を終らうと思ふのである。

第一項 約手を取る際の注意

約束手形は普通證文よりも、法律上強大な制裁力があつて、安全なものには違ひないが、常に法律よりは人智の方が進んで居るから、却つて種々と不正な企謀をして、法網を潜つて居る徒輩が多い。又、其の制裁を何とも思はぬ恐るべき人物もあるのだから、全く油断はならない。純然たる商業手形か何かで、仲間内を轉々流通して來たものとか、從來永く取引して信用の置ける人間とか、現在に於ける社會的地位の確實なる人物とかならば兎も角も、少しく信用の怪しいのや、身元の不明瞭なのや、風評の面白からぬのや、是等の人の振出した手形は、餘程注意せねばならない。尤も裏書人が確實であれば、振出人は少し位の不確實でもよいやうなもの、矢張り共謀で踏倒しや引つ掛けやを目論むのも少くないし、單に住宅や風采や銀行の預金やで、一も二もなく信用してはならない。預金などは當人が何時でも隨意に引出せるものではないか。尤も金額の多寡にも依るから、必ずしも一樣には言はれぬけれど、最も確實なのは先方の人物如何にある事と思

ら、或は機敏に裁判沙汰にした方が利益の場合もある。併し商人としては決して好ましい事ではない。

第二項 小切手と注意

小切手は銀行を支拂人として振出す流通證券で、殆んど現金同様、確實で而して便利なものであるが、何事にも金銭の問題となると、油断の出来ぬが當世、實際に當つては種々細心の注意が入る譯である。

(一)小切手支拂の制限。小切手を所持する人は、其の振出の日附から十日間内に、指定の銀行へ行つて支拂を求めねばならない、銀行に依り、又振出人の信用と預金の工合に依り、期限後でも絶対に支拂はれぬとも言はれぬが、先づ規則通りに的確と受取つて置く方が間違ひない。

(二)銀行が支拂を拒絶した時。指定の銀行で「此の小切手にはお支拂が出来ませぬと来るのは、必ず振出人に預金がないか、取引解除が就れにしても曰くのある事、此の際は直ちに銀行員をして支拂拒絶の旨を小切手に記入せしめる。斯うして置かぬと、茲に全く小切手の効力が失くなつて、爲替訴訟を起す事能はず、單に不當利得償還請求しか出来ぬこととなるのだから、所持人の不利益たること夥しい。是非此の手續だけは怠つてはならない。

(三)横線引小切手に就て。小切手の振出人又は所持人が、其の小切手に二筋の横線を引て、其の線内に單に銀行とか或は

何々銀行とか書くことがある。是れは紛失盗難等を豫防する爲めにするので、集金員に掛代金でも支拂ふ場合などには、相互に頗る安全である。此の小切手は一ト先自己の取引銀行へ預入れ、銀行から更に小切手の指定銀行へ呈示して、其の支拂を受けさせるので、少しく面倒で、直ぐに現金の入用な場合には、少々不都合であるが、安心の點が優れて居るのである。

(四)小切手濫發と罰則。自分の預金額以上に小切手を振出した場合、即ち小切手の濫發をやると、法律では五圓以上十圓以下の料りに處せられる。又情狀に依つては刑法上、詐欺に問はれることもある。

(五)預金は會社名振出は個人名。例へば家族の名を列して營業を合資會社となし、預金は會社の名義にして小切手だけ個人名義で振出す。當然銀行では支拂を拒絶する。差押へも出来なければ怎することも出来ぬと云ふ羽目に陥る事もあるか注意せねばならない。

(六)惡辣なる手段。小切手は十日経過すると、小切手たるの効力が無くなる。茲を附け込んで、例へば五十圓の小切手を振出したとせよ。而も預金がないので不渡になることは前以て分つて居る。此の場合明日で彌々期限が切れると云ふ前日あたり、出掛けて「怎も親戚に不幸がありました」とか何とか出鱈目を並べて、十五圓か二十圓も渡し、「殘金の所はモウ

二週間丈け御猶豫をと頼み込む。情實と口前にはだされて承諾し、其の儘二週間経てば、已に小切手は無効となつて、今度は不當利得償還しか請求されず、振出人は思ふ壺とほくそ笑んで、却つて強硬になり、遂に踏倒して了ふと云ふやうな手癖しいがある。恐しい世の中ではないか。

手形に關した問題は、往々専門の法律家でも解釋に苦しむことがある位であるから逆もあらゆる問題を、茲に提出して、十分に説明を加へることは六ヶ敷い。本書にはたい當業者諸君の注意を喚起すると云ふ位にして筆を止めることにする。併し乍ら生存競走の烈しい現代の商業界に於ては、一瞬時と雖ども眠つて居つては落伍者と成るの虞れがあるから、著者は將來益々諸君と共に、現在よりも一步進んだ商賣繁昌策を考究して以て常に諸君に業界の優勝者たらんことを希望して止まないものである。

商賣繁昌策終

誰にも 出来る 願、届、申請手續と 業 日用便覽

登録商標と出願手續

▽商標と商品の運命

別に御幣を擔ぐ譯ではないが、同じ品質の酒醬油でも、商標の優れて好いものと、餘り思はしからぬのとは、豈夫其の品質までが優劣あるとは思はれないけれど、讀んで、或は見快感を覚え、容易く記憶に残る底のものは、同じ程度の廣告費を掛けても、早く世間に廣まると云ふ様な關係上、從つて其の賣行きも盛んになる。是れ自然の結果であつて、吾々の姓名字劃が、一生涯の運命を左右すると云ふ説は、未だ俄かに信憑し難しとするも、商品と商標との關係は、モツと數理的に且つ密接なるものである。

▽酒醬油に適した商標

一體、商標とは自分の醸造し、販賣する酒又は醬油を表彰し、以て他の酒又は醬油との區別を容易にせんが爲めに外ならない。而して之れをするには、文字、圖形、記號又は結合〔文字や圖形を結合したもので、例へば櫻花(圖形)に櫻正宗(文字)を配したる如き〕を以てするのであるが、元來、酒には酒に適する商標あり、醬油には醬油に當ゆる商標あり、即ち

ち酒には二字若しくは三字名前が最も好く名聲布四海とか、長生自得千年壽とか云ふ漢文、萬國の御ひいき厚き惠哉とか、花爛熳盃は我が天下哉とか云ふ如き歌や俳句なども、酒と云ふ趣味を表彰する方法としては、誠に好く調和の取れて居る點はあれど、只見て、讀んで萬人に理解されると云ふ點は缺けて居る。即ち漢文や歌、俳諧の分らぬ人、之れに興味のない人には、分らず、又分つても左のみ感興を惹かないと云ふ憾みがある。尤も之れが因襲の力で止むを得ぬと言へば、全く止むを得ぬ次第だが、若し酒が現代に發明されたものとせば、モ一少し萬人向きな、分り易い廣告文句、例へば句調の好いスローガン(スローガンの事は商賣繁昌策第四章廣告術中に詳説せり)などを使用するに違ひないと思ふ。此の事は他日折を見て述べるとし、今度は醬油の方であるが、是れは普通に一字名前が多く、亦それが最も適當である。止むを得ずば二字名前も悪くはないが、それ以上はドウも好くない。一時、梅日本だの、松日本だのと云ふのがあつたけれど、醬油の名稱として適當であるとは言へない。而して酒にせよ醬油にせよ新たに其の名稱を撰むに當つては、成るべく威嚴ある文字、例へば天とか、王とか、金とか云ふ如きを使用する

が好い。序に記すが清酒の商標に正宗の文字に或る圖形を結合したものは今後特許局で登録を許さぬと云ふことである。

▽出願前の準備

既に理想的な商標が出来たとせば、今度は之れの特許局へ出願して、登録を受けねばならぬのだが、先づ豫め其の商標が登録を受けられるかドウか、他に類似な商標がありはせぬか、商標法に抵觸しはせぬかを考ねねばならない。是等の詳細を知らんとするには日本登録商標大全(本社で取次ぐ)と云ふ書類もあり、猶ほそれでも分らぬ點があつたらば、直接特許局(東京市麹町區道三町三番地)へ照會するも好く、又同局の圖書館は何人にも無料で入館閱覽を許すから、そこへ出掛けて調査するもよいが、茲に一寸登録の受けられぬ商標を示すと、

(イ) 菊花御紋章と同じ又は類似の圖形。

(ロ) 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章若しくは外國の國旗と同じ又は類似のもの。

(ハ) 秩序若しくは風俗を紊り又は世人を欺瞞するの虞あるもの

(ニ) 同じ商品に慣用する標章と同じ又は類似のもの。

(ホ) 世間で周知つて居る他人の標章と同じ又は類似して而もそれが同じ商品に使用されるもの。

(ヘ) 白地に赤十字の記章又は赤十字など及び之れに類似のもの。

(ト) 政府、道、府縣若しくは政府の認可を得た博覽會、共進會又は外國の博覽會、若しくは官許の萬國博覽會の賞牌、賞狀若しくは褒狀と同じ又は類似の圖形を有するもの。但し其の賞牌、賞狀又は褒狀を受領した者が、其の商標の一部として使用するはよい。

(チ) 他人の肖像、氏名、商號又は法人若しくは組合の名稱を有するもの。但し其の承諾を得ればよい。

(リ) 登録商標の効力を失ふてから一年経ぬ他人の商標と同じ又は類似のもの。但し其の登録失効前一年以上使用しなかつた商標と同じ又は類似のものは此の限りではない。

彌々確かに許可になると認められたら、即ち他に類似のものもなく、法規にも抵觸しないと定つたら、今度は願書を認めて出願せねばならぬ。

▽出願の手續と願書

商標の登録を出願するには、酒なら酒、醬油なら醬油、味淋なら味淋と云ふ工合に、一つの商標に付き、類別(例へば清酒は第三十八類、醬油(ソース)及び酢は第四十一類、味淋、白酒、燒酎、龜の歳、直し、葡萄酒、麥酒、「ブランドイ」、「ウキスキー」、「ベルモット」等は他類に屬せざる各種の酒として第三十九類、「サイダー」、「ラムネ」、「果實酒」等は第四十類に屬する如きに従ひ、一類別毎に通宛の願書を作り、之れに商標見本五通を添付して差出す。それから、商標に施すべ

き色を限定して、登録を受けようと思つたらば、願書に其の色を指定し、着色した見本を添へ、且つ願書にある「色の限定」の下に、其の着色すべき部分と其の色とを詳細に説明せねばならぬ。

願書は左の書式に依りて認め、其の商標を用する商品を決めて、之れを願書の「商標を附すべき商品」の下に記し、猶ほ出願手数料として金三圓に相當する収入印紙を貼付する。

書式 (用紙は成るべく美濃紙)

収入印紙 紙三圓	商標登録願
見本	商標ヲ附スベキ商品
色ノ限定	色ヲ限定シテ登録ヲ受ケントスルトキハ其著色スベキ部分及ビ其色ヲ詳細ニ説明スベシ例ヘバ地ハ黄色トシ文字ハ赤色トシシテシテハ綠色トナスト云フガ如シ
私(私共)儀前掲商標に付登録相受度此段相願候也	本籍(國籍)
	住 所(居所又ハ營業所)
	職 業
年 月 日	出 願 人 氏 名
特許局長 氏 名 殿	名(印) 法人ノ名 ト代表者ノ氏名印
添付書類目録	
一何々	何通
一何々	何通

又、見本は強靱な紙で作り、五通差出すことになつて居るが、此の内一通は願書に貼り付け、他の四通は成るべく刺ぎ取り易い様に各一端丈けを美濃紙に貼り付け、願書と共に其の右方の一端丈けを紙燃で綴ぢ合すがよい。それから、之れを差出すに際して注意すべきは、左の如し、

- (イ) 共同して使用する商標の登録を受けようとするには願書に營業を共にする事實を證明するに足る書面を添へ、
- (ロ) 數人共同の出願には各人相互に代表するものと認められるから特に代表者を定めた時は其の旨を届出で、又最初から代表者が定つて居たならば其の代表者の氏名の上に代表者と記入するが可い。
- (ハ) 代理人に依頼して願書を出すには本人の委任状が要る。
- (ニ) 同時に幾つもの願書を差出す場合には特許局の方で願書番號の通知をする際に必要故之れに「い」「ろ」「は」等の符號を附けるがよい。
- (ホ) 願書に商標を附すべき商品として單に第何類若しくは第何類の商品一切と記載するは漠然として居るから必ず商品即ち酒とか醤油とか白酒とか具體的に記載する方が可い。
- (ヘ) 博覽會、共進會の賞牌、賞狀若しくは褒狀を商標の一部として使用しようと思へば自分が其の受領者である事を證明する事になつて居る。

又、見本は強靱な紙で作り、五通差出すことになつて居るが、此の内一通は願書に貼り付け、他の四通は成るべく刺ぎ取り易い様に各一端丈けを美濃紙に貼り付け、願書と共に其の右方の一端丈けを紙燃で綴ぢ合すがよい。それから、之れを差出すに際して注意すべきは、左の如し、

明せねばならぬ。

(ト) 他人の肖像、氏名、商號又は法人若しくは組合の名稱を使用するには其の承諾書が要る。

(チ) 既に効力を失ふたが未だ一年を経過せぬ他人の商標と同じ又は類似のものに付き商標登録を出願する場合には他人の商標は効力を失ふ前一年以上使用しなかつた事實を證明せねばならぬ。

(リ) 博覽會、共進會に出品した商標に付き商標登録を出願する場合には出品した事を證明する丈けの書面を添へねばならぬ。

(又) 已に合法の願書が出来たらば直接特許局へ持参提出するか又は書留郵便で送るかするものである。

(ル) 明治三十二年七月以前から若し酒又は醬油に付て他に同じか又は之れに類似の商標のあるに拘らず使用して居り新たに其の商標を登録しようとする者があるならば必ず善意(例へば全く知らずして使用したと云ふ如き)に其の商標を使用した事實を證明するに足るだけの書面を添へねばならぬ。

▽出願してからの心得

既に願書は差出した。許可になるか、ならぬか。其の通知は何時頃来るか。待ち遠しいのは誰も人情だが、出願人が出願中是非心得ねばならぬのは左の件々である。

登録商標と出願手續

(イ) 特許局で商標登録の願書を受理すると本人又は代理人に其の願書番號を通知して来るから其の後書類でも差出す様な場合には其の願書番號を記載せねばならぬ。

(ロ) 出願してから其の出願に關し書類の補充又は訂正を何日何日迄にせよと通知のあつた場合は其の期間内に命令通りの書類を差出すなり期間延長の請求をするなりせぬと折角の出願が無効となる事もあるから注意せねばならぬ。但し期間延長請求書に金五拾錢に相當する収入印紙を貼る事になつて居る。

(ハ) 一度特許局に差出した書類や見本に就ても差出人は自由に訂正又は補充する事が出来る。但し全然其の要旨を變更するものや審査、審判中でないものは別である。

(ニ) 出願中に願書が死亡した時又は出願人若しくは代理人が氏名、住所、居所、營業所、印章等を變更した時又は代理人の變更や代理權の變更消滅のあつた時は其の旨を届出でねばならぬ。

印章、氏名の變更又は代理人の變更や代理權の變更消滅の届出には相當の證明書を添附する。

(ホ) 出願中に相續開始し又は權利を共有にした時其の他出願人の名義を變更すべき必要の起つた時は相當の證明書を添へ金壹圓五拾錢に相當する収入印紙を貼つて名義變更届をするのである。又出願中の權利を譲受けた者から差

出す所の出願人名義變更届には其の承継人たること、營業を譲受けたる事とを證明するだけの書面を添へねばならぬ。

出願した商標を使用すべき商品が二以上の類別(例へば「鬼殺し」なる文字又は兜の圖形を清酒にも焼酎にも付けようとした場合の如き)に互に依り願書を訂正しようと思へば他類(最初清酒で願つてあつたら焼酎の方)に屬する商品に付き前願書と同じ願書を差出し同時に前の出願を訂正せねばならぬ。

△聯合商標とは何ぞ

同一な商品に使用すべき自己の商標で、互に相類似するもの、例へば櫻正宗と梅正宗との如き、是れは聯合商標として出願した場合に限り、登録される事となつて居る。此の場合願書に金壹圓五拾錢の収入印紙を貼附し、且つ願書に互に相類似する商標の登録番號若くは符號を記載し、猶ほ登録證があるならば、それを添へて差出すのである。願書の書式は左の通り、

書式 (用紙は成るべく美濃紙)

収入印紙

聯合商標登録願

見本

一商標を附すべき商品
一聯合商標登録番號(願書番號又ハ符號)
私(私共)儀前掲商標ヲ聯合商標トシテ登録相受度此段相願候也

本籍(國籍)
住所(居所又ハ營業所)
職業
年月日 出願人 氏 名
特許局長 氏 名
添附 目錄
一何々 何通
一何々 何通

注意 聯合商標は商標登録の出願、出願人の名義變更届出、

存続期間更新登録の出願、登録證再下付の請求登録證差出免除の請求、存続期間満了前三ヶ月以内に於てする存続期間更新の請求、博覽會又は共進會の出品に關する届出には商標に關する普通料金の半額でよい事になつて居る。

▽彌々登録査定があつたら

特許局から宜しい登録すると云ふ通知、即ち登録査定を送

達を受けた場合には、出願人は其の日から向ふ六十日以内に商標料を納付し、且つ商標の印版一個を差出さねばならぬ。若し此の手續をしない時は、折角の出願が無効となることがある。

商標料は一件に就き金貳拾圓。又商標權存続期間更新の登録を受けるにも同じ。それから、聯合商標にあつては每件金十圓納付するのである。

又、此の際差出す商標の印版は木版、細網版其の他活版印刷に適するものを用ひ、長さ幅と各々曲尺で三寸三分以内、厚さは七分九厘二毛とし、文字から成る商標の印版長さと幅とは、各々二寸一分四厘五毛以内としてある。而して之れを一個の直角四邊形とする。

商標の登録を受けた時は、其の商標は二十ヶ年有効で、此の期間が満了しても、更に二十年宛幾回でも其の専用年限満了の日から三ヶ月前に金二圓の収入印紙を貼つて、願書を差出せば又新たに二十年間有効となる。(但し三ヶ月以内にあつては別に金壹圓の手數料を納ねばならぬ)此の存続期間更新登録の出願には登録證を添付する事を忘れてはならぬ。願書は左の通り

書式 (成るべく美濃紙で)

諸願届書式と手續

収入印紙

商標權存続期間更新登録願

見本
一登録番號
一商標を附すべき商品
(一聯合商標登録第何號)
私(私共)儀前記商標權に付存続期間更新ノ登録相受度此段相願候也
本籍(國籍)
住所(居所又ハ營業所)

年月日 出願人 氏 名
特許局長 氏 名
添付書類目錄
一何々 何通
一何々 何通

若し不幸にして拒絶査定、即ち何か故障があつて、登録を許可されぬ場合には、更に再審査を請求し、それでも拒絶された時は、抗告審判を請求することも出来る。

諸願届書式と手續

願届書認方の注意

從來一般の人々は戸籍其他の願届書を非常に面倒なもの様に考へて大抵は代書人任せにして居た。が少し其手續を研究さえすれば別に六ツケ敷くも面倒でも無い。今其認めか

たに就て注意すべき事を二つ三つ擧げて見る。

(1) 戸籍に関する届出

戸籍法は大正四年度から改正になつて、以前よりも少し面倒になつた。

元來届書の中で最もやかましいのは戸籍上のものであつて、一字間違つても受付られない。だから其届書は可成消したり訂正したりしない様にしなければならぬ。最う一つ注意しなければならぬ事は戸籍上の届出は其事の起つた後一定の期間内に届出ないと科料を取られる規則である事である。

(2) 登記申請書類

之は區裁判所、若くは其出張所で遺るもので、戸籍程嚴重ではない。間違つた所は訂正する事も、抹消する事も自由だ。不動産登記と、商業登記と二通りある。

(3) 訴訟及非訟事件書類

之も裁判所に提出するもので、注意は登記申請書類と大差はない。

(4) 其他の書類

其他稅務に關するもの、警察に關するもの、營業に關するもの等澤山あるが、それ等は一々其書式を擧げて、必要な注意は其れゝ説明を加へよう。

尙之は一般に通ずる注意であるが總て願届書の或部分を消したり、訂正したりした場合には必ず其場所に二條の朱線

を引き(元の字が讀める程度に引くを要す)其上欄外に「何字消、何字挿入」又は「何字訂正」と記して、其届書に捺印を要する。

夫から戸籍や、登記類などを眞紙に認める場合には必ず前三行位を空けて置く必要がある。

假名は總て片假名を用ふる事

一二三十の數字は壹貳參拾の文字を用ふる事。

戸籍其他關係の諸書式

● 出生 届 (出生兒の父戸主)

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主職業

父 市川時造

母職業 アキ

出生子何男 三吉

出生ノ時 何年何月何日午前(後)何時何分

出生ノ場所 何府縣何郡何市町村何番地

右出生致シ候間此段及御届候也

年月日

届出人 市川時造

年月日生

何府縣何郡何市町村長 何 某殿

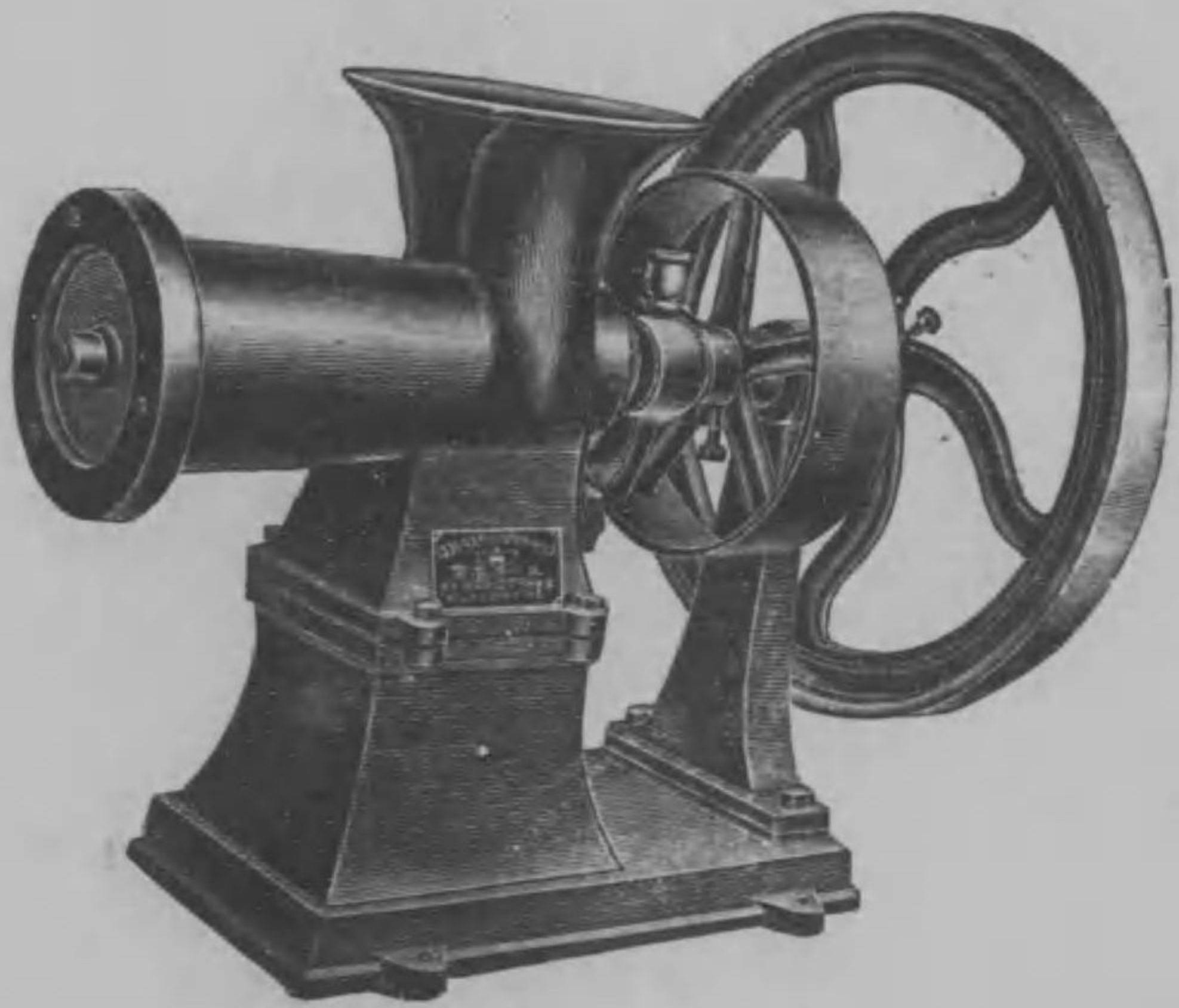
▲注意 出生の届出は十四日以内に出生地又は本籍地の市町村長に之を呈すること。月主が二十歳未満の時、又は禁治産の宣告を受けて居るものである時には親権を行ふ人から届出づる事。

● 養子縁組届 (滿十五年以上の子が父母戸主)

(の同意を得て養子となる場合)

械器噲味しこの想的理想

念 紀 典 大 御



▲本品は米國の專賣品にして味噲ツフシに必要缺く可からざる機械なり

▲從來製造に一日を費せしを僅々三時間を以て完成せしむ

機械口大小種々あり

定價表御申込次第進呈

東京市淺草區

馬道町一ノ十三

三ツ澤商店

電話 下谷三二二八番

振替東京七〇九七番

電 署 (ミ サ ワ)

釀造界一大福音

賜宮内省御買互之光榮

珙瑯引耐酸性鐵管及鐵器の發賣

本社多年の研鑽に因り製造發賣せる珙瑯引鐵管及鐵器は強度の酸類及鹽類に耐へ釀造家各位の最も苦痛とせらるゝ鐵の酸化と腐蝕を防ぐに頗る有効なり特に能く強熱に耐へ龜裂剝落の憂毫もなし

輸液用鐵管各種、清酒貯藏槽(味淋燒酎に最も適ふ)

蒸溜器、冷却器、蛇管各種、火入器、

酵母容器、麥酒樽、漏斗、呑切、其他各種

重なる御得意先

神谷酒造會社、大日本麥酒株式會社、キリン麥酒株式會社、敷島釀造株式會社、若林合名會社、大塚酒造會社、宗川合名會社、藤田酒造店、伊藤酒造店、陸井酒造店、兜屋本店、日本酒類釀造株式會社、朝日酒類釀造所、龜甲萬醬油店、濱口醬油店、龜甲富醬油會社、中壘酢店、戸谷酢店、帝國鐵泉株式會社、

新設大型竈落成仕候により直徑五尺容量廿五石内外の者製造加工可仕候見本及型錄は御一報次第直に送呈申上候

東京市本所區中之郷業平町一七一番地

東京瓦斯工業株式會社

珙瑯鐵器部

電話特長本所 五一七番、五一八番
振替口座東京 九四二七番

營業種目

正眞吉野産

杉桶木製材所

桶蓋、樽丸、底蓋

酒槽製作所

攝津國灘御影町

清龜正宗釀造元

上念新兵衛

上念工場販賣部

電話二〇八番 電略(〇キ)

振替口座東京 一三二五二番



戸籍其他關係の書式

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地	養父	竹島幸吉	年月日生
本籍地 前同上	養母職業	ハナ	年月日生
本籍地 前同上	養子職業	健二	年月日生
本籍地 何府縣何郡何市町村何番地	戸主何某何男職業	後藤健二	年月日生
本籍地 前同上	右父	後藤宗一	何男
本籍地 前同上	右母	カネ	
右養子縁組及御届候也	年月日	右届出入	
本籍地 何府縣何郡何市町村何番地	証人	竹田源七郎	年月日生
本籍地 何府縣何郡何市町村何番地	証人	村上平六郎	年月日生
何府縣何郡何市町村長	何	某殿	
右養子縁組ニ同意ス	養子ノ實父兼戸主	後藤宗一	年月日生

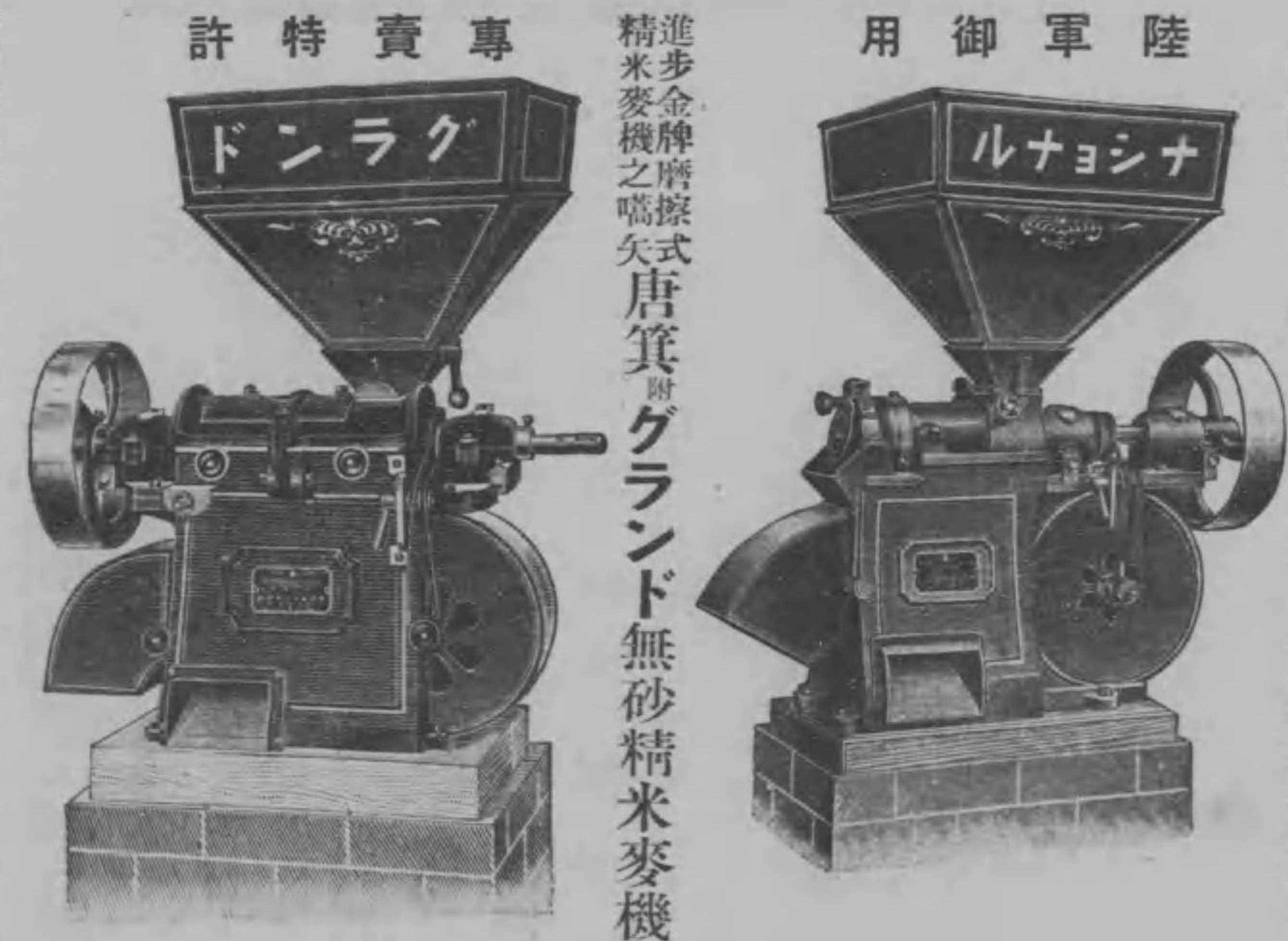
▲注意 戸主の同意が無くて養子縁組をした場合には離婚や復籍を拒まれても仕方がない。法定の家督相續人の男子があるものは養子を迎へる事は出来ない。但し婿養子(家女に配偶する爲)ならば差支へない。此の外養子縁組には左の場合がある

- 一、養子が十五年未満故父母が代つて承諾した場合
- 二、十五年未満の養子が養家から更に他に養子に入る場合
- 三、夫婦養子
- 四、夫の一方が他家にある他の一方の子を養子とする場合
- 五、戸主願家して婿養子婚姻をなしたる場合
- 六、後見人親族會の同意を要する場合

(書式略す)

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地	養父	河田淨心	年月日生
本籍地 前同上	養母職業	ナカ	年月日生
本籍地 前同上	養子職業	只吉	年月日生
本籍地 何府縣何郡何市町村何番地	証人	吉田連一	年月日生
本籍地 前同上	右父	田嶋子	
本籍地 前同上	右母		

御即位式祭田米精白御用
明治神宮地鎮祭御供米精白御用



金網付圓筒之嚙矢 唐箕附ナシヨナル無砂精米麥機

專賣特許

陸軍御用

進歩金牌磨擦式唐箕附グラント無砂精米麥機

- 近衛第一第二聯隊
- 習志野騎兵第十五聯隊
- 横須賀重砲一聯隊
- 金澤第九師團
- 陸軍糧秣本支廠
- 帝國大學農科大學
- 東京市ヶ谷監獄署
- 王子醸造試驗所

御用達

精工商店

東京市淺草區諏訪町二十番地
特長電話下谷二七一七番
振替口座東京一二六六八番
電 署(セコ)又ハ(セ)

製作所 淺草區壽町一番地

何府縣何郡何市町村何番地 復籍すべき家ノ戸主 吉田連一
 協議 離婚 右養子離縁及御届候也
 年月日

右届出人
 養父 河田 淨心
 養母 ナカカ
 養子 只吉

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地
 所在地 何府縣何郡何市町村何番地
 証人 染田 江景
 年月日生
 証人 十條 五郎
 年月日生
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地
 何府縣何郡何市町村長 何 某殿
 右養子離縁ニ同意ス

▲注意 協議の離婚は協議したのから届出る事が出来る。離婚した養子は買家に復籍する。若し買家がなくなつて了つて居る場合には一家を創立するより外道はない。然し無くなつた買家を再興してもよろしい。其他養子離縁には左の場合があるが、例に依つて書式は略する。
 一、裁判上の離婚
 二、養子が十五年未満の時買家の父母が協議上離婚する場合
 三、養親死亡後、戸主の同意を得てする離婚の場合
 四、十五年未満の養子離縁の時代て承諾する答の父または母が繼父母なる場合

五、廢家して養子となりたるものが離婚となる場合

●婚姻届(父母及戸主の同意を得て爲す婚姻)

本籍 何府縣何郡何市町村何番地戸主何某何男職業 梅川忠兵衛
 夫 年月日生

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地
 右父 梅川 孝兵衛 何男
 本籍地 前同上
 右母 梅川 くに
 本籍 何府縣何郡何市町村何番地戸主何某何女職業 中村きよ子
 妻 年月日生

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地
 右父 中村 勘平 何女
 本籍地 前同上
 右母 梅川 孝兵衛 何男
 本籍 何府縣何郡何市町村何番地戸主何某何女職業 中村きよ子
 妻 年月日生

右戸籍法第百條ニ依り届出候也
 年月日
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地 夫 梅川忠兵衛
 妻 中村きよ子
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地 証人 田中平助
 年月日生
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地 証人 大山健吉
 年月日生
 何府縣何郡何市町村長 何 某殿
 右婚姻ニ同意ス
 夫ノ父兼戸主 梅川孝兵衛

▲注意 男は満十七年女は満十五年にならなければ離婚することは出来ない。子が婚姻するには其家にある父母の同意が要る。但男は満三十年女は満廿五年になつてからは同意がなくても婚姻出来る。父母の一方がどこに居るか分らない時、家を出た時、又は其意志を表すことの出来ない場合には、他の一方だけの同意でよろしい。婚姻の届出は夫の本籍地又は所在地でなければならぬが、入夫婚姻や婿養子縁組の場合は妻の本籍地又は所在地で届出るのである。そして届書は二通書いて二人の本籍地が違つて居つたならば、其宛名は各別にしなければならぬ。

●離婚届(二十五未満の場合)

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主職業 野村岩吉
 夫 年月日生
 本籍地 前同上
 右父 野村 杉三 何男
 本籍地 前同上
 右母 千世子
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地 野村君代
 年月日生

戸籍其他關係の書式

右父 多田 幸吉 何女
 本籍地 前同上
 右母 多田 くら
 本籍地 前同上
 復籍すべき家ノ戸主
 協議離婚
 右離婚及御届候也
 年月日
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地 父 多田幸吉
 夫 野村岩吉
 妻 野村君代
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地 証人 中川弘吉
 年月日生
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地 証人 比田善吉
 年月日生
 何府縣何郡何市町村長 何 某殿
 右離婚ニ同意ス
 妻ノ父兼戸主 多田幸吉
 同母 多田くら
 年月日生

▲注意 此例は多く見る所であつて満二十五年に達しないものが協議の上で離婚するのに同意が要る場合の書式である。此他離婚の届け出でには左の七つの場合がある
 一、入夫離婚
 二、廢家して婚姻したる女戸主の離婚
 三、養女の離婚を爲さず二十五年未満の夫妻離婚の場合
 四、未成年の妻が後見人及親族の同意を得て離婚の場合

- 五、嫡養子が離婚して實家に歸る場合
- 六、婚姻取消
- 七、裁判上の離婚

(書式略ス)

親權行使届

本籍地 何府縣何市町村何番地戸主何男
 大岡富十郎
 年月日生

右大岡富十郎ノ父大岡富造ニ對スル親權喪失ノ宣告何年月何日確定
 右富十郎ノ母親權行使候間裁判牒本並ニ確定證明書相添此段及御届候也
 年月日

届出人
 大岡富十郎母職業(又は親族)
 大岡たみ
 年月日生

何府縣何市町村長 何 某殿

▲注意 家にある子は父の親權に服するのが當然であるが其父が知れない時、死んだ時、家を去つた時、又は親權を行ふ事が出来ない時には家に在る母が其代りをする。そこで父親が生きて居ても其親權を行ふ力を喪つた場合は裁判所の判決を待つて此届出をしなければならぬ。裁判は父または母が親權を濫用したり、大變行狀が悪かつたりする時に、子または子の親族から請求して決定するのである。此場合親族から届ける事も出来るのである。

後見開始及就職届

本籍地 何府縣何市町村何番地戸主

が後見人ヲ選任ノ必要アルヲ以テ親族會員ヲ選定シ事件本人ノ住所ニ招集セラレシコトヲ望ム、

申請ノ趣旨
 前陳ノ事實ニ付後見人選任ノ爲メ親族會員ヲ選定シ親族會招集相成度關係書類相添此段申請候也

年月日 梅田謙次郎

何區裁判所監督判事 何 某殿
 附屬書類ノ表示
 一 事件本人ノ戸籍謄本 壹通
 一 親族會員指名書 壹通
 一 親族ノ戸籍謄本 壹通
 一 證明書 壹通

(別紙 親族會員指名書)

本籍地 何府縣何市町村何番地戸主職業 梅田傳八郎
 住所 何府縣何市町村何番地 年月日生

事件本人ノ伯父
 梅田謙次郎
 年月日生

本籍地 何府縣何市町村何番地戸主職業
 住所 前同上

事件本人ノ兄
 梅田謙次郎
 年月日生

本籍地 何府縣何市町村何番地
 住所 何府縣何市町村何番地
 事件本人ノ伯母
 中村よし
 年月日生

右之通ニ候也

年月日 申請人 梅田謙次郎

被後見人

深村恭一
年月日生

右ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニヨリ何年月何日後見開始
 本籍地 何府縣何市町村何番地戸主何某弟
 所在地 何府縣何市町村何番地
 後見人 深見佐平
 年月日生

右後見人何年月何日就職

深見佐平
年月日生

右後見人就職致候間此段及御届候也
 年月日 届出人 深見佐平
 何府縣何市町村長 某 殿

▲注意 後見人には法定の後見人、遺言に依るもの親族會の選定に依るもの等があるが、其届出は皆是に準じて宜しい、只、右後見人何年月何日就職の所に理由を記載すればよいのである。後見人は婦人の外續りに辭任する事は出来ない。然し病氣其他已むを得ない故障で辭任した場合には更に後見人を定めて届出なければならぬ。(後見人更迭届) 此場合には親族會の後見人證明書と云ふものが要る。此等の届出はすべて後見人就職の時より十日以内にならなければならない。

親族會招集申請書

住所 何府縣何市町村何番地戸主職業 梅田謙治郎
 申請人 事件本人ノ實兄 年月日生
 住所 何府縣何市町村何番地戸主職業 梅田謙三
 事件ノ本人 植田謙三
 年月日生

申請ノ原因ナル事實
 事件本人ハ未成年ニシテ且父母共ニ死去シ親權ヲ行フ者ナキニ依リ之

親族會員になることの出来ないものは

- 一、後見人
- 二、後見監督人
- 三、保佐人

此例の中にある附屬書類中證明書とあるのは親族會員の身許證明書であつて町村長に證明願を出して證明して貰ふのである。
 親族會員に選定された者でも遠隔の地に住んで居るものとか、其他正當の理由さへあれば断ることが出来る。親族の決議が氣に入らなかつたら會員の者から一ヶ月以内に裁判所に對して不服を申立ることが出来る。未成年者の爲めに設けた親族會は本人が成年になる迄繼續する。

後見人任務終了届

本籍地 何府縣何市町村何番地戸主職業 神子平助
 被後見人 年月日生

右神子平助ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ依リ何年月何日後見開始
 本籍地 何府縣何市町村何番地族稱 黒田清太郎
 後見人 年月日生

右清太郎何年月何日就職ノ處被後見人神子平助何年月何日成
 年ニ達シタルニ依リ任務終了
 右後見人任務終了致候間此段及御届候也
 年月日 届出人 黒田清太郎
 何府縣何市町村長 何 某殿

▲注意 後見が終了したら被後見人は其終了の日から十日以内に被後見人の本籍地又は後見人の所在地の市町村役場へ届出でなければならぬ。そして二ヶ月以内に管理の計算をしなくてはならない。但し親族會で延すことも出来る。計算は監督人が立會つた上で進るのである。

●隠居届

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
 隱居者 千原 萬年
 年月日生
 右 萬年長男
 推定家督相續人 千原 長壽
 年月日生
 隱居ノ原因
 滿六十年以上ニシテ家政ヲ執ルコト能ハザルニ因ル
 右隱居致候而シテ家督相續人ハ完全ノ能力ヲ有シ且相續ニ對シ單純承認ヲ爲シタルニ付キ此段及御届候也
 年月日
 届出人 千原 萬年
 同 千原 長壽
 何府縣何郡何市町村長 何 某殿
 右家督相續ニ對シ單純承認ヲ爲ス 承認者 千原 長壽

▲注意 滿六十年以上にならなくても月主が病氣や本家の相續、再興其他已むを得ざる事由で、家政を執る事が出来ない様になつた場合には裁判所の許可を得て隱居する事が出来る。然しまだ推定の家督相續人が無い場合には前以て相續人を定めて置かなければならない。
 其他女戸主が隱居する場合には年齢に制限がない。但し夫のある女戸主は夫の承諾が要るのである。

●死亡届 (其一) (家族ノ死亡)

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地何某何男(女)職業

死亡ノ時 何年何月何日午前(後)何時何分
 死亡ノ場所 何府縣何郡何市町村何番地
 右死亡ニ付醫師診斷書相添此段及御届候也
 年月日
 届出人戸主 大野 幸雄
 年月日生

●死亡届 (其二) (命名前の死亡)

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主何某何男
 死亡ノ時 何年何月何日午前(後)何時何分
 死亡ノ場所 何府縣何郡何市町村何番地
 右死亡及御届候也
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地
 所在地 何府縣何郡何市町村何番地
 年月日
 届出人 左村 桂二
 年月日生
 何府縣何郡何市町村長 何 某殿
 ▲注意 此場合は出生届と同時に差出すのである。

●家督相續届

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主(前戸主トノ相續)亡何某何男
 櫻田 明男
 年月日生
 右家督相續及御届候也
 何年何月何日前戸主父慶三死亡シタルニ依リ家督相續戸主トナル
 年月日
 届出人 櫻田 明男
 何府縣何郡何市町村長 何 某殿

▲注意 家督相續は被相續人が住んで居た所でするものである。此届出は相續人が相續の事實を知つてから一ヶ月以内にならなければならない。此の外相續には左の如き色々な場合がある。
 一、法定推定家督相續人(順序として當然相續の権利のあるもの)が無い時に相續人を指定して家督相續をする時(指定相續人)
 二、女戸主が家督相續人を指定して隱居する場合
 三、月主が死んで法定のも相續人も無い場合に母や親族會などが相續人を選定した場合(選定家督相續人)此の場合には選定證明書が要る
 四、女戸主が入夫婚姻をした時
 五、胎児の父が死んだり家を去つたりした時に母からする相續届
 六、相續人と定められたる胎児が死んで生れた時

●分家届

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主吉野 高田 喜市
 分家戸主ト爲 高田 喜市
 年月日生

戸籍其他關係の書式

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地
 右 父 高田 傳平 三男
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地
 右 母 トキ
 分家ノ家族ト爲ルベキモノ
 高田 三三
 年月日生
 本籍地 何府縣何郡何市町村何番地
 右 父 村 源吉 二女
 本籍地 前同上
 右 母 村 雲コメ
 同上 高田 喜市 長男
 高田 幸雄
 年月日生
 右 父 高田 喜市
 右 母 トキ
 分家地 何府縣何郡何市町村何番地
 所在地 何府縣何郡何市町村何番地
 年月日
 届出人 高田 喜市
 何府縣何郡何市町村長 何 某殿
 右分家ニ同意ス 高田 謙吉
 (月主)

▲注意 是れは弟が其妻子を連れて分家する時の例である。其家族(妻子)無く單獨に分家するならば此書例から妻子の分だけ省けばよろしい。
 分家するには戸主の同意さへあれば、親權者の同意は必要はない。但分家するものが未成年の時には親權者の同意がなくてはならぬ。
 此届出は本籍地でも所在地でも出来るが所在地で届ける場合には届書二通を要する

●名改稱届

何府縣何郡何市町村何番地戸主
何某何男改稱前ノ名

竹村田吾作
年月日生

改稱シタル名

竹村憲夫

右ハ何々(改稱ノ原因)ニ依リ何年何月何日許可ヲ得テ前記ノ通改稱候間別紙許可書ノ謄本相添此段及御届候也

年月日

竹村田吾作

何府縣何郡何市町村長 何 某殿

▲注意 改名は既に出来るものでは無いが、大體左の如き場合には許可される事になつて居る

(一) 同町村内に同姓名の人があつて取引や信用の上に不便不都合を生じ易い場合

(二) 營業上先代の名前を襲ぐ必要ある場合

(三) 慣習となりたる場合

此届出をするには一旦改稱願を出して、許可を得た上で其變更許可證を添へて届けるのである。此外氏名變更には左の場合があるが、其の届出の手續は大同小異だから書式は略する

一、氏名兩方共改めた場合
二、氏を舊姓に復したの場合

●轉籍届

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地

新本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主

田中保一
年月日生

右轉籍候間戸籍謄本添付及御届候也

年月日

届出人

何府縣何郡何市町村長 何 某殿

田中保一

▲注意 轉籍には他町村へ轉籍する場合と同一町村内で轉籍する場合とある。此例は他町村へ轉籍の場合の書式であつて、届書は二通を作り戸籍謄本を添へて届けるのである。同一町村の場合には戸籍謄本も要らず届書一通で宜しい。

寄留諸届書式と身許證明

●住所寄留届

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主士族東田三平次男何業

東田五郎

右 東田五郎 妻 何業

年月日生

右 東田五郎 長男 何業

年月日生

寄留ノ年月日 何年何月何日

年月日生

寄留ノ場所 何府縣何郡何市町村何番地

右 及 御届候也

年月日

届出人

東田五郎

何府縣何郡何市町村長 何 某殿

▲注意 九十日以上本籍地外で一定の住所を持つて、そのが生活の根據である場合には此例の様な住所寄留届を出すのである。此の届出は寄留する者世帯を同じくするものに世帯主がしなければならぬ。寄留舎(工場などの)とか其他多數の人を同居させる所ではそれを管理するものが届けるのである

又此届は代理人でも出来るが普通の場合寄留先の家主とか其家屋の管理者とか云ふものゝ承諾を受けなければならぬ、そして承諾書をつけるか、やむなければ其届書に承諾の旨を記して家主なり管理者なりの印を押して貰はなければならぬ。雖然前に記した寄留舎に寄留する場合や世帯に屬するものゝ場合には其れには及ばぬ。

●居所寄留届

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主士族山田正重次男何南

住所 何府縣何郡何市町村何番地

山田三之助
年月日生

住所外寄留地及年月日

何年何月何日 何府縣何郡何市町村何番地

右寄留及御届候也

年月日

届出人 山田三之助

何府縣何郡何市町村長 何 某殿

▲注意 生活の根據としないでも住所以外の場所に九十日以上も住む若しくは同日以上居所と定めたるときは十四日以内に届け出なければならぬ場合の例である。此他寄留番地の變つた場合には寄留地變更届本籍地へ戻つた時には復歸届と云ふものをしなければならぬ是に限りす總て寄留に關する届出を怠つたものは五圓以下の科料に處せられる規則になつて居る。

●退居届

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地戸主士族中山時次郎長男何南

住所 何府縣何郡何市町村何番地田中善三方

寄留諸届書式と身許證明

中山幸吉

右ハ何年何月何日住所ヲ退去セシニ付此段及御届候也

年月日

届出人

何府縣何郡何市町村長 何 某殿

田中善三

▲注意 寄留人が退居した時には家主または同居者から直ぐに退居届を出さなければならぬ。若し其届出をしても市町村長から通知がない場合には更に届出をしなければならぬ。

其他住所を居所に變更した場合とか本籍地へ引上げる場合とかにも本人より夫々届け出なくてはならぬ之等の届書は同一市町村内ならば一通、異つた町村に轉ずる場合には二通を差出す事になつて居る。

●身許證明願

何府縣何郡何市町村何番地身分

竹田四郎

一年月日生

一定役ニ服スヘキ罪ヲ犯シタルコトナシ

一破産又ハ家賃分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

一土地家屋ヲ有ス

一何々………

右ノ件々證明相成度此段奉願候也

年月日

右

何府縣何郡何市町村長 何 某殿

竹田四郎

▲注意 身許證明は色々な場合に必要のあるものであるから其一般の場合に通ずる書式を茲に掲げて置いた。

徴兵に関する諸書式

徴兵適齢届

何府縣何郡何市町村何番地族稱職業何某長(次)男
右者本年何月何日ニテ満二十歳ニ相成リ徴兵適齢ニ付キ此段及御届候也
年月日
何市町村長 何 某殿

寄留地ニ於ケル身體検査願

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地族稱何某長男職業
寄留地 何府縣何郡何市町村何番地
右者前記寄留地ノ徵募區ニ於テ身體検査相受ケ候間御許可相成度此段願上候也
年月日
何市町村長 何 某殿

寄留地ニ於ケル身體検査願出ニ付御届

本籍地 何府縣何郡何市町村何番地何某次男
寄留地 何府縣何郡何市町村何番地族稱職業
右者前記寄留地ノ徵募區ニ於テ身體検査相受ケ度旨大正何年何月何日

日ヲ以テ寄留地ノ郡區長ニ願出候ニ付此段及御届候也
年月日
何市町村長 何 某殿

右は寄留地の市區町村役場へ二通同時に提出するものである。
訴訟書類書式

支拂命令申請 (其一)

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債権者 甲野一太郎
債務者 乙田二三郎
請求金額
一金何百圓也 大正何年何月何日何々賣渡代金(又ハ大正何年何月何日何々何月何日ニ至ル間ニ於ケル數度賣渡タル何々賣渡代金)
一金何百圓也 右賣渡代金不拂ニ對スル損害賠償金但年何分
一金何圓也 督促手續ノ費用

内譯
金何錢也 申請印紙代
金何錢也 申請日當
金何錢也 旅費何里分
金何錢也 申請書認料
金何錢也 送達料豫納額
合計金何圓也
一、右債権者ハ大正何年何月何日右債務者ニ對シ何々何程ノ金何圓ニテ賣渡シタル處(又ハ大正何年何月何日ヨリ何月何日ニ至ル間ニ於テ數度ニ何々何程ヲ賣渡シタル處)右債務者ハ其代金ノ支拂ヲ爲サ

支拂命令申請 (其二)

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債権者 何
債務者 何
請求ノ目的
一何國產上等米 何石 大正何年何月何日買受
督促手續費用 何 大正何年何月何日引渡ノ約
一金何錢也 申請印紙代
一金何錢也 申請日當
一金何錢也 旅費何里分
一金何錢也 申請書認料
一金何錢也 送達料豫納額
合計金何圓也

右債権者ハ大正何年何月何日右債務者ヨリ前記ノ米+代金何圓ニテ買受ケ大正何年何月何日其代金ノ支拂ヲ爲シ大正何年何月何日限リ其引渡ヲ受ケヘキ約ノ處、右債務者ハ右期日ニ至ルモ之カ引渡ヲ爲サス、依テ右債務者ニ對シ前記請求物件ニ付キ支拂命令ヲ發セラレタガ、民事訴訟法第三百八十二條及第三百八十四條ニ依リ此段申請仕候也
年月日
何區裁判所 何 某殿

支拂命令異議申立期間短縮ノ申請

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債権者 何
債務者 何
右債権者ヨリ債務者ニ對シ本日貴廳へ支拂命令發セラレシコトノ申請致候ニ付テハ左ノ理由ニヨリ異議申立期間短縮被成下度候也
期間短縮ノ必要アル理由
一、債務者ハ目下債務ニ困ミ將ニ破産ニ瀕セントスル姿ニテ多數債権者ノ督促ノ爲メ一時ノ債務ヲ免レント欲シ財產隱匿等取急キ居候事現然タルモノニ有之候果シテ債務者カ其行爲ヲ爲シ終ランカ債権者ハ確定ノ日其執行ヲ爲スコト能サルヘシ殊ニ本件ハ爲替ヨリ生スル債権ニ付異議申立期間ヲ廿四時間ニ短縮被成下度申請仕候也
年月日
何區裁判所 何 某殿

▲注意 債務者が財産隠匿其他不正の手段を以て債務の償却を免れやうとする場合には債権者は支拂命令を發すると同時に夫に對する異議の申立期間(普通十四日以内)を短縮する様に裁判所に對つて請求する事が出来る。茲に掲げた例は爲替訴訟の場合であるが、普通の貸借の場合には三日並短縮する事が出来る。

●支拂命令ニ對スル異議ノ申立

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債權者 何 某
債務者 何 某
請求金額 元 金
一金何圓也
右當事者間ノ貴廳何年(何)第何號支拂命令ニ對シ債務者ハ之レニ應スヘキ義務無之ニ付キ全部(又ハ一部)ニ對シ異議申立候也

年月日 何 某
何區裁判所判事 何 某
債務者 何 某
債權者 何 某

▲注意 支拂命令の送達を受けた債務者は必ずしも其命令に隨はなければならぬ義務は無いものである。請求金額が違つて居たり、其債權が既に時効に掛つて居たり、其他拒絶すべき理由のある場合には、遠慮なく異議の申立をする事が出来る。

●執行命令申請

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債權者 何 某
債務者 何 某
請求金額 何 某
一金何圓也 支拂命令ニ記載シタル金額
一金何圓也 手續ノ費用
内 譯
金何拾錢也 執行命令申請印紙代
金何拾錢也 同上出頭日常

表紙の雛型

大正年月日

何々事件訴訟

原告 何 某

ナ求ムルニ在リ

請求ノ原因
原告何某ハ被告何某ノ注文ニ因リ大正何年何月何日何々代金何圓ヲ以テ被告ニ賣渡シ右物品ハ大正何年何月何日之カ引渡シテ爲シ代金ノ儀ハ其月ノ月末ニ支拂フヘキ約束ナリシモ今日ニ至リ尙其支拂ヲ爲サス、依テ被告ニ對シ右賣掛代金請求ノ爲メ本訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立
被告何某ハ原告ニ對シ大正何年何月何日原告カ被告ニ賣渡シタル何々代金何圓支拂ヒ且ツ訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決相成度候也

證據方法
何々書面(又ハ證人何某)ヲ以テ立證方法ト致候

附屬書類
一 何々 壹通

年月日 何 某
原告 何 某

▲注意 訴訟は總て町字に綴り表紙を附けなければならぬ。此例はやはり前の支拂命令と同じ場合、賣掛代金の請求をする時の訴訟の書式である。

●爲替訴訟ノ訴狀

約束手形金請求爲替訴訟事件

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
原告 何 某
被告 何 某

請求ノ目的
被告カ原告ニ對シ振出シタル約束手形金何圓及ヒ法定利息金何圓ノ支拂ヲ求ムルニ在リ

請求ノ原因
被告何某ハ大正何年何月何日原告何某ニ對シ手形金額金何圓、満期日大正何年何月何日ノ約束手形振出シタルニ依リ原告ハ其満期日タル、大正何年何月何日右手形被告ニ呈示シ其支拂ヲ求メタル處被告ハ之カ支拂ヲ成サ、ルニ依リ右手形金額何圓及ヒ其ノ満期後ノ法定利息金何圓ノ支拂ヲ求ムル爲メ茲ニ右被告ニ對シ爲替訴訟トシテ本訴ヲ提起シタル次第ニ有之候

一定ノ申立
被告ハ原告ニ對シ大正何年何月何日振出ノ約束手形金額何圓及ヒ利息金何圓支拂フヘシ、訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決相成度候也

證據方法
大正何年何月何日原告宛被告振出ノ約束手形ヲ以テ原告ノ請求權ヲ證明ス

附屬書類
一 被告振出ノ約束手形 壹通
一 何々

年月日 何 某
原告 何 某

●賣掛代金請求ノ訴

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
原告 何 某
被告 何 某

請求ノ目的
大正何年何月何日原告カ被告ニ對シテ賣渡シタル何々代金何圓ノ辨濟

▲注意 支拂命令を受けた債務者が其債務の辨償もせずまた異議の申立もしない場合に債權者は其支拂命令書の中に書いてある期間(例へば十四日又は短縮期日) 經過後、假執行の宣言を裁判所に請求する事が出来る。若此執行命令の申請をしないで置けば支拂命令の効力が甚だ薄弱なるものになつて了ふ。然し債務者は此執行命令に對しても尙故障の申立をする事が出来る。債務者が支拂命令に對して異議の申立をしたり、又は執行命令に對して故障の申立をしたりした場合には、債權者は本訴を起して裁判所で白い黒いを付なければならぬ。本訴は債權五百圓迄は區裁判所の管轄である、五百圓以上の債權は地方裁判所の管轄になる事を知つて置く必要がある。

金何拾錢也 同上旅費但シ申請人住所より河里
金何拾錢也 執行命令送達手数料及旅費
合計金何圓也

右債務者ハ大正何年何月何日右債務者ノ申請ニ因リ發セラレタル賣掛何年(何)第何號支拂命令ニ對シ債務者ハ異議ノ申立ヲ爲サ、ルニ依リ執行命令被成下度民事訴訟法第三百九十三條ニ依リ此段申請仕候也

年月日 何 某
何區裁判所判事 何 某
債權者 何 某
債務者 何 某

して訴ふる旨を記載しなければならぬと同時に手形の原本又は謄本を添へて出さなければならぬ。

●答辯書

貸金請求事件ノ答辯書

何府縣何郡何市町村何番地身分職業

原告 何 某

被告 何 某

右當事者間ノ貴廳(何)第何號貸金(又ハ何々)請求事件ニ付キ原告ノ主張ニ對シ答辯ヲ爲ス事左ノ如シ

一、原告ハ大正何年何月何日ノ貸金契約ニ依リ被告ニ對シ金何圓ヲ貸與シタリト主張スルモ被告ハ右契約ヲ爲シタルコトナク原告ヨリ金錢ヲ借りタルコトナシ、從ツテ原告ノ請求ニ應スヘキ義務ナシ

一、原告ノ證據方法ト爲ス大正何年何月何日ノ貸金契約書ナルモノハ全部之ヲ否認ス

一定ノ申立

何裁判所判事 何 某殿

▲注意 他人に訴訟せられ其訴訟が手許へ着いてから十四日以内に、自分の方に十分勝訴の見込がある場合には、躊躇なく答辯書を差出して置く必要がある。若くして置けば非常な不利益が生ずる怖れがある。

●答辯書及訴狀

賣掛代金(又ハ何々)請求訴訟ニ對スル答辯及ヒ反訴

何府縣何郡何市町村何番地身分職業

原告 何 某

被告 何 某

右當事者間御廳何年(何)第何號賣掛代金(又ハ何々)請求事件ニ付キ原告ノ主張ニ對シ左ノ答辯ヲ爲シ及ヒ反訴ヲ提起ス

原告ノ主張ニ對スル答辯

原告ノ請求ニ係ル大正何年何月何日何々買受ケ代金何圓ハ被告ニ於テ其債務アルコトヲ認ム、然レトモ被告ハ原告ニ對シ左ニ掲ケル債權ヲ有スルヲ以テ原告ニ對シ反訴ヲ提起ス

請求ノ目的

大正何年何月何日右被告カ原告ニ貸與シタル元金何圓及ヒ大正何年何月何日ヨリ何月何日ニ至ル利息金何圓ノ返済ヲ求ムルニアリ

請求ノ原因

被告何某ハ原告何某トノ大正何年何月何日ノ貸金契約ニ依リ右原告ニ對シ利息一ヶ月金何圓、辨濟期大正何年何月何日ノ約ヲ以テ元金何圓ヲ貸與シタルモ原告ハ其辨濟期既ニ到來シタルニ拘ハラズ之カ辨濟ヲ爲サス却テ賣掛代金ノ請求ヲ爲シタルヲ以テ被告ハ之ニ對シ右貸金ノ請求ヲ爲ス爲メ茲ニ反訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立

原告ハ被告ニ對シ其有スル金何圓ノ債權ト被告ニ對シテ眞ノ所ノ金何圓ノ債務トヲ相殺シ金何圓ヲ被告ニ支拂フヘク訴訟費用ハ原告ノ負擔トストノ御判決相成度候

證據方法

大正何年何月何日ノ貸金契約ヲ以テ被告ニ反訴ノ債權アルコトヲ證ス

附屬書類ノ表示

一何々

右

年月日

何裁判所判事 何 某殿

▲注意 訴が裁判所で權利拘束となつた場合に被告に當るものは原告に對して反訴を起すことが出来るけれ共財産上の請求で無い場合とか、又は訴訟の目的になるものが特に限定された管轄の規定がある場合の反訴はそれが本訴である時今訴へる裁判所に丁度よく其管轄権がある時に限つて反訴をする事が出来る。反訴には又反訴が出来る。

●人證ノ申立

何府縣何郡何市町村何番地身分職業

證人 何 某

貴廳大正何年(何)第何號原告何某被告何某間ノ何々訴訟事件ニ付キ前記何某ヲ證人トシテ御召喚相成左記事項ニ付御訊問被成下度候

證人訊問事項

一、證人ハ何々ノ事實ヲ見聞シタルコトアリヤ否ヤ

一、何々

右

被告(又ハ原告) 何 某殿

年月日

何裁判所判事 何 某殿

▲注意 證人として正式に喚出を受けながら出頭しないものは、申立があつても無くても其不参に依つて生じた損害の賠償をし、また廿圓以下罰金を出さなければならぬ。二度喚び出されて二度目に行かなければ更に始めの通り損害賠償も罰金も裁判所の決定に依つて命ぜられる。保證人は是に對して抗告する事は出来る、正當の理由が明かに分れば取消して貰へる

金圓借用に關する書式

金圓借用に關する書式

●金圓借用證書

一金何圓也 但利子年何割何分

(又ハ壹圓ニ付一箇月何錢ノ割)

右金圓借用候處實正也然ル上ハ何年何月何日限リ元利金取揃へ連帶無ク返済可致萬一期日ニ至リ債務者返済ノ義務ヲ履行セサル節ハ保證人ニ於テ引受ケ無相違返済可仕候後日ノ爲メ仍證書如件

附記 本件ニ關シ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ何々裁判所ヲ以テ管轄トストコトヲ同意ス

年月日

何府縣何郡何市町村何番地

債務者 氏 名

何府縣何郡何市町村何番地

保證人 氏 名

何ノ誰 殿

▲注意 是は普通の金圓貸借の場合の一例である。裁判所の管轄を豫定する事は債務者が債權者と住所を隔て居る場合に必要である元來裁判所は其人々の住所に依つて始めから管轄區域が極つて居つて、其債權者甲と債務者乙との住所が遠く離れて居つて、裁判所の管轄區域が遠つて居る場合には、甲は乙の住所の管轄裁判所に訴訟を提起しなければならぬといふ夫を此例の様に豫め契約して置けば甲は其都合のいい裁判所に訴訟することが出来て便利である。

●連帶借用金證書

一金何百圓也

但利子年何割何歩

(又ハ一圓ニ付キ一箇月何錢ノ割)

前記金額借用候處實正也然ル上ハ返済期限ヲ何年何月何日ト定メ當日限リ元利取揃へ無相違返済可仕候萬一期日ニ到リ借用者本人ニ於テ

返済不仕候節ハ連帯人ニ於テ辨済仕リ貴殿ニ御迷惑相懸ケ申間敷候仍
爲後日連帯借入金証書如件

附記 本件ニ關シ萬一訴訟ヲ提起スル場合ニハ何々裁判所ヲ以テ管
轄トスルコトヲ合意仕候

年月日

- 何府縣何郡何市町村何番地 連帯人 氏 名
- 何府縣何郡何市町村何番地 連帯人 氏 名
- 何府縣何郡何市町村何番地 連帯人 氏 名

何之誰殿

▲注意 連帯債務者は各自其債權者に對して同等の義務を持つものである。
債權者が其連帯借人に對して返金を要求する時に左の場合がある。(債權者を
甲とし債務者を乙丙丁とす)

- 一、甲は乙丙丁三人の債務者に同時に返金を求める事が出来る。
- 二、甲は三人の中一人に向つて連帯債權額の全額を請求することが出来る。
- 三、甲は最初乙に向つて連帯債務の一部の償却を求め、次に丁に向つて又
其一部を請求し再び甲に向つて残額全額の償却を求め、更に丙に向つて又
四、甲は乙丙丁三人に連帯債權額を等分に請求する事が出来る。
- 五、甲は乙に對して債權額の二分の一、残りの二分の一を丙丁に對して請
求することも出来る。

要するに連帯借人は債權者から如何なる方法に依つて其返金を要求されて
も拒むことは出来ないものである。只債權者が、連帯借人の一人に債權の免除
をした場合には残りの連帯借人は免除された一人の債務額だけを引き去つた
残額だけを返済すればよいのである。
次に各連帯借人の間には互に求償權と云ふものがあつて、中の一人が債務の

全額を辨済した場合に他の連帯借人に對して、其負擔だけの辨済を求む
ることが出来る。若し其中の一人が債權者から請求を受けたことを他の連帯
人は通知なくして債務を辨済し、共同の免責を得た場合には求償權は無く
なる。また他の債務者が債權者に對して拒むべき正當の事由のある場合も
また同じ。

●金圓月賦証書

一金何圓也 但利子年何割何分 (又ハ何程)

右金額借入候處實正也然ル上ハ何年何月何日迄限リ元金何圓宛ノ外借
用金現在額ニ對スル利子共連滞ナク返済可仕候若シ一回ナリトモ履行
ナ意リ候場合ニハ保證人之ヲ引受ケ屹度辨償可致候此場合ニ於テハ貴
殿ヨリ木契約ニ拘ハラス一時ニ元金取揃ヘ返済スヘキ旨御請求相成
候共苦情等決シテ中間數右御請求ニ應スヘテ依テ爲後日証書如件

- 何府縣何郡何市町村何番地 債務者 氏 名
- 何府縣何郡何市町村何番地 保證人 氏 名

何之誰殿

▲注意 月賦金を一回でも延滞した場合には月賦の契約を無効とし債權の全
額を一時に請求することの出来る様に條件を附けて置かねと最後の期限が
来る迄永い間空しく待たねばならぬことが出来るから是非書き加へて置か
なければならぬ。

●講金借用証書

一金何圓也

とである。

●地所抵當金圓借用証

一金何圓也 但利子年何割何分 (又ハ一ヶ月何程)

右拙者所有ノ地所抵當トシテ頭書ノ金圓借用候處實正也返済ノ儀ハ何
年何月何日限リ元金取リ揃ヘ無相違御返却可仕候萬一期日ニ至リ返
済不致候節ハ右抵當地所賣却候テモ決シテ苦情申ササルハ勿論此上尙
不足ナ生シ候節ハ保證人ニ於テ引受ケ辨済可仕候爲後日証書仍如件

- 何府縣何郡何市町村何番地 債務者 氏 名
- 何府縣何郡何市町村何番地 保證人 氏 名

何之誰殿

▲注意 抵當物は不動産に限る若動産である場合には抵當權なるものは設定
する事が不可能であるにも拘はらず、よく米百俵を抵當に取つたとか、
酒十駄を抵當に取つたとか云ふ事を聞か、それは大變な誤解である。動
産を擔保に貸借する場合には債權者は其擔保品たる動産を全く自己の支配
の下に移して置かねばならない。(是は後の質入借金の所に於て説明
す) 抵當權は可成登記して置かないと損である。何故ならば抵當物件が二

●金圓借用証書

一金何圓也 但利子年何割何分 (又ハ何程)

右金額借入候處實正也然ル上ハ來ル何年何月何日ヲ期限トシ元利共當
日限リ相違無ク返済可仕萬一期限ニ至リ返済セサル節ハ連帯保證人ニ
於テ義務相果タシ可申後日ノ爲メ仍証書如件

- 何府縣何郡何市町村何番地 債務者 氏 名
- 何府縣何郡何市町村何番地 連帯保證人 氏 名

何之誰殿

▲注意 連帯保證人は恰も連帯借用の場合と同じく債權者が借主に請求せず
して直ちに辨済を請求するも拒むことが出来ない。只連借と違ふ所は、債
權金額が借主の負擔であつて、保證人は借主に對し金額の求償權があるこ

金圓借用に關する書式

番三番と何重かに抵當に遺入つて居る場合、抵當権を使ふ順位は貸借の日附に拘はらず登記の日附の前後に依つて定まるからである。尙抵當権そのものを抵當とする事も出来るのである。此場合は第一の債務者より取り置ける借用證書を債権者に引き渡すのである。

●動産物質入金圓貸借契約證書

何年月何日貸主何ノ誰ト借主何某トノ間ニ動産物質入金借契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

一金何圓也 但利子年何割何分

(又ハ一ヶ月何程)

- 一、前記金圓ハ貸主何ノ誰ヨリ借主何ノ誰ニ之ヲ貸與シ本證書ニ調印ト同時ニ其引渡ヲ了セリ
- 一、前記金圓ハ何年月何日限リ貸主何ノ誰方ニ於テ元利共相揃ヘ運送無ク返済スルコト
- 一、右債務ノ擔保トシテ借主何ノ誰ヨリ其所有ニ係ル左記動産物ヲ貸主何ノ誰ニ引渡シタリ
- 一、何々 何程
- 一、何々 何點
- 一、右擔保物ハ貸主ニ於テ之ヲ使用シ得ルモ爲メニ損傷ヲ生シタル場合ニハ貸主之ヲ賠償又ハ修理シテ現状ヲ保持セシムルコト
- 一、右擔保物ノ保管ニ要スヘキ費用ハ貸主ニ於テ全部負擔スヘキ事(又ハ貸借者双方ノ負擔)
- 一、債務辨済前ニ於テ右擔保物ヨリ生スル利益全部ハ貸主之ヲ受領シ利子又ハ元金ノ内ニ繰リ入ル、事
- 一、辨済期限ニ到リ借主ニ於テ債務ヲ果ササル場合ニ於テハ貸主ハ該物件ヲ元利併セタル金額ヲ以テ借主ヨリ貸主ニ賣却シタル上相殺スルコト
- 一、借主カ債務辨済ヲ了シタルトキハ貸主ハ即時ニ擔保物ヲ返還スルコト

何府縣何郡何市町村何番地 借主 氏 名

何府縣何郡何市町村何番地 貸主 氏 名

年月日

●不動産質權設定契約書

▲注意 質には動産質と不動産質との二種があつて、是の例は動産質の場合の一側である。動産質の場合には必ず其目的たる動産を貸主が引取つて置かなければ何等の効力も無いことになる。質の目的とする動産の内特に重要なものを舉ぐれば左の如くである。

一、株券若しくは債券記名名ものは總て其の株券若しくは債券の屬する銀行會社等の規定に依り質權設定の旨を會社の帳簿に記入しなければ効力が無い。尙ほ注意を要するは株券、債券は時價の變動多きものなれば質權設定の前に十分調査すべき事なり

二、債權

債權の質入をするには、證書のあるものは、證書を質取主に交付するのである。尙此場合に質入主は始めの債務者に對して質入の旨を通知して承諾を得なければ効力がない。

尙ほ動産質はまた、轉賣することも出来るが、其期間は最初の質設定の期間以内で無ければならぬ。

何府縣何郡何市町村何番地 質權者 氏 名

何府縣何郡何市町村何番地 名

右當事者間ニ於テ貸金及不動産質權設定ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

- 一、債務者何某ハ金何圓ヲ質權者何某ヨリ借受テ之ヲ收受セリ
 - 二、前項ノ貸金ノ辨済期ハ何年月何日トス
 - 三、第一項ノ貸金ノ辨済ノ場所ハ辨済ノ時ニ於ケル質權者ノ住所トス
 - 四、質權者ハ第一項ノ貸金ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ス
 - 五、債務者ハ第一項ノ辨済履行擔保ノ爲メ其所有ニ係ル左ニ掲ケル不動産ニ付キ質權ヲ設定シ質權者ハ之カ引渡ヲ受ケタリ
 - 一田 何反何畝何歩
 - 此地價金何圓也
 - 何府縣何郡何市町村何番地所在
 - 一木造瓦葺二階家 壹棟
 - 建坪何坪何合何タ
 - 六、質權者ハ前項ニ掲ケタル不動産ヲ其用方ニ從ヒ使用及收益ヲ爲スコトヲ得
 - 七、質權者ハ第五項ニ掲ケタル不動産ノ管理ノ費用ヲ拂ヒ其他不動産ノ負擔ニ任ス
 - 八、此不動産質權ノ存續期間ハ何年月何日迄トス
- 右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り署名捺印シ各其一本ヲ保存ス
- 年月日

右

氏 名

氏 名

氏 名

▲注意 不動産質權設定の存續期間は十年以上長くする事は出来ぬ、もし十年以上契約をしても當然十年迄短縮せられることになつて居る。土地の質入は債務者にとって便宜でもあり得策でもある。と云ふのは抵當の場合には其目的たる不動産は債務者が占有して居るかばりに貸金の利子を拂は

契約に關する書式

なげればならないが、質權設定の場合には其目的物の使用收益を債権者に任せると共に利子を支持しないのが例であるからである。が多くの場合債権者は抵當権の方で金を貸すものが多い。質入に就てもやはり登記をすることに依つて、初めて効力が確定することは抵當権の場合と同じである。尙特別に契約して禁じて無い限り轉賣も出来ることになつて居る、が此場合轉賣をしなければ起る苦の無い、不可抗力の損失にも賠償の責がある。

●債權讓渡證書

一金何圓也 債權讓渡代金

右ハ何年月何日附テ以テ何府縣何郡何市町村何番地何ノ誰ニ對スル何年月何日返済期限ノ金何圓ノ債權ヲ貴殿ニ讓渡申候代金トシテ正ニ受取申候處實正也然ル上ハ今後右債權ニ關シテ無効又ハ取消ノ場合生シタル時ハ拙者ニ於テ其ノ義務ヲ負擔シ一切貴殿ニ御迷惑相掛ケ申間數候爲後日證書如件

年月日

何府縣何郡何市町村何番地 讓渡人 氏 名

何之誰殿 氏 名

▲注意 指名債權(即ち普通の借用證書に依る様な種類の貸金)の讓渡は、讓渡人が之を債務者に通知し、其承諾を得た上でなければ効力が無い。此通知は内容證明の郵便が若しくは執達吏に依頼するので無ければ後日通知を證據立つるに困難である。

契約に關する雜書式

●借家證

何府縣何郡何市町村何番地
一瓦葺(煉瓦造)木造二階建 查棟
此建坪何十何坪

一、右家屋附屬物左ニ(或ハ別紙ニ)記載ス

一、何々(疊、建具造作ノ類ヲ詳記ス)

右費殿所有ノ家屋今般拙者住居ノ爲メ借用候處實正也、就テハ左記事項ヲ契約シ屹度履行可仕候

一、家屋并ニ附屬物ノ損傷ニシテ使用上自然ニ生スルモノ、外ハ借主ニ於テ修繕ノ義務ヲ負フ事

一、家屋内外部修繕増設其他ノ變更等貸主ノ承諾ナクシテ借主隨意ニ爲シ得サル事

一、賃貸料ハ一ヶ月金何圓ト定メ毎月廿五日限リ納付致ス可キ事

一、賃貸料延滞ノ節ハ保證人ニ於テ之ヲ引受ケ辨償可致事

一、右家屋御入用ノ節ハ御通知ヲ受ケ次第直チニ明ク渡シ可申轉宅ノ際ハ寸毫モ苦情申ササル事

一、家屋明ク渡シノ節ハ借家當初ノ原狀ヲ以テ返還スル事

一、家主ニ差入レタル敷金何圓ハ家賃未納ノ場合ニ之ト相殺シ尙火災等ニテ右家屋ノ焼失シタルトキハ借家人ノ損トシ家主ヨリ返還ノ義務無キ事

一、借主ニ於テ右契約ニ關スル義務ノ履行ヲ怠リタルトキハ保證人代リテ之ヲ辨償スル事

右契約諸項無相違履行可仕仍保證人連署證書如件
年月日

何府縣何郡何市町村何番地

借主 氏 名

何府縣何郡何市町村何番地

保證人 氏 名

何之誰殿

●敷金證

一金何圓也 (但何府縣何郡何市町村何番地貸家ノ敷金)
右敷金預リ候事實正也然シテ貴殿他ニ移轉ノ際ハ該金ハ立退同時ニ御返シ可申萬一家賃延滞候節ハ敷金中ヨリ控除シ殘額ヲ支拂フヘシ貸家屋ニシテ失火焼候節ハ貴殿ノ損失ニ歸シ拙者ニ於テ支拂フ義務ナキモノトス

右契約ノ上敷金預リ證差上候也
年月日

何府縣何郡何市町村何番地

家主 氏 名

何ノ誰殿

▲注意 前二項ノ契約書式ハ單ニ一例を示したに過ぎないが、中には借家に對シ頗る過酷なる條件無きにしも非ず、勿論契約事項は當事者間ノ意志に依つて自由に取捨するがよからうと思ふ。

●借地證書

何府縣何郡何市町村何番地

一宅地 何反何畝何歩

此地賃金何圓也

此地租金何圓也

一前記費殿所有ノ地所今般拙者ニ於テ來ル何年何月何日ヨリ前年何月何日迄賃貸料一ヶ月(一ヶ月)金何程ノ割ニテ入候事

一借地人ハ地主ノ承諾無クシテ他ニ轉シ又ハ質權抵當權ヲ設定セサル事

一借地人ハ借地ニ對シ著シク形狀ヲ變更シ永久ノ損害ノ生スヘキコトヲ施ササルコト

一借地人ハ地主ニ對シ毎年十二月廿五日限(又ハ毎月二十五日)借地料ヲ支拂フヘシ若シ支拂時節ニ及ヒ支拂ヲ怠リタルトキハ地主ハ本契約ヲ解除ナナス權アルヘシ借地人ハ土地返還ニ應スル義務アル事

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト

約ノ解除ナナス權アルヘシ借地人ハ土地返還ニ應スル義務アル事
一借地料ハ地租率ノ増加若クハ諸物價ノ騰貴ニ依ル場合ニハ値上スルコトニ付キ借地人ニ於テ異存ナキコト
一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト
右契約事項堅ク相守申スコト爲後日證書仍如件
年月日

何府縣何郡何市町村何番地

借地人 氏 名

何府縣何郡何市町村何番地

借主 氏 名

何之誰殿

▲注意 借家も借地も登記を経る時は所有權の移轉の如何に拘はらず引續き借地又は借家し得らるゝ權利がある。土地の賃貸借は二十年以上の期間を越ゆる事は出来ない。

●建物賣渡證書

何府縣何郡何市町村何番地

一、木造瓦葺平家 一棟

此建坪何何坪

一、右住家附屬物 但シ別紙目録ノ通何點

以上住家並ニ附屬物賣渡代金何圓也

右拙者所有ノ建物今般賣渡ニ賣渡代金トシテ前記金額正ニ受取申候也

仍テ爲後日證書如件

年月日

何府縣何郡何市町村何番地

賣渡人 氏 名

何ノ誰殿

●造作物賣渡證書

何府縣何郡何市町村何番地所在

契約に關する書式

一建物造作物 一式
但別紙目録記載ノ通何點
此賣渡代金何圓也
右何府縣何郡何市町村何番地何ノ誰所有ノ家屋内ニ在ル造作物ハ拙者所有ノ處今般都合ニ依リ賣渡シ頭書ノ金額正ニ請取申候然ル上ハ造作物ニ對シテ第三者ヨリノ故障有之候節ハ保證人ハ賣渡人ト連帶シテ之ヨリ生スル一切ノ責任ヲ負擔可仕仍證書如件
年月日

何府縣何郡何市町村何番地

賣渡人 何之 誰

何府縣何郡何市町村何番地

保證人 何 某

何之誰殿

▲注意 建物を賣買するにあつて附屬の造作物は別之を證書に作つて置かなければならない。何故とならば建物は不動産であるが造作物は動産であるから、若賣渡人が建物を賣渡してから、造作物を取り外して他に賣渡しても、買受人は故障を云ふことが出来ぬからである。
總て賣買には手附金を交附するを常とするが、手附金の外に若違約した場合には何程の損害賠償金を出す云ふことを確約して置く方が賣人に取つては利益である。尙賣買の證據金と云ふものは手附金とは性質が違つて居て、契約履行を保證する金であるから、たとひ代價の倍額を出しても賣買契約を違へる事は出来ない云ふ判例もあるから、注意を要する。

●引請證書

何府縣何郡何市町村何番地

氏 名

何府縣何郡何市町村何番地

年月日生

一右ノ者今般賣殿御店へ商業修業ノ爲メ使用人トシテ御雇入被下候ニ付テハ貴店御規定ノ諸則爲相守可申ハ勿論勤務年限十ヶ年ト相定メ勤務中ハ誠實ヲ旨トシ御指揮ニ從ヒ相勤マセ且年期中如何ナル事故アリトモ拙者方ヨリ御暇相願申間敷コト

一勤務年期後ノ上ハ貴殿ノ指定又ハ承諾ヲ得タル商業相營マセ貴殿ノ承諾ナキ商業ニハ決シテ從事爲致間敷候事、勤務中萬一御規則ニ背キ候歟又ハ不都合ノ所業有之候節ハ何時御解雇相成候共異議無之ハ勿論本人ノ行爲ヨリ起ル一切ノ責任ハ父(兄親戚)及ヒ保證人ニ於テ引受義務相果シ決シテ貴殿へ御迷惑相掛ケ中間敷候爲後日連署引請證仍如件

年月日

何府縣何郡何市町村何番地
父 何 某印
何府縣何郡何市町村何番地
保證人 氏 名印
何府縣何郡何市町村何番地
保證人 氏 名印

▲注意 是は雇傭契約の一例であつて商店(見習ひに住み込む者の父または其他の保護者から入れさせる證書即ち身許引請證)の書式である。雇傭の期間は十年を越えることが出来ず、また解雇するには三月以前に其豫告をして置かなくてはならない。然し始から期間を定めて無の場合には何時でも解雇が出来る。但し期間を定めた契約でも當事者のどちらかに已むを得ない事由の起つた場合には解約する事が出来るが、此場合其の事由が當事者の一方の過失に原因したものである時には相手方に對して損害の責任がある又雇主は雇人が未成年の時代には其親權者、若し成年である場合には本人の承諾を経ずに雇傭契約を他に譲渡することは出来ない。若しうした時には雇人は正當に解約を請求することが出来る。

●身許引受證書

原籍 何府縣何郡何市町村何番地何某何女
本人 氏 名
年月日生

右者今般賣殿方ニ御奉公致シ候ニ付テハ左ノ契約ニ基キ全期間忠實ニ勤務可致候

一給金一ヶ月 何圓

但奉公住込ノ際金何圓前借候事

一被雇期間何年何月何日ヨリ來ル何年何月何日迄都合何ヶ年(何ヶ月)間

一右月々ノ給料ノ外ニ毎年二度ノ仕着及ヒ入浴髪結賃下駄前垂ノ類ハ雇主ニ於テ負擔給與可被下事(或ハ何々)

一周旋料ハ雇主雇人各自ニ支辨シ若シ該契約期間經過前ニ於テ故ナク解雇シタルトキハ解雇當日以後ノ既拂ノ周旋料ハ周旋人ヨリ直チニ計算ノ上一方ニ支辨シ周旋人ハ他ノ一方ノ分擔トシテ請求スルコト

右契約ヲ遵守シ勤務可仕若シ中途ニ於テ本人カ解雇ヲ申出テ若クハ其他ノ不都合ヨリ解雇致サルヘキ場合ニ於テハ本人ノ身ノ上如何ニ不拘保證人ニ於テ連帶義務ヲ負フヘク決シテ貴殿ニ御迷惑相掛ケ中間敷候仍證書如件

年月日

何府縣何郡何市町村何番地右本人何某父(兄、親戚等)
引受人 氏 名印
何府縣何郡何市町村何番地
雇人口入業何屋號
氏 名印
何ノ誰殿 引受人 氏 名印

▲注意 是は口入屋より下女等を雇入れる場合の身許保證書なり引受人は本人の親筋と口入屋と連帶責任にして置いたが宜しい。給金前貸は成る

所得稅に關する申告書及訴願

●所得申告(其一)

何府縣何郡何市町村何番地族稱職業
納稅義務者 何 某
一金何程 何々銀行給料
一金何程 十分ノ一控除差額
一金何程 山林ノ所得
一金何程 田畑ノ所得
一金何程 何々ノ所得
計金何程
右所得ノ種類及金額申告候也

年月日 何 某印

何稅務署長 何某 殿

▲注意 (所得稅法八條、四條、同法規四條參照)

●所得申告書(其二)

自大正何年何月何日 一事業年度
至大正何年何月何日

一總益金 何々
一總損金 何々
差引當期純益金 何々

内

所得稅に關する申告書及訴願

公債利子 何々

株式配當金 何々

一當期末株主數 何名
右ノ通りニ候條別紙財産目錄、貸借對照表、損益計算書、及總益金總損金ノ明細書添付申告候也

年月日 何々會社 代表者 何 某印

何稅務署長 何 某殿

●所得金額審査請求書

何府縣何郡何市町村何番地族稱職業
異議申立人 何 某
右異議申立人ハ何稅務署長ノ通知シタル第三種所得金額ニ對シ異議アルニ因リ茲ニ其ノ審査ヲ求メ候

不服ノ事由

右申立人ハ大正何年分第三種ノ所得ニ付キ之カ算定ヲ爲シ大正何年何月何日所得金額何圓ノ申告ヲ爲シタリ、然ルニ何稅務署長ハ大正何年何月何日其ノ所得金額ヲ金何圓ト決定シ大正何年何月何日之ヲ申立人ニ通知セリ(申立人カ所得金額ノ申告ヲ爲サ、ル爲メ稅務署カ決定シタル場合ハ單ニ右申立人ニ對シ何稅務署長ハ大正何年何月何日大正何年分ノ所得金額ヲ金何圓ト決定シ大正何年何月何日之ヲ申立人ニ通知セリト記スヘシ)然レトモ元來申立人ノ所得ハ山林ノ所得其ノ多分ヲ占メ寧ろ全部山林ノ所得ト謂フモ不當ニ非ラサル程ナル處本年ニ於テ其ノ山林ヲ賣却シタルノ結果ハ所得ヲ生スヘキ資産ヲ減シ即チ

前記申告ノ所得金額ニ過キサルニ至レルモノナリ然ルニ稅務署長ノテ
 顧ミス金何圓ノ決定ヲ爲シタルハ之レ山林ノ所得ニ依ルトノ法文ニ依
 據シタルモノナルヘシト雖モ既ニ所得ノ在ラサルモノニ對シ課稅セン
 トスルハ固ヨリ不當タルヲ免レス結局算定ヲ誤レルモノナリ(又ハ何
 ヲ)

右ノ事情ニ因リ所得稅法第三十六條及ヒ同施行規則第十四條ニ基キ審
 査ヲ求メ候間相當ノ決定相成度此段請求候也

一何々 何通 右

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (所得稅法三六條同施行規一四條參照)

●所得金額ノ決定ニ對スル訴願

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
 訴願人 何 某

不服ノ要點
 右訴願人ハ大正何年度第三種ノ所得ニ付キ大正何年何月何日何稅務署
 長ニ對シ所得金額何圓ノ申告ヲ爲シタル處同稅務署長ハ之ヲ金何圓ト
 決定シ大正何年何月何日右訴願人ニ通知セリ、然レトモ右決定ハ算定
 ナ誤レルモノナルヲ以テ大正何年何月何日審査ノ請求ヲ爲シタルニ何
 稅務監督局長ハ更ニ金何圓ノ決定ヲ爲シ大正何年何月何日之ヲ訴願人
 ニ通知シ訴願人ハ大正何年何月何日之ヲ受領セリ、而シテ此ノ決定モ
 亦タ全然訴願人ノ服スル能ハサル所ナルニ依リ所得稅法第三十九條及
 ヒ訴願法ノ規定ニ依リ茲ニ訴願ヲ提起ス

理由
 何稅務監督局長カ訴願人ノ審査請求ニ對シ其ノ所得金額ヲ金何圓ト決
 定シタルハ何々ニ基クト爲スト雖モ訴願人ノ所得ハ主トシテ山林ヨリ
 生スルモノニシテ而シテ訴願人ハ本年ニ於テ其ノ山林ハ之ヲ賣却シタ

理由
 一何々ヲ以テ何々ノ事實ヲ立證ス
 一何々ヲ以テ何々ト何々トノ事實ヲ立證ス
 一何々

行政廳ヨリ決定書ヲ交付シタル年月日
 被告何稅務監督局長ヨリ原告カ所得金額ノ決定書ノ交付ヲ受ケタルハ
 大正何年何月何日ナリ

年月日 右 原告 何 某
 行政裁判所長官 何 某殿
 ▲注意 (所得稅法三九條參照)

●所得金額更訂請求書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
 納稅義務者 何 某

右何某何々ノ事由(事由ノ詳記ヲ要ス)ノ爲メ收入豫算
 年額四分ノ一以上ノ減損ヲ生シ候ニ付キ實況調査ノ上
 更訂相成度此段及請求候也

年月日 右 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (所得稅法四〇條、同施行規三七條參照)

●所得稅納稅地申告書 (其一)

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

所得稅に關する申告書及訴願

ルヲ以テ山林ノ所得ナルモノナキニ至リ從テ山林ニ付テハ所得稅ヲ賦
 課セラルヘキ所得ナキモノナリ、果シテ然レハ所得稅法第四條ニ山林
 ノ所得ハ前年ノ所得ニ依ルトアリシモ賦課スヘキ所得ナキニ之カ課稅
 ナ爲サントスルモノニシテ其ノ不法ナル勿論ニシテ結局算定ヲ誤レル
 モノナリ(又ハ何々)

要求
 稅務監督局長カ爲シタル訴願人ニ對スル所得金額ノ決定ヲ取消シ訴願
 人ノ大正何年度ノ所得ヲ金何圓ナリトノ決定相成度候也

一何々 右 訴願人 何 某
 大藏大臣 何 某殿

▲注意 (所得稅法三九條參照)、なほそつわん 猶訴願の部に示せる書式を參照すべし

●所得金額ノ決定ニ對スル訴狀

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
 原告 何 某
 住所地ヨリ行政裁判所迄何里
 何稅務監督局長
 被告 何 某

一定ノ申立
 大正何年何月何日原告ニ對シ被告ノ爲シタル所得金額ノ決定ヲ取消シ
 原告ノ大正何年度ノ所得金額ハ金何圓トス訴訟費用ハ被告ノ負擔トス
 トノ判決相成度候

事實
 (前記書式「不服ノ要旨」ニ記シタル如ク記載シ「行政訴訟ヲ提起ス」
 ト記スヘシ)

納稅義務者 何 某
 拙者儀御所轄内ニ於テ何々ヨリ受クル小作料(又ハ何
 ヲノ所得)何程ヲ取得致候得共從來ノ所得納稅地何府
 縣何郡市町村何番地ニ於テ合算ノ上納付致候間此段及
 申告候也

年月日 右 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (所得稅法三九條參照)

●所得稅納稅地申告書 (其二)

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
 納稅義務者 何 某

拙者儀何府縣何郡市町村何番地ヲ納稅地ト相定メ所得
 稅納付致候間此段及申告候也

年月日 右 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (所得稅法四四條、同施行規四〇條參照)

●所得納稅管理人申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
 納稅義務者 甲 某
 何府縣何郡市町村何番地族稱職業
 納稅管理人 乙 某

右甲某儀御所轄内何郡市町村何番地ヲ以テ納稅地ト相
定メ候得共其地ニ現住セサルニ付キ其ノ所得稅ニ關ス
ル事項ヲ處理セシムル爲メ前記乙某ヲ納稅管理人ト定
メ候此段及申告候也

年月日 右 甲 某印
乙 某印

何稅務署長 何 某殿
▲注意 (所得稅法四五條、同法規四三條參照)

營業稅に關する届書式

●大正何年營業名及課稅標準届

營業場 北海道何府(縣)何郡(市)(區)
何町(村)大字何番地商號

- 一 何々業
- 一 何々商(何々製造)
- 一 賣上金額 卸賣何程小賣何程
- 一 資本金額 何程
- 一 請負金額 何程
- 一 報價金額 何程
- 一 建物賃賃價格 何程
- 一 從業者 何人(内十五歲以上何人以下
何人職工勞役者何人内十
五歲以上何人以下何人

「職工勞役者ヲ課稅ノ要
件トナスモノニ限ル」
何年何月何日開業(營業稅法第十三條第一項但書
ニ該當スル者ニ限ル)
右之通ニ候也

年月日 住所(會社ノ位置) 氏 名印

北海道廳長官 何 某殿
何稅務署長 何 某殿
(何々會社代表者氏名印)

▲注意 (營業一三條、同法規一條參照) 猶營業稅法第一條の營業種類及營
業稅を課せらるべき店舖其の他の營業場所毎に各別紙に記載すべし但し一
稅務署所轄内(北海道は明治三十年三月三十一日までは郡役所所轄内)に於
て數個の店舖其の他の營業場を設け同種の營業を爲す者は其の店舖其の他
の營業場を區分して營業名及課稅標準を記載するも妨げなし、一稅務署所轄
内(北海道は明治三十年三月三十一日までは郡區役所所轄内)に於て數種の
營業を爲す者は各届書中營業名掲記の下に其營業名を記載すべし、同一の
場所に於て六個月以内に前の營業者と同一の營業を開始したる者は開業年
月日の下に其の旨を附記すべし。

●廢業届

何府縣何郡市町村何番地族稱
何々製造業(又ハ何々)何 某
拙者儀從來何府縣何郡市町村何番地ニ於テ前記製造業
(又ハ何々業)相營ミ居候處何年何月何日限り廢業致候

間此段及御届候也

年月日 右 何 某印
何稅務署長 何 某殿

▲注意 (營業一三條參照)

●營業繼續届

何府縣何郡市町村何番地族稱
讓渡人 何 某
何府縣何郡市町村何番地族稱
讓受人 何 某

從來讓渡人何某ノ營業致居候何々製造業(又ハ何々業)
ハ大正何年何月何日讓受人何某ニ於テ其營業ヲ讓受ケ
爾後繼續致候間新舊營業者連署ノ上及御届候也

年月日 右 讓渡人 何 某印
讓受人 何 某印
何稅務署 何 某殿

▲注意 (營業二三條、同法規一三條參照)

●營業者住所(氏名)變更(又ハ店舗其他ノ營業場移轉)届

何府縣何郡市町村何番地族稱
何々製造業(又ハ何々)何 某
拙者儀從來ノ住所何府縣何郡市町村何番地ヲ何府縣何

營業稅に關する届書式

郡市町村何番地ニ(又ハ氏名何々ヲ何々ニ)變更(又ハ
從來ノ店舗其他ノ營業場何所ヲ何所ニ移轉)致候間此
段及御届候也

年月日 右 何 某印
何稅務署長 何 某殿

▲注意 (營業法規一四條參照) 猶移轉地他の稅務署の管轄内に涉ると
きは雙方の稅務署長に届出つべし。

●店舗(其他ノ營業場)増設届

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
何々製造業(又ハ何々)何 某
一、店舗(其ノ營業場)壹箇所
右ハ大正何年何月何日何府縣何郡市町村何番地ニ増設
致候得共資本ヲ區別セヌ營業稅法第十五條第二項末段
ニ該當スルモノニ付此段及御届候也

年月日 右 何 某印
何稅務署長 何 某殿

▲注意 (營業法規一五條參照)

●營業稅課稅標準審査請求書

▲注意 政府の算定したる課稅標準に對し異議あるときは審査を求むる請求
書、(營業二七條、法規一八條參照)此書式は所得金額審査請求書の書式

に準じ作るべし、算定をなしたる税務署長宛たるべし

●營業稅課稅標準ノ決定ニ對スル訴願

▲注意 稅務署長のなしたる審査決定に對しては先以て稅務監督局長へ訴願すべし、稅務監督局長の裁決に對し不服あるときは大藏大臣に訴願すべし(營業二八條)此書式は所得金額の決定に對する訴願の書式に準じ作るべし。

●營業稅課稅標準ノ決定ニ對スル訴狀

▲注意 前示の決定に對し行政裁判所に提起する行政訴訟の訴狀(營業二八條)此書式は所得金額の決定に對する訴狀及び行政訴訟の書式に準じ作るべし。

●課稅標準減少申立書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業、
何々製造業者(又ハ何々)何 某
右何某營業稅ノ課稅ノ標準タル資本金額(又ハ賣上金額、請負金額、報價金額、建物賃貸價格)、若干圓ナリシ處何々ノ事由ニ因リ若干圓ト爲リ其半額以上ヲ減シ(又ハ從業者五人ナリシ處二人ト相成リ其人員届出ノ二分ノ一以下ニ減シ)候間實況調査ノ上營業稅ノ減額相成度此段申立候也

年月日 右 何 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (營業二九條、同施規二六條參照)、猶翌年一月三十一日迄に提起することゝ要す。

●營業稅納稅管理人届

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
納稅義務者 甲 某
何府縣何郡市町村何番地族稱職業
納稅管理人 乙 某
右甲某儀御所轄内ニ於テ酒類釀造業(又ハ何々業)相營ミ居候得共店舗(其他ノ營業場)以外ノ場所ニ居住致シ候ニ依リ(又ハ旅行シ)(不在ニ付キ)營業稅ニ關スル事項ヲ處理セルムル爲メ前記乙某ヲ以テ納稅管理人ト相定メ候間此段及御届候也

年月日 右 甲 某印
乙 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (營業施規二七條參照)

酒造稅法に關する書式

●酒類製造免許申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
申請人 何 某

一製造場 何府縣何郡市町村何番地
一製造ヘキ酒類 清酒(又ハ濁酒、白酒、味淋、燒酎)
一名 稱 何正宗
右酒類前記製造場ニ於テ製造致度候間免許相成度此段及申請候也

年月日 右 何 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (酒造二條、同施規一條參照)

●酒類製造場地所建物圖面并ニ酒造用容器、器具、器械目錄提出書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
酒類製造主 何 某
右何府縣何郡市町村何番地酒類製造場ニ於テ何酒類製造ノ儀大正何年何月何日免許相成候ニ付テハ來何月何日ヨリ製造ニ着手可仕候間別紙製造場ノ敷地、建物ノ圖面並ニ酒造用容器、器具、器械ノ目錄提出仕候也
何府縣何郡市町村何番地

年月日 右 何 某印

何稅務署長 何 某殿

酒造用容器、器具、器械目錄書 何 個
一何々容器 何 個

酒造稅法に關する書式

一何々 何 個
一何々器具 何 個
一何々 何 個
一何々器械 何 個
一何々 何 個
右ノ通ニ候也

年月日 何 某印

▲注意 (酒造施規三條參照)

●酒造用容器(器具、器械)修理申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主 何 某
第何號
一何々(酒造用容器、器具、器械)
右ハ使用ノ結果破損致シ(又ハ朽腐ノ箇所相生シ)候ニ付キ今回修理相加ヘ候間檢定相成度此段及申告候也
何府縣何郡市町村何番地

年月日 右 何 某印

何稅務署長 何 某殿

酒造用容器、器具、器械目錄變動申告書 何 個
何府縣何郡市町村何番地族稱

▲注意 (酒造施規三條參照)

酒類製造主 何 某
 一目録何枚目何々(容器、器具、器械)ハ削除
 右ハ何々事由ノ爲メ毀損使用ニ堪ヘサルニ依リ廢止シ
 (又ハ滅失シ)目録ニ異動ヲ生シ候間此段及申告候也

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (酒造施規三條參照)

●酒類製造主居所(又ハ氏名)異動申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
 酒類製造主 何 某
 拙者儀從來ノ居所何々ヲ何々ニ(又ハ氏名ヲ何々ニ)變
 更改候間此段及申告候也

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (酒造施規三條參照)

●酒類製造見込數、着手時期、製造方
 法、仕込數申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
 酒類製造主 何 某
 一清酒(又ハ濁酒、白酒、味淋、焼酎)ノ見込造石數何石
 一製造着手ノ時期 大正何年何月何日

一製造方法 何々
 一仕込數 何々
 右次キノ酒造年度ニ於テ製造致候間此段及申告候也

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (酒造施規五條參照)

●酒類製造見込數、製造着手時期、仕
 込數變更申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
 酒類製造主 何 某
 一清酒(又ハ濁酒、白酒、味淋、焼酎)ノ見込造石數
 何石ト申告シタルヲ何石ニ變更
 一製造着手ノ時期
 大正何年何月何日ト申告セシテ何年何月何日ニ
 變更
 一仕込數
 何々ト申告セシテ何々ニ變更
 右ノ通變更致候間此段及申告候也

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (酒造施規五條參照)

●酒類製造場移轉許可申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
 酒類製造主 何 某
 右何某從來何府縣何郡市町村何番地所在ノ酒類製造場今般
 御所轄内何府縣何郡市町村何番地へ移轉致候間御許可
 相成度此段申請候也

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (酒造施規六條參照)

●酒類製造免許取消申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
 酒類製造主 何 某
 右何某從來何府縣何郡市町村何番地製造場ニ於テ何々
 酒類ノ製造ニ從事致居候處大正何年何月何日其製造ヲ
 廢止致候ニ付キ免許ノ取消相成度此段及申請候也

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (酒造二條、同施規六條參照)

●酒類粕澆申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱

●酒類製造方法變更承認申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
 酒類製造主 何 某
 大正何年何月何日付ヲ以テ清酒(又ハ濁酒、白酒、味淋、
 焼酎)ノ製造方法ヲ何々ト申告致置候得共何々ニ變更
 致度候間御承認相成度此段及申請候也

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (酒造施規五條參照)

●酒類製造業相續申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
 酒類製造主 何 某
 何府縣何郡市町村何番地族稱
 右相續人 何 某
 前記酒類製造主何某ハ從來何府縣何郡市町村何番地ニ
 於テ何々酒類ノ製造ヲ爲スヘキ免許ヲ受ケ居候處大正
 何年何月何日隱居(又ハ死亡)ヲ爲シ候ニ付其酒類製造
 業ヲ前記相續人何某ニ於テ相續致候間別紙戸籍謄本相
 添へ此段及申告候也

年月日 何 某
 何稅務署長 何 某殿
 ▲注意 (酒造施規六條參照)

酒類製造主 何 某
清酒(又ハ何々酒類)何石來ル何月何日粕澆致度候間此
段及申告候也

年月日 右 何 某
何稅務署長 何 某殿 某
▲注意 (酒造施規一三條參照)

●酒類製造用膠他ニ供用申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主 何 某
一 酒類製造用膠何石
右ハ何府縣何郡市町村何番地何某ニ讓渡致(又ハ飲料
ニ供シ、酒類製造用ノ外何々用ニ供シ)候間此段及申告
候也

年月日 右 何 某
何稅務署長 何 某殿 某
▲注意 (酒造施規一六條參照)

●酒母(又ハ醪、原料用酒類)廢棄亡失
腐敗申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主 何 某
一 酒母(又ハ醪、原料用酒類)何石 某

右ハ何々ノ事由ニ因リ大正何年何月何日廢棄(又ハ亡
失腐敗)致候間此段及申告候也

年月日 右 何 某
何稅務署長 何 某殿 某
▲注意 (酒造施規一七條參照)

●酒類造石稅免除申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主 何 某
一 清酒(又ハ何々酒類)造石稅金何程
但大正何年何月何日査定濟何號仕込清酒(又ハ
何々酒類何石ノ内何石ニ對スル未納造石稅金
右ハ容器ノ損傷(若ハ栓塞ノ自然ノ脫去)ニ依リ大正何
年何月何日何時ヨリ何時ニ至ル間ニ於テ亡失(又ハ何
何ノ災害ニ罹リ何年何月何日廢棄)致シ候間造石稅免
除相成度此段及申請候也

年月日 右 何 某
何稅務署長 何 某殿 某
▲注意 (酒造一三條、同施規一八條參照)

●酒類造石稅納稅保證物提供書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主 何 某

何府縣何郡市町村大字何字何 何番
一 田(又ハ畑、宅地等)何段何畝步
此地價金何程
何府縣何郡市町村大字何字何、何番所在
一 木造瓦葺平家(又ハ土藏ニ階造等) 壹棟
此建坪何程

此火災被保險金額何程
一 何證券記番號何枚此券面額何程
何月中平均總價格何程
計此保證價格何程

右ハ大正何酒造年度中何酒製造見込石數何百石ノ稅金
(又ハ大正何年何月何日査定濟何酒何百石ノ稅金)ニ對
スル納稅保證トシテ提供致候也

年月日 右 何 某
何稅務署長 何 某殿 某
▲注意 (酒造一三條、同施規二〇條參照)

●酒類造石稅納稅保證物分割提供許可申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主 何 某
右何某儀都合有之候ニ付キ造石數一石ニ付金四圓ノ割
合ヲ以テ算出シタル金額ニ相當スル保證物ヲ造石數查
定ノ都度分割提供仕候間御許可相成度此段及申請候也

酒造稅法に關する書式

年月日 何 某
何稅務署長 何 某殿 某

●酒類造石稅納稅保證物免除申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主 何 某
一 田(又ハ畑、宅地等)何段何畝步
此地價金何程
何府縣何郡市町村大字何字何、何番所在
一 木造瓦葺平家(又ハ土藏ニ階造等) 壹棟
此建坪何程
此火災被保險金額何程

右ハ大正何酒造年度中何酒製造見込石數何百石ノ稅金
(又ハ大正何年何月何日査定濟何酒何百石ノ稅金)ニ對
スル納稅保證トシテ提供致候處今般何府縣何郡市町
村何番地何某ヲ納稅保證人ニ相立テ認可相受ケ(又ハ
納稅保證トシテ造石稅額ニ相當スル酒稅ヲ保存、造石
稅ヲ前納、酒類ヲ製造スル者ノ屬スル酒造組合ニ於テ
納稅ヲ擔保)候ニ付前記保證物免除相成度此段及申請
候也

年月日 右 何 某
何稅務署長 何 某殿 某

▲注意 (酒造一四條、同施規二〇條參照)

●酒類造石稅納稅保證人認可申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業 何 某

右者何府縣何郡市町村何番地何酒製造場ニ於ケル大正何酒造年度間製造酒類全部(又ハ何酒類何程)ニ對シ納稅保證人ニ相立度候間御認可相成度此段及申請候也

何府縣何郡市町村何番地族稱

年月日 酒類製造主 何 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (酒造施規二六條參照)

●酒類造石稅納稅保證書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主 何 某

右何某カ大正何酒造年度間何府縣何郡市町村何番地何酒製造場ニ於テ製造スヘキ酒類全部(又ハ何酒類何程)ニ對シ拙者納稅保證人ニ相立テ候依テ此證書提供仕候也

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

年月日 保證人 何 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (酒造施規二六條參照)

●酒類釀造藏置場區別認可申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱 何 某

- 一 清酒釀造藏置場
- 一 濁酒釀造藏置場

同上製造場内何々

右同一製造場内ニ於テ製造候處釀造藏置場所ヲ各酒類別ニ特定致候間御認可相成度此段及申請候也

年月日 右 何 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (酒造施規三二條參照)

●酒母(醪、酒類)移入申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主 何 某

一 酒母(醪又ハ何々酒類)何石
右ハ何府縣何郡市町村何番地何某ヨリ買受ケ拙者製造場内ニ移入致候間此段及申告候也

年月日 右 何 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (酒造施規四〇條參照)

醬油稅法に關する書式

●醬油製造免許申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱

何 某

- 一 製造場 何府縣何郡市町村何番地
- 一 製造スヘキ醬油 醬油諸味若クハ溜製成(又ハ自家用醬油何々)

此造石見込高何百何十石(又ハ一石以下何斗何升)右者前記ノ製造場ニ於テ何々醬油製造致度候間免許相成度此段及申請候也

年月日 右 何 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (醬油一條、同施規一條參照)

●醬油製造場敷地、建物圖面并ニ製造用容器目錄提出書

▲注意 (醬油施規四條參照) 猶ほ此書式は酒類製造場敷地所建物圖面并に酒造容器、器具、器械目錄申告書に準じ作るべし。

●醬油製造用容器修理申告書

▲注意 (醬油施規四條參照) 猶ほ此書式は酒造用容器、器具、器械修理申告書に準じ作るべし。

醬油稅法に關する書式

●醬油製造用容器目錄異動申告書

▲注意 (醬油施規四條參照) 此書式は酒造用容器、器具、器械目錄異動申告書に準じ作るべし。

●醬油製造人居所(又ハ氏名)異動申告書

▲注意 (醬油施規四條參照) 此書式は酒類製造主居所氏名異動申告書に準じ作るべし。

●醬油製造見込仕入石數、見込査定石數及製造方法申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱

醬油製造人 何 某

- 一 大正何年度醬油製造見込仕込石數何百何十石
- 一 同年度見込査定石數何百何十石
- 一 製造方法左ノ如シ(又ハ前年ノ製造方法ニ依ル)

何々

右ノ通り製造(又ハ大正何年何月何日ヨリ製造)仕候間此段及申告候也

年月日 右 何 某印

何稅務署長 何 某殿

▲注意 (醬油施規六條參照)

●醬油製造見込仕込石數、見込査定石數及

製造方法變更申告書

▲注意 (醬油施規六條參照) 此書式は酒類製造見込石數、製造着手時期、仕込數量申告書及び酒類製造方法變更承認申請書に準じて作るべし。

醬油製造業相續申告書

▲注意 (醬油施規七條參照) 此書式は酒類製造業相續申告書に準じて作るべし。

醬油製造場移轉許可申告書

▲注意 (醬油施規七條參照) 此書式は酒類製造場移轉許可申告書の書式に準じて作るべし。

醬油製造免許取消申請書

▲注意 (醬油施規七條參照) 醬油製造人が醬油の製造を廢止せんとするときは免許取消申請書の例、此書式は酒類製造免許取消申請書の書式に準じて作るべし。

石數檢定済醬油製造場外移出申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱

醬油製造人

何

某

一 製成前石數檢定済醬油(又ハ製成ノ際檢定済溜)何石

右ハ製造場ノ何々箇所修繕(其他已ムヲ得サル事故)ノ爲メ製造場外ニ移出致度候間此段申告候也。

右

年月日

何稅務署長 何

某殿

某印

造石數査定未済ノ醬油漏洩(又ハ濫溢)申告書

▲注意 (醬油施規一〇條參照)

何府縣何郡市町村何番地族稱

醬油製造人

何

某

右製造ノ造石數査定未済ノ醬油大正何年何月何日何時頃第何號桶ノ輪破損シタル爲メ凡ソ何石程漏洩(又ハ何々事由ノ爲メ凡ソ何石程廢棄) 致候間此段及申告候也

右

年月日

何稅務署長 何

某殿

某印

▲注意 (醬油施規一三條參照)

醬油造石稅免除申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱

醬油製造人

何

某

一 醬油造石稅金何程

但大正何年何月何日査定済第何號桶仕込醬油何石ノ内何石ニ對スル未納造石稅金

右ハ大正何年何月何日火災ニ因リ(又ハ何々災害)ニ依リ事實ヲ詳述スヘシ) 亡失廢棄ニ屬シ候間造石稅免除

相成度此段及申請候也

年月日

何稅務署長 何

某殿

某印

▲注意 (醬油一一條、同施規一四條參照)

醬油石數及ヒ諸味石數申告書 (其一)

何府縣何郡市町村何番地族稱

醬油製造人

何

某

一 醬油石數 何石

一 諸味石數 何石

右前年中製成シタル醬油石數及ヒ諸味石數申告候也

年月日

何稅務署長 何

某殿

某印

▲注意 (醬油施規一八條參照)

醬油石數及ヒ諸味石數申告書 (其二)

何府縣何郡市町村何番地族稱

醬油製造人

何

某

一 醬油石數 何石

一 諸味石數 何石

右大正何年何月何日醬油製造ヲ廢止シタル處其年一月一日ヨリ廢止ノ日ニ至ルマテニ製成シタル醬油石數及ヒ諸味石數前記ノ通りニ付キ此段申告候也

造石稅法及諸稅法摘要

年月日

何稅務署長 何

某殿

某印

造石稅法及諸稅法摘要

●酒造稅法(法律第二十八號)

▲注意 (醬油施規一九條參照)

第一條 此ノ稅法ニ於テ酒類ト稱スルハ清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎ノ五種トス

第一條ノ二 此ノ稅法ニ於テ清酒ト稱スルハ米、米麴及水ヲ原料トシ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノヲ謂フ

左ニ掲クルモノハ清酒ト看做ス

一 前項原料米ノ外麥、粟、玉蜀黍、稗、清酒粕又ハ燒酎ヲ原料トシ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノ

二 清酒又ハ清酒ト看做シタルモノハ清酒シタルモノ

三 清酒又ハ前二號ニ依リ清酒ト看做シタルモノニ其ノ容量百分ノ一以内ノ燒酎又ハ酒精ヲ混和シタルモノ

第一條ノ三 此ノ稅法ニ於テ濁酒ト稱スルハ米、米麴及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過セザルモノヲ謂フ

前項原料ノ外麥、粟、玉蜀黍若ハ稗ヲ原料トシ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過セザルモノハ濁酒ト看做ス

第一條ノ四 此ノ稅法ニ於テ白酒ト稱スルハ米麴ト清酒、濁酒、味淋、燒酎又ハ酒精トシ混和シテ醱酵セシメタルモノヲ謂フ

前項原料ノ外水ヲ混和シテ醱酵セシメタルモノハ白酒ト看做ス

第一條ノ五 此ノ稅法ニ於テ味淋ト稱スルハ米及米麴ト清酒、味淋、燒酎又ハ酒精トシ混和シテ醱酵セシメタルモノヲ謂フ

前項原料ノ外味淋粕又ハ水ヲ混和シテ醱酵セシメタルモノハ味淋ト看做ス

第一條ノ六 此ノ稅法ニ於テ燒酎ト稱スルハ清酒粕ヲ蒸餾シタルモノヲ謂フ

左ニ掲グル物品ヲ原料トシテ蒸餾シタルモノハ燒酎ト看做ス
 一 清 酒 二 濁 酒 三 味 淋 粕
 四 米、麥、粟、黍稷若ハ甘藷ト糖及水ト原料トシテ醱酵セシメ又ハ酒母
 ヲ加ヘテ醱酵セシメタル者

第二條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其
 ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ
 第三條 其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日マテテ以テ一酒造年度トス
 第四條 酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ應ジテ左ノ割合ヲ以テ造石稅ヲ課ス
 第一種 酒精分二十度以下ノ清酒、濁酒、白酒及酒精分三十度以下ノ味淋、
 燒酎
 一石ニ付 金二十圓
 第二種 酒精分三十五度以下ノ燒酎
 一石ニ付 金二十五圓
 第三種 酒精分四十度以下ノ燒酎
 一石ニ付 金三十圓
 第四種 酒精分四十五度以下ノ燒酎
 一石ニ付 金三十五圓
 第五種 酒精分二十度ヲ超ユル清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度ヲ超ユル味
 淋及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎 一石ニ付 酒精分一度毎ニ金一圓
 前項ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏溫度器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含
 有スル〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精容量トス

第五條 政府ハ一酒造年度間清酒ハ百石濁酒ハ五十石燒酎ハ五十石以上ヲ製造ス
 ル者ニ非サレハ酒類製造ノ免許ヲ與ヘス但シ清酒又ハ濁酒制限石數以上ヲ製
 造スル者ニハ他ノ酒類ニ關スル制限ヲ適用セズ
 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者本條ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲サザリシトキハ
 變災其ノ他已ムテ得サル事故ニ因リコトテ證明スルニ非サレハ制限石數ニ相
 當スル造石稅ヲ課ス但シ其ノ製造セザリシ石數ニ對シテハ其ノ年五月一日ヨ
 リ九月三十日マテニ査定シタルモノト看做シ第四條第一項ノ稅率ニ依リ其ノ
 造石稅ヲ徵收ス

第六條 造石稅ノ納期ヲ分テ左ノ四期トス
 第一期 七月十六日ヨリ同三十一日限
 前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日マテ査定石數ニ係ル稅額四分ノ一
 第二期 十月十六日ヨリ同三十一日限
 同上

第三期 翌年二月十六日ヨリ同二十八日限
 同上及其ノ年五月一日ヨリ九月三十日マテ査定石數ニ係ル稅額二分ノ一
 第四期 翌年三月十六日ヨリ三十一日限
 前納額ノ殘數

第七條 第三十三條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ取消シタルトキ又ハ酒類ヲ製造ス
 ル者納稅保證物ノ免除ヲ得シテ保證物ノ提供ヲ爲サザルトキハ前條ノ納期
 ニ拘ラス造石稅ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得
 前項ノ場合及國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ造石稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ
 納稅ノ擔保トシテ酒類ヲ差押アルコトヲ得
 第八條 酒類ノ製造石數ハ製成ノ時ニ於テ査定ス
 酒類ノ造石數ヲ査定スルハ容器ノ容量ニ依ル但シ清酒ニ限リ命令ノ定ムル所
 ニ依リ査定石數百分ノ二以内ノ淨引減量ヲ控除スルコトヲ得
 犯則其ノ他ノ事故ニヨリ前各項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒類又ハ證憑
 物件ニ就テ之ヲ査定ス

第九條 船渡シタル酒類ハ船渡ニ依リ増加シタル分ノミニ就キ其ノ造石數ヲ查
 定ス
 第十條 酒類ヲ製造スル者ノ製造ニ係ル釀ハ左ノ場合ニ於テハ濁酒ヲ製成シタ
 ルモノトシテ其ノ造石數ヲ査定ス
 一 他人ニ讓渡ストキ
 二 公賣セラルルコトキ
 三 飲料ニ供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供スルコトキ

第十一條 酒類ヲ製造スル者既ニ査定ヲ受ケタル酒類ノ造石數ニ對シテハ特ニ
 法律ヲ以テ定ムル場合ノ外其ノ造石稅ヲ免カサルコトヲ得ス
 第十二條 左ノ酒類ハ其ノ造石稅ヲ免除スルコトヲ得但シ製造場外ニ移出シタ
 ルモノハ此ノ限ニ在ラス
 一 災害ニ罹リ酒類ノ廢棄ニ屬シタルモノ
 二 腐敗シタル酒類ニシテ政府ノ承認ヲ得酒類トシテ飲用スヘカラサル處置
 ナシタルモノ
 三 腐敗シタル酒類又ハ災害ニ罹リ飲用スヘカラサルニ至リタル酒類ニシテ
 燒酎ノ製造ニ供スルモノ

四 容器ノ損傷若ハ塞栓ノ自然ノ脫去ニ依リ酒類ノ亡失シタルモノ
 第十三條 酒類ヲ製造スル者ハ納稅保證トシテ一酒造年度見込造石數一石ニ付
 金四圓ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ニ相當スル保證物ヲ豫メ提供スヘシ但シ
 政府ノ許可ヲ受ケ造石數査定ノ都度本條ノ割合ヲ以テ保證物ヲ提供スルコト
 ヲ得

每酒造年度ノ見込造石數又ハ査定石數前項ノ見込造石數ヨリ十石以上増加シ
 タルトキハ其ノ石數ニ應ジ前項ノ割合ニ依リ保證物ヲ増補スヘシ
 每酒造年度ノ見込造石數又ハ査定石數第一項ノ見込造石數ヨリ十石以上減少
 シタルトキハ其ノ石數ニ應ジ第一項ノ割合ニ依リ保證物ノ増加ヲ請フコト
 ヲ得
 酒類ヲ製造スル者此ノ法律ヲ犯シテ處罰セラレタルトキ又ハ造石稅ニ關シテ
 滞納處分ヲ受ケタルトキハ爾後二年間政府ハ造石稅全額マテノ保證物提供ヲ
 命スルコトヲ得

第十四條 左ノ場合ニ於テハ保證物ヲ免除ス
 一 相當ノ納稅保證人ヲ供シタルトキ
 二 納稅保證トシテ造石稅額ニ相當スル酒類ヲ保存スルコトキ
 三 造石稅ヲ前納シタルトキ
 四 酒類ヲ製造スル者ノ屬スル酒造組合ニ於テ納稅ヲ擔保シタルトキ
 第十五條 酒類ヲ製造スル者造石稅ヲ納メサルニ依リ滞納處分ヲ執行スルトキ
 ハ先ツ保證物又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ公賣シテ稅金ヲ徵收スヘシ但シ
 保證物又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ノ價格徵收スヘキ稅金額及滞納處分費ニ
 對シ不足アルト認ムルトキハ同時ニ他ノ財産ニ就キ滞納處分ノ執行ヲ爲スコ
 トヲ妨ケス

第十六條 酒類ヲ製造スル者造石稅ヲ完納スル能ハザルトキハ納稅保證人又ハ
 納稅ヲ擔保シタル酒造組合ノ各組員ハ納稅者トシテ其ノ義務ヲ負擔スルモ
 ノトス
 第十七條 酒類ヲ製造スル者納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ハ之ヲ他
 人ニ讓渡シ、質入シ、消シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十八條 酒類ヲ製造スル者ハ造石數査定前ニ於テ其ノ酒類ヲ他人ニ讓渡シ、
 質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十九條 收稅官吏ハ酒類ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル酒類
 其ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及酒類製造又ハ販賣上必要ナル建築
 材料、器械其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
 第二十條 第二十一條(三十八年法第三號ニテ削除)
 第二十二條 免許ヲ受ケシテ酒類ヲ製造シタル者ハ三十圓以上五千圓以下ノ
 罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒類及其ノ容器器具器械ヲ沒收ス
 前項ノ酒類ニ付テハ第六條ノ納期ニ拘ラス其ノ造石稅ヲ徵收ス
 第二十三條 第二十三條ノ二(三十八年法第三號ニテ削除)
 第二十四條 酒類ヲ製造スル者詐欺其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石數ノ査定ヲ免
 レ又ハ免レムトシタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但
 シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十五條 酒類ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石稅ノ免
 除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス
 但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス
 第二十六條 納稅保證トシ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ他人ニ讓渡シタル者滞納
 處分ヲ受ケルモ仍稅金ヲ完納スルコト能ハザルトキハ其ノ不足造石稅ノ五倍
 ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス
 第二十七條 酒類製造用ト否トテ問ハス其ノ製造シタル酒母又ハ釀ノ検査ヲ免
 レ又ハ免レムトシタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十八條 酒類ヲ製造スル者第十七條又ハ第十八條ノ禁令ヲ犯シタルトキハ
 十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十九條 酒類ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者酒類ノ製造出入ニ關シ帳簿
 ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金
 ニ處ス
 第三十條 酒類ヲ製造スル者收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ
 之ニ支障ヲ加ヘタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ利法ニ正條
 アルモノハ利法ニ依ル

第三十一條 此ノ稅法ヲ犯シタル者ニハ利法ノ不諭罪及減輕、再犯加重、數罪

俱發ノ例ヲ用ス但シ利法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
第三十二條 酒類ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シテ其ノ業務ニ關シ此ノ税法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第三十三條 第二十四條乃至第二十八條ニ依リ處罰又ハ處分セラレタル者ニ對シテハ政府ハ酒類製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得
前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内製成其ノ他必要ノ行為ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ノ規定ヲ適用ス

第三十四條 酒類ヲ製造シタル者ハ其ノ製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テモ造石稅完納前ニアリテハ總テ此ノ税法ノ規程ニ從フモノトス
第三十五條 府縣及市町村ハ此ノ法律ニ依リ造石稅課スル酒類ニ對シ又ハ其ノ酒類ノ造石數若ハ造石稅標準トシテ府縣稅若ハ地方稅及市町村稅其ノ他如何ナル名義ヲ以テスルモ課稅スルコトヲ得ス

第三十六條 此ノ税法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル酒類ハ此ノ税法ト同一ノ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ此ノ税法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯ス者ハ其ノ酒類ノ石數ニ應シ第四條ノ稅率ニ從テ算出シタル稅額五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス
前項ノ酒類及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第三十七條 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引續キ酒類ヲ製造スルトキハ一年ノ製造石數一石以下ノ場合ニ限リ總テ無稅トス
第三十八條 此ノ税法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス但シ明治十三年布告第四十號同年布告第四十一號同十六年布告第四十二號及同二十二年法律第二十四號ハ此ノ税法施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十九年九月三十日以前検査済石數ニ係ル造石稅ニ關シテハ仍明治十三年布告第四十號ニ依ル
(第三十八條ヨリ第四十條マテ四十一年法律第一八號ニテ削除)
非常特別稅法中酒造稅法ニ依ル酒類及沖繩縣酒類出港稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

其ノ他從業者又ハ稅務署ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ
第二條 酒類ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムルキモノヲ謂フ
第三條 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル圖面並ニ酒造用容器、器具、器械ノ目錄ヲ製シ事業着手前ニ稅務署長ニ提出スヘシ但シ酒類變更ノ場合ニ於テ製造場及容器、器具、器械ニ變更ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ圖面目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ
酒類製造主ノ居所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ
第四條 酒類製造主ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ稅務署長ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲スヘシ其ノ檢定後ニアラサレハ酒類製造主ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 酒類製造主ハ毎酒造年度ニ於テ製造スヘキ每酒類ノ見込造石數、製造着手ノ時期、製造方法其ノ仕込數ヲ記載シ其ノ酒造年度開始前ニ稅務署長ニ申告スヘシ但シ新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業着手前ニ本項ノ申告ヲ爲スヘシ前項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ但シ製造方法ノ變更ニ係ルモノハ承認ヲ受ケヘシ

第六條 酒類製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨管轄稅務署ニ申告スヘシ
相續ノ場合ヲ除ク外酒類製造ノ事業ヲ引繼カムトスル者ハ總テ第一條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ受ケヘシ此ノ場合ニ於テハ前製造主ハ酒造稅法第二條ニ依リ其ノ免許ノ取消ヲ求ムヘシ
第六條ノ二 酒類製造主其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄稅務署ニ申請シ其ノ許可ヲ受ケヘシ

第六條ノ三 酒類製造主其ノ製造場ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ
第六條ノ四 變災其ノ他已ムテ得サル事故ニ因リ酒造稅法第五條ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲サザリシ事由ノ證明ハ酒造年度終了後三箇月以内ニ之ヲ爲スヘシ

●酒母醱及麹取締法(法律第七號) 明治三十八年一月

第一條 本法ハ酒造稅法ニ依ル酒類ノ製造免許ヲ受ケスシテ酒母又ハ醱ヲ製造スル者販賣ノ爲ニ醱ヲ製造スル者及醱ヲ請賣スル者ニ之ヲ適用ス
第二條 酒母、醱又ハ醱ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受ケヘシ

第三條 酒母、醱又ハ醱ノ製造者及醱ノ請賣者ハ頓薄ヲ製シ酒母、醱又ハ醱ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ
第四條 收稅官吏ハ酒母、醱若ハ製造場又ハ醱ノ販賣場ニ臨ミ酒母、醱又ハ醱其ノ原料、製造用容器、器具、器械建物若ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得
收稅官吏監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第五條 收稅官吏ハ運搬中ニ在ル酒母、醱又ハ醱ヲ検査シ其ノ出所又ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第六條 酒母、醱又ハ醱ノ製造者其ノ製造場廢止スルモ製造場内ニ酒母、醱、麹、製造用容器、器具又ハ器械ノ現存スル間、收稅官吏ハ其ノ製造場ニ臨ミ建築物又ハ現在品ヲ検査シ又ハ之ニ封印ヲ施スコトヲ得
第七條 醱ハ之ヲ讓渡シ、買入シ、飲料トシテ消費シ又ハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケスシテ製造場外ヘ移出スルコトヲ得ス

●酒造稅法施行規則(勅令第二百八十七號) 明治二十九年八月
第一條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造所及製造スヘキ場所ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署ハ酒類製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ
一 市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ但シ稅務署ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 酒造稅法若ハ本令ニ違反シタル者又ハ其ノ戶主、家族、同居者若ハ雇人
第七條 酒類ノ造石稅ハ其ノ製造場所在ノ地方ニ於テ之ヲ徵收ス
第八條 酒類ノ造石數ハ容器ノ容量ニ依リ一容器毎ニ其ノ現在スル種類ノ總量ニ就キ之ヲ査定スヘシ

第九條 酒造稅法第八條第二項但書ニ依リ淨引減量トシテ控除スルハ査定石數ノ百分ノ二トス但シ二係ル清酒ニ關シテハ淨引減量ヲ控除セス
第十條 酒類製造主自己ノ製造シタル酒類若ハ製造場外ヨリ移入シタル酒類又ハ醱、酒精ヲ以テ酒類ヲ製造シタルトキハ其ノ製成酒類ノ總石數ニ就キ造石數ヲ査定スヘシ

第十一條 製造原料用ノ爲メ酒類ヲ製造スルトキハ其ノ成功ノ時之ヲ検査スヘシ酒造用原料品トシテ酒類製造場内ニ移入シタルトキ亦同シ
收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項酒類ニ封緘ヲ附スルコトヲ得

第十二條 酒造用原料品トシタル酒類ヲ他人ニ讓渡シ、買入シ、消費スルトキ若ハ公賣セラルトキ又ハ製造場外ニ移出スルトキハ其ノ造石數ヲ査定スヘシ但シ他ヨリ讓受ケタルモノニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十三條 酒類製造主酒類ヲ粕瀉セムトスルトキハ着手前ニ其ノ數量時期等ヲ稅務署長ニ申告スヘシ

第十四條 酒類製造主酒類ノ粕瀉ヲ爲シタルトキ其ノ原酒類ノ石數ヲ確證スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ石數ニ就キ造石數ヲ査定スヘシ
第十五條 酒母、酒粕、蒸餾粕ヲ使用シテ製造スル酒類ハ割水其ノ他如何ナル名稱ヲ附スルモ總テ其ノ酒ニ就キ石數ヲ査定スヘシ

第十六條 酒類製造主其ノ製造用ニ供スル醱ヲ他人ニ讓渡シ若ハ飲料、供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供セムトスルトキハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ
第十七條 酒母、醱又ハ原料用酒類ノ廢棄亡失若ハ腐敗シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第十八條 酒造稅法第十二條ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請ハントスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ稅務署長ニ申請スヘシ
第十九條 前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ稅務署長ハ其ノ事實ヲ調査シ其ノ廢棄若ハ亡失ヲ認ムルトキ又ハ酒類トシテ飲用スヘカラサル處置ヲ施シタリト認ムルトキハ稅金ノ免除處分ヲ爲スヘシ

造石稅法及諸稅法摘要

其ノ他從業者又ハ稅務署ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ
第二條 酒類ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムルキモノヲ謂フ
第三條 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル圖面並ニ酒造用容器、器具、器械ノ目錄ヲ製シ事業着手前ニ稅務署長ニ提出スヘシ但シ酒類變更ノ場合ニ於テ製造場及容器、器具、器械ニ變更ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ圖面目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ
酒類製造主ノ居所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ
第四條 酒類製造主ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ稅務署長ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲スヘシ其ノ檢定後ニアラサレハ酒類製造主ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
第五條 酒類製造主ハ毎酒造年度ニ於テ製造スヘキ每酒類ノ見込造石數、製造着手ノ時期、製造方法其ノ仕込數ヲ記載シ其ノ酒造年度開始前ニ稅務署長ニ申告スヘシ但シ新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業着手前ニ本項ノ申告ヲ爲スヘシ前項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ但シ製造方法ノ變更ニ係ルモノハ承認ヲ受ケヘシ

腐敗シタル酒類又ハ災害ニ罹リ飲用スヘカラサルニ至リタル酒類ヲ以テ燒酎ノ製造用ニ供セムトスルモノハ税金ノ免除處分ヲ爲シ其ノ酒類ハ燒酎又ハ酒類ノ原料品ノ取扱ヲ爲スヘシ

第二十二條 酒類製造主ハ酒類製造着手前ニ保證物ヲ提供スヘシ但シ酒造税法第十三條第一項但書ニ依リ造石數査定ノ都度保證物ヲ提供セムトスル者ハ毎酒造年度製造着手前ニ其ノ旨稅務署長ニ申請スヘシ

保證物ヲ増補スヘキトキハ其ノ事由ノ生シタルトキ直ニ之ヲ提供スヘシ酒類製造主保證物ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ酒造税法第十四條ノ一方法又ハ數方法ヲ選ミ之ヲ申請スヘシ

第二十一條 保證物ノ種類ハ左ニ掲グルモノニ限ル
一 金 錢
二 稅務署長ニ於テ確實ト認ムル有價證券
三 土 地
四 火災保險ニ附シタル建物

第二十二條 保證物ノ保證價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外稅務署長ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條 保證物中金錢有價證券ハ提供者之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出シ土地、建物ニ關シテハ稅務署ニ於テ抵當權ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第二十四條 保證物トシテ提供シタル有價證券ノ償却ヲ受クルニ至リタルトキ若ハ建物ノ壞倒亡失シタルトキ又ハ保險契約ノ消滅シタルトキハ酒類製造主ハ稅務署長ノ指定年限内ニ更ニ保證物ヲ提供スヘシ但建物ニ對スル保險金ヲ受領シタルトキハ其ノ保險金ヲ保證物トシテ供託スヘシ

第二十五條 酒造税法第十三條ノ保證物ヲ提供セザルトキハ收稅官吏ハ製造酒類ニ封緘ヲ附シ之ヲ讓渡シ、質入、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルヲ停止スルコトヲ得

第二十六條 納稅保證人ハ稅務署長ニ於テ納稅保證ニ堪フル資力アリト認ムル者ニ限ル
第二十七條 稅務署長ハ納稅保證人ノ資力納稅保證ニ堪ヘサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ變換セシムルコトヲ得

トヲ得ス
第三十九條 左ニ掲グル場合ニ於テ收稅官吏力必要ト認メテ承認ヲ受ケヘキコトヲ命シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ承認ヲ受ケヘシ

一 熱成シタル酒母ヲ醸ニ仕込マムトスルトキ
二 熱成シタル酒母ニ代用シ添掛ヲ爲サムトスルトキ
三 酒母、醱又ハ原料用酒類ノ容器ヲ變換セムトスルトキ
四 仕込濟ノ醱ニ水ヲ混和セムトスルトキ
五 原料用酒類ノ用途ヲ變更セムトスルトキ
六 藏出前ニ於ケル自己製造ノ酒類ニ買入酒類ヲ混和シ又ハ割水ヲ爲サムトスルトキ

七 前各號ノ外收稅官吏力指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ
第四十條 酒類製造場外ヨリ酒類製造場内ニ酒母、醱又ハ酒類ヲ移入シタルトキハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第四十一條 一仕込以上ノ醱ヲ合併シテ清酒ヲ搾取ケムトスルトキハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケヘシ但七仕込以上ノ醱ハ之ヲ合併スルコトヲ得ス

第四十二條 酒類製造主ハ其ノ搾取ケタル酒類ノ造石數査定ノ時之ヲ検査スヘシ酒類製造主ハ前項検査後ニアラサレハ酒類製造場外ニ移出シ又ハ使用シ若ハ他ノ酒類ト混合スルコトヲ得ス

第四十三條 酒造税法第三十三條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ酒母、醱其ノ他半製品現存スルトキハ稅務署長ハ酒類製造主ノ申請ニ依リ相當ノ期間ヲ定メテ製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムヘシ

第四十四條 酒類製造主ハ酒造用原料品及酒類ノ受拂、酒母及醱ノ仕込、燒酎又ハ酒類ノ造り込、酒類ノ藏出、受拂増減ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ但他ノ法律命令又ハ商業上ノ慣例ニ依リ設備スル帳簿ニシテ本文ノ事項ヲ明ニスルモノアル時ハ此ノ限ニアラス

第四十三條ノ二 收稅官吏ハ酒類製造主及販賣主ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

第四十四條 酒造税法施行規則ニ於テ明治十三年布告第四十號ニ依リ酒造營業ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ尙ホ引續キ酒造税法第二條ノ免許ヲ受ケムトスル

造石稅法及諸稅法摘要

第二十八條 收稅官吏ハ納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ニ封緘スルコトヲ得

第二十九條 稅務署長ハ納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類納稅保證ニ適セザルトキハ之ヲ變換セシムルコトヲ得

第三十條 酒類製造主ハ稅務署長ニ申出保證物、納稅保證人又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ノ變換ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條 酒類製造主税金ヲ納メザルトキハ納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒類製造主ニ通知シ其税金ヲ納メシムヘシ

第三十二條 納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒類製造主ニ於テ税金ヲ完納セザルトキハ酒類製造主ニ對シ滯納處分ヲ行フヘシ

第三十三條 前項滯納處分ノ後仍税金不足アルトキハ納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒類製造主ノ各組合員ニ對シ滯納處分ヲ行フヘシ

第三十四條 同一製造場内ニ於テ清酒及ニ濁酒ヲ製造セムトスル者ハ其ノ釀造藏置ニ供スル場所ノ酒類別ニ特定シ稅務署長ノ認可ヲ受ケヘシ

第三十五條 稅務署長容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲シタルトキハ之ニ其ノ番號容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得

第三十六條 收稅官吏ハ隨時所轄製造場又ハ酒類販賣場ニ就キ酒類、酒造用原料品、器具、器械、容器、帳簿又ハ書類ヲ検査スヘシ

第三十七條 收稅官吏ハ必要ナル事故アルトキハ之ヲ解除スルコトヲ得

第三十八條 收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナルシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

者ハ明治二十九年九月三十日迄ニ第三條ノ圖 目錄ヲ添ヘテ其ノ旨稅務署長ニ申請スヘシ

第四十五條 酒造税法第三十六條ニ該當スル者ハ明治十三年以前ヨリ引續キ酒造製造スルコトノ事實ヲ具シ稅務署長ニ免許ヲ申請スヘシ

●食物防腐劑取締規則(抄録)(內務省令第十號) (明治三十六年九月)

第一條 本則ニ於テ防腐劑ト稱スルハ左ニ掲グル物質又ハ之ヲ含有スルモノヲ謂フ

一 安息香酸
一 硼酸及其ノ鹽類
一 「クロール」酸鹽類
一 「フルオール」水素及其ノ鹽類
一 「フォルムアルデヒド」
一 昇 汞
一 亞硫酸及其ノ鹽類並ニ亞硫酸鹽類
一 「サリチール」酸及其ノ化合物
一 「チモール」

第二條 販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得防腐劑ヲ使用シタル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第三條 第一條ニ掲グルモノハ飲食物ノ防腐劑ト稱シテ販賣シ又ハ其ノ目的ヲ以テ製造シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第六條 第二條第三條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 左ノ各號ノ場合ニハ本則施行ノ日ヨリ七箇年本則ノ規定ヲ適用セス
一 清酒ノ製造又ハ貯藏ノ爲別ニ定ムル試驗法ニ適合スル程度マテ「サリチール」酸ヲ使用スルコト
二 及三(省略)

四 前各號ニ依リ防腐劑ヲ使用シタル清酒(中略)ヲ販賣シ陳列シ若ハ貯藏スルコト

硫酸、硝酸鹽類及「サリチール」酸ニ限リ前項ノ期間第三條ヲ適用セス

●内務省令第二號(明治四十三年)

清酒ノ製造又ハ貯藏ニ關シ別ニ定ムル所ノ清酒中「サリチール」酸試驗法ニ適合スル程度以內ニ於テ「サリチール」酸ヲ使用スル場合及之ヲ使用シタル清酒ヲ販賣陳列又ハ貯藏スル場合ニ付テハ明治四十九年九月末日マテ明治三十九年九月内務省令第十號飲食物防腐劑取締規則ヲ適用セス

●醬油稅則(勅令第四十七號)

第一條 醬油(溜ヲ併稱ス)ヲ製造セントスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受ケハシ其製造ヲ廢止セントスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ(二十二年法律第二十五號ニテ改正)

第二條 醬油製造人ハ左ノ造石稅ヲ納ムヘシ

一 醬油 諸味一石ニ付 金一圓七十五錢

二 溜 製成一石ニ付 金一圓六十五錢

第三條 (三十七年法律第七號ニテ削除)

第四條 造石稅ハ左ノ期限ニ從ヒ之ヲ納ムヘシ但廢業スル者ハ其際之ヲ納ムヘシ

第一期 七月三十一日限

第二期 一月一日ヨリ四月三十日マテ査定石數ニ係ル稅額

五月一日ヨリ八月三十一日マテ査定石數ニ係ル稅額

第三期 翌年三月三十一日限

九月一日ヨリ十二月三十一日マテ査定石數ニ係ル稅額

第五條 醬油ハ之ヲ製成スル前ニ溜ハ之ヲ製成シタル後十日以內ニ管廳ニ申出石數ノ査定ヲ受ケヘシ

造石數査定済ノ醬油ト査定未済ノ醬油トヲ混和シタルトキハ其總石數ニ就キ更ニ査定ヲ受ケヘシ

第十九條 免許ヲ受ケス醬油ヲ製造シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ其造石數ニ應ジ第二條ノ造石稅ヲ課ス

前項ノ造石稅ハ其際直ニ之ヲ納ムヘシ

第二十條 醬油製造人ニシテ醬油ヲ貯藏シタル者ハ其石數ニ相當スル造石稅三倍ノ罰金ニ處ス第十條ヲ犯シタル者ハ罰前項ニ同シ

第二十一條 第五條、第六條ノ査定ヲ受ケタル者第八條、第九條ヲ犯シタル者又ハ通稅ヲ謀ル爲メ帳簿ノ記載ヲ詐リタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第六條ノ檢查ヲ受ケタル者及帳簿ノ記載ヲ詐リタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 (三十七年法律第七號ニテ削除)

第二十四條 此稅則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重、數罪併發ノ例ヲ用ニス

第二十五條 醬油製造人ノ家屬、雇人ニシテ此稅則ヲ犯シタルトキハ其製造人ニ處罰ス

醬油製造人十六歲未満ノ幼年者及癩癩、白痴又ハ瘡啞ニシテ此稅則ヲ犯シタルトキハ其後見人ヲ處罰ス

第二十六條 此稅則施行ノ細則ハ大藏大臣ノ之ヲ定ム

第二十七條 此稅則ハ明治二十一年九月一日ヨリ施行ス

附則

第二十八條 沖繩縣及東京府下小笠原島、伊豆七島ニハ當分此稅則ヲ施行セス但此稅則施行ノ地ニ輸送スル醬油ヲ製造スル者ハ此稅則ニ從フヘシ

第二十九條 (三十七年法律第七號ニテ削除)

此ノ法律ハ明治三十二年三月一日ヨリ施行シ同日以後査定ニ係ル醬油ニハ其ノ製造者手時期ニ拘ラス此法律ヲ適用ス(三十二年法律第二十五號附則)

此ノ法律施行ノ際醬油製造營業ノ免許鑑札ヲ受ケタル者ハ此ノ法律ニ依リ製造ヲ免許シタルモノト看做ス此ノ法律施行ノ際自家用料ノ醬油ヲ製造スル者ハ明治三十二年三月二十日マテニ其ノ現在諸味高ヲ記載シ政府ニ申告スヘシ但明治三十二年ニ限リ第一條第二條ノ制限石數ハ此ノ法律施行後ニ於テ仕込ムモノノ課ス

前項ノ造石稅ハ即時之ヲ徵收ス

造石稅法及諸稅法摘要

造石稅法及諸稅法摘要

第六條 醬油製造人廢業ノ際査定未済ノ醬油ヲ所持スルトキハ管廳ニ申出造石數ノ査定ヲ受ケ其造石稅ヲ納ムヘシ但其醬油ヲ同業者ニ賣渡、讓渡スル場合ニ限リ管廳ニ申出檢査ヲ受置キ其買受讓受人ニ於テ第五條ノ査定ヲ受ケ及第四條ノ期限ニ從ヒ造石稅ヲ納ムルコトヲ得

製造場二箇所以上ニ於テ醬油製造ヲ爲ス者其一箇以上ヲ廢シ査定未済ノ醬油ヲ他ノ製造場ニ移ストキハ管廳ニ申出檢査ヲ受ケヘシ

第七條 醬油原料トシテ醬油ヲ製造スルトキハ原料醬油ニハ造石稅ヲ課セス

第八條 醬油製造人ハ同業者ニ非サル者ニ醬油ヲ製造スル爲メニ製造場ヲ貸渡スコトヲ得ス

第九條 醬油製造人ハ製造場ニ關シ條格等已ムテ得ザル事故ニ因リ管廳ニ届出タル後ニ非サレハ造石數査定未済ノ醬油ヲ其製造場外ニ移スコトヲ得ス

第十條 醬油製造人ハ造石數査定未済ノ醬油ヲ賣渡、貸渡、讓渡又ハ自用スルコトヲ得ス但第六條但書ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十一條 造石稅ノ査定ヲ經タル醬油其ノ造石稅納期內ニ天災又ハ避ケヘカラサル事故ニ因リ廢業ニ屬シタルトキハ直ニ管廳ニ申出檢査ヲ受ケ該造石稅ノ免除ヲ請フコトヲ得

第十二條 醬油製造人ハ營業ニ係ル要領ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十三條 外國ニ輸出スル醬油ハ輸出ノ節稅關ノ檢査ヲ受ケ置キ輸入港稅關ノ陸揚免狀若クハ其他證書ト爲ルヘキ書類ニ該港在留ノ我國領事ノ檢印ヲ受ケ之ヲ輸出港ノ稅關ニ差出シ造石稅ノ下戻ヲ請求スルコトヲ得其下戻ノ少合ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ルヘシ但造石稅ノ下戻ヲ受ケタル醬油ヲ本邦ニ輸入スルトキハ其金額ヲ輸入港稅關ニ還納スヘシ

第十四條 (三十九年法律第一六號ニテ削除)

第十五條 (三十七年法律第七號ニテ削除)

第十六條 (三十九年法律第一六號ニテ削除)

第十七條 醬油製造人ノ製造場倉庫其他ノ場所、醬油仕込高並仕込ニ屬スル原品及營業ニ關スル帳簿ハ當該官吏之ヲ檢査スルコトアルヘシ但當該官吏ハ其證據ヲ携帶スヘシ

第十八條 當該官吏ニ於テ此稅則ニ關シ犯罪アリト認知シ又ハ恩料スルトキハ其場所ニ立入り證據取調ノ處分ヲ爲スコトヲ得但當該官吏ハ其證據ヲ携帶ス

●家用醬油稅法(法律第四十三號)

第一條 家用醬油(溜ヲ併稱ス)一箇年五石以下ヲ製造セムトスル者ハ本法ニ依リ政府ノ免許ヲ受ケヘシ其ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

前項ニ依リ免許ヲ受ケタル製造高ヲ變更セントスルトキハ更ニ政府ノ許可ヲ受ケヘシ但同年內ニ於テハ製造高ノ變更ヲ許可セス

第二條 家用醬油製造免許ハ一家一人ニ限ル

第三條 家用醬油製造人ハ其ノ製造見積高ニ依リ毎年左ノ製造稅ヲ納ムヘシ

第一種 一石未満 金五十錢

第二種 二石未満 金一圓

第三種 三石未満 金二圓

第四種 四石未満 金三圓

第五種 五石以下 金四圓

免許ヲ受ケタルトキハ即納トス

第四條 製造稅ハ之ヲ二分シ其ノ年十月及翌年三月ヲ以テ納期トス但シ納期後免許ヲ受ケタルトキハ即納トス

第五條 家用醬油製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ各自ノ居宅域內ニ限リ之ヲ製造スルモノトス

第六條 當該官吏ハ家用醬油製造者ニ就キ檢査ヲ爲スコトヲ得

第七條 家用醬油製造者其ノ製造シタル醬油ヲ販賣シ又ハ其ノ居宅域外ニ於テ自家用料ヲ製造シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 家用醬油製造ノ免許制度ヲ超過シテ醬油ヲ製造シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ超過石數ニ對シ醬油稅則第二條ノ造石稅ヲ課ス

前項ノ造石稅ハ即時之ヲ徵收ス

造石稅法及諸稅法摘要

第九條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不罰罪及減輕、再犯加重數罪併發ノ例ヲ用非ス

第十條 自家用醬油製造者ノ家族、雇人等ニシテ其ノ製造ニ關シ本法ヲ犯シタル製造主ハ自己ノ指揮ニ出テナルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第十一條 左ニ記載シタル者ニハ本法ヲ適用セズ
一 醬油製造業人、醬油請賣人
二 料理店、飲食店、旅人宿營業人
三 前二號ノ者ト同居スル者

本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者前項各號ニ該當スルニ至リタルトキハ本法ニ依リ免許ヲ以テ醬油稅則ニ依リ免許ト看做シ以後製造ニ係ル醬油ニハ同稅則ヲ適用ス但シ其ノ年ノ製造稅ハ之ヲ免除セズ

第十二條 本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ニ對シテハ醬油稅則ヲ適用セズ

第十三條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ニシテ明治三十三年一月一日ヨリ同年三月三十一日マテノ間ニ製造シタル醬油ニシテ醬油稅則ニ依リ査定ヲ受ケタルモノニ關シテハ其ノ造石稅ヲ免除ス

第十五條 沖繩縣、東京府管下小笠原島、伊豆七島ニハ當分本法ヲ施行セズ
醬油稅則ニ依リ自家用醬油製造ノ申告ヲ爲シタル者ハ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス(三十七年法律第八號附則)

●醬油稅則施行規則(勅令第四十六號)(三十二年三月)

第一條 醬油ヲ製造セムトスル者ハ製造場ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所所轄稅務署長ニ提出スヘシ但シ自家用ノモノ醬油ヲ製造セムトスル者ハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署長ハ醬油製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ
一 市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ但シ稅務署長ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 醬油稅則ニ違反シタル者若クハ其ノ戶主、家族、同居者、雇人其ノ他從業者又ハ稅務署長ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三條 醬油製造場ハ敷地ノ連續スルト否トナ間ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第四條 醬油製造人ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル圖面並醬油製造用容器ノ目錄ヲ製シ事業著手前ニ稅務署長ニ提出スヘシ
前項ノ容器ヲ修理シ又ハ前項ノ圖面目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ之ヲ申告スヘシ醬油製造人ノ居所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第五條 醬油製造人ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ容器ニ關シ同條第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ稅務署長ハ其ノ容器ノ檢定ヲ爲スヘシ其ノ檢定後ニ非サレハ醬油製造人ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

稅務署長容器ノ檢定ヲ爲シタルトキハ之ニ番號其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙印スヘシ

第六條 醬油製造人ハ毎年見込仕込石數、見込査定石數製造方法ヲ記シ前年十二月ニ稅務署長ニ申告スヘシ但シ前年ノ製造方法ニ依リモノハ其ノ旨ヲ申告シ別ニ製造方法ヲ記載スルコトヲ要セズ

新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業著手前ニ前項ノ申告ヲ爲スヘシ
前二項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ之ヲ申告スヘシ

第七條 醬油製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署長ニ申告スヘシ
相續ノ場合ヲ除ク外醬油製造業ノ引繼ヲ受ケムトスル者ハ第一條ニ依リ醬油製造ノ免許申請書ヲ所轄稅務署長ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前製造人ハ醬油稅則第一條ニ依リ其ノ免許ヲ取消ヲ求ムヘシ

第七條ノ二 醬油製造人其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄稅務署長ニ申請シ其ノ許可ヲ受ケヘシ(同上追加)

第七條ノ三 醬油製造人其ノ製造場ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署長ニ提出スヘシ

第八條 醬油ノ造石稅ハ其ノ製造場所在ノ地ニ於テ之ヲ徵收ス
第九條 醬油ノ造石數ハ容器ノ容量ニ依リ一容器毎ニ其ノ現在スル醬油ヲ總

ニ就キ之ヲ査定スヘシ

前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ製造又ハ證憑物件ニ付之ヲ査定スヘシ
第十條 醬油ヲ製造ノ原料ニ供セムトスルトキハ醬油ハ製成前溜ハ製成ノ際其ノ石數ノ檢定ヲ受ケヘシ

前項ニ依リ檢定ヲ受ケタル醬油ヲ製造場外ニ移サムトスルトキハ稅務署長ニ申告スヘシ
第十一條 前條一項ニ依リ檢定ヲ受ケタル醬油ヲ賣渡、貸渡、讓渡又ハ自用シ若ハ前條第二項ノ申告ヲ爲サスシテ其ノ製造場外ニ移シタルトキハ檢定石數ニ依リ其ノ造石數ヲ査定スヘシ

第十二條 左ニ掲ケル場合ニ於テ收稅官吏力必要ト認メテ承認ヲ受ケヘキコトヲ命ジタルトキハ醬油製造人ハ其ノ承認ヲ受ケヘシ
一 自己ノ所有ト否トナ間ハス容器ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ
二 原料用醬油ヲ使用セシムルトキ
三 諸味又ハ原料用醬油ノ容器ヲ變換セムトスルトキ

四 前各號ノ外收稅官吏力指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ
第十三條 造石數査定未済ノ醬油漏溢其ノ他ノ事故ニ依リ減量又ハ廢棄ニ屬シタルトキハ直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第十四條 醬油稅則第十一條ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ稅務署長ニ申請スヘシ
第十五條 前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ稅務署長ハ其ノ事實ヲ調査シ其ノ廢棄ヲ認ムルトキハ税金ノ免除處分ヲ爲スヘシ

第十六條 外國ニ輸出シタル醬油ノ造石稅下戻ヲ請求セムトスル者ハ輸出港稅關ノ檢査證明書並輸入港稅關ノ陸揚免狀若ハ其ノ他ノ證憑書類ヲ當初ノ輸出港稅關ニ提出スヘシ

第十七條 醬油ヲ製成シタル後其ノ諸味造石數ノ算出ヲ要スルトキハ所轄稅務署管内ニ於ケル前年中ノ製成醬油一石ニ對スル諸味石數ノ平均歩合ニ依リ但シ輸出醬油ノ造石稅下戻ノ場合ニ於テハ全國ニ於ケル前年中ノ製成醬油一石ニ對スル諸味石數ノ平均歩合ニ依ル

第十八條 醬油ハ其ノ製成シタル溜造石數査定ノ時之ヲ檢査スヘシ
第十九條 醬油製造人ハ毎年一月三十一日限リ前年中ニ製成シタル醬油石數及

其ノ諸味石數ヲ稅務署長ニ申告スヘシ

醬油製造ヲ廢止シタルトキハ其ノ年一月一日ヨリ廢止ノ日ニ至ルマテニ製成シタル醬油石數及其ノ諸味石數ヲ其ノ際申告スヘシ
第二十條 醬油製造人ハ醬油製造用原料品ノ受拂、醬油ノ仕込製成、出入、消費ニ關シ詳細ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第二十條ノ二 收稅官吏ハ醬油製造人ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス
第二十一條 本令ニ於テ醬油製造人ト稱スルハ醬油製造ノ免許ヲ受ケルモノヲ謂フ

●自家用醬油稅法施行規則(勅令第六十七號)(三十三年三月)

第一條 自家用醬油稅法第一條ニ保リ自家用トシテ醬油ノ製造免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ居所、氏名、自家用醬油稅法第三條ノ種別及製造方法ヲ記シ稅務署長ニ申請スヘシ

第二條 自家用醬油稅法第三條ノ種別ヲ變更セムトスルトキハ前年中ニ變更ノ申請書ヲ稅務署長ニ提出スヘシ
第三條 自家用醬油製造者其ノ居所氏名又ハ製造方法ヲ變更シタルトキハ直ニ申告スヘシ

第四條 自家用醬油稅法ニ依リ免許ヲ受ケタル者同法第十一條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ
第五條 自家用醬油ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨稅務署長ニ申請スヘシ

自家用醬油製造者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ相續人又ハ財產管理人ヨリ其ノ旨稅務署長ニ申告スヘシ

* * * * *

課税		免除	
率	税	納地	申告
第三種 前二種ニ屬セザル所得	千分ノ二十	第一種	第一種
千圓以下	千分ノ二十五	第二種	第二種
二千圓以上	千分ノ四十五	第三種	第三種
五千圓以上	千分ノ七十	第四種	第四種
一萬圓以上	千分ノ百	第五種	第五種
二萬圓以上	千分ノ百四十	第六種	第六種
五萬圓以上	千分ノ百八十	第七種	第七種
十萬圓以上	千分ノ二百	第八種	第八種
二十萬圓以上	千分ノ二百二十	第九種	第九種
五十萬圓以上	千分ノ二十五	第十種	第十種
一萬圓以上	千分ノ六十	第十一種	第十一種
二萬圓以上	千分ノ八十	第十二種	第十二種
五萬圓以上	千分ノ百	第十三種	第十三種
十萬圓以上	千分ノ百二十	第十四種	第十四種
二十萬圓以上	千分ノ百四十	第十五種	第十五種
五十萬圓以上	千分ノ百六十	第十六種	第十六種
一萬圓以上	千分ノ七十	第十七種	第十七種
二萬圓以上	千分ノ九十	第十八種	第十八種
五萬圓以上	千分ノ百	第十九種	第十九種
十萬圓以上	千分ノ百二十	第二十種	第二十種
二十萬圓以上	千分ノ百四十	第二十一種	第二十一種
五十萬圓以上	千分ノ百六十	第二十二種	第二十二種
一萬圓以上	千分ノ七十	第二十三種	第二十三種
二萬圓以上	千分ノ八十	第二十四種	第二十四種
五萬圓以上	千分ノ百	第二十五種	第二十五種
十萬圓以上	千分ノ百二十	第二十六種	第二十六種
二十萬圓以上	千分ノ百四十	第二十七種	第二十七種
五十萬圓以上	千分ノ百六十	第二十八種	第二十八種
一萬圓以上	千分ノ七十	第二十九種	第二十九種
二萬圓以上	千分ノ八十	第三十種	第三十種
五萬圓以上	千分ノ百	第三十一種	第三十一種
十萬圓以上	千分ノ百二十	第三十二種	第三十二種
二十萬圓以上	千分ノ百四十	第三十三種	第三十三種
五十萬圓以上	千分ノ百六十	第三十四種	第三十四種
一萬圓以上	千分ノ七十	第三十五種	第三十五種
二萬圓以上	千分ノ八十	第三十六種	第三十六種
五萬圓以上	千分ノ百	第三十七種	第三十七種
十萬圓以上	千分ノ百二十	第三十八種	第三十八種
二十萬圓以上	千分ノ百四十	第三十九種	第三十九種
五十萬圓以上	千分ノ百六十	第四十種	第四十種

課税		免除	
率	税	納地	申告
第一種	第一種	第一種	第一種
第二種	第二種	第二種	第二種
第三種	第三種	第三種	第三種
第四種	第四種	第四種	第四種
第五種	第五種	第五種	第五種
第六種	第六種	第六種	第六種
第七種	第七種	第七種	第七種
第八種	第八種	第八種	第八種
第九種	第九種	第九種	第九種
第十種	第十種	第十種	第十種
第十一種	第十一種	第十一種	第十一種
第十二種	第十二種	第十二種	第十二種
第十三種	第十三種	第十三種	第十三種
第十四種	第十四種	第十四種	第十四種
第十五種	第十五種	第十五種	第十五種
第十六種	第十六種	第十六種	第十六種
第十七種	第十七種	第十七種	第十七種
第十八種	第十八種	第十八種	第十八種
第十九種	第十九種	第十九種	第十九種
第二十種	第二十種	第二十種	第二十種
第二十一種	第二十一種	第二十一種	第二十一種
第二十二種	第二十二種	第二十二種	第二十二種
第二十三種	第二十三種	第二十三種	第二十三種
第二十四種	第二十四種	第二十四種	第二十四種
第二十五種	第二十五種	第二十五種	第二十五種
第二十六種	第二十六種	第二十六種	第二十六種
第二十七種	第二十七種	第二十七種	第二十七種
第二十八種	第二十八種	第二十八種	第二十八種
第二十九種	第二十九種	第二十九種	第二十九種
第三十種	第三十種	第三十種	第三十種
第三十一種	第三十一種	第三十一種	第三十一種
第三十二種	第三十二種	第三十二種	第三十二種
第三十三種	第三十三種	第三十三種	第三十三種
第三十四種	第三十四種	第三十四種	第三十四種
第三十五種	第三十五種	第三十五種	第三十五種
第三十六種	第三十六種	第三十六種	第三十六種
第三十七種	第三十七種	第三十七種	第三十七種
第三十八種	第三十八種	第三十八種	第三十八種
第三十九種	第三十九種	第三十九種	第三十九種
第四十種	第四十種	第四十種	第四十種

所得算出	
第一種	場合ニ於テ總益金中、所得稅法ニ依リテ課稅セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金及所得稅法施行地ニ於テ支拂テ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ノ計算ニ付亦同シ
第二種	第二種ノ所得ハ其支拂テ受ケルヘキ金額ニ依ル
第三種	第三種ノ所得ハ左記各號ノ定ムル所ニ依リテ算出ス 一 俸給料手當歲費年金恩給退職料營業ニ非ザル貸金預金ノ利子及第二種所得ニ屬セザル公債社債ノ利子ハ其收入豫算年額 二 田又ハ畑ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但前三年以來引續キ自作セズ又ハ小作ニ付セザル田又ハ畑ニ在リテハ近傍地ノ所得ニ依リ算出セル收入豫算年額 三 山林伐採ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額 四 外國又ハ所得稅法ヲ施行セザル地ニ於ケル法人ヨリ受ケル配當金ハ前年ノ收入金額 五 其他ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額 第三種ノ所得中俸給料手當歲費ニ付テハ其收入豫算年額ヨリ其十分ノ一ヲ控除シタルモノヲ以テ所得トス 第三種ノ所得ニ付テ其算出金額五百圓以下ナルトキハ百五十四ナド七十四以下ナルトキハ百圓ナド千圓以下ナルトキハ五十圓ナド其ノ所得稅金額ヨリ控除シタルモノヲ以テ所得トス
決定	
所得金額ハ稅務署之ヲ決定シ納稅義務者ニ通知ス但不服アル者ハ再審査ヲ求メ訴訟ヲ爲シ行政訴訟ヲ起ス等抗議ノ途アリ	第一種ノ所得ハ各事業年度毎ニ所得稅ヲ徵收ス
第二種ノ所得ハ其金額支拂ノ際支拂者其所得稅ヲ徵收シ其部度之ヲ政府ニ納ム	

寫出印製	
眞版刷造	(注意) 製造業トハ一定ノ製造場ヲ設ケ職工勞役者ヲ使用シテ物品ヲ製造シ又ハ物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ瓦斯電氣ノ供給ヲ爲ス者及ビ物品ノ修理ヲ爲シ又ハ穀物ヲ精白搗碎シ又ハ染物ヲ爲ス者ハ製造業ト見做サル資本金額千圓未満ノ者又ハ職工勞役者ヲ通シテ三人以上ヲ使用セザル製造業者ハ課稅ヲ免カル
眞版刷造	(注意) 製造業トハ一定ノ製造場ヲ設ケ職工勞役者ヲ使用シテ物品ヲ製造シ又ハ物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ瓦斯電氣ノ供給ヲ爲ス者及ビ物品ノ修理ヲ爲シ又ハ穀物ヲ精白搗碎シ又ハ染物ヲ爲ス者ハ製造業ト見做サル資本金額千圓未満ノ者又ハ職工勞役者ヲ通シテ三人以上ヲ使用セザル製造業者ハ課稅ヲ免カル
物品貸付業	
運轉資本金額	千分ノ六
建物賃賃價格	千分ノ七十
從業者	一人毎ニ金二圓
金錢物品貸付業	一定ノ店舖其他ノ營業場ヲ設ケ貸付ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ普通ニ物品ト稱セザルモノノ貸付ヲ爲スモノ亦同シ
運轉資本金額	千分ノ六
建物賃賃價格	千分ノ七十
從業者	一人毎ニ金二圓
物品販賣業	物品販賣業中、米、麥、豆、石油、肥料、鹽、糖、薪炭ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣小賣共ニ甲ノ稅率ヲ適用シ繭、白絹絲、白絹布、棉花、綿、白綿布、白綿絲、白麻絲、白麻布、紙、麥稈、眞田、眞田經木眞田、花冠、砂糖、麥粉、燐寸、銅鋼鐵地ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣ニ在リテハ甲、小賣ニ在リテハ乙ノ稅率ヲ適用シ其他ノ物品ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣小賣共乙ノ稅率ヲ適用ス
四	ノ探掘又ハ採取シタル礦物ノ販賣、(丙)度量衡ノ製作、修繕、販賣、(丁)其他一箇年ノ賣上金額二千圓未満ノ者ハ課稅ヲ免カル
五	物品販賣業中、米、麥、豆、石油、肥料、鹽、糖、薪炭ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣小賣共ニ甲ノ稅率ヲ適用シ繭、白絹絲、白絹布、棉花、綿、白綿布、白綿絲、白麻絲、白麻布、紙、麥稈、眞田、眞田經木眞田、花冠、砂糖、麥粉、燐寸、銅鋼鐵地ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣ニ在リテハ甲、小賣ニ在リテハ乙ノ稅率ヲ適用シ其他ノ物品ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣小賣共乙ノ稅率ヲ適用ス
銀行業	
運送業、運河業、棧橋業、船舶業、揚場業、貨物陸揚場業	(注意) 從業者三人以上ヲ使用セザル運送業ハ課稅ヲ免カル
倉庫業	從業者中職工勞役者
鐵道業	從業者中職工勞役者
請負業	從業者中職工勞役者
席貸業	(注意) 請負金額一箇年二千圓未満ノ者ハ課稅ヲ免カル
料理店業	(注意) 建物賃賃價格百圓未満ノ席貸業ハ課稅ヲ免ル
旅人宿業	(注意) 從業者四人以上ニ至ラザル料理店業ハ課稅ヲ免ル
周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業	(注意) 木賃宿及從業者四人以上ニ至ラザルモノハ課稅ヲ免カル
報價業	(注意) 一箇年ノ報價金額二百圓ニ至ラザル周旋業乃至信託業ハ課稅ヲ免カル
同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキハ格別ニ營業稅ヲ課セラル但課稅標準ト爲ルベキモノヲ共通シテ使用スルトキハ其一二就テ計算シ其稅率異ナル時ハ重キニ從フ	

諸稅法ノ摘要

納期
 第三種ノ所得ハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ徵收セラル
 第一期該年九月一日ヨリ三十日限第二期該年十一月一日ヨリ十五日限
 第三期翌年一月一日ヨリ十五日限第四期翌年三月一日ヨリ十五日限

營業稅法摘要
 所得金額ヲ隱蔽シテ通脫スル時ハ其通脫高三倍ノ罰金又ハ料料ニ處セラル但自首スル者ハ其稅金ヲ追徵スルニ止メテ其罪ヲ問ハズ

制裁
 所得金額ヲ隱蔽シテ通脫スル時ハ其通脫高三倍ノ罰金又ハ料料ニ處セラル但自首スル者ハ其稅金ヲ追徵スルニ止メテ其罪ヲ問ハズ

販賣品
 賣上金額
 小賣 甲 萬分ノ八 乙 萬分ノ十一
 大賣 甲 萬分ノ二十 乙 萬分ノ三十

從業者
 一人毎ニ金二圓

物品販賣業トハ一定ノ店舖其他ノ營業場ヲ設ケ物品ノ卸賣又ハ小賣ヲ爲ス者ヲ謂フ

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造シ販賣スル者

納税	申減税立	届出	(備考)
<p>納税</p> <p>新二銀行業、保険業、倉庫業、製造業、印刷業、出版業、運送業、運河、棧橋業、船舶修繕業、鐵道業ヲ開始スル</p>	<p>納期</p> <p>二期ハ其年十一月一日ヨリ三十日限ヲ以テ納期トス但廢業スルトキハ未納ノ税金ハ即納トス</p> <p>營業稅ハ年額ヲ二分シ第一期ハ其年六月一日ヨリ三十日限第二期ハ其年十一月一日ヨリ三十日限ヲ以テ納期トス但廢業スルトキハ未納ノ税金ハ即納トス</p> <p>新二銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、出版業、運送業、運河、棧橋業、船舶修繕業、鐵道業ヲ開始スル</p>	<p>届出</p> <p>一、納稅義務アル營業者ハ毎年一月三十一日迄ニ營業名及課稅標準ヲ詳記シ稅務署ニ届出ズルヲ要ス開業後免除年間ノ營業者モ亦同ク○新規開業シタル者ハ其際届出ヲ爲スヲ要ス</p> <p>二、納稅義務アル營業者廢業シタルトキハ其際稅務署ニ届出ズルヲ要ス</p>	<p>物品販賣業、購買業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ各店舗其他ノ營業場毎ニ營業稅ヲ課ス</p> <p>前項以外ノ營業ニシテ店舗其他ノ營業場數箇所アルトキハ其資本ヲ區分シタルモノハ格別ニ營業稅ヲ課シ區分セザルモノハ合算シテ之ヲ課ス但内國ト外國トニ涉リ店舗其他ノ營業場數箇所アルトキハ資本ヲ區分セザルモノハ内國ニ於ケル課稅標準ヲ見積リ、主タル店舗其他營業場内國ニ在ルトキハ合算シ内國ニ在ラザルトキハ各別ニ之ヲ課セラル</p>

制	檢査	徵稅
<p>一、法律ノ家督相續ニ因ル所有權ノ取得、不動産價格 千分ノ五</p> <p>二、第一號以外ノ家督相續又ハ遺言相續ニ因ル所有權ノ取得、不動産價格 千分ノ五</p> <p>三、遺言贈與其他無償主義ノ不動産價格 千分ノ六十</p> <p>四、第一號乃至第三號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得、不動産價格 千分ノ三十五</p> <p>五、從來保有セル所有權ノ保存、不動産價格 千分ノ五</p> <p>六、共有物ノ分割、分割ニ因リテ受ケル不動産ノ價格 千分ノ五</p> <p>七、永代地上權ノ取得、不動産價格 千分ノ二十五</p> <p>八、地上權、永小作權ノ取得</p>	<p>營業稅ヲ納ムル者ハ貨物ノ仕入、賣上、受入、貸付、運送、從業者ノ人員及營業ニ關スル金錢ノ出納ヲ明ニスル爲メ帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事柄ヲ記載スルコトヲ要ス○收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢査シ營業者ニ質問スルコトヲ得</p> <p>納稅義務者、課稅標準ノ申告ヲ爲サズ若クハ虚偽ノ届出ヲ爲シ又ハ故意ヲ以テ帳簿ノ記載ヲ怠リ若クハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處セラル○營業稅ヲ遺脱シタルモノハ連稅金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處セラル但自首スル者ハ連稅金額追徵スルニ止メ其罪ヲ問ハズ○營業稅法ノ違犯者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十八條第二項、第六十三條、第六十六條ノ例ヲ用キス</p>	<p>モノニ在テハ開業ノ翌年ヨリ尙三年間營業稅ヲ徵收セズ○同一ノ場所ニ在テ六箇月以内ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スルモノハ其月ヨリ營業稅ヲ徵收ス</p> <p>營業者廢業シタルトキハ其際稅務署ニ届出ズルヲ要ス</p> <p>營業者廢業スルトキハ其際稅務署ニ届出ズルヲ要ス</p>

納税	申減税立	届出	(備考)
<p>納税</p> <p>新二銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、出版業、運送業、運河、棧橋業、船舶修繕業、鐵道業ヲ開始スル</p>	<p>納期</p> <p>二期ハ其年十一月一日ヨリ三十日限ヲ以テ納期トス但廢業スルトキハ未納ノ税金ハ即納トス</p> <p>營業稅ハ年額ヲ二分シ第一期ハ其年六月一日ヨリ三十日限第二期ハ其年十一月一日ヨリ三十日限ヲ以テ納期トス但廢業スルトキハ未納ノ税金ハ即納トス</p> <p>新二銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、出版業、運送業、運河、棧橋業、船舶修繕業、鐵道業ヲ開始スル</p>	<p>届出</p> <p>一、納稅義務アル營業者ハ毎年一月三十一日迄ニ營業名及課稅標準ヲ詳記シ稅務署ニ届出ズルヲ要ス開業後免除年間ノ營業者モ亦同ク○新規開業シタル者ハ其際届出ヲ爲スヲ要ス</p> <p>二、納稅義務アル營業者廢業シタルトキハ其際稅務署ニ届出ズルヲ要ス</p>	<p>物品販賣業、購買業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ各店舗其他ノ營業場毎ニ營業稅ヲ課ス</p> <p>前項以外ノ營業ニシテ店舗其他ノ營業場數箇所アルトキハ其資本ヲ區分シタルモノハ格別ニ營業稅ヲ課シ區分セザルモノハ合算シテ之ヲ課ス但内國ト外國トニ涉リ店舗其他ノ營業場數箇所アルトキハ資本ヲ區分セザルモノハ内國ニ於ケル課稅標準ヲ見積リ、主タル店舗其他營業場内國ニ在ルトキハ合算シ内國ニ在ラザルトキハ各別ニ之ヲ課セラル</p>

制	檢査	徵稅
<p>一、法律ノ家督相續ニ因ル所有權ノ取得、不動産價格 千分ノ五</p> <p>二、第一號以外ノ家督相續又ハ遺言相續ニ因ル所有權ノ取得、不動産價格 千分ノ五</p> <p>三、遺言贈與其他無償主義ノ不動産價格 千分ノ六十</p> <p>四、第一號乃至第三號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得、不動産價格 千分ノ三十五</p> <p>五、從來保有セル所有權ノ保存、不動産價格 千分ノ五</p> <p>六、共有物ノ分割、分割ニ因リテ受ケル不動産ノ價格 千分ノ五</p> <p>七、永代地上權ノ取得、不動産價格 千分ノ二十五</p> <p>八、地上權、永小作權ノ取得</p>	<p>營業稅ヲ納ムル者ハ貨物ノ仕入、賣上、受入、貸付、運送、從業者ノ人員及營業ニ關スル金錢ノ出納ヲ明ニスル爲メ帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事柄ヲ記載スルコトヲ要ス○收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢査シ營業者ニ質問スルコトヲ得</p> <p>納稅義務者、課稅標準ノ申告ヲ爲サズ若クハ虚偽ノ届出ヲ爲シ又ハ故意ヲ以テ帳簿ノ記載ヲ怠リ若クハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處セラル○營業稅ヲ遺脱シタルモノハ連稅金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處セラル但自首スル者ハ連稅金額追徵スルニ止メ其罪ヲ問ハズ○營業稅法ノ違犯者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十八條第二項、第六十三條、第六十六條ノ例ヲ用キス</p>	<p>モノニ在テハ開業ノ翌年ヨリ尙三年間營業稅ヲ徵收セズ○同一ノ場所ニ在テ六箇月以内ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スルモノハ其月ヨリ營業稅ヲ徵收ス</p> <p>營業者廢業シタルトキハ其際稅務署ニ届出ズルヲ要ス</p> <p>營業者廢業スルトキハ其際稅務署ニ届出ズルヲ要ス</p>

(則通) 壹キトルク受テ登記ルニ關スル不動産

- 九 賃借權ノ取得
 - 存續期間十年未満 不動産價格 千分ノ二
 - 存續期間十年以上 不動産價格 千分ノ三
 - 存續期間三十年未満 不動産價格 千分ノ四
 - 存續期間三十年以上 不動産價格 千分ノ五
- 十 但權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ其殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登記稅ヲ計算ス
 - 但權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ其殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登記稅ヲ計算ス
- 十一 華族世襲財產ノ創設 不動産價格 千分ノ二十五
- 十二 先取權ノ保存又ハ取得 債權金額又ハ不動産 千分ノ六
 - 但シ債權金額ナキトキ又ハ先取特權ノ目的タルモノノ價格ガ債權金額ヨリ算キトキハ先取特權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 十三 買權 抵當權ノ取得又ハ債權金額 千分ノ六
 - 但シ債權金額ナキトキ又ハ買權抵當權ノ目的タルモノノ價格ガ債權金額ヨリ算キトキハ買權抵當權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 十四 競賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ六
 - 但シ競賣若ハ強制管理ニ付スベキモノノ價格ガ債權金額ヨリ算キトキハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 十五 假差押、假處分 債權金額 千分ノ四
 - 但シ假差押、假處分ニ付スベキモノノ價格ガ債權金額ヨリ算キトキハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 十六 抵當アル債權ノ差押 債權金額 千分ノ六
 - 但シ差押ニ付スベキモノノ價格ガ債權金額ヨリ算キトキハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

(則特) 貳キトルク受テ登記ルニ關スル不動産

- 一 府縣郡市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ニ因ル府縣郡市町村ノ權利ノ取得又ハ其府縣郡市町村ニ所有權ヲ移スニ付爲ス所ノ有權ノ保存
 - 府縣郡市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ニ因ル府縣郡市町村ノ權利ノ取得又ハ其府縣郡市町村ニ所有權ヲ移スニ付爲ス所ノ有權ノ保存
- 二 市町村ノ一部ニ屬スル財產ヲ無償名義ニヨリ其市町村ニ移ス場合ニ於ケル市町村ノ權利ノ取得又ハ其市町村ニ其權利ヲ移スニ付爲ス所ノ有權ノ保存
 - 市町村ノ一部ニ屬スル財產ヲ無償名義ニヨリ其市町村ニ移ス場合ニ於ケル市町村ノ權利ノ取得又ハ其市町村ニ其權利ヲ移スニ付爲ス所ノ有權ノ保存
- 三 法人ノ合併ニ因ル法人ノ權利ノ取得
 - 法人ノ合併ニ因ル法人ノ權利ノ取得
- 四 假差押、假處分
 - 假差押、假處分
- 五 登記ノ更正、變更又ハ抹消
 - 登記ノ更正、變更又ハ抹消
- 六 新規定條
 - 新規定條

諸稅法ノ摘要

登録	商標登録	特許登録	注意
六 登記事項ノ變更、消滅、廢止 七 登記ノ更正、消滅	一 商標權ノ移轉 二 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 三 登記ノ更正變更、又ハ抹消 四 特許權ノ移轉	一 相續 二 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 三 使用權又ハ實施權ノ設定又ハ保存 四 前二號ノ權利ヲ目的トスル實權ノ設定 五 前二號ノ權利ノ移轉 六 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 七 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號 八 乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 九 登記ノ更正、變更又ハ抹消 十 債權金額ニ因リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス	一 意匠ノ移轉 二 相續 三 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 四 實施權ノ設定又ハ保存 五 前二號ノ權利ヲ目的トスル實權ノ設定 六 前二號ノ權利ノ移轉
金一圓五十錢 金一圓五十錢	每一件 每一件 每一件 每一件	每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件	每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件
金一圓五十錢 金一圓五十錢	金一圓 金一圓 金一圓 金一圓	金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓	金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓

諸税法の摘要

商會社其他利益目的	土地登記
一 合名會社、合資會社設立 二 合名會社、合資會社設立 三 株式會社設立 四 株式會社資本増加 五 株式會社第二回 六 株式會社設立 七 株式會社 八 株式會社第二回 九 合併又ハ組織變更 十 合併ニ因ル會社 十一 資本ノ増加	一 地價ノ設定 二 地價ノ修正 三 開墾 四 開墾後下期付與 五 地價償還年期付與 六 新開免租年期延長 七 續下期地價償還年期ノ延長 八 低價年期ノ付與 九 地租條例第廿二條ノ地價修正 十 地價ノ復舊 十一 地價未設定ノ土地ハ近傍地地價ノ比準ニ依ル
増資拂込株金額及財產目 以外ノ出資ノ價格 千分ノ五	地價 地價 地價 地價 地價 地價 地價 地價 地價 地價 地價
千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二 千分ノ二	千分ノ十 千分ノ十 千分ノ十 千分ノ十 千分ノ十 千分ノ十 千分ノ十 千分ノ十 千分ノ十 千分ノ一 千分ノ一

商會社其他	法人登記	土地登記
一 商號ノ新設、取得 二 支配人ノ選任、代理權消滅 三 船舶管理人選任、代理權消滅 四 商法第五條第七條ニ依ル登記 五 民法第七九四條、第七九五條、第七九七條ニ依ル登記	一 法人ノ設立、法人設立後ノ事務所 二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止、登記ノ更正又ハ抹消解散、清算人ノ選任、解任又ハ變更、清算ノ終了 三 產業組合、產業組合聯合會又ハ產業組合中央會又ハ漁業組合、漁業組合聯合會ニシテ登記ヲ受ケル場合 四 前二項ノ規定ニ依ル但シ產業組合原簿又ハ產業組合聯合會原簿ノ記載ニ付テハ登記課税課セズ 五 主タル事務所ニアラザル事務所所在地ニ於テ前記各號ノ登記ヲ受ケルトキハ每一件金七拾錢ノ登記課税ヲ納ムベシ	一 支店設置 二 本店、支店ノ移轉 三 支配人選任、代理權消滅 四 登記事項ノ變更、消滅、廢止 五 但シ商法施行法ニ依リ新ニ登記スベキ事項ノ登記ハ登記事項ノ變更ト看做ス 六 登記ノ更正、抹消 七 二合名會社合資會社設立ノ抹消 八 清算人ノ選任、解任、變更 九 清算ノ終了
每一件 每一件 每一件 每一件 每一件	每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件	每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件
金七圓 金七圓 金七圓 金七圓 金七圓	金一圓五十錢 金一圓五十錢 金一圓五十錢 金一圓五十錢 金一圓五十錢 金一圓五十錢 金一圓五十錢 金一圓五十錢 金一圓五十錢	金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓

除免稅課

除免稅課	新用案
一 實用新案權ノ移轉 二 相續 三 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 四 使用權又ハ實施權ノ設定又ハ移轉 五 前二號ノ權利ヲ目的トスル實權ノ設定 六 前二號ノ權利ノ移轉	一 滯納處分以外ノ原因ニ依ル第一號 二 乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 三 登記ノ更正、變更又ハ抹消 四 債權金額ニ因リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス 五 實用新案權ノ移轉 六 相續 七 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 八 使用權又ハ實施權ノ設定又ハ移轉 九 前二號ノ權利ヲ目的トスル實權ノ設定 十 前二號ノ權利ノ移轉
每一件 每一件 每一件 每一件 每一件	每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件 每一件
金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓	金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓 金一圓

印紙税法大要

●印紙税法大要

一 財產權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明ス
二 登記簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認
三 登記簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認
四 登記簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認
五 登記簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認

元金	年利一分	年利二分	年利三分	年利四分	年利五分	年利六分	年利七分	年利八分	年利九分	年利一分	年利二分	年利三分	年利四分	年利五分	年利六分	年利七分	年利八分	年利九分
1000	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	2000	3000	4000	5000	6000	7000	8000	9000

單利積算表

元金	年利一分	年利二分	年利三分	年利四分	年利五分	年利六分	年利七分	年利八分	年利九分
1000	100	200	300	400	500	600	700	800	900

複利積算表

元金	年利一分	年利二分	年利三分	年利四分	年利五分	年利六分	年利七分	年利八分	年利九分
1000	100	200	300	400	500	600	700	800	900

日歩を年利に換算

日歩	年利
100	36500
200	73000
300	109500
400	146000
500	182500
600	219000
700	255500
800	292000
900	328500
1000	365000

年利を月歩及日歩に換算

本表ハ毎半年ニ利子ヲ元金ニ繰込ミ元金ノ合計ヲ示スモノナリ

年利	元金	半年後	一年後
1%	1000	1005	1010
2%	1000	1010	1020
3%	1000	1015	1035
4%	1000	1020	1050
5%	1000	1025	1065
6%	1000	1030	1080
7%	1000	1035	1095
8%	1000	1040	1110
9%	1000	1045	1125
10%	1000	1050	1140

年利を日歩に換算

年利壹分乃至二分五厘ヲ日歩ニ換算スレバ左ノ如シ

年利	日歩
1%	2.74
2%	5.48
3%	8.22
4%	10.96
5%	13.70
6%	16.44
7%	19.18
8%	21.92
9%	24.66
10%	27.40

米價換算表

利子早見表

年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩
1%	2.74	1%	2.74	1%	2.74	1%	2.74
2%	5.48	2%	5.48	2%	5.48	2%	5.48
3%	8.22	3%	8.22	3%	8.22	3%	8.22
4%	10.96	4%	10.96	4%	10.96	4%	10.96
5%	13.70	5%	13.70	5%	13.70	5%	13.70
6%	16.44	6%	16.44	6%	16.44	6%	16.44
7%	19.18	7%	19.18	7%	19.18	7%	19.18
8%	21.92	8%	21.92	8%	21.92	8%	21.92
9%	24.66	9%	24.66	9%	24.66	9%	24.66
10%	27.40	10%	27.40	10%	27.40	10%	27.40

米價換算

一圓ニ付四升乃至一斗ノ換算左ノ如シ

米價	換算
100	4000
200	8000
300	12000
400	16000
500	20000
600	24000
700	28000
800	32000
900	36000
1000	40000

國別	外國	日本
英國	吋(インチ)	八分三厘八毛
美國	呎(フット)	一尺五厘八毛
佛蘭西	碼(ヤード)	三尺一分七厘五毛
伊太利	鎖(チェイン)	十一間六厘四毛
白蘭地	哩(マイル)	十四町四十五間
和蘭

◎各國度量衡比較表 (其一)

本表ハ朝鮮、臺灣、樺太ノ分駐東京府管内八丈島、鹿兒島縣大島郡及沖繩縣ノ地租納期、伊豆七島ノ舊價ニ依リ徵收スル租稅納期ハ之ヲ省ク

月別	八月	九月	十月	十一月	十二月
地租	北海道地租第一、二期	北海道地租第一、二期	北海道地租第一、二期	北海道地租第一、二期	北海道地租第一、二期
酒稅	酒稅	酒稅	酒稅	酒稅	酒稅
營業稅	營業稅	營業稅	營業稅	營業稅	營業稅
所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅

◎各國度量衡比較表 (其二)

國別	外國	日本
英國	ガロン	...
美國
佛蘭西
伊太利
白蘭地
和蘭

租稅納期一覽

納期	一俵(斗)二付	一石二付	一俵(斗)三付	一石二付
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

月別	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
酒稅	酒稅	酒稅	酒稅	酒稅	酒稅	酒稅	酒稅
營業稅	營業稅	營業稅	營業稅	營業稅	營業稅	營業稅	營業稅
所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅
地租	地租	地租	地租	地租	地租	地租	地租

米價換算表 租稅納期一覽表 度量衡比較表

◎各國度量衡比較表 (其三)

國別	種類	重量	分	量	比	例	日本	量
露西亞	ガホネツ	一八(ガホネツ)					一八(ガホネツ)	
	チツトウエ	一八(チツトウエ)					一八(チツトウエ)	
	リツク	一八(リツク)					一八(リツク)	
	リツク	一八(リツク)					一八(リツク)	
	升(セン)	一五(升)					一五(升)	
	斗(タウ)	一五(斗)					一五(斗)	
	石(タン)	一五(石)					一五(石)	
	石(コイ)	一五(石)					一五(石)	
	秋收斗	一五(斗)					一五(斗)	
	市小升	一三(市小升)					一三(市小升)	

◎各國貨幣比較表

國名	本位標準貨	補助通貨トノ比價	日本金貨
英吉利	金ポンド(磅)	一磅=二十志=二百四十片	九圓七十七錢二厘
獨逸	金マルク(馬)	一馬=百布(フェンニツヒ)	四十七錢九厘
佛蘭西	銀フランク(法)	一法=百參(サンチム)	三十八錢七厘
白耳義	金ドルラー(弗)	一弗=百仙(セント)	二圓八錢
米合衆國	金ドルラー(留)	一留=百番(コバツタ)	一圓三錢四厘
露西亞	金ルーブル	一留=百番(コバツタ)	一圓三錢四厘
瑞典	金クローネ	一(クローネ)=百(オール)	五十三錢八厘
丁抹	金ミルリ	一(ミルリ)=百(レイ)	二圓十六錢八厘
葡萄牙	金クラウン	一(クラウン)=五十(クロ)	四十錢七厘
埃及	金ポンド	一(ポンド)=百(ピヤス)	九圓九十二錢五厘
印度	金ルピー	一(ルピー)=十六(アナン)	六十五錢
馬尼刺	銀ダラー	一(ダラー)=百(セント)	九十九錢七厘
瓜哇	銀ギルドル	一(ギルドル)=百(サラン)	九十九錢
暹羅	銀チャカル	一(チャカル)=四(アナン)	五十二錢九厘

◎各國度量衡比較表 (其二)

國別	種類	重量	分	量	比	例	日本	量
英國	オンス	一六(オンス)					一六(オンス)	
	ポンド	一六(ポンド)					一六(ポンド)	
	ストーン	一四(ストーン)					一四(ストーン)	
	クォーター	二八(クォーター)					二八(クォーター)	
	ハンドレツト	一〇(ハンドレツト)					一〇(ハンドレツト)	
	ウエイト	一〇(ウエイト)					一〇(ウエイト)	
	トン	二〇(トン)					二〇(トン)	
	セントナグラム	一〇(セントナグラム)					一〇(セントナグラム)	
	デシナグラム	一〇(デシナグラム)					一〇(デシナグラム)	
	グラム	一〇(グラム)					一〇(グラム)	

◎各國貨幣比較表 (其一)

國別	種類	重量	分	量	比	例	日本	量
露西亞	チツトウエ	一八(チツトウエ)					一八(チツトウエ)	
	リツク	一八(リツク)					一八(リツク)	
	リツク	一八(リツク)					一八(リツク)	
	升(セン)	一五(升)					一五(升)	
	斗(タウ)	一五(斗)					一五(斗)	
	石(タン)	一五(石)					一五(石)	
	石(コイ)	一五(石)					一五(石)	
	秋收斗	一五(斗)					一五(斗)	
	市小升	一三(市小升)					一三(市小升)	
	市大升	一三(市大升)					一三(市大升)	

◎年數早見表

國別	種類	重量	分	量	比	例	日本	量
希臘	金銀	一(ドラクマ)=百(レバ)					三十八錢七厘	
伊太利	金銀	一(リラ)=百(サンチム)					一圓四十錢	
西班牙	金銀	一(ペセタ)=百(センチモ)					一圓	
支那	銀兩(テール)	一兩=十錢=百分					二文	
朝鮮	銀元(ウチン)	一元=二十五兩					九十九錢九厘	

◎年數早見表 (續)

國別	種類	重量	分	量	比	例	日本	量
暹羅	銀	一(ルピー)=十六(アナン)					六十五錢	
馬尼刺	銀	一(ダラー)=百(セント)					九十九錢七厘	
瓜哇	銀	一(ギルドル)=百(サラン)					九十九錢	
暹羅	銀	一(チャカル)=四(アナン)					五十二錢九厘	

◎小手荷物運賃

甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
正徳四	五	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十

○旅客ノ手荷物ハ一人ニ付一等百斤、二等六十斤、三等三十斤迄ヲ無賃托送シ得但シ小兒半額券ニ對シテハ斤量モ亦半額トス、右制限以上ノ斤量ニ對シテハ通常小荷物(左表参照)ト同様ノ運賃ヲ徴ス運賃ノ計算ハ簡數ニ拘ハラズ總斤量ニ依ル○托送手荷物ト旅客攜帶手荷物トヲ問ハズ一個五錢ノ配達料ヲ支拂フ時ハ停車場所在地ノ市内及其停車場ヨリ凡ソ一里半以内ノ地ニ限リ(特ニ指定シタル停車場ヲ除ク)之ヲ配達ス

度量衡比較表 各國貨幣比較表 年數早見表

通常小荷物運賃表

本表ノ運賃ハ一箇毎ニ之ヲ計算ス又一斤ハ百六十匁トス

○行商人及呼賣商人の携帶する商品(貴重品及獸)の運賃

哩程	重量廿五斤未満	重量廿五斤以上 五十斤未満	重量五十斤以上
廿五哩以上	十 錢	二十 錢	三十 錢
五十哩迄	十 錢	二十 錢	三十 錢
以上最高哩程	又ハ斤量超過分ハ普通運賃ニ依ル		

○左ノ物品ハ斤量ニ依ラズ一輛毎ニ左ノ割合ニ依ル

物品	一哩ニ付	最低運賃
馬車	金二十錢	金四圓
自動車	金二十錢	金四圓
人力車	金三錢	金六十錢
自働自轉車	金六十錢	金六十錢
小兒車	金二錢	金二十錢
物品	一哩ニ付	最低運賃
自轉車	金二錢	金四十錢
商品運搬車	金二錢	金四十錢
金二錢	金四十錢	金四十錢
金二錢	金二十錢	金二十錢

手荷物及小荷物ノ注意 手荷物及小荷物ハ同ク錠前ヲ卸シ若クハ嚴重ニ結束スル等專ラ荷造ノ完全ニ注意スベシ、然ラザレバ托送又ハ配達ヲ斷ラレ、コトアリ○配達付荷物ハ荷送人ノ氏名及配達先ノ町村名、番地並其姓名ヲ荷物ノ外面ニ記載スルカ又ハ木札等ニ記載ノ上荷物ニ附著スベシ○手荷物托送ハ乘車券ヲ掛員ニ示シ引換合符ヲ受取者屬ニテ合符ヲ引換荷物受取ノ事

小荷物運賃表 郵便便覽

内國郵便 (日支郵便ヲ含ム)

日支郵便トハ、帝國、在支那帝國郵便官署區内及其相互間ニ發着スルモノヲ稱シ概略内國郵便ニ關スル規定ヲ準用ス

(注意)

第一種 書狀ニアラザル郵便法ニ依リ第一種郵便物トシテ取扱ハルベキモノ

第二種 往復葉書 封緘葉書 葉書ハ契約書委任狀又ハ受領書等ノ爲ニ收入印紙ヲ裏面ニ貼用スルモ妨ナシ又料額印面ノ汚斑ハ同種ノ切手ヲ貼用スレバ使用スルコトヲ得

第三種 毎月一回以上刊行 重量二十匁又ハ其端數每ニスル定期刊行物 日支郵便ハ十三匁又ハ其端數每ニ

第四種 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、學上ノ標本 重量三十匁又ハ其端數每ニ

第五種 農産物種子 重量三十匁又ハ其端數每ニ 金一錢

無封同文書狀 一箇重量十匁迄金一錢五厘 以上十匁每ニ金一錢

第一種郵便物 一箇ニ付重量二十匁迄金四厘 以上二十匁每ニ金三厘

第二種郵便物 一箇ニ付重量三十匁迄金六厘 以上三十匁每ニ金五厘

同時ニ三匁一箇以上ヲ差出ストキハ三匁一箇分ヨリハ重量三十匁迄每ニ金五厘

引受時 書留通常郵便物ハ引受時刻證明ト爲スコトヲ得○差出ノ際「引受時刻證明」ト表記スルヲ要ス

引受時刻證明郵便物ハ引受ノ際差出人ニ交付スベキ受領證ニ其引受時刻ヲ記入シテ之ヲ證明シ配達郵便局官署ニ於テ其配達ヲ了レルトキハ百ニ一之ヲ差出人ニ通知ス

書留又ハ價格表記ノ通常郵便物及ビ小包郵便物ハ配達證明ト爲スコトヲ得○配達了レル時ハ配達郵便局所ヨリ其ノ配達ノ證明ヲ差出人ニ交付ス○差出ノ際表面ニ「配達證明」ト表記スベシ

日本字又ハ漢字ヲ以テ明記シタル文書ノミチ内容トスル封緘シタル書留通常郵便物ハ内容證明ト爲スコトヲ得○差出ノ際ハ表面見易キ場所ニ「内容證明」又ハ「同文内容證明」ト表記スベシ

内容證明ノ取扱ヲ受ケントスルトキハ該郵便物ニ内容文章ノ贈本(字詰ハ共ニ一行二十字一枚二十行詰トスベシ)ニ通テ添フルヲ要ス○郵便局ハ検査ノ上相違アラザルトキハ原本及贈本ノ各通ニ差出年月日、内容證明ノ旨、郵便官署名ヲ記シ印刷ノ上原本ハ封緘シテ差出サシメ認證贈本ノ一通ハ差出人ニ交付シ他ノ一通ハ郵便官署ニ二年間保存ス

郵便官署ニ保存スル認證贈本ハ閱覽ヲ求ムルヲ得ベク別ニ贈本ヲ作リテ内容検査ノ證明ヲ求ムルヲ得ベク又配達済否ノ證明ヲ求ムルコトヲ得ベシ

郵便物ハ之ヲ書留ト爲スコトヲ得但價格表記ト爲シタルモノハ書留ト爲スコトヲ得ス○通常郵便物ハ「書留」小包郵便物ハ「書留小包」ト表記スベシ

書留郵便物ハ引受ノ際、差出人ニ該郵便物ノ受領證ヲ交付シ配達又ハ還付ノ際受取人又ハ差出人ヨリ其受領證ヲ差出サシム

密封シタル郵便物ハ之ヲ價格表記ト爲スコトヲ得但書留ト爲シタルモノハ價格表記ト爲スコトヲ得ズ且其制限金額ハ金千圓トス

此郵便物ノ受授、付テハ書留郵便物ニ付キ記セル所ニ同ク○通貨ハ必ず價格表記ト爲サ要ス

通貨ハ「通貨、價格表記金何程」其ノ他ノ物件ハ「品名、價格表記金何程」ト表記スベシ

留置

留置期間ハ三十日トス○差出ノ際ハ見易キ場所ニ「留置」「何局留置」「留置通知」ト表記スベシ

別配達

書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ別配達ト爲スコトヲ得

別配達ノ郵便物ハ通常ノ配達時刻ニ拘ラズ特便ヲ以テ配達ス○但配達ノ際、受取人不在等ノ爲メ交付シ能ハザルトキハ別配達ノ効ヲ失フ○表面ニ「別配達」又ハ「何局別配達」ト表記スベシ

留置郵便物ハ差出人指定ノ郵便局官署ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待チ之ヲ交付ス○差出人ハ留置郵便官署ヨリ其受取人ニ郵便物ノ到着通知ヲ請求スルコトヲ得

禁制品

通貨ハ價格表記ト爲スニ非レバ郵便物トシテ差出スナ得ズ○金、銀、寶石、珠玉其他貴重品ハ價格表記又ハ書留ト爲スニアラザレバ郵便物トシテ差出スナ得ズ

日支郵便ナルトキハ右ノ外一、法令ニ依リ輸出入ヲ禁ズル物品

○特 殊 取 扱

公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ亂スベキ文書圖書其他ノ物件

爆發性、發火性、其他郵便吏員ニ危害ヲ加ヘ又ハ郵便物ニ損害ヲ與フベキ物件但爆發性發火性以外ノ藥品及生活セル病源該病源菌含有ノ疑アル検査材料ニシテ特別ノ包装ヲ施セルモノハ此限ニ在ラズ

通貨ハ價格表記ト爲スニ非レバ郵便物トシテ差出スナ得ズ○

量制限

小包郵便 容積 ノハ長サ三尺迄伸バスタ得

重量 内地相互間、内地、臺灣、樺太相互間 一貫六百匁

通常郵便 容積 長一尺三寸 幅八寸五分 厚五寸

重量 第三種乃至第五種郵便物ハ 三百匁 商品見本及雜形ニ在リテハ百匁

連送郵便

東京市内 金六錢

大阪市内 金六錢

大阪市内ト東京市内相互間 金十二錢

大阪市内ト神戸市内相互間 金十二錢

東京市内ト横濱市内相互間 金十二錢

小包郵便物ハ重量六百匁ヲ超過スベカラズ○郵便物ノ表面ニ「連送」ト朱書スベシ○同一差出人ヨリ同一受取人ニ宛テ同時ニ二箇以上差出ストキハ一箇ノ外ハ半額トス

(注意) 同時ニ百箇以上差出ストキハ全額又ハ大部分ヲ印刷シタル有封、無封書狀及第三種第四種郵便物ヲ市内特別トシテ差出スナ得

小荷物運賃表 郵便便覽

線引讓渡

二 轉送信局長ノ承認ヲ受クルトキハ爲替證書ニ指定シタル拂渡郵便局所ノ如何ニ拘ラズ最寄ノ郵便局所ニ就キ之ガ拂渡ヲ請求スルコトヲ得

三 逓信大臣ハ手形交換所組合銀行ノ申請アルトキハ郵便局吏員ヲ手形交換所ニ派出シ郵便爲替證書ノ拂渡ヲ爲サシムルコトアルベシ

郵便爲替ノ特殊取扱手續

有効期間經過爲替證書ノ爲替金拂戻請求料亡失毀損汚穢爲替證書ノ爲替金拂戻請求料、爲替ノ拂渡又ハ拂戻局所變更請求料、有効期間經過又ハ亡失毀損汚穢爲替證書ノ再度證書請求料、爲替一口ニ付 通常又ハ電信爲替 金六錢 小爲替 金三錢 電信爲替至急通報料 電信爲替料ニ相當スル金額 電信爲替通報及證書別配達料 郵便別配達料ニ相當スル金額 郵便爲替金ノ居宅拂手敷料 郵便爲替金ノ居宅拂手敷料 一口ニ付 通常又ハ電信爲替 金五錢 小爲替 金三錢

郵便貯金

一 通常爲替證書送付ノトキ 二 通常爲替振出請求書送付ノトキ 三 通常爲替振出請求書未送付ノトキ 四 通常爲替證書ト通常爲替振出請求書ト金額符合セザルトキ 五 拂渡資金缺乏ノトキ 六 但シ通常爲替ノ受取人ハ通常爲替證書ト通常爲替振出請求書ト金額符合セザル場合ニ於テ其少ナキ金額ヲ限度トシテ又拂渡資金缺乏ノ場合ニ於テハ郵便局所ニ拂渡シ得ル金額ヲ限度トシテ爲替金ノ假拂ヲ請求スルコトヲ得

利率

利子ハ三月三十一日ヲ期トシテ之ヲ計算シ元金ニ加ヘ四月ヨリ更ニ利子ヲ付ス○郵便貯金ハ之ヲ預リタル月及ビ十錢未滿ノ端數ニハ利子ヲ付セズ又拂戻證書發行ノモノハ其發行ノ月ヨリ(拂戻證書ヲ發行セザルモノハ拂戻金拂渡ノ月ヨリ)利子ヲ付セズ○貯金利子ノ計算上單位未滿ノ端數ヲ生シタル時ハ之ヲ除棄ス○貯金預ケ人ハ利子ノ記入ヲ受タル爲メ毎年一回通帳ヲ郵便局ニ差出スベシ

特別貯金

共同貯金 貯金ヲ爲サントスルモノ共同シ總代人ノ名義ヲ以テ預入スル貯金ハ之ヲ共同貯金トス 上記貯金ノ外、出張取扱貯金、集配人取扱貯金、海外貯金等ノ制アリ 郵便貯金ノ利率ハ一箇年元金百分ノ四分八厘トス但千圓以上ノ預入金ニ對シテハ主務省ハ命令ヲ以テ利率ノ割合ヲ低減スルコトヲ得

郵便便覽

Table with columns: 預入, 預手, 預入, 預入, 預入. Rows: 一人一度ノ預金ハ十錢以上トシ端數ハ單位ニ限ル, 貯金總額ハ(一)公共團體、社寺學校又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ノ預入金(二)命令ノ規定ニ依ル共同貯金ノ預入金(三)産業組合ノ預入金(四)振替計算ノ爲ニスル預入金ノ外ハ元利ヲ合セテ千圓ヲ超過スルコトヲ得ズ, 貯金ノ金額此制限ニ超過シタル場合ニ於テ貯金預ケ人之ヲ其制限以内ニ減額セザルトキハ郵便官署ハ其制限以内ニ減額スルニ必要ナル限度ニ於テ貯金ノ一部ヲ以テ國債證券ヲ購入シ保管ス, 新貯金ノ預入ヲ爲サントスル者ハ郵便局所ニ於テ交付スル用紙ニ依リ貯金預入申込書ヲ調製シ之ニ現金ヲ添ヘ郵便局所ニ差出シ通帳ヲ受取ルベシ, 貯金預ケ人再度以後ノ預入ヲ爲サントスルトキハ現金ヲ郵便局所ニ差出シ通帳ニ其ノ記入ヲ受クベシ, 郵便切手ニ依リ貯金ノ預入ヲ爲サントスル者ハ郵便局ノ交付スル郵便切手貯金票紙ニ同一種類ノ郵便切手ヲ票紙相當欄全部ニ貼付シ郵便局所ニ差出シ通帳ニ記入ヲ受クベシ○郵便貯金票紙ハ之ヲ複製スルコトヲ得, 郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル郵便切手ハ左ノ五種トス, 五厘 壹錢 壹錢五厘 貳錢 參錢, 預入シ得ル高ハ一人ニ付一月内壹圓ヲ超ユルヲ得ズ, 違フ者アルトキハ其制限超過額ハ無効トシ消印シタル郵便切手ニ對シテハ代價ヲ爲サズ, 證券ニ依リ貯金ノ預入ヲ爲サントスル者ハ證券ヲ郵便局所ニ差出シ通帳ニ記入ヲ受クベシ, 預入スルコトヲ得ル證券ハ左ノ數種トス, 各種國債、新滿、滋賀、山梨、岐阜、福井、石川、

Table with columns: 再渡通帳, 貯金ヲ讓渡シ得ル場合, 種類, 料金. Rows: 一、亡失シタルトキ, 二、毀損汚穢シ不判明トナリタルトキ, 三、餘白ナキニ至リタルトキ, 右第一號及第二號ニ依リ再度通帳ノ請求ニ對シテハ通帳一冊ニ付料金五錢ヲ徴收セラル, 郵便貯金ヲ讓渡スルコトヲ得ルハ下ノ場合ニ限ル, 一、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ニ讓渡ス場合, 二、親族ニ讓渡ス場合, 三、遺言ニ依リ讓渡ス場合, 郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ購入及保管スベキ證券ノ種類左ノ如シ但シ無記名ニシテ拂込済済ノモノニ限ル, 大日本帝國政府五分利公債證券、勸業債券(日本勸業銀行ニ於テ賣出中ノモノヲ含ム)、特別大日本帝國政府五分利公債證券、貯蓄債券、大日本帝國政府四分利公債證券、拓殖債券、日本興業銀行債券, 證券ノ購入保管又ハ賣却料金, 額面 廿五圓迄 十錢, 同 五十圓迄 十五錢, 同 百圓迄 廿五錢, 以上百圓ヲ加フル毎二十五錢増シ, 貯蓄債券 一枚ニ付 五錢, 十圓券 八錢, 二十圓券 十錢, 五十圓券 十五錢, 勸業債券 百圓券 二十五錢, 貯蓄債券 五百圓券 八十五錢, 日本興業債券 千圓券 一圓六十錢, 額面十圓以上ハ千圓ヲ加フル毎一圓五十錢ヲ加フ, 但シ賣出中ノ勸業債券購入保管料金ハ一枚ニ付五錢トス, 預入ノ所有ニ係ル證券保管料金

組		加入		通則	
郵便振替貯金ハ左ノ取扱ヲ爲スモノトス					
一 加入者又ハ其他ノ者ヨリ現拂又ハ所定ノ證券ニ依リ拂込ヲ指定加入者ノ口座ニ受入ルコト					
二 加入者ノ請求ニ依リ加入者ノ口座相互間ニ貯金ノ振替ヲ爲スコト					
三 加入者ノ請求ニ依リ其口座ノ貯金ヲ拂出シ當該加入者又ハ其指定人ニ現金ノ拂渡ヲ爲スコト					
郵便振替貯金ニ加入セントスル者ハ加入請求書ニ基本預金十圓(加入者官公署ナルトキハ此基本預金ヲ要セス)ヲ添ヘ且別名ノ登記ヲ受ケントスルモノ又ハ用紙ノ裏面ヲ受ケントスル者ハ其料金又ハ貯金ニ相當スル郵券ヲ貼付シ最寄リ郵便局ニ差出スヲ要ス然ルトキハ口座開設ニ於テ口座開設シ其番號ヲ加入者ニ通知ス					
○拂込及拂出					
一 拂込、振替及拂出ハ拂込書及拂出書用紙ヲ使用スベシ					
二 拂込用紙ハ郵便局ニテ無料ニテ交付ス○自己ノ口座専用ノ用紙ヲ請求スルトキハ五十枚綴一冊金十錢トス○拂込用紙ハ私製スルコトヲ得					
三 拂出用紙(普通拂出書、局待拂出書ノ二種アリ)ハ各五十枚綴一冊十五錢トス					
四 現金拂出證一枚ノ金額ハ千圓ヲ超過スルコトヲ得ズ					
五 拂出證書ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ三十日トス					
六 拂込ハ一口ニ付金十錢以上最高制限ナシ					
七 振替貯金ノ受拂料金					
イ、拂込金ニ對シテハ拂込ノ際一口ノ金高ニ應ジ左ノ割合ニ依リ料金ヲ郵便切手ナリテ拂込人ヨリ徴收ス					
一四迄一錢、五四迄二錢、十圓迄四錢、五十圓迄六錢、百圓迄八錢、五百圓迄十錢、千圓迄十二錢、五千圓迄十四錢、一萬圓迄十六錢、一萬圓ヲ超ユルトキハ一萬圓迄毎二四錢ヲ加算ス					
ロ、振替貯金ノ口座ニ對シテハ拂込ノ受入ヲ爲シタルトキハ一口ニ付一錢又振替ニ依リ受拂ヲ爲シタルトキハ其受入又ハ拂出各一口ニ付二錢ノ割合ニ依リ料金ヲ一ヶ月宛取額メ當該加入					
郵便便覽					

普通		特別		振替貯金	
郵便貯金預ケ人ハ何時ニテモ郵便貯金ノ全額又ハ其一部ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得但一部拂戻ノ場合ニハ五十錢以上ノ貯金ヲ殘シ置クベシ且十錢未満ノ端數未ダ元金ニ加ヘザル利子ヲ請求スルヲ得ザルモノトス					
貯金拂戻ノ請求ハ貯金拂戻證書ヲ提出シテ爲スベキモノトス○貯金拂戻證書ノ有効期間ハ其發行ノ日ヨリ六十日トス但郵便局所ニ於テ拂渡ヲ停止シタル爲メ經過シタル日數ハ此期限内ニ計算セス					
貯金預ケ人(一)拂戻證書ヲ亡失シ、(二)拂戻證書ヲ毀損汚染シテ不判明トナリ又(三)其有効期間ヲ經過シタル時ハ郵便官署ニ再度拂戻證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但此請求ニ對シテハ證書一枚ニ付金十錢ノ料金ヲ納ムルヲ要ス					
左ノ場合ニ於テハ拂渡郵便局所ニ於テ拂戻金ノ拂渡ヲ停止ス					
一 拂戻證書遺失ノトキ					
二 拂戻請求書遺失ノトキ					
三 拂戻請求書未達ノトキ					
四 拂戻證書ト拂戻請求書ト金額符合セザルトキ					
五 拂渡資金缺乏ノトキ					
拂戻請求人ハ拂戻證書ト拂戻請求書ト金額符合セザル場合ニ於テハ其ノ少ナキ金額ヲ限度トシ又拂渡資金缺乏ノ場合ニ於テハ其拂渡シ得ル金額ヲ限度トシテ拂戻金ノ假拂ヲ求ムルコトヲ得					
(注意)					
貯金預ケ人貯金原簿所管轄ニ於テ通帳ノ檢閱ヲ受ケ何レノ郵便局所ニ於テモ即時拂ノ取扱ヲ受ケ得ル爲メ特ニ貯金現在高ノ證明ノ附記ヲ受タル時ハ何レノ郵便局所ニ於テモ其即時拂ヲ請求スルコトヲ得通帳ニ預入金ヲ記入シタル郵便局所ニ對シ其記入金額ニ付拂戻ヲ請求スル場合亦同ジ但貯金預ケ人當該郵便局所ニ對シ拂戻請求ノ日時及金額ニ付相當豫告ヲ爲スニ非ザレバ金額ノ削減ヲ受ケ又ハ請求ニ應ゼラザルコトアルベシ					
前項ノ規定ニ該當セザル場合ト雖モ貯金預ケ人ニ於テ正當本人タルコトヲ證明シタルトキハ郵便局所ハ一日三十圓以内一月内百圓迄ヲ限リ即時拂ノ請求ヲ爲スコトヲ得					
貯金預ケ人ハ別ニ告示スル郵便局所ニ於テ其受持貯金原簿所管轄ニ屬スル貯金ノ全部又ハ一部ノ局待拂ヲ請求スルコトヲ得但現時ニ在テハ此取扱ヲ爲スハ通信省管内郵便局ニ限ル					
天災其他非常ノ場合ニ於テハ災害地ノ郵便局ニ於テ非常拂ナル特別拂戻ノ取扱ヲ爲スコトアリ此場合ニ於テハ金額時間ニ制限ナク又通帳印章ヲ亡失シタル者モ即時現拂ノ請求ヲ求ムルコトヲ得					
者ノ貯金ヨリ控除徴收ス					
ハ、現金拂渡ノ爲ニスル振替貯金ノ拂出ニ對シテハ一口ノ金高ニ應ジ左ノ割合ニ依リ料金ヲ拂出ノ際當該加入者ノ貯金ヨリ控除徴收ス					
十圓迄五錢、五十圓迄十錢、百圓迄十五錢、二百圓迄二十錢、三百圓迄廿五錢、四百圓迄三十錢、五百圓迄卅五錢、百圓迄四十錢、八百圓迄四十五錢、千圓迄五十錢					
左ノ證券ハ現金ニ代用シテ拂込ムコトヲ得					
一、郵便爲替證書 二、郵便取立金取立済通知書 三、振替貯金拂出證書					
四、中央金庫ニ於テ拂渡スベキ仕拂命令書 五、小切手但郵便振替貯金ヲ拂込ニ充用スルコトヲ得ル小切手ハ手形交換所組合銀行又ハ代理交換ノ委託銀行ヲ支拂人トシ且當該手形交換所組合銀行ノ所在地ヲ支拂地トスル所持人拂ノ小切手ニシテ其振出ノ日ヨリ八日以内ノモノニ限ル					
加入者ハ相手加入者所屬ノ口座所管轄ノ如何ニ拘ハラズ自己ノ口座ノ貯金ヲソノ口座ニ振替ントスルトキハ普通拂出書用紙ニ記載シ無料郵便ニテ所屬ノ口座所管轄ニ送付スベシ					
加入者自己ノ口座ノ貯金ヲ拂出シ其ノ現金ヲ受領セ若クハ他人ヲ指定シ之カ拂渡ヲ受ケシメントスルトキハ普通拂込書用紙ニ記載シ且金額欄ノ下部餘白ニ現金拂ノ文字ヲ附記シ之ノ所屬ノ口座所管轄ニ差出ベシ					
一、加入者ハ左ノ郵便局ニ就キ即時現金ノ拂渡ヲ受ル爲メ局待拂ヲ請求スルコトヲ得					
東京中央郵便局 通信省構内郵便局 神田郵便局					
大阪中央郵便局 船場郵便局 堀江郵便局					
福岡郵便局 朝鮮京城郵便局 臺灣臺北郵便局					
關東州大連郵便局					
二、加入者ハ前項以外ノ郵便局ニ就キ電報ニ依リ局待拂ヲ請求スルコトヲ得此場合ハ電報料トシテ一口四十錢同時ニ二口以上ハ一口四十錢其他ハ一口十錢ヲ加入者ノ貯金ヨリ控除ス					
三、局待拂々出書有効期間ハ振出ノ日ヨリ七日間トス					

郵便便覽

料金 運付請求 料金納付ノ日ヨリ六十日以内
 受取 電書請求 電報差出ノ日ヨリ三日間
 閱覽、正寫請求 交付又ハ到着ノ日ヨリ六ヶ月以内
 無線電報 一般電報料ノ外海岸局、船舶局ニ於テ受受信
 各別ニ左ノ料金ヲ附課ス○但シ無線電信ノミニヨリ傳送
 スル場合ハ一般料金ヲ課セズ

官私報 (五字以内ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス)
 歐文五語以内 金二十五錢
 (一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス)

新聞電報 一通ニ付和文五十字以内毎ニ 金二十錢
 内地相互間 金二十錢
 和文五十字以内毎ニ 内地、臺灣、樺太朝鮮相互間 金三十錢
 停車場揭示電報 設置停車場内一定ノ場所ニ六時間揭示スルモノトス

○日支電報 (注意) 日支電報ニ關シテハ特ニ規定アル場合ノ外内國電報ニ關スル規
 定ヲ準用ス

和文 十五字以内 五語以内 一語ヲ増
 以テ 五字以内 五語以内 一語ヲ増
 二十錢 五錢 二十五錢 五錢
 三十錢 五錢 四十錢 五錢
 新聞 五十字以内 三十錢
 官私報 二十錢 五錢 二十五錢 五錢
 新聞電報 五十字以内 二十錢

朝鮮、滿洲、支那 官私報 二十錢 五錢 二十五錢 五錢
 芝罘、相互間 新聞電報 五十字以内 二十錢

本邦内地、臺灣、樺太、滿洲又ハ支那、朝鮮、相互間
 新聞電報 五十字以内 二十錢
 芝罘、相互間 新聞電報 五十字以内 二十錢

滿洲ノ別便配達料ハ里程ニ拘ハラズ三十錢、船舶料ハ五十錢(大連ハ一
 圓)トシ支那、芝罘、船舶配達料ハ二十五錢トシ執レモ其ノ配達費之ヲ
 超過スルトキハ實費額ニ依ル

外國郵便

郵便聯合諸國及聯合外國諸國宛郵便物
 二十五瓦迄(約五瓦三分) 以上每二十五瓦(約五瓦三分)

課 渡
 一、振替貯金ノ讓渡ヲナサントスルトキハ加入者ニ於テ讓受人ノ
 連署シタル振替貯金讓渡請求書ヲ所管廳ニ差出スベシ
 二、振替貯金拂出證書ハ郵便爲替證書ノ例ニ依リ其ノ裏面ヘニツ
 ノ平行線ヲ引キテ之ヲ銀行ニ讓渡スコトヲ得
 一、加入者振替貯金ヨリ脱退セントスルトキハ脱退請求書ヲ所管
 廳ニ差出スベシ
 二、前項ノ場合其口座ノ基本預金及現金現在高キ自己ノ加入セル
 他ノ口座又ハ他ノ加入者ノ口座ニ振替ルコトヲ得
 三、貯金現在高ナクシテ拂出書ヲ振出シ又ハ振替貯金事業ノ信用
 ナ害スル虞アリト認メタル加入者ニ對シテハ口座所管廳ニ於テ
 其加入承認ヲ取消スコトアルベシ○加入者料金ノ納付ヲ怠リタ
 ルモノ亦同シ

利 子
 年三分六厘 但シ利子ハ月初日ヨリ十五日迄又ハ十六日ヨリ末
 日迄ノ各期間ヲ通シ繼續シテ存在シタル現在高ノ最低額ノ圓位以
 上ニ對シ月割利率ノ半數ヲ乘シ之ヲ計算ス尙現在高十圓額ヲ超ユ
 ルモノニアリテハ其ノ超過額ニ對シテハ利子ヲ付セズ

國內電信
 和文 十五字以内 五語以内 一語ヲ増
 以テ 五字以内 五語以内 一語ヲ増
 二十錢 三錢 十五錢 三錢
 官報 二十錢 五錢 二十五錢 五錢
 私報 三十錢 五錢 四十錢 五錢
 前項以外 内地料金 官報 二十錢 五錢 二十五錢 五錢
 私報 三十錢 五錢 四十錢 五錢
 至急電報料 官報ハ通常電報料ノ二倍 私報ハ通常電報料ノ三倍
 返信料前納電報 返信ヲ受ケントスル者ハ其返信電報料ヲ前納ス
 ルコトヲ得
 照校電報料 通常電報料ノ四分ノ一ヲ増ス
 電報ニ依ルモノハ一通 和文ハ十五字分 歐文
 八五語分ニ相當スル通常電報料
 郵便ニ依ルモノハ一通ニ付 金三錢

取 扱 料 殊
 追尾再送電報料 追尾、再送共一回毎ニ新ニ差出タルモノトシ
 料金ヲ課ス
 同文電報料 原信ヲ除キ一通毎ニ 和文ハ金十錢 歐文ハ金
 十五錢
 (注意) 同文ノ字數ハ一回十字ヲ超ユルヲ得ズ
 外國郵送料 一通ニ付 金二十錢
 時間外取扱料 一通ニ付 金二十錢同文ハ原信ヲ除キ他ハ一通
 五錢
 別配送料 一通ニ付著信局ヨリ二里以内金二十錢、二里ヲ
 超ユルトキハ一里以内毎ニ二十五錢ヲ増ス○島嶼
 ノ別便料ハ里程ニ拘ハラズ金二十錢トシ實費之
 ヲ超過シタルトキハ實費額ニ依ル
 解船配達料 一通ニ付二十錢トシ實費之ヲ超過スルトキハ實
 費額ニ依ル
 (注意) 別便料解船配達料ハ發行ノ時二十錢ヲ納付シ其不足
 分ハ受信人ヨリ徵收スルモノトス、但シ發信人ガ其全
 部ヲ納付スルトモ得ルナリ
 書留郵便配達料 一通ニ付 金七錢
 受取證書料 一通ニ付 金三錢 (注意) 請求期間三日間
 閱覽料 一通ニ付 金三錢
 正寫料 一通ニ付 和文二百字以内毎ニ 金五錢
 歐文五十語以内毎ニ 金十錢
 未送電報返還料 一通ニ付 金五錢 電報託送料 一通ニ付 金
 三錢
 略號登記料 一箇ニ付年額金十二錢、短期略號登記料月額金
 一圓二十錢
 配達先登記料 一箇ニ付年額金十二圓
 局渡料 局渡證書 一箇ニ付年額金六圓
 再送請求 若信ノ時ヨリ
 尋問請求 電報ヲ受取リタル時ヨリ 七十二時間以内
 改正及停止請求 電報ノ時ヨリ
 返信料前納證書使用期間 證書發行ノ日ヨリ三十日以内

普通郵便
 葉書一枚 錢
 普通 往復 每五十五瓦(約一三瓦三分)
 四錢 八錢 南品 見本 二錢
 百元迄(約二六瓦七分) 以上每五十五瓦(約一三瓦三分)
 四錢 業務用書類 二錢
 三百五十五瓦迄(約六六瓦六分) 以上每五十五瓦(約一三瓦三分)
 十錢

支那宛郵便物 (聯合國郵便局ノ設置アル地ヲ除ク)
 第一種甲 同 乙 第一種 第二種 第三種 第四種 第五種
 每四瓦 每十瓦 通 常 往 復 封 緘
 第三種 二錢 一錢半 三錢 三錢
 每二十瓦 每三十瓦 每三十瓦
 五錢 二錢 一錢 一錢 一錢

(注意) 第一種郵便物中甲ハ書狀、乙ハ印刷シタル無封ノ書
 狀、第二種ハ郵便葉書、第三種ハ毎月一回以上刊行ス
 ル定期刊行物、第四種ハ書類、印刷物、業務用書類、寫
 眞、書、圖、商品見本及雜形、博物學上ノ標本、第五種
 ハ農産物種子ヲ云フ
 萬國條約ニ依ル 普通 別配達、留置、軍艦郵便
 用書類、見本印 特殊取扱 書留、別配達、到達證
 刷物 留置、代金引換
 價格表記書狀及箱物 特殊取扱普通別配達、到達證、
 交換條約ニ依ル價格 留置、代金引換
 表記書狀及同箱物 留置、代金引換

外國郵便 早外郵便 見便
 下記ノ條約ニ依ル
 普通 留 許
 約條馬羅 約條國英 約條太奈加 約條國米 約條洲澳 約條港香

外國宛郵 金便物ノ特 殊取扱料		通常郵便	
一、書留料	支那宛一箇每ニ 其 他	印刷物及 書類	商品見本
二、到達證料	支那宛一箇每ニ 其 他	長 四十五糎(約一尺四寸八分) 幅 四十五糎 厚 四十五糎	長三十糎(約九寸九分) 幅二十糎(約六寸六分) 厚十糎(約三寸三分) 重量三百五十五瓦(約九三忽二)
三、別配達料	通常郵便物一箇每ニ 小包郵便物一箇每ニ	重量 二匁(約五三三忽五三分) 印刷及業務用書類ニシテ卷物體ノモノハ長 サニ於テ七十五糎(約二尺四寸七分)、直徑 ニ於テ十糎(約三寸三分)ヲ超ユルヲ得ザル モノトス	商品見本ニシテ卷物體ノモノハ長サニ於テ 三十糎(約九寸九分)、直徑ニ於テ十五糎(約 四寸九分)ヲ超ユルヲ得ザルモノトス
四、代金引換料	小包郵便物一箇每ニ 代金引換金額八圓 又ハ其ノ端數每ニ 金八錢	葉書 長十四糎(約四寸六分)幅九糎(約二寸九分) 葉書ハ長サニ於テ十糎(約三寸三分)、幅ニ 於テ七糎(約二寸三分)ヲ下ルヲ得ザルモノ トス	

國際返信切手券		賠償	
價格	一枚ニ付 金 十二錢	賠償スル 場合及金 額	賠償スル 場合及金 額
國際返信切手券ハ名宛國ニ於テ我十錢ニ相當スル郵便切 手ニ引換フルコトヲ得		一 郵便聯合國及支那宛書留郵便物亡失ノ時ハ金五十 法(約二十圓)	一 賠償聯合國及支那宛書留郵便物亡失ノ時ハ金五十 法(約二十圓)
國際返信切手券ヲ發送シ得ル主ナル國名ハ左ノ如シ 露逸、亞米利加合衆國、奧地利、白耳義、爾瓦利、智利、古 西太利加、埃瑪、丁抹、埃及、西班牙、佛蘭西、大不列顛、 加奈太、英領印度、錫蘭、香港、海峽殖民地、希臘、洪甸 利、歷山堡、墨西哥、那威、和蘭、羅馬尼、暹羅、瑞典、瑞西 損害ヲ賠償スルハ左ノ場合ニ限リ其金額ハ左ノ通りト ス但シ不可抗力・因ルモノハ賠償ノ限リニアラザルハ 勿論トス		二 價格表記書狀又ハ箱物ヲ亡失毀損シ又ハ盜取セラ レタル時ハ其實損額但シ表記金額ヲ超ユルヲ得ザ ルモノトス	二 價格表記書狀又ハ箱物ヲ亡失毀損シ又ハ盜取セラ レタル時ハ其實損額但シ表記金額ヲ超ユルヲ得ザ ルモノトス
請求期間	郵便物差出ノ日ヨリ 一ヶ年		

誰にも願届申請手續之業日用便覽終

大正五年七月十九日印刷
大正五年七月廿五日發行

不許複製

發行所

東京市京橋區濱町六番地(北新川)

帝國酒醬油新報社

電話京橋三〇三六番
振替東京三〇八四二番

編輯者兼
發行所

印刷者

印刷者

東京市京橋區濱町六番地

塚本 鑛吉

東京市京橋區柳町四番地

瀨味 印刷所

東京市京橋區柳町四番地

瀨味 建二

定價金參圓五拾錢

エフエムエフ

活きた新聞

帝國酒醬油新報

債權の取立
信用の調査
興信部

登録商標手續
登録商標大全
代理部

趣味と實益

讀むて爲めになり

横濱支局
名古屋支局

横濱市根岸町四四八
名古屋西區江川端町五ノ四

本社

東京京橋北新川
電話東京三〇八四二番
電話京橋三〇三六番

松本支局
福島支局

松本市中町 電話四五番
福島市萬世町電話三二六番

廣告して効果絶大

終